

博士（商学）学位申請論文
（本審査用）

保険契約会計の研究

羽根 佳祐

2017年4月27日提出

目次

序章 問題の所在と構成.....	1
第1節 本研究の目的.....	1
第2節 研究方法と構成.....	3
第1章 保険契約会計の基本構造.....	7
第1節 はじめに.....	7
第2節 保険の意義と保険会社の役割.....	8
第1項 保険の機能.....	9
第2項 保険者（保険会社）の役割.....	12
第3節 保険会社のビジネスモデル.....	14
第1項 保険会社の業務フロー.....	14
第2項 保険会社の資本構成と資産運用状況.....	15
第3項 小括.....	18
第4節 保険会計における保守性.....	19
第1項 保険法定会計の目的.....	19
第2項 保険法定会計にみる保守性.....	21
第3項 小括.....	30
第5節 おわりに.....	32
第2章 保険業を取り巻く周辺制度.....	34
第1節 はじめに.....	34
第2節 保険会社の資産負債管理（ALM）の発展.....	35
第1項 ALMの意義.....	35
第2項 保険会社のALMの進展.....	36
第3項 IAISによるALMに関する基準.....	37
第3節 国際的なソルベンシー規制の潮流.....	38
第1項 従来型ソルベンシー規制の問題点.....	39
第2項 IAISによるトータル・バランスシート・アプローチの推進.....	40

第3項	ソルベンシーIIにおける評価プロセス	45
第4節	エンベディッド・バリュー (EV) の進展	48
第1項	EVの意義	48
第2項	市場整合型エンベディッド・バリュー (MCEV)	50
第5節	「経済価値ベースでの資産・負債評価」の意義	54
第1項	制度上の目的の相違と調和化への試み	54
第2項	IASB 保険契約プロジェクトへのインプリケーション	56
第3項	会計の役割と経済価値、経済的利益の関係性	58
第6節	おわりに	60
第3章	会計観の共生と相剋	62
第1節	はじめに	62
第2節	収益費用アプローチと資産負債アプローチの関係性	63
第3節	会計観の共生	65
第1項	1976年討議資料の概要	65
第2項	FASBの概念基準書	69
第3項	小括	73
第4節	会計観の相剋	75
第1項	改訂プロジェクトの動機	76
第2項	全面公正価値会計への布石	77
第3項	会計観の潜在的な対立点	82
第4項	小括	87
第5節	おわりに	88
第4章	会計上の対応概念の意義とその変遷	90
第1節	はじめに	90
第2節	収益・費用の対応の基本構造	92
第1項	対応概念の発芽	92
第2項	独立変数と従属変数の決定	94
第3節	収益費用アプローチと資産負債アプローチの対応観	96
第1項	収益費用アプローチの対応観	97
第2項	資産負債アプローチの対応観	99

第 3 項 小括	102
第 4 節 会計観の重点移行に伴う対応観の変容の帰結	103
第 1 項 会計観の変化が会計目的に及ぼす影響	103
第 2 項 収益費用アプローチにおける対応概念の問題点の克服.....	105
第 5 節 おわりに.....	106
補論 1 対応観に関する代表的見解.....	109
第 1 節 Paton and Littleton (1940) の対応観	109
第 2 節 Edwards and Bell (1961) の対応観.....	111
第 3 節 AAA (1965a) の対応観.....	113
第 4 節 Bedford (1965) の対応観.....	114
第 5 節 Storey (1978) の対応観.....	116
第 6 節 Nissim and Penman (2008) の対応観.....	117
第 5 章 保険契約会計の会計モデル間対立.....	121
第 1 節 はじめに.....	121
第 2 節 保険契約会計における会計観の選択問題.....	122
第 1 項 繰延対応アプローチの本質	122
第 2 項 資産負債測定アプローチの本質	125
第 3 節 IASC/IASB 保険契約プロジェクトの変遷.....	126
第 1 項 公正価値モデルの芽生え—1999 年論点書	127
第 2 項 保険負債に対する 2 つの測定属性—2001 年原則書草案	131
第 3 項 プロジェクトの分離と暫定基準の公表—2004 年 IFRS 第 4 号	133
第 4 項 公正価値モデルの推進—2007 年討議資料	133
第 5 項 公正価値モデルからの転換—2010 年公開草案	137
第 6 項 最終基準化に向けて—2013 年改訂公開草案	140
第 7 項 小括	141
第 4 節 FASB と IASB の対立点の検討—マージンの測定問題—	144
第 1 項 FASB と IASB の対立点	145
第 2 項 IASB の主張	147
第 3 項 FASB の主張.....	150
第 4 項 小括	151

第 5 節	おわりに	153
補論 2	IASC/IASB の公正価値提案に対するコメント分析	155
第 1 節	問題の所在	155
第 2 節	論点書に対するコメント分析	156
第 3 節	2007DP に対するコメント分析	160
第 4 節	まとめ	165
第 6 章	経済価値ベースの ALM と伝統的な対応概念の意義	167
第 1 節	はじめに	167
第 2 節	保険契約の理想的な測定モデル	168
第 1 項	経済的ミスマッチの報告	169
第 2 項	会計上のミスマッチの解消	170
第 3 項	経済的ミスマッチの報告と会計上のミスマッチの解消の関係性	173
第 4 項	資産・負債をマッチさせることの帰結	174
第 3 節	保険負債評価への信用リスク反映に対するコメント分析	183
第 1 項	回答者の属性と集計方法	185
第 2 項	回答内容の分析	187
第 4 節	自己の信用リスクの取り扱いに関するコメントの含意	190
第 1 項	利害関係者の“ミスマッチ”に対する重視度合	190
第 2 項	経済価値ベースの ALM と伝統的な対応概念の意義	194
第 5 節	おわりに	196
第 7 章	保険契約の収益認識	199
第 1 節	はじめに	199
第 2 節	実現概念の変遷—収益認識の絶対条件の抽出—	200
第 1 項	実現概念の変遷	201
第 2 項	実現の内包要件の抽出	203
第 3 節	IASB の収益認識プロジェクトの概要	205
第 1 項	「支配の移転」に基づく収益認識モデル	205
第 2 項	収益認識プロジェクトの成果物の特徴	207
第 4 節	保険契約プロジェクトと収益認識プロジェクトの整合性	210
第 1 項	保険契約の測定モデル	211

第2項	収益認識プロジェクトとの整合性	212
第3項	両プロジェクトの整合性に関する考察	214
第5節	保険契約の収益認識	216
第1項	保険料収入に着目した収益認識アプローチの意義	216
第2項	保険負債を構成するマージンの収益認識—FASBとIASBの相違点—	217
第6節	おわりに	221
補論3	保険契約収益アプローチ提案に対するコメント分析	223
第1節	問題の所在	223
第2節	回答者の属性と集計方法	223
第3節	回答内容の分析	225
第4節	まとめ	229
第8章	保険契約会計の展望	231
第1節	はじめに	231
第2節	保険契約会計における情報利用者	233
第3節	保険契約プロジェクトの評価	236
第1項	ストックモデルの意義と問題点	236
第2項	フローモデルへの揺り戻しにおける問題点	240
第3項	フローモデルに期待される役割	241
第4節	保険契約会計の展望	244
第1項	ストック注記型フローモデルの意義とその特徴	245
第2項	評価差額マージン調整型フローモデルの意義とその特徴	247
第3項	評価差額OCI計上型フローモデルの意義とその特徴	248
第4項	小括	249
第5節	おわりに	252
終章	総括と課題	254
第1節	要約と結論	254
第2節	今後の課題	258
資料1	論点書「保険」(IASB 1999)に対するコメント回答内容	262
資料2	討議資料「保険契約に関する予備的見解」(IASB 2007)に対するコメント回答内容	270

資料3 改訂公開草案「保険契約」(IASB 2013b) に対するコメント回答内容	284
【参考文献】	298

序章 問題の所在と構成

第1節 本研究の目的

近年の保険契約会計を巡る議論においては、ストックモデルはストック（資産・負債）の評価に焦点を当てて一方、フローモデルはフロー（財や用役の流れ）の配分計算に意義を認めている。現在、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）を中心に、保険契約会計基準の策定が進められているが、基準策定プロジェクトでは当初、ストックモデルに重きを置いた基準案が示されていた。しかし、純粋なストックモデルは多くの利害関係者の支持を得ることができず、プロジェクトは長期化の道を辿っている。そして、利害関係者の意向を汲む形でフローモデルへの揺り戻しがなされているのが現状である。そこで本研究では、会計基準の国際的なコンバージェンスの必要性が謳われる中、日本でも今後予定される保険契約会計の制度化に向けて、保険契約会計を巡るストックモデルとフローモデルとの会計モデル間対立から生じる問題を明らかにし、その解消に向けた帰着点を検討することを目的としている¹。

保険契約会計のあり方としてストックモデルが注目された背景には、プロジェクト発足当時の IASB が公正価値会計²を支持する立場にあったことに加え、保険業を取り巻く周辺制度においてストック志向の測定モデルが提案ないし採用されてきたことがある。伝統的に採用されてきた保険（契約）会計実務はしばしば「ブラック・ボックス」と評されることがあった。ブラック・ボックス状態を長年批判されてきた各保険会社は、現行の保険会計実務を変えるというよりも、会計情報を補完する「補足情報」の開示を拡充することでブラック・ボックス解消に尽力してきた。そのような「補足情報」には、保険会社の株主に帰属する企業価値を伝達しようとするエンベディッド・バリュー（Embedded Value: EV）が含まれる。EV の算定には、経済価値ベースでの資

¹ IASB は、企業への資金提供者の経済的意思決定に資する情報提供を目的とした一般目的会計として保険契約会計基準の策定を進めている。本研究では、この点を踏まえ、主として、保険株式会社に対する保険契約会計のあり方を検討対象としている。

² 本研究では、公正価値は、出口市場に基づく測定値（出口価格）を指す。なお、時価は、市場において形成されている取引価格（あるいは、市場での取引を仮定し、合理的に算定された価額）を指し、（ことわりがない限り）出口価格ないし入口価格を区別していない。

産・負債評価が不可欠である。

また、保険会社のソルベンシー規制においても国際的な潮流は、経済価値ベースでの資産・負債評価に焦点が当てられている。保険会社の全社的リスクマネジメント（Enterprise Risk Management: ERM）においても経済価値ベースの資産負債管理（Asset Liability Management: ALM）が不可欠のツールとして認知されている。IASB が保険契約会計においてストックモデルを推進してきたのは、経済価値ベースの ALM が浸透しつつある中で、取得原価主義に基づく現行の保険会計実務が ERM/ALM 達成の大きな障壁として指摘されてきたこととも無関係ではない。

IASB の前身である国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）は、1997 年 4 月より保険会社の提供する会計情報自体の有用性、また各国間の比較可能性を高めるべく、国際的な保険契約会計基準の開発作業を始めた。日米に代表される当時の保険会計実務では、保険料収益と保険金・給付金との適切な期間対応を重視するために、概念フレームワーク上の資産・負債の定義を満たさない計算擬制的な項目の計上が許容されることがあった。IASC は、このことを問題視し、保険会社の経済的実態を示せるよう、ストックの再評価を行うことにその解決策を見出した。IASC から IASB へと組織改編がなされた後もこの方針は引き継がれ、IASB では保険契約会計への公正価値モデルの採択を目指し審議が進められることとなる。すなわち IASC/IASB は、収益・費用の期間的対応を重視する繰延対応アプローチ（deferral and matching view）から、資産・負債の価値評価を重視する資産負債測定アプローチ（asset and liability measurement view）への転換を図った。

しかしながら、保険業を取り巻く周辺制度では経済価値ベースでの資産・負債評価が取り入れられる一方で、保険契約会計では、純粋なストックモデルの採用には至らない方向にある。このことは、リスクマネジメントなどの観点から経済価値評価の意義は認められつつも、それはストック情報の有用性のみに当てはまることであって、単なるストックの変動ではないフロー情報を伝達することに保険契約会計の役割があることを示しているように思われる。

そのため、保険契約会計基準の開発作業が長期化した要因を探求し、ソルベンシー規制等の保険業を取り巻く周辺制度と対比した際の「保険契約会計固有の意義」を明らかにすることは「利益測定を支えてきた基礎概念」の意義を再評価することにつながるものと考えられる。

第2節 研究方法と構成

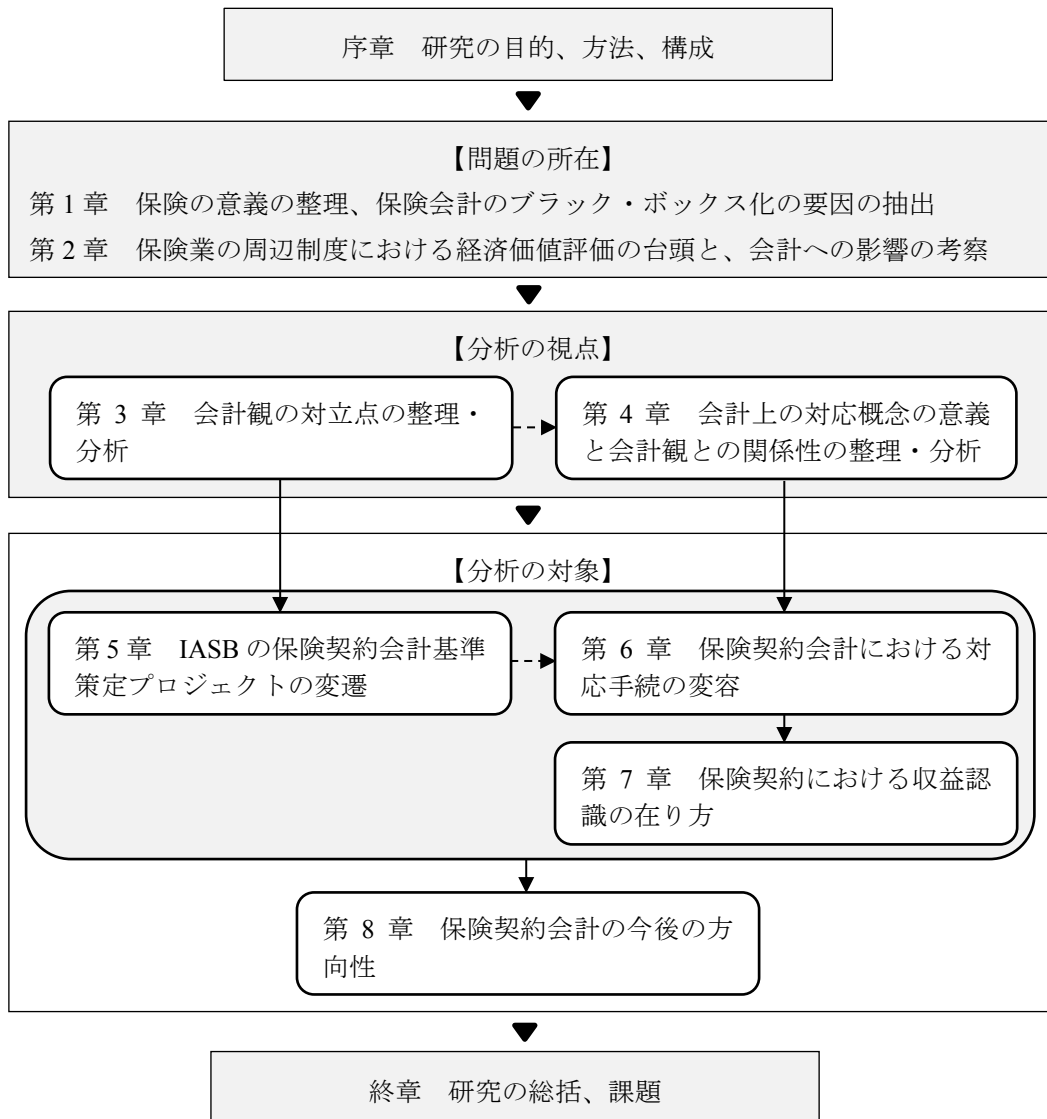
本研究では、保険契約会計の基準設定における長い論争の根底には、ストックモデルとフローモデルの対立が色濃く反映されているという仮定に基づき、2つの会計モデルの対立に起因する会計観の対立点、および会計観の移行に伴う財務会計の基礎概念の変容問題を分析の視点として、保険契約会計基準の策定作業を巡る問題および保険契約会計におけるモデル間対立の帰着点について検討を行う。

本研究の構成は次の通りである（図表序-1）。第1章、第2章では、保険契約会計を分析対象とするに当たり、その基本的な体系および問題の所在を整理する。第3章、第4章では、本研究の分析の視点の構築を行う。第3章では会計観の対立、第4章では会計観の移行に伴う会計上の対応概念の変化について考察を行う。第5章、第6章、第7章、第8章では、第3章および第4章での考察をもとに、保険契約会計における会計モデル間対立について検討を行う。終章では、本研究の総括と残された課題を示す。

第1章では、保険契約会計の基本的な体系および問題の所在を整理するに当たり、保険会計のブラック・ボックス化をもたらした要因の抽出を行う。本章ではまず、保険契約会計における会計モデル間対立を論ずるに先立ち、保険契約会計が対象とする「保険契約」ないし「保険（サービス）」の意義について整理する。また、保険会計がブラック・ボックス化した要因の抽出を行うため、日本の保険業法に基づく保険会計実務について確認する。

第2章では、IASBが主導する保険契約プロジェクトのみならず、保険業を取り巻く周辺制度においても「経済価値ベースの資産・負債評価」を共通項として制度作りが進められている現状を整理するとともに、それら周辺制度と会計制度の異同を明らかにする。IASBの保険契約プロジェクトに対して、経済価値評価が行われている国際的なソルベンシー規制などの周辺制度との整合性を求める声が寄せられている。ただし、保険契約会計とソルベンシー規制などの周辺制度では制度目的が異なるため、周辺制度にみられる規定が必ずしも会計に適合するとは限らない。周辺制度との対比を行うことで、保険契約会計に求められる役割がより明確になるものと考えられる。

図表序-1 本研究の構成—各章の内容とその関係性—



出所: 筆者作成³

第3章では、本研究における分析の枠組みを構築するために保険契約会計からいったん離れて、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）とIASBによる概念フレームワークの策定プロジェクトの変遷を辿りながら、収益費用アプローチと資産負債アプローチとの対立点の抽出を行う。本章では1970年代から80年代にかけて審議がなされたFASBの概念フレームワーク策定作業から、近年のFASBとIASBのフレームワーク改訂の共同プロジェクトに至る変遷を取り上げる。

³ 以下、出所を明記しない図表は筆者作成のものとする。

さらに第4章では、会計上の対応概念の意義と会計目的との関係性を整理する。収益・費用の対応概念は、発生主義会計を支える基礎概念のひとつとして、期間損益計算を決定する会計理論の中核として位置づけられてきた。しかし、「対応」についての解釈が論者によって異なることがかねてより指摘されてきた。この「対応」の見解の不一致が本質的な問題を引き起こすのは会計観の相違に起因する場合である。本章では、対応概念（対応手続）に関する代表的な見解を取り上げ、収益費用アプローチのもとでの対応観と資産負債アプローチのもとでの対応観の相違について整理する。

第5章では、第3章の視点を踏まえて、IASBの保険契約プロジェクトの変遷を辿ることで、保険契約会計における会計モデル間対立について明らかにする。また本章では、保険契約プロジェクトが長期化した要因についても考察を加える。プロジェクトの長期化を招いた要因のひとつは、まずIASBの掲げた資産負債測定アプローチが利害関係者の理解を得られていなかったことが挙げられる。いまひとつの要因として、FASBとのコンバージェンス作業が失敗したことも挙げられる。FASBとIASBのコンバージェンス作業が失敗した背景にもストックモデルとフローモデルの会計モデル間対立がある。

第6章では、第4章の視点を踏まえて、保険契約会計における会計モデル間対立を、対応概念の変容に焦点を当てて考察する。IASBは、保険契約会計における「理想的な測定モデル」として、ALMを念頭に置いた、資産・負債のマッチングを達成できる会計モデルの構築を目指してきた。本章では、基準設定主体のこのような思惑とは裏腹に、利害関係者の多くがこの資産・負債のマッチングに全面的な賛同を寄せず、またIASBは利害関係者の要望を受け入れる形で、当初思い描いていた資産・負債のマッチングを基軸とした「理想的な会計モデル」と乖離したものを提案せざるを得ない状況にあることを明らかにする。そして、利害関係者の多くが、保険契約会計における資産・負債の経済価値評価の必要性を認めつつも、実現・対応を基軸に置く従来の期間損益計算の枠組みに意義を見出している点を明らかにする。

第7章では、第6章の検討結果を補強するために、保険契約の収益認識問題に着目して、保険契約会計には実現・対応を基軸に置く期間損益計算の枠組みに依然として意義が見出されている点を明らかにする。本章では、伝統的な「実現」から国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）第15号「顧客との契約から生じる収益」の「履行義務の充足」までの収益認識規準を概括し、収益計上の適格要

件を明らかにしつつ、保険契約会計に求められる収益認識規準の要件の抽出を行う。

第 8 章では、保険契約会計の展望について考察する。IASB の保険契約プロジェクトは、ストックモデルからフローモデルへの部分的な回帰を通じて、「ストックモデルとフローモデルの折衷モデル」として纏まりつつある。本章では、このモデルが情報利用者のニーズをいかなる点で満たし得るか考察する。また、これまでの検討を踏まえたうえで、保険契約会計のあり方についての試案を示す。

終章では、本研究における成果を総括するとともに、残された課題について言及する。

第 1 章 保険契約会計の基本構造

第 1 節 はじめに

保険（契約）会計⁴はしばしば「ブラック・ボックス」と評されることがある。その背景には、保険業が規制産業であることから、各国の保険会計が自国の法制度ないし保険監督規制と密接に結び付くことで、その国独自の会計慣行が採用されてきたことがある。このため保険会計では、一般目的会計基準（Generally Accepted Accounting Principles: GAAP）としての側面よりも、法定会計（Statutory Accounting Principles: SAP）としての側面が強調されることがある。特に日本では、保険会社の貸借対照表の大宗を占める責任準備金（保険負債）の会計処理について、また保険料の収益認識についても保険法定会計によって規定されており、保険契約に関する一般目的会計基準は個別に規定されていない。日本では、一般目的会計（企業会計）が保険法定会計に歩み寄る形で財務情報が作成されている。ただし、法定会計に基づく保険会計実務は「超保守主義」と評され（Willenborg 1994; 北本 1974, 1978）、保険法定会計のもとで算出された会計数値は保険会社の経済的実態を反映していないと批判されてきた。このために会計情報を補完する経営指標の開示が進められてきた⁵。

IASB の保険契約プロジェクトでは、このような「ブラック・ボックス」状態を解消すべく、国際的な保険契約会計基準の策定作業が 20 年近くも続いている。プロジェクトでは、保険契約に関する国際会計基準は他の国際会計基準と同様、一般目的会計として基準策定が進められている⁶。これは、会計情報にバイアスをもたらす保守主義を排除しようとしてきた IASB の方針とも符合する。

保険契約会計の「ブラック・ボックス」状態の解消を通じて「会計情報の有用性」の復興を目指して、基準策定を進めてきた IASB であるが、その策定に 20 年近くの歳月を要していることからわかるように、プロジェクトは混迷を極めている。プロジ

⁴ 本研究では、保険会計は「保険会社（保険者）」全体の活動を対象とした会計を指し、保険契約会計は保険会社（保険者）が発行する「保険契約」のみを対象とした会計を指すものとする。なお IASB の基準策定プロジェクトでは「保険契約」を対象としている。

⁵ その詳細は第 2 章を参照。

⁶ IASB の保険契約プロジェクトの変遷は第 5 章を参照。

エクトがこれほどまでに混迷を極めたその背景には、保険契約会計のあり方を巡る会計モデル間対立があった。プロジェクトでは、従来の保険会計の「超保守主義」を排除しようとするだけでなく、多くの国にとって現行の会計実務とはかけ離れた会計モデルが提示された。IASB の提示した会計モデルは、(日本のような) 法定会計と一般目的会計を一体として捉える会計制度のみならず、(米国のような) 一般目的会計に特化した会計制度⁷とも相容れないモデルであった。

保険契約会計における会計モデル間対立を論ずるに先立ち、本章では、保険(契約)会計の基本構造を整理する。第2節では、保険(契約)の意義ないし機能について確認する。第3節では、保険会社のビジネスモデルについて概観する。これは、保険会社のビジネスモデルの特殊性から保険会計の特殊性(また、法定会計上の要請)が導出されるためである。第4節では、一般的に指摘される「保険会計の特殊性」ないし「ブラック・ボックス」化の問題の所在について論ずる。第5節は総括である。

第2節 保険の意義と保険会社の役割

本節では、保険会計を論ずるに先立ち、そもそも保険(契約)とは何か、その意義ないし機能について、また、保険会社の役割について概括する。「保険」を知らずして保険契約会計のあり方を論ずることはできないためである。

保険とは何か。「保険の本質(定義)」についての議論は古くからなされてきたものの、「いまだ定説はなく、保険学説は保険学者の数ほどある」(上山 1999, p.19) 状況と言われる。また水島(2006, p.1)では、「保険制度」ないし「保険の仕組み」について、「概念論が、伝統的な保険学のかなりの部分を占めてきた」と指摘されている。しかし水島(2006, p.1)は、保険という研究対象を厳密に規定しなければならないという意見にも一理あるものの、より重要なことは「生きた制度としての保険が、現実の経済社会の中でどのような働きをしているか見極めること」であると述べる⁸。

そこで本研究では、保険と保険類似制度の境界画定を行うに当たって、「保険」を概念的に定義することからではなく、「保険」の経済的な仕組みを明らかにすることから

⁷ 一般目的会計基準を法定会計と別個に作成するにしても、法定会計上の要請をまったく無視して基準を策定することは困難であることが指摘されている(上野 2013, p.309)。

⁸ 保険の本質をめぐる保険学説の変遷については、小川浩昭(2008)および真屋(2004)を参照。

アプローチした吉澤（2006; 2007; 2008）を参考に、保険の意義および機能について確認していくこととする。

第1項 保険の機能

吉澤（2006; 2007; 2008）は、保険の機能を（1）リスク移転、（2）リスク集積、および（3）リスク分散の3機能から説明する。以下、これらの機能について順を追って確認する。

（1）リスク移転

まず、保険におけるリスク移転とは「保険契約者に経済的リスク（あるいは、経済的不確実性）が存在するが、当該リスクが顕在化して経済的不利益をもたらした場合には、保険者が保険契約者に対して、当該経済的不確実性の全部または一部を補填する給付を行うことにして、経済的リスクを保険契約者から保険者へと法的に移転すること」（吉澤 2008, p.45）とされる。

リスク移転の具体的な要件として①保険契約者にリスクが存在すること⁹、②保険契約者から保険者へとリスク移転がなされること¹⁰、③法的なリスク移転であること¹¹、④移転するリスクは経済的リスクであること¹²、⑤リスクのみの移転取引であること（自

⁹ これは、保険契約者に何らかの利害関係が存在し、それが変動する不確実性に晒されていることを意味する（吉澤 2008, p.46）。さらに、この不確実性（リスク）は、リスクを保険に付す以前において、保険契約者（あるいはリスク・ヘッジャー）自身にリスクが存在することが必要とされる（吉澤 2006, p.7）。この「リスクの当初存在」要件により、賭博、投機取引や裁定取引が保険から除かれることとなる（吉澤 2008, p.46）。

¹⁰ この要件を満たすには、保険契約者が抱える経済的不確実性を他の経済主体に移転することが必要とされる（吉澤 2008, p.47）。この「他の経済主体」には「保険者（＝保険会社）」が想定される。このため、自家保険（self-insurance）は、経済主体間のリスク移転が存在しないため保険から除外される（吉澤 2008, p.47）。加えて、不確実性の移転を要件としているため、リスク移転が全くないものは保険から除外される（吉澤 2008, p.48）。さらに、保険契約者が抱えている不確実性を保険者が負担することになるため、保険契約者に発生した損害が保険者の填補対象となる。したがって、保険給付はこの発生した損害額を超えないものであることが要請される（吉澤 2008, p.48）。このため、「損害発生」と「発生損害を超えない給付」が保険の要件となる（吉澤 2008, p.48）。

¹¹ これは、保険者に一定の法的な給付義務が発生すること（支払義務に法的拘束力が発生すること）を要請するものである（吉澤 2008, p.50）。

¹² これは、経済的利益以外（たとえば、精神的な豊かさ自体や、他界した親族の遺品に対する深い愛着）は、（他者へのリスク移転が不可能または困難であり）保険保護の対象外となることを要請するものである（吉澤 2008, pp.50-51）。

律性)¹³が挙げられている(吉澤 2008, pp.46-50)。

(2) リスク集積

リスク集積とは「同質で、相互独立のリスクを多数集積することによって、大数の法則と中心極限定理とが働き、リスク団体全体の当該リスクによる経済的不利益の総額を予測可能なものとする事」(吉澤 2008, p.50)である¹⁴。大数の法則(law of large number)とは「相互に独立のリスクを多数、集積すればするほど、標本平均(当該リスク集団の平均損害額)が期待値(母集団の平均損害額。expectation)に近づいていくこと」(吉澤 2008, pp.50-51)である¹⁵。また、中心極限定理(central limit theorem)とは「相互に独立のリスクを多数(最低でも一定数以上)、集積すればするほど、母集団(平均が μ 、分散が σ^2 の確率分布に従う確率変数とする)の分布の如何にかかわらず、標本平均が期待値を中心とする正規分布(normal distribution. $N(\mu, \sigma^2/n)$)に近づいていき、かつ、標本平均の分散(σ^2/n)がゼロに近づいていくこと」(吉澤 2008, p.51)である¹⁶。

リスク集積の要件を分解すると、①集積するリスクについて同質性¹⁷があること、②集積するリスク間に相互独立性があること、③多数のリスクを集積すること、という要件が導かれる(吉澤 2008, p.51)。これらの要件は、「大数の法則」と「中心極限定理」を機能させるための要件である。つまり、リスクの同質性が確保されていなければ、適切な標本抽出がなされず標本誤差が生じて「大数の法則」と「中心極限定理」

¹³ これは、(製品保証など)他の契約に伴って発生するリスク移転は保険とはならないとするものである(吉澤 2008, p.50)。

¹⁴ 吉澤(2008, p.50)によれば、リスク集積は、論者によっては後述のリスク分散を合わせて「リスク集積」と呼ばれることもあるとされる。しかし、リスク集積とリスク分散は、ともに用いる原理が「大数の法則」と「中心極限定理」であるものの、その目的がリスク集積はリスク集団全体のリスク安定化を図ることにあるのに対して、リスク分散は個々のリスク・ヘッジャーのリスクの安定化を図ることにある点で相違があるとされている(吉澤 2006, p.50)。

¹⁵ 言い換えれば、「試行を独立に何度も繰り返せば、(もとの分布がどのようなものであっても)平均は期待値に近づいていく」(京都大学理工学部アクチュアリーサイエンス部門編 2014, p.35)との法則である。

¹⁶ 言い換えれば、多くの場合、「独立同分布な n 個の確立変数の和や平均は、 n が十分大きければ(もとの分布がどのようなものであっても)正規分布に従うと見なせる」(京都大学理工学部アクチュアリーサイエンス部門編 2014, p.35)との法則である。

¹⁷ 同質性とは、「数学的には、算術平均と分散が同じ確率分布に従っていること」(吉澤 2008, p.51)を指す。

がうまく機能しなくなる（吉澤 2008, p.51）¹⁸。加えて、集積するリスクに完全な相関や強い相関が認められる場合、また、リスク集積が少数の場合も、「大数の法則」と「中心極限定理」は機能せず、集団内の危険平均化が図れない（吉澤 2008, p.51）。このため、特に①はリスクの同質性を確保するにあたり、付保対象リスクを限定することを要請するものである（吉澤 2008, p.51）。

（3）リスク分散

リスク分散とは「法的に保険者にリスク移転を行うものの、保険契約者に課されるリスク移転対価を通じて、実質的に各保険契約者にリスクの分散がなされることによって、個々の保険契約者の不安定なリスクを、他人の多数のリスクの極小部分の集合という安定的なリスクへと変換すること」（吉澤 2008, p.52）である。この要件は①保険契約者がリスク移転対価を拠出すること¹⁹、②収支相等の原則が成立すること²⁰、③保険契約者が一定数以上存在すること²¹、に分解できる（吉澤 2008, pp.52-54）。

（4）小括

以上のように、吉澤（2008）では、保険（の仕組み）は、リスク移転、リスク集積およびリスク分散の3機能として捉えられている。まず、保険契約者は自身の経済的リスクを保険者（＝保険会社）に法的に移転する。保険者は「大数の法則」と「中心極限定理」が機能するよう（保険集団の損害額を予測可能なものとするため）、同質で相互独立のリスクを多数集積する。そして、保険契約者から徴収するリスク移転対価（＝保険料）を通じて、多数の保険契約者間でのリスク分散が行われることとなる²²。

¹⁸ ただし、保険会社は実際には異質のリスクを引き受けており、保険会社全体でリスク管理を行うことで対応している（吉澤 2006, p.35）。

¹⁹ これは、「保険契約者が負担するリスク移転対価である保険料（より正確には、純保険料、生命保険では危険保険料）を通じて、法的には保険者に移転したリスクを、実質的には多数の保険契約者が分散負担すること」（吉澤 2008, p.53）を意味する。

²⁰ これは、「保険団体に属する多数の保険契約者が支払う保険料の総額が支払保険金総額を賄うように、保険制度は設計され、運用されている」（吉澤 2008, p.53）という収支相等の原則によって、保険団体のリスク全体が保険契約者間で分散負担されることを意味する。

²¹ これは、リスク分散を行うには一定数以上の保険契約者が必要であることを意味する（吉澤 2008, p.53）。

²² 保険の要件として、リスク（危険）分散を本質的なものとして捉える見解は多々ある（IAIS 2008; 岡田 1995; 古瀬 2006 等参照）。また、安井（2010）は、保険制度は「リスク分担の制度」とであると指摘する。

第 2 項 保険者（保険会社）の役割

米山（2008）によれば、吉澤（2006, 2007, 2008）に示されている「保険の仕組み」のもとでは、保険契約者から徴収するリスク移転対価（＝保険料）を通じて、保険契約者は自身のリスクを保険者へ法的に移転したものの、実質的には多数の保険契約者間でのリスク分散がなされることとなり、それだけでは「経済主体としての保険会社」が登場する必然性がないと指摘されている。そこで米山（2008）は、保険者の果たす機能をより明確化し、保険の「リスク軽減」という機能をより際立たせるため、「保険集団を前提としない『保険の仕組み』」（米山 2008, p.72）について考察している。「保険集団を前提としない」とは、すなわち収支相等の原則を暗黙の前提とせず、リスク移転を単に「手段」と捉え、保険需要の側面から「保険の仕組み」を捉えることを意味する（米山 2008, p.65）。

米山（2008, p.65-67）によれば、保険（あるいはリスクのプーリング）によって軽減されるリスクには「期待値まわりの変動である σ を伴った損失の平均値である μ 」が含まれるとされる。この点を明らかにするため、米山（2008）は公正保険料の概念を導入する。

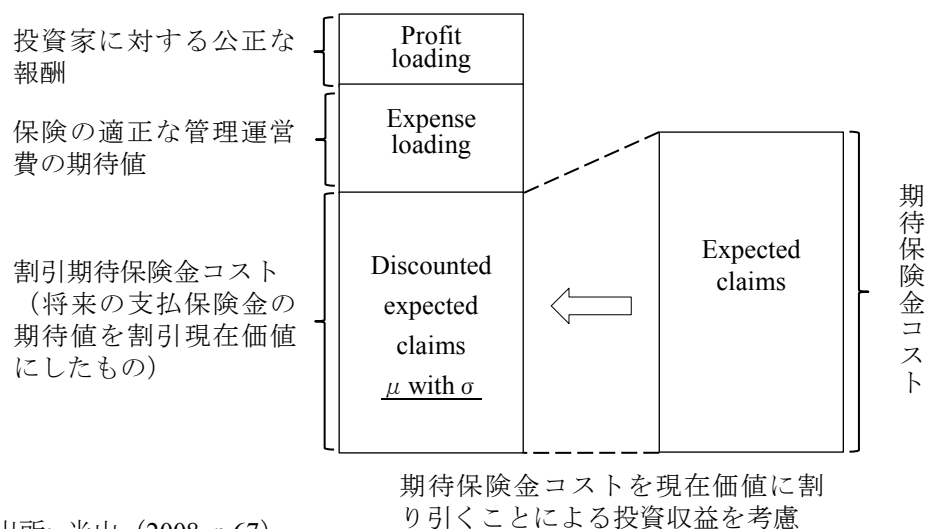
公正保険料とは「保険会社の期待コストに対して十分であり、かつ保険会社の株主が投資した資本に対して公正な収益を提供する保険料」（Harrington and Niehaus 2007, p. 134）である。公正保険料は、完全競争市場を前提として決定され、その構成要素として、(i) 期待保険金コスト、(ii) 資産運用収益の期待値、(iii) 管理運営コストの期待値、(iv) 投資家に対する公正な報酬、の 4 つの要素から成る（Harrington and Niehaus 2007, p.135; 米山 2008, pp.66-67）。

公正保険料の構成要素を図示したものが図表 1-1 である。(i) 期待保険金コストは、(ii) 資産運用収益率によって割り引かれ「割引保険金コスト」ないし純保険料を構成する（米山 2008, p.67）。(iii) 管理運営コストの期待値と (iv) 投資に対する公正な報酬は、付加保険料を構成する要素であり、リスク移転のために契約者に課せられるコストとされる（米山 2008, p.67）。

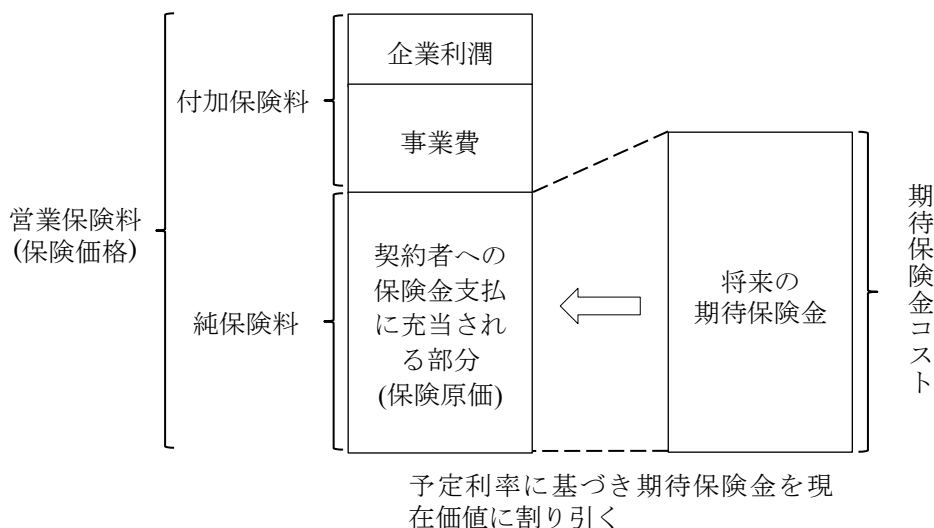
図表 1-2 は、図表 1-1 に示される公正保険料の構成要素を、保険会社が契約者より徴収する営業保険料の構成要素に置き換えたものである。図表 1-2 にあるように、通常の営業保険料では、公正保険料中の「投資家に対する公正な報酬（profit loading）」に

当たる部分は「企業利潤」に置き換えることが多い（印南 1961, pp.25-29; 水島 2006, p.27）。公正保険料には企業利潤が組み込まれていないが、これは公正保険料が完全競争市場のもとで決定されることを前提としており、企業が利潤を上乗せすると価格競争力を失ってしまうためである（米山 2012, p.122）。

図表 1-1 公正保険料の概念



図表 1-2 営業保険料の内訳



したがって、(付加保険料を無視すれば) 保険契約のリスク移転とは「保険契約者が保険者に対して、割引期待保険金コストの対価である保険料を支払うことにより、期待値まわりの変動である σ を伴った損失の平均値である μ を保険会社が引き受けること」(米山 2008, p.67) を意味する。

この公正保険料の概念を用いることによって「リスク軽減」における保険者(保険会社)の役割がより明確となる。保険会社の最たる機能は、契約者から移転されたリスクを、プーリング・アレンジメントなどの手法を通じて軽減することに求められる。大数の法則によりリスクが軽減され、中心極限定理によりその予測可能性が高まれば、投資家への公正な報酬(profit loading)の減少を通じて保険料が安くなり、リスクの保険可能性が高まることとなる(米山 2008, p.68)。また、保険会社にとっても、リスクの軽減は、リスク・バッファーとしての資本を拡充する必要性を軽減するため、資金調達コストを抑えることができる(米山 2008, pp.68-69)。

以上のように、米山(2008, p.72)にしたがえば、保険会社は「契約者による拠出金を管理する主体」というよりは「契約者からの移転によって引き受けたリスクを主にプーリングを利用した軽減を主軸としてリスク制御する主体」として、その存在意義が明確化される。

第3節 保険会社のビジネスモデル

本節では、保険会社のビジネスモデルについて概観する²³。ビジネスモデルについて概観することを通じて、保険会社の業務フローおよび資本構成の特異性が、保険会計に特殊性をもたらした一因であることを確認する。

第1項 保険会社の業務フロー

前節でみたように、保険会社は、リスクのプーリング・アレンジメントを通じた「リスクの軽減ないし分散」という保険サービスを保険契約者に提供する主体である。大数の法則などを機能させてリスクの分散を図るには、まず、多数の保険契約者と契約を締結すること(リスク集積)が不可欠である。

²³ 本節で論ずる保険会社のビジネスモデルは、基本的に日本企業を念頭に置いているが、その基本的な構造は世界的に変わらない。

保険業では、(a) 保険引受業務に加え、(b) 資産運用業務がその主要業務となる。一般的な生命保険業（また損害保険でもほぼ変わりはない）を想定した場合、保険業の典型的なビジネスモデルとは、保険事故（生命保険の場合は、被保険者の死亡）が生じた際に一定額の保険金を支払うことを約定する保険契約を保険契約者と締結し、保険契約者から保険料を徴収するものである。また、徴収された保険料は「共通準備」として形成され（水島 2006, p.15）、それを原資に資産運用が行われる²⁴。このため、図表 1-1 ないし図表 1-2 で示されていたように、期待保険金コストは資産運用収益率（予定利率）によって割り引かれ、純保険料が算定されることとなる。

この保険業のビジネスモデルにおいて、他の一般事業会社との顕著な相違点として指摘されるのが「原価確定の後発性」である。すなわち、製造業の場合、通常「製造活動段階および販売活動段階で原価が把握され、販売によって期待価格が実現することにより収益が事後的に認識」される一方、保険会社では「提供する一定期間の保険サービスに対する対価である保険料が、保険契約者の各種の信用状況を反映して事前に決定され、その後に保険期間の経過に応じて費用が認識」される（小川淳平 2008, p.71）。以上のように、保険業では、①保険商品の設計→②営業・販売活動→③保険料の受領→④保険負債の積み立て・保険料を原資とした資産運用→⑤（保険事故発生時）保険金の支払という業務フローとなる。

この業務フローの中で、契約者からの保険料の払い込み（時点③）は通常平準的になされる一方、契約締結までに係る費用（新契約費）の認識（時点②）が契約期間初期に集中するため、契約初期には利益よりも損失が計上される傾向にある（石坂 2009, p.80）。したがって、（将来に収益をもたらすであろう）新契約を多く獲得すればするほど、契約締結期の業績が悪化することになる。このような会計処理が求められるのは、保険会計において保守的な会計処理が重視されることと無関係ではない。

第 2 項 保険会社の資本構成と資産運用状況

保険業では基本的に前払確定保険料主義²⁵が採用されているため、保険サービスの対価（保険料）が保険サービスの原価（保険金）の確定前に企業に流入することとなる。

²⁴ もちろん保険事故が生じた際には、この「共通準備」から保険金が支払われることとなる

²⁵ 前払確定保険料主義とは、保険会社への保険料の支払いが事後精算によるものではないことを指す。

加えて、原価の確定は保険期間が長期化すればするほど先延ばしとなる。また、前払確定保険料主義が採用されるため「保険制度においては必然的に責任準備金という形での資金形成がみられる」（水島 2006, p.16）が、その将来の保険金支払財源となる責任準備金（保険負債）の金額は長期保険となれば多額に累積される。

図表 1-3 生命保険会社の貸借対照表（2015 年度：全 41 社合計）

資産の部合計 367,167,877 百万円	負債の部合計 343,768,927 百万円 (内: 保険契約準備金 322,017,235 百万円)
	純資産の部合計 23,398,928 百万円

出所：生命保険協会年次統計を基に作成

図表 1-4 生命保険会社の資本構成（2015 年度：全 41 社合計、2014 年度以前：全 42 社合計）

	2015 年度	2014 年度	2013 年度	2012 年度	2011 年度
総資産合計	367.1 兆円	367.2 兆円	350.5 兆円	344.9 兆円	326.9 兆円
負債合計	343.7 兆円	341.1 兆円	332.4 兆円	328.6 兆円	315.4 兆円
内: 保険契約準備金 (負債対比%)	322.0 兆円 (94%)	318.0 兆円 (93%)	312.2 兆円 (94%)	308.4 兆円 (94%)	299.6 兆円 (95%)
純資産合計	23.4 兆円	26.1 兆円	18.1 兆円	16.3 兆円	11.5 兆円

出所：生命保険協会年次統計を基に作成

図表 1-3 は、2015 年度における日本の生命保険会社（全 41 社合計）の貸借対照表の内訳を示したものである。負債勘定は 343 兆 7,689 億円であり、総資産対比で 94%に及ぶ。また、負債勘定のうち保険契約準備金（支払備金、責任準備金、契約者配当準備金から成る）が 322 兆 172 億円と、負債の 94%を占める。さらに、保険契約準備金

の98%が責任準備金である。生命保険会社の資本構成の推移を示した図表 1-4 をみても、ここ数年、生命保険会社の資本構成には変化がないことが明らかであろう。これは、保険会社の株式会社化が進む昨今においてもなお、保険会社への資金拠出は保険契約者によるところが大きいことを示している。

図表 1-5 生命保険会社の資産運用（2015 年度：全 41 社合計、2014 年度以前：全 42 社合計）

	2015 年度	2014 年度	2013 年度	2012 年度	2011 年度
現預金	7.4 兆円	5.6 兆円	4.4 兆円	3.6 兆円	3.5 兆円
コールローン	1.3 兆円	3.7 兆円	2.6 兆円	2.8 兆円	2.5 兆円
金銭の信託	3.7 兆円	3.3 兆円	2.7 兆円	2.1 兆円	2.0 兆円
有価証券	300.5 兆円	299.4 兆円	285.0 兆円	278.2 兆円	257.5 兆円
国債	148.5 兆円	148.8 兆円	149.8 兆円	148.8 兆円	141.3 兆円
地方債	13.5 兆円	13.9 兆円	14.0 兆円	13.9 兆円	13.2 兆円
社債	25.4 兆円	24.8 兆円	24.9 兆円	25.1 兆円	25.3 兆円
株式	19.8 兆円	22.7 兆円	18.0 兆円	16.7 兆円	14.7 兆円
外国証券	78.7 兆円	73.3 兆円	61.5 兆円	56.0 兆円	46.9 兆円
その他の証券	14.6 兆円	15.9 兆円	16.8 兆円	17.7 兆円	16.1 兆円
貸付金	34.9 兆円	36.8 兆円	38.1 兆円	40.2 兆円	42.2 兆円
有形固定資産	6.2 兆円	6.3 兆円	6.3 兆円	6.4 兆円	6.6 兆円
その他	12.9 兆円	12.1 兆円	11.6 兆円	11.6 兆円	12.6 兆円
総資産合計	367.1 兆円	367.2 兆円	350.5 兆円	344.9 兆円	326.9 兆円

出所：生命保険協会年次統計を基に作成

続いて、生命保険会社の資産運用状況について確認する（図表 1-5）。2015 年度で言えば、有価証券が総資産の 82%を占め、また、有価証券の運用のうち国債が半数を占める。資産運用において国債の割合が高いのは、運用資産の安全性（元本の確保）を要請する「安全性の原則」が重視されているためである²⁶。ただし、株式や外国証券

²⁶ 上述のように、生命保険会社の資産の 9 割は、将来の保険金支払を確実に果たすための責任準備金に対応しているため、各保険会社は、資産運用原則として「安全性の原則」「収益性の原則」「流動性の原則」「公共性の原則」に従うことが求められる。安全性の原則では、将来の保

などの「リスク資産」の保有比率が上昇傾向にあるのが近年の特徴である。

以上から、保険会社の資本構造の特殊性が指摘できる。まず、基本的な資本構造として負債、その中でも責任準備金はその大半を占める。したがって、この責任準備金（保険負債）の会計処理が保険会計の中心問題となる点は想像に難くない。

第3項 小括

保険業の主たる業務は（a）保険引受業務と（b）資産運用業務である。保険引受業務では（生命保険であれば）人の生存または死亡、また（損害保険であれば）特定の偶発の事故によって生ずることのある損害を填補することに関して一定額の保険金を支払うことを約束し、保険料を受領する保険契約を締結し履行していく。他方、資産運用業務では、契約者から徴収された保険料を原資として（純）保険料計算に用いられた期待資産運用収益率（予定利率）を充足すべく、資産運用がなされる。

このため、保険業における基本業務フローは大まかに、①保険商品の設計→②営業・販売活動→③保険料の受領→④保険負債の積み立て・保険料を原資とした資産運用→⑤（保険事故発生時）保険金の支払、という順序となる。保険サービスの対価（保険料）が保険サービスの原価（保険金）の確定前に企業に流入することとなり、また特に生命保険においては保険期間が超長期となるため、保険金の支払原資の留保とその運用が重要な経営課題となる。生命保険会社の貸借対照表の構成をみると、負債が総資産の9割を占め、その負債の大半を保険負債（責任準備金）が占めている。したがって、この保険負債の会計処理が保険会計の中心問題となる。次節でみるように、日本ではこの保険負債の会計処理は保険業法に基づく法定会計によって定められる。法定会計の性質上、保守的な評価が要請されることとなるが、その保守性が保険会計の特殊性をもたらしたいまひとつの要因である。

險金支払を確実にを行うために、損失を出さず（元本を維持するように）確実に運用することが求められ、収益性の原則では、予定利率分を確保できる運用収益の獲得が求められ、流動性の原則では、保険金支払のみならず、保険契約の解約への対応に支障をきたさないよう、資産の一定割合を流動性の高い資産で運用することを要請するものであり、公共性の原則は、広く国民各層から払い込まれた保険料を原資とするにあたり、資産運用においても公共性に配慮（融投資を通じた社会発展に貢献）することが求められている（ニッセイ基礎研究所編 2011, pp.201-202）。

第4節 保険会計における保守性

保険会社は、契約者に対する将来の保険金支払の原資となる責任準備金を多額に積み立て、また、それを元手に資産運用を行っている。このため保険会社は、保険契約者保護の観点からその財務健全性の維持が強く求められ、責任準備金の積立てや資産運用の指針などについて監督官庁の認可等が必要とされる。

なお、日本には保険（契約）に関する企業会計基準は存在せず、保険会社の経理については、保険業法および保険業法施行規則に規定されており、そこに定めのないものについては会社法および金融商品取引法に従うこととなる。保険業法に基づく法定会計のもとでは、（一般目的会計とは制度目的が異なるため）「超保守的」とも捉えられかねない会計慣行が要請されてきた。これは、（適度な）保守主義が会計上の「美德」（May 1943, p.44）として長らく認知されてきたように、企業の財政基盤ないし収益力の安定化に寄与するためである。本節では、保険法定会計のもとの保守的な会計慣行の意義と問題について確認する。

第1項 保険法定会計の目的

保険業法では、その目的について以下のように規定されている。

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする（保険業法第1条）

保険法定会計では、保険契約者保護という保険業法の目的を果たすため、保険業法の規定の実効性を確保することがその会計目的とされる（宇野 1997, p.7; 宇野 2000, p.16）。したがって、宇野（1997; 1999; 2000）によれば、法定会計の目的には（1）ソルベンシーの維持を通じた契約者保護、（2）適切な配当可能利益（剰余）の算定、（3）適切な生命保険会社の財務状況等の開示が含まれる。以下、宇野（1997; 1999; 2000）を参考に、法定会計の目的を確認する。

(1) 保険契約者保護

まず、法定会計の目的として挙げられるのは、保険業法自体の目的でもある「保険契約者保護」である。「保険会社が債務超過状態となる」「取り付け騒ぎ（解約騒ぎ）が生じる」など、保険会社が保険契約者に対して義務が履行できない状況に陥るのを避けるためには、保険会社のソルベンシーを確保する必要がある（宇野 1999, p.8）。具体的には、①保険会社に、その会社の引き受けている保険契約が、保険約款で担保しているリスクを合理的に補填し得る負債（または資本）を保有させること、②監督官庁が保険会社の破綻の予兆を早期に発見し、適切な早期是正措置を発動できるようにすること、③監督官庁が、保険契約の包括移転などの必要性が生じているか否かを判断できること、の3点が求められる（宇野 1999, pp.11-12）²⁷。特に、上記①について保険業法および保険業法施行規則では詳細な規定が設けられている（本節第2項を参照）。

(2) 配当可能利益の適切な算定

保険業法では、配当可能利益（あるいは剰余金）の適切な算定に加え、（契約者あるいは社員）配当可能利益の公正かつ衡平な分配の確保が求められている²⁸。配当可能利益の適正な算定に求められる機能は保険会社の財産維持であり、これは保険契約者保護の目的とも関連する（宇野 2000, p.19）。また、保険会社は株式会社であれば、株主に対して配当を支払うだけでなく、保険契約者に対しても契約者配当を行うことがある²⁹。

²⁷ 宇野（2000, pp.17-18）では、保険会社の健全性を把握する方法として、(a) 資金ショートの可能性を把握する方法と (b) ソルベンシー・マージンと予想最大損失額を対比する方法が挙げられている。なお、資金ショートには、(i) 日常の資金ショートと (ii) 取り付けによる資金ショートがある。ただし、実際は、保険会社が日常の資金ショートを起こす可能性は極めて低く、取り付けについても、現実的には監督官庁により早期是正措置が発動されるなどして取り付けが生じる可能性も大きくない。このため、宇野（2000, p.19）は、予想最大損失額を適切に把握できるのであれば、(b) の方法が現実的であるとしている。なお、ソルベンシー・マージン基準については第2章を参照。

²⁸ たとえば、「保険会社である株式会社は、契約者配当（保険契約者に対し、保険料及び保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを保険約款で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない」（保険業法第114条第1項）。

²⁹ 相互会社であれば社員＝契約者となる。

契約者配当は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従いなされる必要があるが（保険業法第 104 条第 1 項）、具体的には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額が計算される。契約者配当可能利益が公正かつ衡平に算出されるためには、①保険種類間の内部補助が遮断されていることと、②契約者配当可能利益の計算に不公平な点がないことが求められる（宇野 1999, p.13）³⁰。

（3）適切な開示

保険会社の株主（相互会社であれば社員）、保険契約者、さらには債権者等の利害関係者に、適切な保険会社の経営成績と財政状態とを伝達することも保険法定会計の目的である（宇野 1999, p.9）。保険業法においても「事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書」（保険業法第 110 条第 1 項）を作成し³¹、「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない」（保険業法第 111 条第 1 項）とされている。

第 2 項 保険法定会計にみる保守性

保険法定会計では、保険業法の掲げる「保険契約者保護」を第一義的な目的として掲げている。このため「配当可能利益の適正な算定」も保険法定会計の主たる目的となり、これは企業財産（保険金支払原資）の社外流出を抑えるという点で、保険契約者保護に資する。保険契約者保護を達成するため、保険会社は極めて高い財務健全性が要求され、そのために保険法定会計では保守的な会計慣行が認められる。日本の保険業法に基づく法定会計では、保守的な処理が至る箇所で求められており、それは主として、(1) 責任準備金（その他の準備金）の積立て、(2) 保険料の収益認識、(3) 保

³⁰ 同世代の保険契約者間の公正、衡平性を担保するには、分配方法の適切さと内部補助の遮断が求められるが、世代間の保険契約者の公正、衡平性を担保するには「予想最大損失額が発生しても支払えるだけの負債を計上し、その残額が保険契約者配当に回される必要」（宇野 2000, p.19）がある。

³¹ 保険業法により、保険会社の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと規定されている（保険業法第 109 条）。これは、主として保険の数理的基礎の多くは 1 年を単位とする統計に基づいているのと、保険業の収益に著しい変動がないように配慮したものと考えられる（石田 2015, p.221）。

險会社が保有する有価証券の評価に際立って現れる。以下、これらの処理を確認する。

(1) 責任準備金の積立要件にみる保守性

前節で確認したように、保険会社の資本構成の 9 割を占める責任準備金の積立に係る会計処理は「保険会計の要」である。図表 1-6 にあるように、生命保険業と損害保険業とでは、積み立てるべき責任準備金の内訳は異なる。

図表 1-6 生命保険会社と損害保険会社の責任準備金

生命保険（規則 69 条第 1 項）	損害保険（規則 70 条第 1 項）	
保険料積立金	普通責任準備金	保険料積立金
未経過保険料		未経過保険料
払戻積立金	払戻積立金	
危険準備金	危険準備金	
	異常危険準備金	
	契約者配当準備金等	

出所: 保険業法に基づき作成

生命保険の責任準備金は、保険業法施行規則第 69 条第 1 項に定められており、保険料積立金³²、未経過保険料³³、払戻積立金³⁴、危険準備金³⁵から成る。一方、損害保険会社の責任準備金は、保険業法施行規則第 70 条第 1 項に定められており、普通責任準備

³² 保険料積立金とは、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算された金額である（保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号）。

³³ 未経過保険料とは、未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間）に対応する責任に相当する額として計算された金額である（保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号）。また、決算期以前に保険料が収入されなかった当該決算期において有効に成立している保険契約のうち、当該決算期から当該保険契約が効力を失う日までの間に保険料の収入が見込めないものについては、当該決算期から当該保険契約が効力を失う日までの間における死亡保険金等の支払のために必要なものとして計算された金額を、未経過保険料として積み立てることになる（保険業法施行規則第 69 条第 2 項）。

³⁴ 払戻積立金とは、保険料または保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益の全部または一部の金額の払戻しを約した保険契約における当該払戻しに充てる金額である（保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の 2）。

³⁵ 危険準備金とは、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算された金額である（保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号）。

金（保険料積立金、未経過保険料）、異常危険準備金³⁶、危険準備金、払戻積立金、契約者配当準備金等³⁷、から構成される。ここでは、責任準備金の積立規定における保守性を確認するために、(A) 責任準備金（保険料積立金）の計算基礎率の設定、(B) 責任準備金の積立方法、(C) 標準責任準備金制度、(D) 危険準備金の設定について取り上げる。

(A) 保険料率ないし責任準備金の計算基礎率の設定にみる保守的思考

責任準備金³⁸の積立基礎は保険契約者から払い込まれた保険料から成る³⁹。したがって、保険料と責任準備金の計算基礎率は互いに密接な関係にある。この計算基礎率は、①予定危険率（生命保険の場合は予定死亡率、損害保険の場合は予定損害率）、②予定事業費率、③運用資産の予定利率、に大別される。保険会社は、保険事故（生命保険であれば死亡など）が発生する確率、および事業運営上必要となる経費をあらかじめ見込み、予想される資産運用による運用収益分だけ保険料を割り引くことになる。

図表 1-2 にもあるように、保険契約者から徴収される営業保険料は、純保険料と付加保険料から構成されるが、前者は「収支相等の原則」に基づき算定される保険金支払の財源充当分であり、上記①③に基づき算定される。一方、後者は事業費（新契約費、広告宣伝費、集金費、維持費など）に充当されるものであり、②に基づき算定される。第 2 節で確認したように、保険会社は「大数の法則」に基づき、保険契約者から異なるリスクを大量に引き受けることによって個々の契約のリスクを分散させることを通じてリスク管理を行っている。しかしながら、近年いくらリスク管理手法が高度化したといっても将来事象を正確に予測することは不可能であり、予想以上に高額

³⁶ 異常危険準備金とは、異常災害による損害の填補に充てるため、収入保険料を基礎として計算された金額である（保険業法施行規則第 70 条第 1 項第 2 号）。

³⁷ 契約者配当準備金等とは、契約者配当に充当するための準備金の額およびこれに準ずるものである（保険業法施行規則第 70 条第 1 項第 4 号）。

³⁸ 以下では、責任準備金のうち保険料積立金の基礎率設定・積立方法を念頭に議論を進める。

³⁹ 責任準備金（保険料積立金）の計算方法には、将来の保険金支払の現在価値から将来の保険料収入の現在価値を控除した額を必要準備額とする「将来法」、または、過去に収入した保険料と支払保険料に基づいて現在までに積立てるべき準備額を計算する「過去法」がある。計算に用いる基礎率が同一であれば、「将来法」と「過去法」による責任準備金の金額は同額となる（吉野 2004, p.96）。

なお、日本の生命保険会社では、責任準備金の計算は将来法を用いて計算されているとの指摘もあるが（田中 1999, p.128）、後述のようにほとんどの場合、保険料の計算に用いた予定率をそのまま保険料積立金の予定率として用いていることから、実際には単に過去法の責任準備金を計上しているに過ぎないとの指摘もある（宇野 1999, p.15）。

の保険金の支払いが迫られることは大いにあり得る。そのような不確実性に備えるために、保険会社は、責任準備金を将来支払うであろう保険金の最良推定値よりも多く積み立てることになる。つまり、保険料は「収支相等の原則」に基づき算定された最良推定値に安全割増を加えた金額として徴収される。このため責任準備金（保険負債）総額にもマージン（安全割増）が設けられる⁴⁰。以上のように、保険会社は事業の安定性・安全性を確保するために、各計算基礎率にある程度の余力をもたせており、ここに保守性が見出される。

また、保険料設定時に用いられた計算基礎率は基本的にそれ以降変更されることなく、責任準備金の計算に契約時の計算基礎率を継続して使用することとなり（ロックイン方式）、原価ベースの保険会計実務が行われてきた。ただし、現行の保険会計実務は原価ベースで行われるとはいっても、責任準備金は各決算日時点で必要積立額が計算され、責任準備金繰入額（戻入額）として洗い替えられるため、キャッシュフローが全く改定されないわけではない⁴¹。

ロックイン方式が採用されてきた背景には、当初設定した金利（予定利率）がある時点の実勢と乖離したとして、その時点の金利に基づいて再評価を行えば、負債の長期性から多額の評価差額を計上することとなり、これを損益計上することは適切ではないとの考え方がある（荻野 2000, p.78）。

（B）責任準備金の積立方法にみる保守的思考

責任準備金（保険料積立金）の積立方法としては、①平準純保険料式と②チルメル方式がある。平準純保険料式とは「保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるための資金を全保険料払込期間にわたり平準化して積み立てる方式」（保険業法施行規則第69条第4項第2号）であり、付加保険料を計算から除外し、平準払いされ（ると仮定し）た純保険料と、保険金との収支差額として責任準備金を積立てる方法である。他方、チルメル方式とは、契約（あるいは保険会社新設）初年度には新契約費（新契約獲得のために要した経費であり、営業職員経費等を含む）が多く見込まれることを受け、純利益のうち貯蓄保険料から新契約費への支出枠を借用して、次年度以降の新契

⁴⁰ 図表 1-2 から明らかなように、このようなマージンの要素には「不確実性に対する備え」のみならず「保険会社の利益目標」も含まれることがある（猪ノ口 2013, p.125）。

⁴¹ 割引率が変更されない点ではロックインされているといえる。

約費充当分（付加保険料分）を少なくして貯蓄保険料への返済（償却）に充てるよう設定する方式である（吉野 2004, pp.100-101）⁴²。この返済（償却）期間に応じて、5年チルメル式、10年チルメル式などと称される。

このため、平準純保険料式による責任準備金とチルメル式による責任準備金を比べた場合、チルメル期間であれば前者が後者を上回り、かつ、契約初期であるほど差が大きい（吉野 2004, pp.101）。保険契約者の支払能力の早期確保の観点から、保険業法施行規則第 69 条では、生命保険会社の責任準備金の積立方式として、平準純保険料方式を原則的方式としており（保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 2 号）、新設会社であるため新契約費の負担が重荷となる場合など「生命保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合」（保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号）に限り、チルメル方式を認めるに至っている。

（C）標準責任準備金制度にみる保守的思考

保険業法では、保険会社の健全性の維持、ひいては保険契約者の保護の観点から、責任準備金の計算に用いられる基礎率および積立方法が規定されており、（生保）各社はこれに従う必要がある。保険業法では、「長期の保険契約で内閣府令で定めるものに係る責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準については、内閣総理大臣が必要な定めをすることができる」（保険業法第 116 条第 2 項）とされている。これが 1996 年 4 月より施行された保険業法において導入された「標準責任準備金制度」である⁴³。

「責任準備金の積立方式」に関しては、標準責任準備金制度では平準純保険料式が

⁴² すなわち、これらの算出方式の違いは「保険者の事業費を考慮して、付加保険料部分を保険期間全体を通して毎年均等に配分するか、それとも現実を直視し契約初年度に多額の事業費支出になることから、新契約締結費用を初年度の保険料で支出したことにして次年度以降は平準純保険料式に比べて不足する部分を徐々に埋め合わせていくかに求めることができる」（肥塚 2009, p.125）。

⁴³ 標準責任準備金制度の対象外となる保険契約もある（保険業法施行規則第 68 条参照）。損害保険会社は、長期契約については標準責任準備金制度の対象となる。長期の契約以外については基本的に対象外であるが、損害保険会社については、自社が算出した保険料率を金融庁長官に認可申請することが求められる。その際、損害保険料率算出機構の設定した参考料率（自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険に適用）と基準料率（自賠責保険、地震保険に適用）を使用することもある。損害保険料率算出機構は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎となる参考料率を算出することで、その業務の適切な運営（健全性）を確保することにより、保険契約者等の利益を保護することを目的に設立された機構である。

原則的方法と規定されている（大蔵省告示第 48 号第 1 項第 1 号）。また、「予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準」に関して、標準責任準備金制度では、予定死亡率⁴⁴と予定利率⁴⁵の水準が定められている。なお、生保各社は保険料の設定にあたって上記の標準基礎率をそのまま採用する必要はないが、標準責任準備金を積み立てるためにはこの標準基礎率から乖離することはないといえる（猪ノ口 2013, p.49）⁴⁶。

標準基礎率（標準死亡率）として参照される日本アクチュアリー会の作成した「生保標準生命表 2007」には、予め「過去の一定期間の死亡率実績をベースに、数学的危険論に基づく安全割増（リスク・マージン）が加算」（猪ノ口 2007, p.60）されている。また、標準予定利率についても一定の安全率が加味されているが、保険料計算（予定死亡率と予定利率の設定）に当たり、標準責任準備金制度の求める以上の安全割増を設けるかは各保険会社の裁量に任される。本項（1）（A）で確認したように、保険料率ないし責任準備金の計算基礎率には安全割増が含まれることとなるが、標準責任準備金制度のもとでも安全割増を設けることが要請されているのである。

（D）（異常）危険準備金にみる保守的思考

上記（A）および（C）で確認した、責任準備金を構成するマージン（安全割増）は「通常の予測の範囲内のリスクに備えるためのもの」（猪ノ口 2012, p.72）であるが、「通常の予測の範囲を超えて発生するリスク」（猪ノ口 2012, p.72）への備えとして、

⁴⁴ 予定死亡率は「保険業法第 122 条の 2 第 1 項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が検証したもの」（大蔵省告示第 48 号第 1 項第 2 号）を用いるとし、具体的には、2007 年 4 月 1 日以降締結する保険契約に関しては、日本アクチュアリー会が作成した「生保標準生命表 2007」を用いることとなる。なお、2007 年 3 月 31 日までに締結した保険契約については「生保標準生命表 1996」を参照することとなる。

⁴⁵ 予定利率については、1999 年 3 月 31 日までに締結した保険契約は年 2.75%、1999 年 4 月 1 日以降 2001 年 3 月 31 日までに締結した保険契約は年 2.00%、2001 年 4 月 1 日以降 2013 年 3 月 31 日までに締結した保険契約は年 1.50%、2013 年 4 月 1 日以降締結する保険契約は年 1.00%と定められているが（大蔵省告示第 48 号第 1 項第 3 号）、国債の応募利回りに安全率係数を乗じて得られた数値と比較し、その妥当性を確認することが求められている（大蔵省告示第 48 号第 1 項第 4 号）。

⁴⁶ 標準責任準備金制度は、保険契約者保護の観点から、将来の保険金支払に備え積み立てるべき責任準備金の標準レベルを設定するものであり、指定される積立方式、予定死亡率、予定利率のもとで計算された責任準備金が契約者価額を下回るような場合は、当該契約者価額をもって責任準備金となる。

「危険準備金（損保ではそれに加えて、異常危険準備金）」が積み立てられる⁴⁷。

このような（異常）危険準備金は、費用発生の確率が低く、またその金額を合理的に見積もることが困難であり（鈴木 1996, p.152）、その負債性は疑わしいと長らく批判されてきた（鈴木 1996; 吉野 1996）。しかし日本では、保険会社の財務健全性の確保という観点から「予測を超えた将来の危険に対する備え」として危険準備金の積立が認められてきた。これも保険会計の保守的な慣行の一つとして指摘できよう。

（2）保険料の収益認識にみる保守性

一般事業会社においては、収益認識に当たり実現主義が採用されている。保険業では（生保・損保ともに）保険料の収益計上に当たり、まず現金主義的な処理がなされる点に特色がある。すなわち、現行の保険会計実務では、保険料の収入時に当該金額を一括して収益計上している。

保険契約者から収入される営業保険料は、図表 1-2 で示したように、契約者への保険金支払に充当される（保険原価とも言うべき）純保険料と、諸経費の充当分に加え、企業利潤を含む付加保険料に大別される。さらに純保険料は、危険保険料と貯蓄保険料に区分できる。前者は「当該契約が属する（保険、カッコ内引用者）群団のその年度中の死亡契約に対する危険保険金（支払保険金－それまでに積立てられた保険料積

⁴⁷ 危険準備金がカバーするリスクは、生保と損保で若干の差異がある。生命保険会社の危険準備金の対象となるリスクには以下の 4 つが含まれる（保険業法施行規則第 69 条第 6 項）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(i) 保険リスク：実際の保険事故の発生率等が通常の見積を超えることにより発生し得る危険（大蔵省告示第 231 号第 2 条; 保険業法施行規則第 87 条第 1 号）(ii) 予定利率リスク：責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険（大蔵省告示第 231 号第 3 条; 保険業法施行規則第 87 条第 2 号）(iii) 最低保証リスク：特別勘定を設けた保険契約について保険金等の額を最低保証する場合、特別勘定に属する財産の価額最低保証金等の額を下回る危険（大蔵省告示第 231 号第 3 条の 2; 保険業法施行規則第 87 条第 2 号の 2）(iv) 第三分野保険の保険リスク：保険リスクの内容は上記(i)と同様（保険業法施行規則第 87 条第 1 号の 2） |
|---|

一方、損害保険会社の危険準備金の対象となるリスクは、第三分野保険の保険リスクと予定利率リスクである（保険業法施行規則第 70 条第 1 項第 2 号の 2, 同第 5 項）。また、損害保険会社には、巨大自然災害のような大数の法則が機能しないリスクに対する積立として、異常危険準備金の積立が要求される。これらの準備金には、その積立基準や取崩方法についてそれぞれ規定が定められている。ただし、保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立に関する基準によらない積立で、または取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができるとされる（保険業法施行規則第 69 条第 7 項; 保険業法施行規則第 70 条第 6 項）。なお、（異常）危険準備金を積み立てる実務は日本のみならずドイツなどの欧州各国においても認められているものである。

立金)に充てられる部分」(吉野 2004, p.70)であり、後者は「将来の保険金支払に蓄えて積立てる保険料積立金に充てられる部分」(吉野 2004, p.70)である。

厳密に言えば、危険保険料は当該年度に発生した危険保険金と対応関係にある(また、付加保険料は当該年度に生じた事業費と対応関係にある)が、貯蓄保険料と対応関係にあるのは将来の保険金である。したがって、貯蓄保険料は翌事業年度以降に対応する部分である。発生主義会計に基づく適正な利益計算を達成するため、収入時に保険料はいったん一括して収益計上されるものの、貯蓄保険料部分は責任準備金(保険料積立金)繰入として積み立てることとなる。このため、「保険料収入と責任準備金繰入が組み合わされて、はじめて当年度に帰属する『収益』の額」(谷口 1996, p.14)となる⁴⁸。

このような実務は①財・サービスの提供と、②対価としての流動資産の獲得を要件とする実現主義を採用する他の産業との整合性を欠くように見える。しかし、当該実務は、保険会社の各期の取引量(保険料収入額)を成長性の指標として重視する観点から認められている⁴⁹。また、損害保険では、経営状態を評価する指標として、正味損害率(=正味支払保険金+損害調査費/正味収入保険料)、正味事業费率(=正味事業費-損害調査費/正味収入保険料)、およびコンバインド・レシオ(=正味損害率+正味事業费率)が用いられていることもあり、収入保険料および支払保険料の把握が重視されている。加えて、保険料中の各要素の区分は年度毎に割合が変化し複雑であることから、分かり易さを優先した形として現行の取り扱いとなっているとの指摘もある(吉野 2004, p.72)。

また、保険業法施行規則では、生命保険会社は、「決算期までに収入されなかった保険料は、貸借対照表の資産の部に計上してはならない」(保険業法施行規則第 69 条第 3 項)とされており、未収保険料の計上が認められていない。これは保険契約に基づ

⁴⁸ この点は、保険金等の諸支払金も同様である。すなわち、保険金支払についても、現金支払時にその支払額が費用計上される。発生主義への補正措置として、保険金支払の計上に対し、前年度までに積み立てられた責任準備金の戻入(益)があわせて計上される。「ここでも責任準備金戻入と組合わせて、期間帰属性という問題は満たされる」(谷口 1996, p.16)のである。また、すでに保険金の支払事由が生じているものの、期末時点で支払が完了していない未払い部分については、支払備金として計上する必要がある(保険業法第 117 条第 1 項)。支払備金は期末時点で支払事由の発生報告を受けているものと、受けていないものに区分され、前者は普通備金、後者は既発生未報告(Incurred But Not Reported: IBNR)備金と称される。

⁴⁹ 加えて、契約期間が数十年以上にも及ぶ長期契約においては、「新契約獲得から会計上の利益の実現までにタイム・ラグ」(藤井 2005, p.51)があり、厳格な「実現」の到来を待っている単年度の収益性を測ることができないことも起因していよう。

く次回以降の保険料の支払が法的には「保険会社の保険給付義務と相対応するものの履行について強制力がなく払込猶予期間を経過すれば失効するに留まるから」（吉野 2004, p.73）とされる。以上、保険会計では現金収入を重視する傾向にあるが、「保険料の法的性格を背景としつつ現金収入の時点で収益計上することはやはり保守主義の原則の適用とみるのが妥当」（吉野 2004, p.74）とされる。

（3）有価証券の評価にみる保守性

有価証券の保有目的と評価に関して、2000年に公表された業種別監査委員会報告第21号「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 2000）では、金融商品会計基準において規定されている保有目的区分（①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社株式および関連会社株式、④その他有価証券）に加え、⑤責任準備金対応債券の区分が導入された（図表 1-7）。その理由は、保険業についてはその業務内容の特殊性に鑑みて、一般事業会社と異なり、一般企業の適用を前提とした金融商品会計基準をそのまま適用することが適切でないケースが存在するためとされている（日本公認会計士協会 2000, p.2）。

図表 1-7 保険会社の保有する有価証券の評価基準

区分	評価基準	評価差額の取り扱い
売買目的有価証券	時価	損益計算書へ計上
満期保有目的の債券	償却原価	N/A
子会社・関連会社株式	原価	N/A
その他有価証券	時価	貸借対照表の純資産の部へ計上
責任準備金対応債券	償却原価	N/A

すなわち責任準備金は、上述の通り、保険契約者に対して負う極めて長期にわたる債務の履行を確実なものとするため、契約時に固定された予定利率に基づき積み立てられる一方、保有する（裏付）資産についても、負債面の特性を反映して、保険債務の支払い能力の確保等の観点から長期の債券を保有する割合が高くなる。しかしながら、現実の市場においては長期の保険期間に対応した債券はごく僅かであるために、

保険会社は、残存期間の短くなった債券を長期の債券と入れ替えることによって、負債特性に対応した金利リスクの管理を行っている。このような特性を有する保険会社に対して、金融商品会計基準を適用した場合、責任準備金については時価評価が行われない一方、資産側の債券については時価評価が適用され、資産と負債の評価方法が異なる結果、財務諸表上、純資産の額が変動し、保険会社の真の財務状況が適切に反映されないおそれが生じる（日本公認会計士協会 2000, pp.2-3）。

このため、業種別監査委員会報告第 21 号では、一定の要件⁵⁰を満たした債券を「責任準備金対応債券」として区分し、償却原価法に基づく会計処理ができるものとした（日本公認会計士協会 2000, p.4）。

なお、保険業法では、市場性のある有価証券（とくに株式）の評価に特例が認められている。保険業法第 112 条第 1 項では、「保険会社は、市場価格のある株式の時価が取得価額を超える時は、内閣総理大臣の許可を受けて時価を超えない価額を付すことができる」とされ、評価益は、内閣府で定める準備金に積み立てることとなる（保険業法第 112 条第 2 項）⁵¹。また保険業法では、その評価損の取り扱いについても、損失を吸収するための準備金制度を設けている⁵²。すなわち、保険会社は、その所有する株式その他の価格変動による損失が生じ得るものとして内閣府令で定める資産（株式等）について、内閣府令で定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならないとされている（保険業法第 115 条第 1 項）。

第 3 項 小括

保険契約者保護という目的のもと、主として保険業法により規定される日本の保険会計には、保守的な会計思考が随所に散見される。この保守的な会計思考こそが、保険会計の特殊性をもたらした一因である。

⁵⁰ 当該要件とは、①リスク管理を適切に行うための管理・資産運用方針等が策定されていること、②管理・資産運用方針等を遵守する体制が整備されていること、③保険契約群（小区分）の設定と管理を行うこと、である（日本公認会計士協会 2000, pp.2-4）。

⁵¹ 上野（2010, p.54）では、この保険業法第 112 条は「保険会社の企業業績が悪化した場合のための救済的な意味合いが強い」と指摘されている。なお、この規定は旧保険業法第 84 条とほぼ同様の規定である（石田 2015, p.229）。また保険業法施行規則第 61 条では、この積立金を責任準備金または契約者（社員）配当準備金として積み立てることを規定している。

⁵² なお、価格変動準備金の取崩しは、株式等の売買等による損失（売買、評価換えおよび外国為替相場の変動による損失ならびに償還損）の額が株式等の売買等による利益（売買、評価換えおよび外国為替相場の変動による利益ならびに償還益）の額を超える場合において、その差額の填補に充てる場合に限り認められる（保険業法第 115 条第 2 項）。

その保守性が際立って現れるのが責任準備金の評価である。責任準備金（保険料積立金）の計算にあたり用いられる基礎率（これは保険料設定時に用いられる基礎率とほぼ整合的に決定される⁵³）には、保険契約者への支払義務を確実に遂行できるよう、予め安全割増を設けたうえで算定される。また、この安全割増の設定（保守的な基礎率を用いること）は、「標準責任準備金」を通じて制度上でも要請されている。さらに、責任準備金は每期再評価されず、積み立て不足が発生しない限り、責任準備金の計算に契約時の計算基礎率が継続して使用され続ける。その背景には、責任準備金をその時点の金利の変動に基づき再評価すれば、多額の評価差額を計上することとなり、これを期間損益計算から排除することが望ましいとの考え方が反映されたことがある。このため、日本の保険会計実務は「原価法+減損」を採用するものと指摘される（猪ノ口 2014, p.46）。

責任準備金の評価のみならず、有価証券の評価についても保守的な慣行が認められている。有価証券の保有目的について、保険会社の行う資産負債管理（ALM）の特異性に鑑み、「責任準備金対応債券」という（償却）原価区分が設けられている。また、保険業法では、株式の評価益が生じた際には当該評価益を準備金として積み立てることが認められており、評価損については、損失を吸収するための準備金制度もある。

また、ストック評価のみならず、フロー計算においても保守的な処理がなされている。まず、保険料の収益計上に当たり、保険会計では現金主義的な処理がなされる。加えて、未収保険料の収益計上は認められない。これに関しては契約者から保険料支払を法的に強制できないためでもあるが、実際の現金流入に着目する点は「保守的な会計思考」の表れとの指摘もある。ただし現金収入された保険料には、将来の保険金支払いに充当される貯蓄保険料部分も含まれているので、当該部分の社外流出を防ぐためにも責任準備金繰入として積み立てることとなる。

なお費用計算に当たっては、保険会社の成立後の最初の5事業年度の事業費⁵⁴その他内閣府令で定める金額について、貸借対照表の資産の部に計上することができ、保険会社の成立後10年以内に償却していくことが認められているが（保険業法第113条）、

⁵³ したがって、保険契約時に保険料率と責任準備金の計算基礎率が食い違うことにより生じる初期利得（day one profit）が生じる余地はない。

⁵⁴ 事業費とは、生命保険会社の場合、新契約費、維持費、集金費、営業職員教育費等であり、損害保険会社の場合、損害調査費、集金費、手数料であり、両者に共通するものとして、一般管理費、営業費、投資経費等を含むとされる（石田 2015, p.234）。

これ以外の新契約費については即時費用化される。保険料（収益）については未経過分が繰り延べられる一方、費用（経費）については即時費用化されるため、収益と費用とで保守主義に基づく非対称的な処理が要請されているといえる⁵⁵。このため、収益と費用認識のタイム・ラグが、(将来に収益をもたらすであろう) 新契約を多く獲得すればするほど、契約締結期の業績が悪化するという事態を招き、保険会社の経済的実態を的確に示すものではないとの批判が寄せられていたのは前述のとおりである。

第5節 おわりに

本章では、IASBの保険契約プロジェクトが提起した、保険契約会計における会計モデル間の対立を検討するに先立ち、保険契約会計の基本構造を整理・分析した。第2節では、保険の果たす機能ないし保険者（＝保険会社）の役割について整理した。保険契約を締結することによって提供される「保険サービス」は「リスクの軽減ないし分散」である。保険会社は、約定された保険サービスを契約期間にわたり継続的に提供する事業を営む。

第3節では、保険会社のビジネスモデルについて整理した。保険事業においては、保険サービスの対価（保険料）が保険サービスの原価（保険金）の確定前に企業に流入することとなり、加えて、特に生命保険においては、保険期間が超長期となるため、保険金の支払原資の留保とその運用が重要な経営課題となる。生命保険会社の貸借対照表の構成をみると、負債が総資産の9割を占め、その負債の大宗を保険負債（責任準備金）が占めている。したがって、この保険負債の会計処理が保険会計の中心問題となる。

第4節では、保険会計に特殊性をもたらした一因である、保険会計における保守性について考察した。保険法定会計のもとでは、保険契約者保護が主たる会計目的となり、保険会社には、保険契約の確実な履行（言い換えると、保険契約者への確実な保険金支払）が強く要請されるため、保険負債およびその裏付資産の評価について保守的な処理がなされることとなる。またフロー計算においても保守的な処理がなされ、そのために「収益と費用認識のタイム・ラグ」が生じ、現行の保険会計実務のもとで

⁵⁵ 新契約費をはじめとする諸経費を即時費用化することから、保険法定会計は収益・費用の対応概念を無視するものと指摘されている（Willenborg 1994, p.522）。

は有用な経営指標が提供されないと批判されてきた。ただし、「過度な」保守主義は、企業の財政状態・経営成績を歪める恐れがあるものの、「適度な」保守主義は、会計上の「美德」(May 1943, p.44)として長らく認知されてきたように、企業の財政基盤ないし収益力の安定化に寄与し得る概念である。

保険法定会計においてみられる保守的な会計慣行は、そのすべてではないものの、一般目的の保険会計においても取り入れられることがある。米国の一般目的会計では、保険負債の会計処理に対してロックイン方式が採用され、また、伝統的な長期契約における保険料の収益認識では保険料収入時に収益計上するアプローチが採られている⁵⁶。

保険会計にみられる保守的な会計慣行には意義が認められ得るものの、超長期に及ぶことも稀ではない保険契約において、保険負債が原価ベースで評価されるために、また、保守的な処理が採用されるために、契約ないし負債の経済的な実態が不明瞭となることが保険会計のブラック・ボックス化を招いた主因といえよう。このような認識がIASBの基準策定作業のモチベーションにあり、策定作業の方向性を決定づけたといえる。

⁵⁶ 詳細は第5章を参照。

第2章 保険業を取り巻く周辺制度

第1節 はじめに

保険業を取り巻く国際的な動向として、IASBの主導する国際会計基準の開発作業のみならず、国際的な保険監督規制の議論においても、保険負債を経済価値ベースで評価する必要性が謳われている。IASB保険契約プロジェクトでは、他の国際会計基準と同様、一般目的会計としての保険契約会計基準の策定が進められている。しかし、会計情報が保険規制（特にソルベンシー規制）においても援用されることもあり、保険契約に関する国際会計基準とソルベンシー規制の要請との間でのコンフリクトを解消し、ソルベンシー規制に会計情報を用いる際の調整コストを最小限に抑えるようIASBに配慮を求める声がある（たとえば、Aigrain 2009; Esson and Cooke 2007; Flamée 2008）。もし、保険契約に関する国際会計基準で保険負債を経済価値ベースで評価することとなれば、2016年1月より欧州経済領域で導入されたソルベンシーII指令（The Solvency II Directive）における保険負債評価の枠組みと統合的な処理がなされることとなる。

「経済価値ベースでの資産・負債評価」は保険会社の資産負債管理（ALM）でも求められる。保険会社のALMの目的は、企業価値の安定化ないし最大化に加えて、財務健全性の確保も含まれる（森本 2011）。このため、保険会社のALMはソルベンシー評価との関わりが強い。国際的な保険監督機関である保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors: IAIS）からは経済価値ベースでのALMに関する指針が公表されるなど議論が活発に行われている状況にある。最近では、ALMよりも広く、保険会社のリスクマネジメント活動に関する全社的な取り組みとして、全社的リスクマネジメント（ERM）の整備の必要性が指摘されるが、ERMにおいてもリスク管理上、さらには収益管理上、経済価値ベースでの資産・負債の把握が必要となる。すなわち、保険会社のソルベンシーないし健全性評価のみならず、収益性評価においても「経済価値評価」がキーワードとなる。

保険業の財務報告が「ブラック・ボックス」と評されてきたのは前章で確認したとおりである。ブラック・ボックス状態を長年批判されてきた各保険会社は、現行の保険会計実務を変えるというよりも、会計情報を補完する「補足情報」の開示を拡充す

ることでブラック・ボックス解消に尽力してきた。そのような「補足情報」には、保険会社の株主に帰属する企業価値を伝達しようとするエンベディッド・バリュー (EV) が含まれる。EV とは、大まかに言えば、評価日時点の保険会社の純資産（に若干の修正を加えたもの）に保有契約価値を加えた額であり、また保有契約価値とは「現在保有する契約から見込まれる将来利益の割引現在価値であり、一種の時価会計」（石川 2010, p.18）が適用されたものである。したがって、EV においても経済価値評価が重視されていることとなる。

経済価値ベースにおける保険監督制度の構築を目指す IAIS、および EV の評価規定を定める CFO Forum は、IASB 保険契約プロジェクトに対して意見発信を継続的に行っている。IASB における保険契約会計基準の策定作業では、「経済価値ベースでの資産・負債評価」という共通項において保険会社の財務報告とソルベンシー評価との調和化を期待する声を無下にしなかった。むしろ「経済価値ベースでの資産・負債評価」という方向性は IASC/IASB 自身が望むものであった。

本章では「保険契約会計固有の意義」をより明確にするため、保険業を取り巻く周辺制度における「経済価値ベースでの資産・負債評価」の意義を明らかにすることを目的とする。第 2 節では、保険会社の ALM 政策の展開について概観を示す。ALM 導入当初は、管理対象となるリスクは金利リスクに焦点が当てられ限定的であったが、その後、資産・負債に関連する様々なリスクがその範疇に含まれ、経済価値評価の必要性が謳われることとなった。第 3 節では、ソルベンシー規制の国際的な潮流について、また第 4 節では、EV の意義について確認する。第 5 節では、保険業を取り巻く周辺制度において「経済価値ベースに基づく資産・負債評価」が提唱・導入される中で、それらが IASB の基準策定にもたらすインプリケーションについて考察を加える。第 6 節は総括である。

第 2 節 保険会社の資産負債管理 (ALM) の発展

第 1 項 ALM の意義

ALM とは「資産・負債を総合管理し、リスクに見合った収益の確保を目的として、金融を巡る環境の変化に伴い生じることが予測されるリスクを把握し、金利、為替、証券状況等の予測に基づく収益およびリスクのシミュレーションなどを実施し、今後

の運営方針の検討」(目黒・栗原 2014, p.287)を行うプロセスである⁵⁷。すなわち ALM の目的は、資産・負債の抱える様々なリスクを把握し、それらの管理を通じて最適な経営意思決定を導出することにある。ALM の起源は、債券価格の変動がその利回りの変動によってもたらされることを指摘したマコーレー (Frederic Macaulay) とヒックス (John Hicks) の議論⁵⁸まで遡ることができる (Babbel 2001, p.9; Doffou 2005, p.3)。ALM は、マコーレーとヒックスの議論を、金融機関が保有する資産と負債の金利変動に対する感応度分析に援用させる形で発展してきた⁵⁹。

森本 (2011, pp.2-3) によれば、銀行業界における ALM は、①流動リスクの管理、②期間損益の管理、③金利リスクの管理を目的としたものがある (また、これらの目的が混在している) と指摘されている。銀行業における ALM は「伝統的な商業銀行が資金利鞘を守るために」(佐藤 2007, p.17) 発展してきたが、これは、銀行などの金融機関の貸借対照表の大半が金利感応度資産・負債であり、これらのデュレーション・ギャップないしマチュリティー・ギャップを管理する必要があるためである。

前章で確認したように、保険会社の主たる業務は (a) 保険引受業務と (b) 資産運用業務に大別される。また後者については、保険会社は、保険契約者から徴収された保険料を原資に資産運用を行っている。このため保険会社では銀行業と同様に、金利感応度資産・負債がその貸借対照表の大宗を占める。したがって ALM の巧拙が、保険会社の財務健全性ないし収益性を左右することとなる。

第 2 項 保険会社の ALM の進展

ALM は、対象とするリスクやその管理技法によって様々なものがあるが、管理対象としてキャッシュフローに焦点を当てるかサープラス (剰余) に焦点を当てるかで「マッチング型 ALM」と「サープラス型 (バランスシート型) ALM」に大別できる。

前者は「負債のキャッシュフローのヘッジ手段として資産側のキャッシュフローを複製することで、金利リスクを抑制しようという考え方」(西村・枇々木 2011, p.5)

⁵⁷ また、Crouhy *et al.* (2014, p.265) では「ALM は、企業の貸借対照表の資産 (例えば、貸付金) と負債 (例えば、預金) との構成をマッチ、ないし意図的に mismatch させるための組織化された意思決定プロセス」と定義されている。

⁵⁸ Macaulay (1938) および Hicks (1946) を参照。

⁵⁹ Babbel (2001) によれば、マコーレーとヒックスの理論を保険会社の保有する資産・負債に対して初めて援用したのが Redington (1952) であるとされている。また、Ryan (2013) では、退職給付制度における ALM の進展について考察されている。

に基づくものであり、伝統的に保険 ALM では、金利リスクを完全にヘッジすることを目的としたイミュニゼーション (Immunization) が図られてきた (森本 2011, p.3)⁶⁰。ALM では、資産・負債のデュレーション・マッチングが図られることとなるが、このデュレーションには「資産または負債を現在価値ベースで考えた『加重平均年限』」もしくは「金利が 1 単位動いたときの、資産または負債の『現在価値の変化率』」という 2 つの意味がある (佐藤 2007, p.11)。デュレーションを期間と捉えて (キャッシュフロー) マッチング型 ALM を行えば、「資産・負債の金利感応度の相違が顕在化する可能性が内在されたままとなり、価値の変動を回避するためには満期対応債券などの手法が必要不可欠」 (中村 2009, p.142) となる。以上のように、マッチング型 ALM は取得原価主義会計と親和性が高い管理手法といえる。

他方、後者は「資産・負債の価値の差額を『サープラス』と表現し、その変動 (特に金利の変化に対する価値変動) をコントロールすることを主眼」 (森本 2011, p.3) としたものである。マッチング型 ALM では、(金利) リスクの抑制ないし除去に主眼が向けられていたが、サープラス型 ALM では、リスクを許容したうえで、「サープラス」の安定化ないし最大化を図ることが意図されている。また、マッチング型 ALM は取得原価主義会計と親和性が高い管理手法であったのに対し、サープラス型 ALM は時価主義会計と親和性が高い管理手法であり、資産・負債ともに経済価値ベースで評価することとなる。

サープラス型 ALM は、伝統的な保険会計実務では、負債の時価評価が一般的ではなかったこともあり、また保険監督規制においても時価評価が要請されていなかったこともあって、長らく管理手法として浸透してこなかった。しかし近年、従来の ALM の問題点が顕在化する中で、保険監督機関の主導も相俟って経済価値ベースの ALM の導入が活発に議論されている。

第 3 項 IAIS による ALM に関する基準

国際的な保険監督機関である IAIS は、2006 年 10 月に「ALM に関する基準」 (IAIS 2006a, 以下 ALM 基準) および「ALM に関する論点書」 (IAIS 2006b, 以下イシュー

⁶⁰ 保険会社における原初的な ALM では、保険負債とその裏付資産との金利リスクの管理に主たる関心が向けられていたと指摘されている (Luckner *et al.* 2003, p.2)。

ペーパー) を公表した⁶¹。保険会社の ALM は、次節で確認するソルベンシー規制とも深く関連するため、本項では IAIS の ALM 基準を概説する。

ALM 基準は、ALM のベストプラクティスを記述するにあたり、保険会社が従うべきその最低要件について規定するものである (IAIS 2006a, para. 1)。ALM 基準によれば、生命保険業における ALM では伝統的に、金利リスクを最小限に抑えることを主な目的として、資産と負債のマッチングが重視される一方、損害保険業における ALM では、損益の変動性の適切な管理に焦点が当てられていたとされる (IAIS 2006a, para. 7)。しかし、近年は多くの保険会社において、ALM は企業価値の最適化 (value optimisation) に焦点を当てるものへと変化してきたと指摘されている (IAIS 2006a, para. 7)。また、ALM の目的は、リスクの除去ではなく、企業が設定したリスク限度 (額) の枠内で、リスクを管理することが目的とされる (IAIS 2006a, para. 8)。

ALM 基準では「ALM は経済価値に基づくべき」とされており、さらに、経済価値に基づかない考え方や慣習を含む会計上および監督規制上の価値が、キャッシュフローの評価における追加的な制約となるかもしれないと指摘されている (IAIS 2006a, Requirement II)。また、保険会社は、資産と負債の調和を必要とする全てのリスクを検証すべきとされ、金利リスクはもちろんのこと、その他の市場リスクや保険引受リスクまでもがその範疇に含まれている (IAIS 2006a, Requirement IV)。

以上のように、保険監督機関の定める ALM に関する基準では、経済価値ベースでの資産・負債評価が基軸とされている。それでは、なぜ経済価値ベースなのか。その理由としては、ALM 基準に「監督当局は、保険会社が自身の資産と投資行動がその負債およびリスク特性ないしソルベンシーの状況に適合したものであることを確保するために、資産・負債の状況をモニタリングし、管理するための適切な手続を有していることを要請する」(IAIS 2006a, Requirement I) とあるように、次節で取り上げるソルベンシー評価との関係性への配慮が挙げられよう。

第 3 節 国際的なソルベンシー規制の潮流

⁶¹ イシューペーパーは、ALM 基準の規定に対する追加的な背景とその規定の詳細を補足するための文章である (IAIS 2006b, para.1)。

第 1 項 従来型ソルベンシー規制の問題点

保険制度上、特に保険契約者保護を目的として、保険会社に対してソルベンシー・マージン規制が課せられる。日本でも、保険会社の財務健全性を図る指標として「ソルベンシー・マージン比率」の開示が求められている。ソルベンシー・マージン規制は、銀行業でいう自己資本規制の一種であり、通常予測を超えて発生する種々のリスクに対する支払余力を示すことを目的に、ソルベンシー・マージン比率が一定の水準に満たない場合は、監督当局から是正措置の要請または業務停止命令を受けることになる。

1999年に日本で導入されたソルベンシー・マージン比率および実質資産負債差額による定量規制制度は、1993年にアメリカで導入されたリスク・ベースド・キャピタル (Risk based Capital: RBC) 比率規制を参照して設計されたものである。ソルベンシー・マージン比率および RBC 比率は、保険会社の支払余力を示すマージン⁶²と保険会社の抱えるリスク (通常予測を超える危険) の総量を比較するフォーミュラ方式が採用されている。日本のソルベンシー・マージン比率の計算式は以下の通りである。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{マージンの総額}}{\text{リスクの総量} \times 1/2} \times 100\%$$

ソルベンシー・マージン比率が 200%を上回れば、当該比率を根拠とした監督当局 (金融庁) からの規制介入はないが、200%を下回った場合、その程度に応じて、健全性確保のための早期是正措置あるいは業務停止命令などの監督介入が施されることとなる。

しかし近年、このソルベンシー・マージン比率に対する信頼が揺らぐ事態が相次いで生じた。たとえば、2000年10月に破綻した協栄生命、千代田生命については、破綻直後のソルベンシー・マージン比率が 200%を上回っており、2008年10月に破綻した大和生命に至っては、同年3月時点においてソルベンシー・マージン比率は 500%であり、監督介入の目安となる 200%を上回っていた。このため、ソルベンシー・マージン比率に対して、①マージンに含むべきでない項目が算入されている点、②保険会社が同比率を高めるために収益性を犠牲にし得る点などが批判されてきた (米山 2007,

⁶² この場合のマージンには、保険会社の純資産に加えて、危険準備金や価格変動準備金などの負債も含まれる。

pp.16-17) ⁶³。

さらに、保険会社の保険金支払能力を評価するには、通常の前測の範囲内のリスクに対する支払能力を示す責任準備金と、通常の前測を超えるリスクへの対応能力を示す（純資産の部の項目に加えて、危険準備金や貸倒引当金を含めた）広義の自己資本（マージン）の十分性の両面から判断する必要がある。しかしながら、現行のソルベンシー・マージン規制のもとでは前者の責任準備金評価の規定はなく、また、負債評価は企業会計（法定会計）に基づくロックイン方式（+負債十分性テスト）が採用されているため、保険会社の保険金支払能力を評価するには限界があった（大塚 2015, p.80）。加えて、保険業の国際化が進む中、各国独自のソルベンシー規制が採用されているため、保険会社の健全性評価に当たり国際的な比較可能性を担保することも喫緊の課題となった。これらの限界ないし問題を克服するため、「経済価値ベースでの資産・負債評価」に基づくソルベンシー規制が台頭してくることとなる。

第2項 IAIS によるトータル・バランスシート・アプローチの推進

IAIS は、各国のソルベンシー規制の足並みをそろえるべく、保険監督の国際的な枠組みの策定作業を続けている。そのひとつの成果が 1997 年に初めて公表された「保険基本原則（Insurance Core Principles: ICP）」である。ICP はその後幾度か改正が加えられており、最新の改正は 2015 年 11 月になされた。ICP では、保険監督目的ないしソルベンシー評価のための資産・負債（またはその差額の純資産）についての評価規定等が定められているが、その規定の根底にある考え方が「トータル・バランスシート・アプローチ（Total Balance Sheet Approach）」である。本項では、ICP の規定の詳細を検討するに先立ち、トータル・バランスシート・アプローチの意義についてまず確認する。

(1) IAA のソルベンシー評価の枠組み

IAIS は、国際的な保険監督制度を策定するにあたり、保険負債評価等の保険数理技

⁶³ すなわち、ソルベンシー・マージン比率が 200%以上の大きさを示すとしても、その大きさが財務健全性の程度を示すものでなく、過剰資本を抱えていれば当該比率も上昇する関係にある（米山等 2010, p.9）。このため、米山等（2010）では、ソルベンシー・マージン比率が高いほど「経営の健全性」が高いというシグナルを消費者に送っているのであれば、それはソルベンシー・マージン比率本来の機能を歪めていると指摘されている。

術についての検討を国際アクチュアリー会（International Actuarial Association: IAA）に委託した。その検討作業の成果物として 2004 年に IAA より公表された「保険会社のソルベンシー評価のための国際的な枠組み」（IAA 2004）において、ソルベンシー評価の新たな枠組みとして「トータル・バランスシート・アプローチ」が示された。

IAA（2004）では、各国間の保険監督手法の多様化を認めれば、保険会社のソルベンシー評価とそれに伴う必要資本要件についての国際的な枠組みを構築することの妨げになるとしている（para. 3.50）。IAA（2004）では、保険会社の健全性評価に各国間で多様性をもたらす要因の一つとして、会計制度上の問題を挙げる。すなわち、会計制度によっては資産と負債の評価方法が異なるため、この違いによって、秘密積立金あるいは欠損（hidden surplus or deficit）が生じる場合がある（IAA 2004, para. 4.13）。そこで IAA（2004）では、「ソルベンシー確保を目的として、保険会社の真の財務健全性を適正に評価するためには、資産・負債を現実的な価値により、ともに一貫した方法で処理することで、いかなる秘密積立金および欠損も生じさせないシステムのもと、統合された方法でトータル・バランスシートを査定する必要がある」（para. 4.14）と指摘される。すなわち、トータル・バランスシート・アプローチのもとでは、資産・負債は「現実的な価値」すなわち経済価値ベースでともに評価されることとなる。

ただし、「経済価値ベースでの資産・負債評価」をソルベンシー評価の基軸に置く IAA（2004）は、取得原価主義に基づく現行の会計実務の変革を迫るものではない。すなわちソルベンシー評価と会計上の評価問題は区別されており（IAA 2004, para. 4.15）、あくまでも保険会社の健全性評価にあたってのトータル・バランスシート・アプローチの意義を示すにとどまる。

（2）IAIS による保険会社の健全性評価のためのフレームワーク開発

IAIS は、IAA（2004）で示されたトータル・バランスシート・アプローチを採択し、保険会社の健全性評価のためのフレームワークの開発作業を進めることとなる。IAIS が 2007 年に公表した「保険会社の健全性評価のための共通の構造」（IAIS 2007）では、トータル・バランスシート・アプローチに基づく健全性評価のフレームワークが示されている。

保険会社の健全性評価にあたり、その要となるのが（広義の自己）資本である。すなわち、資本は、保険会社が被る予測不能な将来損失をカバーするものであり、保険

契約者保護のためには、予測不可能な損失を吸収するバッファーとしての資本が、現在どれだけ保険会社に存在するか明確に開示される必要がある。IAIS（2007）では、「規制上の観点から、資本（capital）の目的は、悪条件であっても保険債務が履行でき、かつ必要な責任準備金がカバーされ続けることを確保することにある」（Structure Element 8）とされている。また、「所要資本は、悪条件の中でも特定期間にわたり、ある特定水準の安全性（safety）をもって、資産が責任準備金を上回るように計算されるべきである」（Structure Element 11）とされている。IAIS（2007）は、その所要資本の現状を適時に伝達する手段としてトータル・バランスシート・アプローチの意義を指摘している。

IAIS（2007）によれば、トータル・バランスシート・アプローチは「資産、負債、所要資本、利用可能資本間の相互依存関係を認識し、リスクが完全かつ適切に認識されることを確実にする」（Structure Element 4）のものである。すなわち IAIS（2007）では、保険経営、規制、および保険監督とともに経済価値による評価を基礎とする必要性があり、資産・負債を経済価値によって評価することこそが、保険会社の財務状況に関する適正かつ信頼できる情報を提供する唯一の手段であるとされている（para. 41）。

なお、IAIS（2007）では、経済価値は「市場価格が入手可能な場合には、現在の市場価格と整合的な方法により導出された、あるいは（市場価格が入手できない場合には）市場整合的な原則、方法、パラメーターを用いて決定される資産・負債のキャッシュフローの価値」（footnote 16, カッコ内引用者）と定義されている。このため IAIS（2007）では、保険負債の評価に関して、市場整合的な評価を要請しているが、保険負債には「十分に信頼できる評価を提供する、流動性の高い流通市場」が存在しないために、保険負債の決済にあたり市場が利用するとされる原則、方法、パラメーターに沿って評価することを求めている（Structure Element 5）。

（3）保険基本原則（ICP）の評価規定

2015年11月に改正が施された ICP（IAIS 2015）では、保険監督に関する国際的な枠組みを提供すべく、ソルベンシー目的の資産・負債の評価規定が定められている。ICP では保険監督の目的について「保険契約者の利益（benefit）と保護のために、公正で、安全、かつ安定した保険産業の維持を促進すること」（IAIS 2015, para. 1.3）とされ

ている。そのためには、保険会社のソルベンシーを適切に評価する必要がある。

ICP 14「評価」においては、ソルベンシー目的の資産・負債の評価が定められており、それらの評価にあたって、トータル・バランスシート・アプローチを採用する旨が規定されている（IAIS 2015, paras. 14.0.4, 14.0.5）。ICP では、トータル・バランスシート・アプローチを採用することにより、ソルベンシー目的上の利用可能資本および必要資本の算定にあたり、資産・負債の認識および評価に整合性が確保できるとされている（IAIS 2015, para. 14.0.5）。資産・負債を整合的に評価することによって、資産・負債の評価額の差異が（会計処理の相違や前提条件の相違からもたらされるのではなく）キャッシュフローの性質の差異として説明できるようになるとされている（IAIS 2015, para. 14.2.3）。またその評価は、信頼性が高く、意思決定に役立ち、かつ透明性のある方法で行われる必要がある（IAIS 2015, para.14.3）。情報の信頼性ないし客観性を担保するためには、市場整合的な情報を用いるべきとされているが、企業固有情報であっても実務上の蓄積があり、市場での類似した情報が利用されている場合には適用が認められ得るとされている（IAIS 2015, paras. 14.3.2, 14.8.15）。

トータル・バランスシート・アプローチの特性からも明らかのように、ICP では、資産・負債の評価は基本的に経済価値ベースとなる（IAIS 2015, para. 14.4）。ICP によれば、経済価値ベースの評価（economic valuation）は、「キャッシュフローのリスク調整後の現在価値を反映」（IAIS 2015, para. 14.5）したものである。経済価値ベースの評価には、基本的に市場整合的な評価が適用されることとなるが（IAIS2015, para. 14.5.5）、状況によっては償却原価評価を合わせて適用するのが望ましいと記されている⁶⁴（IAIS 2015, para. 14.5.12）。

ICP では保険負債（技術的準備金: technical provisions）の評価規定が詳細に示されている。ICP によれば、保険負債は、現在推計と現在推計を超過するマージン（Margin over the Current Estimate: MOCE）から成る。保険負債の現在推計は、偏りのない最新の前提条件を使用して、保険債務を履行する際に生じるすべての将来関連キャッシュフローの期待現在価値として算定される（IAIS 2015, para. 14.8）⁶⁵。また MOCE は、保険債務を履行する際に生じる将来キャッシュフローの不確実性についての見積もり尺度

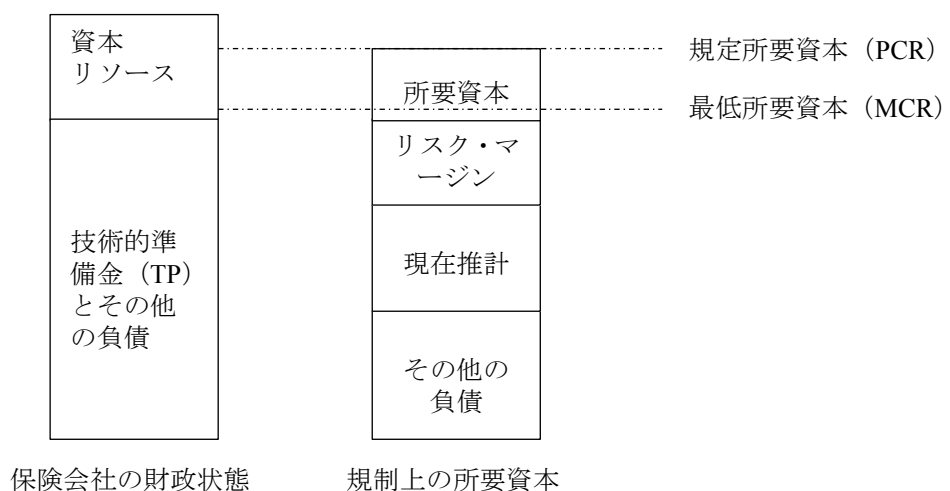
⁶⁴ ただし、資産・負債が償却原価評価される場合は、少なくとも年1回は減損（負債十分性）テストがなされるべきとされている（IAIS 2015, para. 14.5.15）。

⁶⁵ その他、保険負債の評価にあたって、契約に内在するオプション・保証の影響を考慮する必要がある（IAIS 2015, para. 14.11）。

である（IAIS 2015, paras. 14.9, 14.9.2）。注意すべきは、保険負債を含む保険会社の保有する負債の評価に当たって、保険会社の自己の信用状態（信用リスク）を反映することは禁止されている点である（IAIS 2015, para. 14.6）。その理由として「ソルベンシー目的のために保険ポートフォリオの整合性と信頼性のある経済価値を得るためには、技術的準備金の価額には保険者自身の信用状態が反映されるべきではない」（IAIS 2015, para. 14.6.1）とされている。

ICP17「資本十分性」では、トータル・バランスシート・アプローチに基づく「資産・負債の経済価値ベースでの評価」のもとでの、規制上の資本要件について定められている。ICP の定める資本要件を図示したものが図表 2-1 である。図表 2-1 に示される規定資本要件（Prescribed Capital Requirement: PCR）は、この水準さえ上回っていれば、監督当局が資本不足を理由に監督介入しないとされる水準（solvency control level）である（IAIS 2015, para. 17.4）。また、最低資本要件（Minimum Capital Requirement: MCR）は、この水準を下回り、保険会社が適切な是正措置を講じない場合、監督当局が最も厳しい措置を講じるとされる水準である（IAIS 2015, para. 17.4）。保険会社の資本十分性の評価に当たり、2 つの資本要件を用いる点は次項で確認するソルベンシーII の規定と同様である。

図表 2-1 ICP の定める規制上の資本要件のイメージ



出所: IAIS（2015, p.206）を一部修正

第3項 ソルベンシーIIにおける評価プロセス

本項では、欧州におけるソルベンシー制度として、2016年1月より適用が開始されたソルベンシーII指令（EC 2009）の評価規定を概説する⁶⁶。ソルベンシーII指令においても、トータル・バランスシート・アプローチが採用されている。

(1) 資産および保険負債以外の負債の測定・評価

ソルベンシーII指令では、保険会社の保有する資産は「独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者間で、資産が交換され得る金額」で評価されることになり、保険負債以外の負債（以下、その他の負債）の評価は「独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者間で、負債が決済され得る金額」で評価されることになる（EC 2009, Article 75, para. 1）。当該評価規定は、IFRS 第13号「公正価値測定」（IASB 2011a）公表以前に、IFRS で用いられていた公正価値の定義と同一のものである。ただし、ソルベンシーII指令のもとでは、IFRS の公正価値の定義が参照されつつも、負債の評価にあたっては、自己の信用リスクの影響を反映させないことが要求されている（EC 2009, Article 75, para. 1）。

欧州保険年金監督者委員会（Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisors: CEIOPS）⁶⁷による実務基準書（CEIOPS 2010）では、ソルベンシーII の評価規定を「資産および負債の評価において、経済的で、市場整合的なアプローチ」と称している。CEIOPS（2010）では、ソルベンシーII 指令を受けて、資産とその他の負債の評価規定として基本的に IFRS を準用することが提案されている。ただし、IFRS の規定に対してソルベンシー算定上の調整が施されることになる（CEIOPS 2010, para. V. 13）。たとえば、現行の国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）第16号「有形固定資産」では、有形固定資産の会計処理として原価モデルと再評価モデルの選択適用が認められているが、ソルベンシー目的上、再評価モデルを適用する

⁶⁶ ソルベンシーII指令は2009年4月の欧州議会、同年11月の欧州連合理事会にて採択された。採択後もソルベンシーIIには修正が施され、修正版ソルベンシーIIとしてオムニバスII指令（Omnibus II Directive）（EC 2014）が2014年3月にて欧州議会にて採択されることとなった。オムニバスIIの主たる修正点は、①長期保証契約への対応、②導入時の移行措置が含まれる（詳細は重原 2015を参照）。必要資本要件に関する規定はソルベンシーIIの規定と共通であるため、本項では、ソルベンシーII指令（EC 2009）の規定を参照する。

⁶⁷ CEIOPSは現在、欧州保険年金監督機構（European Insurance and Occupational Pensions Authority: EIOPA）に改称されている。

ことが推奨されている（CEIOPS 2010, para. V. 1.4）。

すなわち、ソルベンシーII 指令では、保険会社の保有する資産・負債に対して全面公正価値評価が要請されていることになる。

（2）保険負債（技術的準備金）の算定

現行の保険 IFRS である IFRS 第 4 号「保険契約」（IASB 2004）における保険負債の評価規定が各国会計実務の多様性を容認するものであったため、ソルベンシーII 指令は、保険負債（技術的準備金）について独自の評価規定を設けた⁶⁸。ソルベンシーII 指令では、技術的準備金は「（再）保険会社および保険会社の（再）保険債務を他の（再）保険会社に移転する際に、支払わなければならないであろう金額」とされている（EC 2009, Article 76, para. 2）。また、技術的準備金の評価は、市場整合的であることが要請されている（EC 2009, Article 76, para. 3）。

技術的準備金は、①最良現在推定と②リスク・マージンの合計額として算出される（EC 2009, Article 77, para. 1）。現在推定は、リスクフリー・レートを用いて貨幣の時間価値を考慮し、将来キャッシュフローの期待加重平均として算出される（EC 2009, Article 77, para. 2）。また、キャッシュフローの予測に際して、保険負債の決済にあたり要求されるすべてのキャッシュインフローおよびキャッシュアウトフローを考慮に入れる必要がある。一方、リスク・マージンは「技術的準備金の価値が、（再）保険会社が（再）保険債務を引き継ぐために要求するであろう金額と等しくなることを確保」するためのものである（EC 2009, Article 77, para. 3）⁶⁹。なお保険会社は、現在推定とリスク・マージンを個別に評価することが要請されるが、保険債務に係る将来キャッシュフローが観察可能な信頼できる市場価格のある金融商品を用いて複製可能な場合には、個別の評価は要求されない（EC 2009, Article 77, para. 4）。

（3）必要資本要件に関する規定

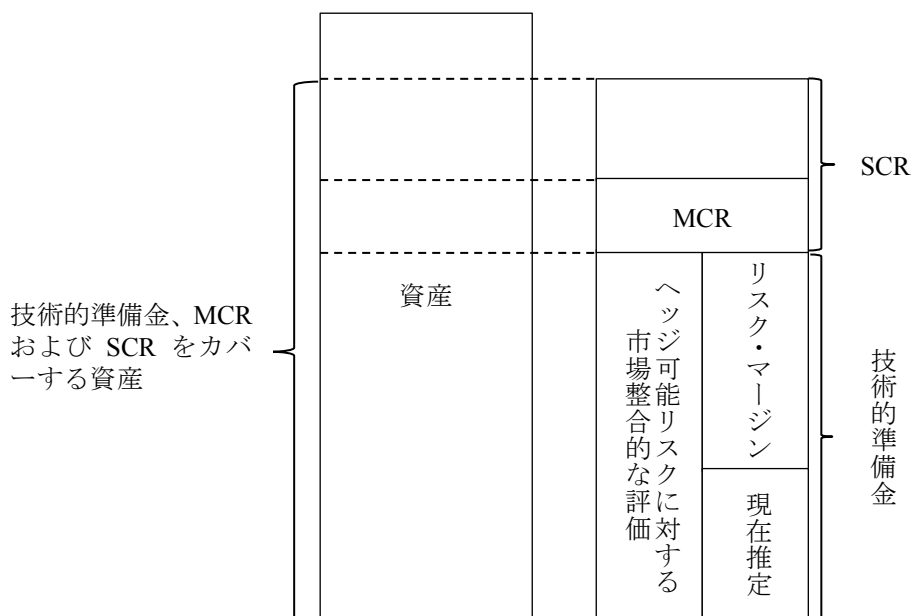
ソルベンシーII 指令では、ソルベンシー必要資本（Solvency Capital Requirements: SCR）

⁶⁸ IFRS 第 4 号の詳細は第 5 章を参照。

⁶⁹ ソルベンシーII 指令では、リスク・マージンは、「適格自己資金（eligible own fund）が、契約期間にわたり保険債務をサポートするために必要なソルベンシー必要資本（SCR）と等しくなる額に備えるためのコストを決定すること」（EC 2009, Article 77, para. 5）によって計算される。適格自己資金の額に備えるためのコストを決定するために用いる利率のことを「資本コスト率（Cost-of-Capital rate）」と呼ぶ（EC 2009, Article 77, para. 5）。

および最低資本要件（Minimum Capital Requirement: MCR）という2つの資本要件を課している。これらの資本要件は、前述の IAIS（2015）で定められた資本要件と同様のものである。すなわち、これら2つの資本項目は、予測できない将来支出（損失）をカバーするためのものである。SCR は、保険会社に内在する様々なリスクのうち計量化可能なものすべてをカバーするものである（EC 2009, Article 101, para. 3）。SCR は、保険監督上、監督当局が早期警告の必要性を判断する指標となる。SCR の算出方法としてはモジュール方式が採られており、保険会社の各種リスクを所定のリスク・モジュールに従い計測し、合算することで全体の SCR を計算することになる⁷⁰。SCR は、各リスクの相関関係および分散の影響を考慮しながら合算することで求められる。モジュールは、計測期間1年で、信頼水準99.5%のバリュー・アット・リスク（Value at Risk: VaR）を用いて測定されることになる（EC 2009, Article 104, para. 4）。

図表 2-2 ソルベンシーIIにおける保険負債の構成要素



出所: CEIOPS (2007, p.9)を一部変更

⁷⁰ CEIOPS（2010）では、SCR 計算に用いられる各リスクの構造図（モジュール）が示されている（para. SCR.1.1）。SCR は、まず基礎 SCR、オペレーティングリスク SCR、および修正項に分けられる。さらに基礎 SCR は、市場リスク、健康保険の保険引受リスク、取引先のデフォルトリスク、生命保険の保険引受リスク、損害保険の保険引受リスク、無形資産リスクから成り、また項目ごとにリスクが細分化される。

一方、MCR は、図表 2-2 に示されるように、SCR よりも低い資本要件となっており、自己資金がこの金額を下回ると、保険会社としての認可が取り消されることになる。MCR の場合、信頼水準が 85% の VaR を用いることとされている (EC 2009, Article 129, para. 1 [c])。MCR は、保険会社の技術的準備金、計上保険料、危険保険金 (capital-at-risk)、繰延税金、広告費などの変数の線形関数として計算されるが、SCR の 25% から 45% までの範囲という要件が付されている (EC 2009, Article 129, paras. 2 and 3) ⁷¹。

SCR と MCR をカバーするための自己資金 (own fund) が保険会社に確保されていることが要求される。自己資金は、基本自己資本と補助自己資本から構成される。基本自己資本は、負債を上回る資産の金額と、劣後負債の合計額となる (EC 2009, Article 88)。補助自己資本は、基礎自己資本ではないが、損失を吸収する物が含まれる (EC 2009, Article 89)。自己資金は、その性質や損失吸収能力により 3 分類 (three tiers) される。その分類に用いられる基準としては、①損失吸収性、②劣後性、③満期前償還の可能性、④強制的なサービスコストの有無、⑤担保権 (encumbrances) の有無がある (EC 2009, Article 93) ⁷²。

第 4 節 エンベディッド・バリュウ (EV) の進展

第 1 項 EV の意義

保険会社の業績指標の 1 つとして、EV の開示が注目されている。EV とは、評価時点における保険会社の修正純資産⁷³および保険契約から将来得られるであろう株主に對する利益の現在価値 (保険契約価値) の合計額であり、保険会社の業績指標の 1 つとして用いられている。

この EV の意義は、「財務会計情報を補完する機能」(石坂 2009, p.80) に集約される。

⁷¹ また、保険会社の業種により、絶対下限 (absolute floor) となる具体的金額が設定されている。

⁷² 銀行規制上の自己資本に対して、「①預金者と一般債権者を保護する劣後性、②損失が発生しても債務超過に陥ることなく事業を継続するための損失吸収力、③業況が悪化しても事業を継続するための財務基盤を提供する永続性」(川村 2010, p.187) が求められているのと同様の特性が要求されている。

⁷³ 修正純資産とは、「貸借対照表の純資産の部に負債のうち内部留保的性格をもつ勘定科目等を加えた値」であり、一般的に、「純資産の部」から評価差額勘定を除き、危険準備金および価格変動準備金を加えたものとして表現されるが、その詳細は保険会社各社によって算出方法に若干の違いがみられる (石坂 2009, pp.79-80)。

第1章でみたように、日本の保険会計実務によれば、契約締結（販売）時には新契約費などの初期費用が多額に生じる一方、保険料収益は平準的に認識されるため、収益と費用認識のタイム・ラグが生じる。したがって「(将来に収益をもたらすであろう)新契約を多く獲得すればするほど、契約締結期の業績が悪化する」事態が生じる。このため、保険会社の経営実態を反映できる業績指標開示が喫緊の課題となっていた⁷⁴。そこで「財務情報を補完」する指標として、保険契約からの潜在的利益を反映させたEVが注目されるようになった。

EVの目的は「既存契約から生じる株主に帰属するキャッシュフローと、純資産についての現実的で(realistic)、リスク調整済みの価値を反映すること」(O’Keeffe *et al.* 2005, pp.412-413)である。EVは生命保険会社のM&Aにあたりその適正価格(appraisal value)を算定する目的から発展してきた(O’Keeffe *et al.* 2005, pp.409-410)⁷⁵。ただし、伝統的なEV(Traditional Embedded Value: TEV)には各保険会社が参照するような共通の測定ガイダンスがなく、各保険会社の内部モデルによって算定されており、算定に用いた前提条件や計算方法によっては計算結果が異なるため、保険会社間の業績を比較する指標としては不十分であるとの指摘を受けていた⁷⁶。このため、ヨーロッパの大手保険会社のCFOによって構成されるCFO Forumは、2004年5月、保険会社間の比較可能性を担保するものとして「ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー(European

⁷⁴ 日本では2005年の明治安田生命の保険金不払い問題を発端として、一部の生命保険会社が3利源の内訳開示を始めた。3利源は死差・費差・利差から成り、保険会社の損益発生源(収益構造)を示すものである。3利源開示も保険会社の業績値の「ブラック・ボックス状態」の解消を図ったものではある。ただし、3利源開示は近年進みつつあるが、その限界も指摘されている(植村 2006)。たとえば、3利源の具体的な計算方法が生保各社で統一されておらず、その比較可能性に問題がある。また、それぞれの差損益の単年度の多寡では保険会社の収益力を正確に判断することはできない。すなわち、「現行の生保会計では、新契約が好調であるほど初期コストがかさみ、費差益が悪化する」(植村 2006, p.26)が、もちろん契約獲得は将来収益の増加につながる。加えて、加入時の診査を厳格化することは診査コストの増加を招き費差益は減少するが、その一方で、将来の死差益の改善につながる可能性があるなど、3利源情報も現行の保険会計実務と同様の問題を抱えている。

⁷⁵ 英国保険協会(Association of British Insurers: ABI)が2001年12月に公表した“Supplementary Reporting for Long-Term Insurance Business (The Achieved Profits Method)”も、保険業における株主に帰属する利益を開示するためのガイダンスの提供を意図したものであった(O’Keeffe *et al.* 2005, p.411)。

⁷⁶ TEVについて特に問題視された点は以下の点である(日本アクチュアリー会 2012, p.8)。

- ① 割引率の設定が主観的である点
- ② 維持すべき必要資本コストが明確でない点
- ③ 保険契約に内在するオプションおよび補償の価値がEVに反映されていない点

また、Bloomer(2004, p.103)では、TEVの開示規定について共通フォーマットがなかったことも問題点として指摘されている。

Embedded Value: EEV) 原則」(CFO Forum 2004a; 2004b) を公表した。EEV は欧州保険会社間の EV 情報に関する比較可能性の向上に一定の貢献を果たしたが、それでも、たとえば「将来の配当可能利益を現在価値に割り戻すための市場金利として国債金利とスワップ金利のどちらを使うかは、保険会社の判断に任されていた」(松平 2011, p.139) 等、依然として比較可能性に対して問題が残されていた。

そこで CFO Forum は 2008 年 6 月に、EEV の問題点を解消すべく、より市場整合的な評価アプローチを採用した「市場整合型エンベディッド・バリュー (Market Consistent Embedded Value: MCEV) 原則」(CFO Forum 2009a; 2009b) を公表した⁷⁷。

第 2 項 市場整合型エンベディッド・バリュー (MCEV)

(1) EV の定義と評価にあたっての諸前提

MCEV は、保険会社間で比較可能性の高い業績指標を構築すべく、TEV ないし EEV と比べて、より市場整合的な評価を要求したものとなっている。MCEV 原則によれば、MCEV は、「対象契約におけるリスク全体に対する十分な引当 (allowance) 控除後の、対象契約に割り当てられた資産から生ずる分配可能利益のうちの株主に帰属する部分の現在価値」と定義されている (CFO Forum 2009a, Principle 3)。なお、MCEV の評価対象となる契約は、既存契約 (in-force covered business) であり、将来の新契約の価値は除外される (CFO Forum 2009a, para. G3.2)⁷⁸。

MCEV 原則では、市場整合的な評価が要請されているため、「マーク・トゥ・マーケット (mark to market) の概念」が重視されている。MCEV 原則では、マーク・トゥ・マーケットについて「保険負債、および対象契約に割り当てられた資産から生じる分配可能利益のうち株主に帰属する部分を、あたかも (市場参加者の評価と) 同等のキャッシュフローを有した市場性のある資産であるかのように評価すること」(CFO Forum 2009a, para. G3.3、カッコ内引用者) を意味するとされている⁷⁹。

⁷⁷ MCEV は、2009 年 10 月に改定されている。

⁷⁸ 既存契約の価値のみを考慮する EV に、将来の新契約価値を加えたものがアプレイザル・バリュー (appraisal value) となる。

⁷⁹ MCEV 原則では「同等のキャッシュフローを有した市場性のある資産であるかのように評価すること」をもって「マーク・トゥ・マーケット (mark to market)」としているが、財務会計における「マーク・トゥ・マーケット」の概念は、「市場性があること」を擬制することではなく「市場そのもの (で形成された価格) を参照すること」を意味する。このため、MCEV 原則における「マーク・トゥ・マーケット」の用法は、財務会計上の用法と異なっている点に注意が必要である。

このため、MCEV の測定にあたって、現在価値評価に用いられる割引率は市場整合的な割引率を参照することが要求され (CFO Forum 2009a, Principle 13)、また「確率論的モデルおよび関連するパラメーターは、評価される対象契約に対して適切であり、内部整合的であり、適当な場合には直近の市場データに基づく」(CFO Forum 2009a, Principle 15) ことが要求されている。また、測定にあたり用いられる経済的前提 (economic assumption) は「内部整合的でなければならず、予測キャッシュフローが、資本市場で取引されている類似のキャッシュフローの価値と一致するように評価されるよう決定」(CFO Forum 2009a, Principle 12) される⁸⁰。ただし、たとえば、人口統計の前提(死亡率、罹患率など)、事業費、租税および法的規制等の非経済的予測前提 (non economic projection assumption) については「過去、現在、予想される将来の経験その他関連するデータすべてを考慮」し、当該前提は「最良推定であり、市場参加者の用いる前提よりも企業固有のものでなければならない」とされており (CFO Forum 2009a, Principle 11)、企業固有の見積もりを適用することが許容 (むしろ推奨) されている⁸¹。

(2) MCEV の構成要素

MCEV は、①対象契約に割り当てられたフリーサープラス、②必要資本、および③対象契約の既存契約価値 (value of in-force covered business: VIF) から構成される。フリーサープラスとは、「評価日時点で保有する対象契約に配分されているが、担保の必要がないすべての資産の市場価値」(CFO Forum 2009a, Principle 4) とされている。また、必要資本とは「対象契約に帰属する資産のうち、対象契約の負債を担保するために必要な額以上のもので、株主への分配が制限されている資産の市場価値」(CFO Forum 2009a, Principle 5) である。VIF は、「将来利益⁸²の現在価値 (確実性等価将来利益の現在価値)」「金融オプションおよび保証の時間価値」「必要資本のフリクショナルコスト」「残余ヘッジ不能リスクに係るコスト」から構成される (CFO Forum 2009a, Principle 6)。VIF の計算に当たっては、前述のように整合的な割引率を用いることとなる。VIF の構成要素は、以下の関係式となる。

⁸⁰ 経済前提は、MCEV の報告計算のたびに更新することとなる (CFO Forum 2009a, para. G12.1)。

⁸¹ また、当該前提は定期的に見直すことが要求されている (CFO Forum 2009a, Principle 11)。

⁸² MCEV 原則では、利益は「対象契約負債および当該負債を裏付ける資産から発生する税引き後の株主に帰属するキャッシュフロー」と定義されている (CFO Forum 2009a, Principle 6)。

VIF＝確実性等価将来利益の現在価値－オプション・保証の時間価値－フリクショナルコスト－ヘッジ不能リスクのコスト

確実性等価将来利益の現在価値は、既存契約からの将来キャッシュフローをリスクフリー・レート（スワップ・レート）で割り引いたものである。金融オプションおよび保証は、「観測される資本市場の変数の動きに対して非対称的な振る舞いをする対象契約の特徴」（CFO Forum 2009a, Glossary）であり、当該オプション⁸³および保証（に対する引当）をキャッシュフローの見積もりに反映させることとなる。フリクショナルコストとは「株主が、必要資本を会社に対して投資することで負う追加的な租税負担および投資に係る費用」（CFO Forum 2009a, Glossary）である⁸⁴。残余ヘッジ不能リスクに係るコストに対する引当は、ヘッジ不能非金融リスクとヘッジ不能金融リスクの影響に対する引当に大別される（CFO Forum 2009a, Principle 9）。これらは MCEV の定義中にある「対象契約におけるリスク全体に対する十分な引当」に該当するものである。ヘッジ不能非金融リスクとは「非金融リスク⁸⁵のうちヘッジを行うための流動的な（deep and liquid）資本市場が存在しないリスク」（CFO Forum 2009a, Glossary）を指す。ヘッジ不能金融リスクとは「金融リスクのうち、ヘッジを行うための流動的な資本市場が存在しないリスク」（CFO Forum 2009a, Glossary）である。

以上、MCEV の構成要素の関係を示したものが図表 2-3 である。MCEV の開示においては、これらの構成要素の金額とその変動要因分析、さらには感応度分析が行われることとなる。なお、MCEV 利益は「報告期間中の MCEV の変化額に、対象契約の裏付資産からの分配価値を加算し、対象契約に対する追加資本の払込額を控除し、為替換算について調整したもの」（CFO Forum 2009a, Glossary）である。

（3）MCEV の算定目的

MCEV は保険会社の（潜在的な）収益性に関する指標であり、「保険会社の既存契約

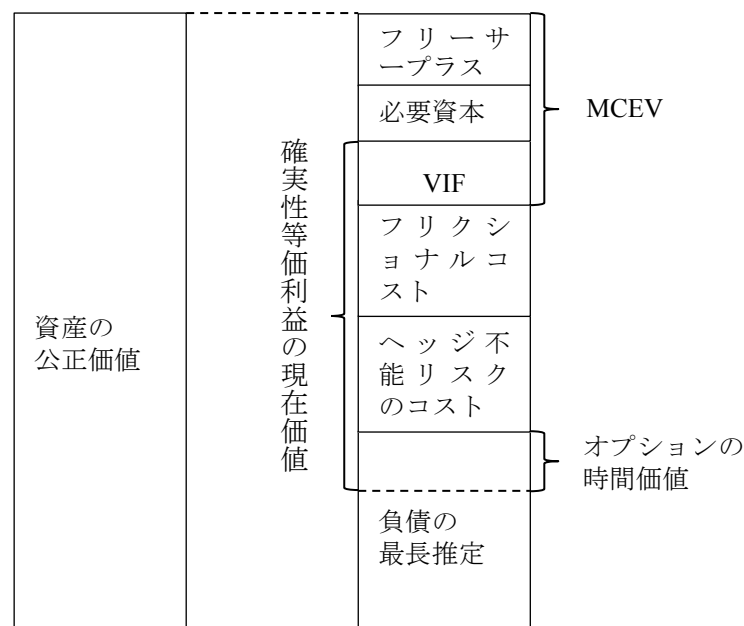
⁸³ たとえば、解約権等が該当する。

⁸⁴ 保険会社の健全性を維持するために留保される必要資本に裏付けられる運用資産についての運用費用および運用益に対する税金は、株主のコストである。当該コストがフリクショナルコストとなる。

⁸⁵ 非金融リスクは、死亡率、長寿、罹患率、解約率、費用およびオペレーショナルの各リスクを含む（CFO Forum 2009b, para. 80）。

について、その価値の実現に関連するリスクはもちろんのこと、期待価値とその価値の変動の要因について、利用者に関連する情報に焦点」(CFO Forum 2009b, para. 6) を当てたものである。また、MCEV を報告することの主たる目的は、保険契約（事業）から生じる株主に帰属する将来期待キャッシュフローの価値を測定することにある (CFO Forum 2009b, para. 6)。

図表 2-3 MCEV の構成



出所: CFO Forum (2009a) の記述をもとに作成

前述のように、MCEV の算定に当たっては、マーク・トゥ・マーケットの概念に基づき、市場整合的な評価が必要となる。MCEV 原則では、この「債務およびその他の資金調達をマーク・トゥ・マーケットで評価せよ」との基本原則が、IFRS で求められている評価規定と異なる評価基準の適用を要請することになる可能性が指摘されている (CFO Forum 2009b, para. 35)。すなわち、MCEV 評価の出発点は、対象契約に割り当てられた資産の市場価値を算定することであるため、MCEV 算定目的のために、IFRS では公正価値測定されない項目についても、時価評価し直す必要が生じる (CFO Forum 2009b, paras. 38 and 41)。以上のように、MCEV 原則では、企業の保有するすべての資産・負債に基本的に経済価値評価を適用することが要請されている。

第5節 「経済価値ベースでの資産・負債評価」の意義

第1項 制度上の目的の相違と調和化への試み

以上のように、保険業を取り巻く周辺制度の国際的な動向として、保険監督規制の観点(ソルベンシーII)からも、財務報告を補完する情報を提供するという観点(MCEV)からも、保険契約(ないし保険事業)を経済価値ベースで評価することが提唱・導入されていることを確認してきた。さらに、いずれの観点においても、経済価値ベースでの資産・負債評価の目的は、評価日時点における保険会社の純資産価値の把握にあった。

図表 2-4 IFRS, ソルベンシーII および MCEV の制度上の目的の比較

	IFRS	ソルベンシーII	MCEV
経済価値ベースで資産・負債(純資産)を評価する目的	投資意思決定に資する情報の提供	予測不可能な損失に対するバッファーとなる純資産価値の算定(清算価値の算定)	株主への分配可能利益の現在価値の算定(継続価値の算定)
主たる情報利用者	資金提供者	保険契約者、監督当局	株主

出所: 羽根(2012b, p.215)を一部修正

IFRS、ソルベンシーII および MCEV の制度上の目的についての相違点を示したのが図表 2-4 である。図表 2-4 に示されるように、財務報告の主たる目的は「投資意思決定に資する情報の提供」に集約されよう。IASB の概念フレームワーク (IASB 2010a) では、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報として、(1) 経済的資源および請求権についての情報、(2) 経済的資源および請求権を変動させる取引その他の事象の影響についての情報が挙げられている (IASB 2010a, para. OB12)。また、財務業績の結果として生じる経済的資源および請求権の変動に関する情報は、経済的資源を用いて獲得されるリターンについて、利用者が理解を深めるのに資するとされている (IASB 2010a, paras. OB15-16)。なお「経済的資源および請求権」に関して、いかなる会計事象においても経済価値ベースで評価すること(すなわち、全面公正価値会計)が求められているわけではないが、IASB 保険契約プロジェクトでは、保険会社への全面公正価値会計を志向するような提案が長年にわたり推進されてきた(詳しくは第5章を参照)。

保険監督規制の観点では、純資産は保険契約者を保護するためのバッファー（ならびに監督当局が保険会社に対して是正措置を講ずるか否かのメルクマール）として機能する。MCEV の観点では純資産は、株主への分配可能利益の現在価値として報告される。目的の相違のために、財務会計上の純資産とは内容（内訳）が異なるものの、純資産の算定にあたって保険会社の保有するすべての資産・負債を経済価値評価する方針は、IASB 保険契約プロジェクトにおける提案と共通している。

しかし、「投資意思決定に資する情報の提供」に主眼を置く IFRS ないし IASB 保険契約プロジェクトと、「保険契約者保護」に主眼を置くソルベンシーII とでは、ともに純資産（価値）の変動に着目しているとしても、その根拠は異なる。保険契約者保護では、リスク・バッファーとしての資本（サープラス）が重視されるとしても、保険会社の業績評価に際して、バッファーを注視するのみでは十分ではない。もっとも、企業のリスク・バッファーの把握を意図することが財務報告の主目的ではないが、資産・負債の正味差額である純資産を静態的視点で捉えた場合、それは「企業の最終的なリスクを引き受ける者の持分を表し、企業の財務的な安定性に関する情報を提供するもの」（川村 2010, p.178）となる。財務報告においても保険会社の保有する資産・負債を経済価値ベースで評価すれば、評価日時点における保険会社のソルベンシーを示すこともできる。IAIS は、ICP においても述べているように、(IFRS を想定した) 一般財務報告目的における資産・負債の評価方法が監督報告目的に使用される手法として、そのまま使用できるか最小限の調整を加えたうえで使用できるものが理想であるとしている (IAIS 2015, para. 14.0.1)。本章冒頭でも述べたように、ソルベンシー規制目的に会計情報を用いる際の調整コストを軽減させるためにも両者の統合ないし収斂を望む見解は多数みられる。

他方、MCEV は、既存の保険契約から創出される全期間にわたる株主にとっての価値を契約時に認識しようとするものであり、従来の保険会計実務ではなし得なかった保険事業の「タイムリーな業績報告」を可能ならしめるものとして注目されている。IASB 保険契約プロジェクトでも、長期にわたる保険業の収益認識の問題を解決すべく、実現・対応に基づく伝統的な収益認識プロセスから離れ、保険契約から生じた資産・負債そのものの変動を捉えることで、「タイムリーな業績報告」が達成できるよう審議が進められてきた。したがって、IASB 保険契約プロジェクトと MCEV では、「株主にとっての価値」に関する情報を提供するという視点で共通している。

なお、2016年1月にソルベンシーIIがEU域内において導入されたことを受け、ともに経済価値ベースの資産・負債評価を掲げるEEV原則およびMCEV原則の規定とソルベンシーII指令（オムニバスII指令）とで類似した規定が設けられているため、2016年4月にCFO Forumは、ソルベンシーIIで用いられている評価技法および諸仮定をEV報告においても用いることを許容するよう、原則を修正した（CFO Forum 2016a, p.2; CFO Forum 2016b, p.2）。「経済価値ベースでの資産・負債（純資産）の評価」という視点を共有した各制度の調和化の動きが進行している。

第2項 IASB 保険契約プロジェクトへのインプリケーション

EV情報に関する実証研究では、EV情報の価値関連性を検証したものが多い（たとえば、Almezweg and Liu 2012; Horton 2007; Préfontaine *et al.* 2009; Serafeim 2011; Wu and Hsu 2011）。これらの先行研究では、総じて（保険法定会計上、算出される利益に比して）EVが価値関連性を有していることを報告している。EV情報の価値関連性が高いことを受け、Wu and Hsu（2011, p.300）は、IASB 保険契約プロジェクトへのインプリケーションとして、EVが現在価値モデルの一種であることから、プロジェクトにおける公正価値会計の推進を後押しするものであると指摘する。

また、保険業における経済価値ベースでの資産・負債評価では、「保険会社のソルベンシーの状況」ないし「株主にとっての価値」に関する、評価日時点のありのままの姿（真の経済状況）を適時に報告することが意図されている。これは、財務情報が有用であるための必須の要件として「表現の忠実性」を掲げるIASBの概念フレームワークの要請に沿うものである⁸⁶。

ただし、EVを公正価値と同視することには問題がある。MCEV原則では、情報の比較可能性や透明性に疑念が持たれていたTEVないしEEVの問題点を解消するため、市場整合的な評価が重視されているが、それでもなお、MCEV原則では、一部の変数に関しては企業固有の見積もりを用いることが推奨されていた。Serafeim（2011）によれば、企業固有の見積もり要素が含まれているEVの開示は、保険会社と投資家との情報の非対称性を緩和し、財務報告の透明性を高めることに繋がるとされている⁸⁷。た

⁸⁶ 財務情報の質的特性として「表現の忠実性」を強調することは、IASBによる公正価値会計の推進を後押しするものと指摘されてきた。詳細は第3章を参照。

⁸⁷ 上野（2015）でも、EVには私的情報が含まれているため企業会計を上回る有用性が期待できると指摘されている。

だし、EV 報告により透明性が高まるのは、保険業においては、死亡率、生存期間、保険料の持続性に関する長期にわたる時系列データが蓄積されており、ある程度の予測可能性が担保されるためとされている (Serafeim 2011, p.566)。

以上のように、EV の開示により、企業固有の見積もり要素という内部情報の(一部)開示という意味では、確かに情報の非対称性が緩和されることになろう。その意味では、保険契約価値の「早期開示」は保険会社の将来業績についてのシグナルを提供することになる。ただし、それが本当に有用なシグナルとなり得るかは、(外部環境要因を含め)長期にわたる保険業の動向を正確に見通せる経営者の手腕に係っている。「純粋な公正価値」には企業固有の情報を反映させる余地はなく、EV と公正価値は別物と考えたほうが良い。

また、リスク・バッファとしての純資産を適宜(むしろ適時)に報告するためには「ソルベンシー評価においては、契約者保護の観点から、測定の信頼性が低くなるとしても、保険契約消滅時までの要素が反映された計算を行うことが必要」(猪ノ口 2007, p.69)と指摘される。たとえば、IAIS の ICP でも、市場にてヘッジ不可能なリスクの評価に際しては企業固有情報を反映させることが認められていた。そもそも保険負債には活発な市場はなく、保険業全体を市場整合的に評価するとはいつても、保険会社の保有するすべての項目をレベル 1 の公正価値で評価することは現実的ではない。IASB 保険契約プロジェクトでは、EV (特に TEV) が市場整合的でない評価技法であることから、保険 IFRS の策定に当たり検討対象から外されることとなった (IASB 2007, para. 110)。市場整合的な評価を追求することで「財務報告の透明性」を達成しようとする点は、Serafeim (2011) の分析と相反する点である。

また、EV に市場整合性を求めるか否かに関係なく、EV を保険 IFRS にそのまま導入することには問題がある。EV の枠組みのもとで算定される利益は「EV の一期間の変動額」として定義される。加えて、EV は将来利益を先取りした数値であり、EV の変動額として算定された利益を分配可能額とみなすことはできない (勝野 2009, pp.94-95)。将来利益分を契約者ないし株主配当により社外流出することとなれば、保険会社の財務健全性を悪化させることとなる。これは、公正価値会計にも同様のことが言える。

第3項 会計の役割と経済価値、経済的利益の関係性

保険会社の「真の経済価値」の伝達を試みる「経済価値ベースの資産・負債評価」の導入を図る保険業を取り巻く周辺制度にとって、経済価値評価が適用されない現行の会計制度がその導入の「最大の障壁」と捉えられることも少なくない（たとえば、IAA 2010; 森本 2015）。これは「会計における『経済価値』に対する理解がまだ道半ばである」ということを意味するのか、それとも、会計には、保険業を取り巻く周辺制度とは別個の役割が期待されているのか。

IASB は、利益を「企業の一期間の正味の経済的資源の変動」と捉える資産負債アプローチに基づく基準設定を推進している。このような利益（包括利益）は「ヒックスの所得（Hicksian income）」概念と整合的なものであるとして、その理論的根拠が主張されていた⁸⁸。経済価値の変動として表される経済的利益（economic income）の概念を拠所として展開されてきた近年の資産負債アプローチの議論では、ストック（の評価）の変動からフローを規定する枠組みのもと会計基準が策定されてきた（Saito and Fukui 2016）。

ここで、経済価値の変動として導出される経済的利益の意義を Edwards and Bell (1961) の議論に沿って確認する。Edwards and Bell (1961, p.38) は、企業にとっての経済的利益を主観利潤 (subject profit) と称し「ある期において主観価値 (subjective value) を減ずることなしに配当して支払うことができる額」と定義する。主観価値とは、企業が期待する純収入（正味キャッシュフロー）の流列を現在価値に割り引いたものであり、経済価値（企業価値）に該当する。また、主観利潤は、その期の初めの主観価値に目標利率（target rate of interest）を掛けたものとして表すことができ⁸⁹、恒久的利益としての性格を有する。しかし、「経済的利益＝恒久的利益」としての望ましい特

⁸⁸ Bullen and Crook (2005) を参照。また、そのような見解に対する批判は、Bromwich *et al.* (2010) や福井 (2011) を参照。

⁸⁹ 主観利潤 S_1 、第1期首の主観価値 V_0 、第1期末の主観価値 V_1 とすれば、主観利潤 S_1 は、

$$S_1 = V_1 - V_0$$

と表される。ここで、各期末に期待される純収入の流列 D_n が期首と期末で変わらないとすると、

$$V_0 = \frac{D_1}{1+r} + \frac{D_2}{(1+r)^2} + \frac{D_3}{(1+r)^3} + \dots + \frac{(D_n + M_n)}{(1+r)^n}$$

$$V_1 = \frac{D_1}{1+r} + \frac{D_2}{(1+r)^2} + \dots + \frac{(D_n + M_n)}{(1+r)^{n-1}}$$

である（割引率 r 、資産の最終処分価格 M_n 、収入の期待される期間を n とする）。したがって、

$$V_1 = V_0(1+r) \quad \therefore S_1 = rV_0$$

となる。

質を有するのは、完全完備市場⁹⁰のもとでのみであることはよく知られるところである。

Edwards and Bell (1961) は、会計の役割として投資家の意思決定に資する情報提供ではなく、経営者の意思決定に有用な情報提供に主眼を置いているものの、当該目的に対する主観利潤（経済的利益）の有用性について以下のようにコメントしている。

もしも会計の目的が、ある期間の末に、そのはじめと比べて企業がどれだけ裕福になったと、経営者が感ずるか、ということを回顧的に測定しようとするだけならば、問題はありえない。しかしながら、もしも会計が過去の期待値についての誤差を明白ならしめることによって、経営者の意思決定に役立つべきものであるとすれば、事後の主観利潤（および、それと期待主観利潤との差異の大きさ）を測定することには大きな欠陥がある。期末の企業資産に付着させられる主観利潤は、利子率とか、資産の用途とか、価格と原価の関係といったものについての、新たな期待に基づくものである。つまり、当初の操業計画はすでに改定されているのである。当初の計画で期待された期末の主観価値と、改訂された計画に基づく主観価値との差異は、改訂された計画そのものを定式化する手段としては役立たない。(Edwards and Bell 1961, p.43; 訳書 34 頁より抜粋)

完全完備市場を前提とすれば、(個々の資産の)市場価格(購入価格ないし売却価格)と主観価値は一致するが、当該前提が成り立たない状況下では、両者は必ずしも一致するとは限らない。超過利益の獲得機会が生じ、のれん価値⁹¹が創出されることになる。このため、主観価値にはのれん価値が含まれる分、市場価格と主観価値は相違することとなるためである。完全完備市場の前提が取り払われた(より現実的な)世界では、主観価値、ひいてはその変動値である主観利潤の客観的な測定は不可能である。また、主観価値の測定の問題が解決できたとしても、期首と(期待改訂後の)期末の主観価

⁹⁰ Beaver (1998, pp.38-39) によれば、完全市場 (perfect market) とは、「(1) 商品や請求権の販売が取引費用 0 で行われ、(2) いかなる企業や個人も投資から異常収益を得るための特別な手段ももっておらず、そして (3) 価格は個人の行動によって変化を受けない」市場であり、完備市場 (complete market) とは、「あらゆる商品や請求権の市場が存在し、したがっていかなる商品や請求権の市場価格も一般公衆が観察可能」である市場とされている。

⁹¹ Edwards and Bell (1961) のいう主観のれん (subjective goodwill) である。

値はそもそも同じディメンションにあるものではないため比較対象とはなり得ない、というのが Edwards and Bell (1961) の見解である。

上記のように、意思決定に対する有用性に疑義が寄せられた経済的利益は、IASB によって、包括利益の理論的根拠として取り上げられるとともに、貸借対照表本体において企業価値そのものの情報を提供しようとする試みと結び付けられていた。ただし、その試みでは、主観価値（使用価値）の評価の主観性への批判を回避するためか、市場整合的な評価を重視することで公正価値会計を用いることが主張された。

ただし、辻山 (2011, p.48) で指摘されているように、不完全・不完備市場においては、個々の資産・負債を時価評価したとしても、公正価値はのれん価値を捉えるものではないため、株主資本価値を導出することはできず、そのため経済的利益を求めることもできない。すなわち、時価ベースの純資産を算定する意義は、原価ベースの純資産よりも実際の株主資本価値との乖離が小さいということにとどまり、時価ベースの純資産が企業価値そのものを示す保証はない。

EV は保険会社の企業価値そのものを伝達しようとする試みである。このため「EV に期待される役割」と、「財務報告の目的」ないし「会計が果たすべき役割」は本来異なるはずである。EV は、株主資本価値そのものを測定することに主眼が置かれている。他方、会計は、投資家が株主資本価値を算定するにあたり用いられるインプット情報を提供することに主眼が置かれている。EV の計算で用いられる将来キャッシュフローの見積りに資する情報を提供するのが、会計のひとつの役割であるといえよう。企業価値評価には、のれん価値の算定が不可欠となる。のれん価値は、超過利益の現在価値であるが、不完備・不完全市場のもとで、超過利益を推定するには、ストックの変動情報のみで十分とは言えない。この点に、IASB 保険契約プロジェクト長期化の要因の一端があるように思われる。

第6節 おわりに

保険会社の健全性評価および収益性評価にあたり、それぞれの参照規定となる IAIS の ICP および EU のソルベンシーII、ならびに CFO Forum の EEV 原則ないし MCEV 原則では、保険会社の純資産価値を評価する目的は違えども「経済価値ベースの資産・負債評価」という枠組みを採用する点で共通していた。そのため、IASB の保険契約プ

プロジェクトでも「経済価値ベースの資産・負債評価」を念頭に置いた提案がなされることとなる。ソルベンシーII などの規定によれば、保険会社の保有するほとんどの資産・負債は公正価値評価することが要請される。また近年では、経済価値ベースの ALM の必要性も認知され、保険会社では「経済価値ベースの資産・負債評価」の土壌は整いつつある。しかしながら、IASB 保険契約プロジェクトでは、保険契約会計において公正価値モデルが提案されながらも、多くの利害関係者から賛同が得られず否決されるという事態となった。その結果、保険負債評価に当たって、必ずしも経済価値評価に整合しない要素が含まれることとなった⁹²。

この点からも、会計には EV やソルベンシー規制とは異なる役割が期待されているものと推察される。会計制度とソルベンシー制度とで整合的な評価手法を用いれば、双方の調整コストが軽減できることは確かである。また、保険会社間で EV の自主的な開示が進められ、その意義も次第に認められつつある昨今、「経済価値ベースの資産・負債評価」に基づく会計制度を構築することで、現行の保険会計実務の問題点を解消することができるかもしれない。しかし、会計の目的が「経営者に企業価値を評価・開示させること」ではなく、「投資家が企業価値を評価することに資するインプット情報を提供すること」であれば、求められる情報は保険会社全体を公正価値で評価したストック情報ではなく、のれん価値の算定に資するフロー情報である。

ただし、たとえ企業価値評価のインプット情報としての利益情報の意義が再確認されたとしても、従来の保険会計の収益認識が、投資意思決定情報の提供手段としても相応しいものであったのか、フロー・ベースの保険契約における収益認識のあり方を再検討することは重要な課題である。IASB 保険契約プロジェクトがいかにかこの課題に取り組んだのか。IASB 保険契約プロジェクトの長期化は、IASB がこの課題の取り組みに失敗したと深くかかわっていると思われる。

⁹² 詳細は第 5 章を参照。

第3章 会計観の共生と相剋

第1節 はじめに

IASB の保険契約プロジェクトでは、取得原価主義に根差す伝統的な会計モデルから「経済価値ベースでの資産・負債評価」を基軸とする会計モデルへの転換が試みられている。このような保険契約会計における会計モデル対立は、基準設定の局面で、収益費用アプローチと資産負債アプローチのいずれの会計観を採用するかという選択問題として現出した。この両会計観の選択問題は、保険契約会計に限らず、様々な会計基準設定の場において生じているが、その発端は1970年代に始まる概念フレームワークの開発作業においてであった。

FASB は財務会計ないし財務報告の概念フレームワークを開発するにあたり、1976年12月に討議資料「財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関連する論点の分析: 財務諸表の構成要素およびその測定」(FASB 1976a, 以下1976年討議資料)を公表し、意思決定有用性アプローチを掲げる概念フレームワークの基盤となるべき会計観の選択問題を提起した。

FASB は、1976年討議資料に寄せられたコメントのほとんどが、当時の会計実務と親和性のある収益費用アプローチを支持したにもかかわらず⁹³、資産負債アプローチへの大転換を試みた (Anthony 1984, p.56)。その顛末は、実際に開発されたFASBの概念基準書において確認できる。すなわち、財務諸表の構成要素を定義した財務会計概念書(Statement of Financial Accounting Concepts: SFAC)第3号(後のSFAC第6号 [FASB 1985])では資産負債アプローチに基づき各構成要素が定義されてはいるものの、構成要素の認識・測定を規定したSFAC第5号 (FASB 1984)では収益費用アプローチに基づく収益認識規準である「実現」など、従来 of 会計実務を支えてきた基礎概念が引き続き維持されている。つまり、単一の会計観のもとでの概念フレームワークの体系化には至らなかったのだ。

1976年討議資料では、収益費用アプローチと資産負債アプローチのいずれの会計観を採用しようが、そのことが特定の測定属性 (measurement attribute) を選択すること

⁹³ 1976年討議資料に対するコメントの分析は市川 (2010) を参照。

に直結するものではないとの立場をとっていた。しかし保険契約プロジェクトでは、IASB は収益費用アプローチを完全に否定し、保険負債に対して特定の測定属性の採用を念頭に置いたうえで資産負債アプローチを推進してゆくこととなった。また、保険契約プロジェクトと並行して審議がなされていた収益認識プロジェクトにおいても同様の議論が展開された。しかし、いずれのプロジェクトでも IASB が当初思い描いた「会計モデルの大転換」を迎えることは遂に無かった。

保険契約プロジェクトの問題の一端が「会計観の対立」にあるとすれば、その発端は概念フレームワークの開発プロジェクトに求められる。本章の目的は、本研究の分析の視点を構築するに当たり、FASB と IASB による概念フレームワークの策定プロジェクトの変遷を辿りながら、収益費用アプローチと資産負債アプローチとの対立点の抽出を行うことにある。第 2 節では、収益費用アプローチと資産負債アプローチの関係性を整理する。収益費用アプローチおよび資産負債アプローチは「フローとストックいずれに焦点を当てて利益測定を行うか」という会計利益観を示したものであるが、両者は必ずしも対立関係にあるものとは限らない。第 3 節では、1970 年代から 80 年代にかけて進められた FASB の概念フレームワークの策定作業において、両会計観の関係性がいかに捉えられていたか確認する。結論からいえば、当時、基準設定主体は両会計観を二律背反の関係として捉えてはいない。第 4 節では、FASB と IASB による概念フレームワークの改訂作業にみられる資産負債アプローチの変化について確認する。概念フレームワークの改訂作業のもとでは、収益費用アプローチと資産負債アプローチを二律背反の関係として捉え、後者に純化したフレームワーク作りが進められた。第 5 節は総括である。

第 2 節 収益費用アプローチと資産負債アプローチの関係性

収益費用アプローチは「企業が獲得したインプットと販売したアウトプットという財ないしはサービスの『フロー』に焦点を当てて利益を導き出そうという着想」(辻山 2010a, p.8) である。また資産負債アプローチは「正味経済資源という『ストック』に焦点を当てて利益を導き出そうという着想」(辻山 2010a, p.8) である。したがって、収益費用アプローチおよび資産負債アプローチは「フローとストックいずれに焦点を当てて利益測定を行うか」という会計利益観を示したものである。

収益費用アプローチの計算構造は、収益・費用の対応に立脚した利益計算を行う中で「測定値はあくまでも現金収支をアンカー」（辻山 2013, p.167）としたものである。そのため、たとえば期間的対応から外れた現金収支項目は、次期以降での対応を待つものとして「未決状態のストック」として繰延処理されていく⁹⁴。ストックに焦点を当てて利益測定を行う資産負債アプローチは、現金収支をアンカーとしたフロー計算に焦点を当てる収益費用アプローチと必ずしも二律背反の関係にあるわけでない。これは、資産・負債（ストック）の定義を利益測定の必要条件とみなすか十分条件とみなすか、資産負債アプローチの捉え方によって異なってくる（辻山 2007a; 2007b; 2007c）。

資産負債アプローチを「資産・負債の定義をその認識の必要条件とするもの」と捉えた場合、資産負債アプローチは収益費用アプローチに対して「相互補完的な役割」を果たすこととなる（辻山 2007a, p.19）⁹⁵。すなわち、収益費用アプローチに対して相互補完的な資産負債アプローチのもとでは、収益費用アプローチに基づく利益測定が維持されつつも、資産・負債の定義には、定義を満たさない項目の無制限の見越し繰り延べに歯止めをかける機能が期待される（辻山 2007b, p.34-35; 辻山 2007c, p.141）。

一方、資産負債アプローチを「資産・負債の定義をその認識・測定の必要かつ十分要件とするもの」と捉えた場合、資産負債アプローチは収益費用アプローチに対して「相互排他的な関係」となる（辻山 2007a, p.18）⁹⁶。資産負債アプローチが収益費用アプローチと相互排他的である場合、「資産と負債の測定値は収支の額とは切り放して、基本的に定義そのものから導かれる」ことになり、「測定可能である限りはいきおい全面公正価値測定に結びつく」（辻山 2007b, p.35）。

すなわち、収益費用アプローチに対して相互補完的な資産負債アプローチは、資産と負債の「定義問題に限定」（藤井 2014, p.161）したものであるのに対し、相互排他的な資産負債アプローチは「測定問題に拡張」（藤井 2014, p.161）したものである。なお、相互排他的な資産負債アプローチは「貸借対照表アプローチ（balance sheet-based approach）」とも呼ばれることがある。貸借対照表アプローチとは「資産および負債の

⁹⁴ また、現金収支が生じていなくとも、当期の損益計算に帰属するとされる項目は、収益ないし費用として計上されたうえで、資産ないし負債が見越し計上される。この見越し項目においても、最終的な測定値は現金収支に帰着することとなる。

⁹⁵ 秋葉（2015）は、このような資産負債アプローチを「定義レベル」の資産負債アプローチと称す。また藤井（2014）は資産負債アプローチの「狭義説」と称している。

⁹⁶ 秋葉（2015）は、このような資産負債アプローチを「測定レベル」の資産負債アプローチと称す。また藤井（2014）は資産負債アプローチの「広義説」と称している。

適切な評価を財務報告の第一義的な目的として捉え、(収益、費用、利益などの) その他の会計変数の決定は副次的・派生的なものとする」(Dichev 2008, p.454, カッコ内引用者) 会計モデルである⁹⁷。

第3節 会計観の共生

1970年代から80年代にかけて行われたFASBの概念フレームワークの策定作業では、まずフレームワークが依拠すべき会計観の選択問題が提示された。また前述のように、多くの利害関係者は収益費用アプローチを支持したものの、資産負債アプローチのもとでフレームワークの策定が進められた。しかしその内容を確認すれば、実際のフレームワークが意図するところは、第2節でみた収益費用アプローチに対して相互補完的な資産負債アプローチのもと、従来の収益費用アプローチに基づく会計実務の抱えていた問題点の解消に向けられていたといえる。

第1項 1976年討議資料の概要

収益費用アプローチは、前述のように伝統的な会計実務を体系化した会計(利益)観であるが、資産負債アプローチは、1976年討議資料において初めて提示(体系化)されたものである。本節では、収益費用アプローチと資産負債アプローチの特徴と相違点を明らかにするにあたり、両会計観を初めて提示した1976年討議資料における「原初型」をまず検討する。

(1) 収益費用アプローチの特徴

1976年討議資料では、収益費用アプローチは、利益を「利益を上げるのにアウトプットを獲得し販売するために、企業が獲得したインプットを用いる企業の効率性の測定値」(FASB 1976a, para. 38)と定義する会計観とされている。収益費用アプローチのもとでは、収益と費用が「企業稼得活動からのアウトプットと当該活動へのインプット」(FASB 1976a, para. 38)を示すキー概念(key concepts)とみなされ、利益は収

⁹⁷ Dichev (2008, p.458) では、このような貸借対照表アプローチは、企業が資産の未実現利益の獲得を狙う「温室(assets greenhouses)」であれば適合するが、実際ほとんどの企業は原材料などのインプットを製品などのアウトプットへ変換する「炉(assets furnaces)」であるため、適合しないとされている。

益と費用の差額として測定される。したがって「収益と費用の測定、および一期間における努力（費用）と成果（収益）とを関連付けるための収益と費用の認識のタイミング決定が、財務会計の基本的な測定プロセス」となり、このプロセスこそが「費用の収益への対応（matching costs with revenues）」である（FASB 1976a, para. 39）⁹⁸。

収益費用アプローチでは「利益測定の目的は、企業あるいは経営者の業績を測定すること」（FASB 1976a, para. 48）とみなされ、利益には「企業ないし経営者の経常的、正常的、長期的な業績ないし成果指標」（FASB 1976a, para. 62）であることが期待される。このため発生主義会計には、利益測定にあたって「経常的業績の測定に有用でない事象の財務的影響を排除し、企業業績に対して長期的にのみ作用する事象の財務的影響を平均化」（FASB 1976a, para. 62）する機能が期待される。

以上のように、収益と費用が支配的概念となるため、資産と負債の測定は利益測定プロセスの結果として決定されることとなる（FASB 1976a, para. 42）。そのため、収益費用アプローチに基づく貸借対照表には「収益と費用を適正に対応させるために必要とみなされる項目」（FASB 1976a, para.56）が、企業の経済的資源を示さずとも資産として、また企業の経済的義務を示さずとも負債として計上され得る（FASB 1976a, para. 42）。

（2）資産負債アプローチの特徴

資産負債アプローチは、利益を「企業の一期間の正味の経済的資源の変動を示す測定値」（FASB 1976a, para. 34）ないし「企業の富の増加の尺度」（FASB 1976a, para. 46）と捉える会計観とされる。すなわち、利益は、企業の経済的資源である資産と、経済的資源を引き渡す企業の義務である負債の増減に基づいて定義される（FASB 1976a, para. 34）。このため、資産負債アプローチでは、資産と負債がキー概念となり、資産と負債の属性とそれらの変動を測定することが財務会計における基本的な測定プロセスとなる（FASB 1976a, para. 34）。したがって「収益を認識することは資産の増加ないし負債の減少を認識すること」であると同様、「費用を認識することは資産の減少ないし負債の増加を認識すること」であり（FASB 1976a, para. 35）、収益費用アプロ

⁹⁸ 1976年討議資料では、概念上「費用の収益への対応（matching costs with revenues）」と「収益の費用への対応（matching revenues with costs）」のいずれによっても利益は測定され得るとしているが、伝統的には前者が採用されてきたとされている（FASB 1976a, para. 40）。この点については第4章を参照。

一チとは対照的に、資産・負債の測定が利益測定プロセスを規定する関係にある。

なお 1976 年討議資料によれば、たとえ資産負債アプローチを支持したとしても、利益決定のプロセスとして収益・費用の対応手続を否定するものではないとしている (FASB 1976a, para. 37)。しかしながら、資産負債アプローチでは「収益と費用の適切な対応は、資産・負債の適切な定義と測定の必然的な結果であって、それらは財務会計における基本的な測定プロセスではない」ために、利益は従属変数 (dependent variable) とみなされる (FASB 1976a, para. 37)。したがって、資産負債アプローチのもとでは、これまでの対応手続、さらには収益・費用の対応計算の結果算出される利益の意義 (意味内容) に変容がもたらされ得る⁹⁹。

(3) 両会計観の相違点

1976 年討議資料では、収益費用アプローチと資産負債アプローチとの間の相違について、「実質的でない相違」と「実質的な相違」が紹介されている。「実質的でない相違」としては、①特定の会計観と特定の財務諸表の結び付きに関する「相違」と②特定の会計観と特定の測定基準 (measurement basis) の結び付きに関する「相違」が挙げられている (藤井 1997)。上記①②の相違点は、資産負債アプローチが資産・負債をキー概念とするため、財務諸表のうち貸借対照表の有用性を強調し、資産・負債の増減から利益を定義することから、「資産負債アプローチは資産・負債の測定に焦点を当てるため (必然的に) 時価主義に結び付く」との見解に基づくものである。

しかし 1976 年討議資料では、資産負債アプローチの支持者であっても損益計算書の有用性が貸借対照表に勝ることに同意し (FASB 1976a, para. 45)、「実現」「対応」が収益費用アプローチにおける収益・費用の認識手段であるのはもちろんのこと、資産負債アプローチのもとでの資産・負債の変動の認識手段となり得ることが付記されている (FASB 1976a, para. 46)。また 1976 年討議資料では、両会計観と特定の測定基準とを結びつける自動的な連結環 (linking) はないと断言されている (FASB 1976a, para. 47)。以上のように、「実質的でない相違」は両会計観に対する誤解から生じたものである。

他方、「実質的な相違」には、①貸借対照表項目の範囲に関する「相違」と、②利益の本質に関する見解の「相違」が挙げられる (藤井 1997)。まず①は「貸借対照表項目の範囲を経済的資源またはその引き渡し義務の財務的表現としての資産・負債に限

⁹⁹ この点に関しては、第 4 章を参照。

定するか、あるいは当該範囲を計算擬制的項目にまで拡大するか」(藤井 1997, p.47)に換言される。

資産負債アプローチのもとでは、資産・負債は、企業の経済的資源またはその引き渡し義務を財務的に表現している必要があるが (FASB 1976a, para. 54)、収益費用アプローチのもとでは、収益と費用を適切に対応させることが最優先され、資産・負債は企業の経済的資源や義務を示さなくとも、将来の対応計算を待つ項目が「繰延費用 (deferred charges)」「繰延収益・引当金 (deferred credits and reserves)」として貸借対照表上に記載され得る。収益費用アプローチの支持者は、利益測定を経済的資源・義務の変動に限定した場合「収益と費用の不適正な対応が生じ、期間利益の測定を歪めることになる」と主張する (FASB 1976a, para. 56)。これらは計算擬制的な項目であり、資産負債アプローチの支持者からすれば受け入れがたい項目が含まれるとされる¹⁰⁰。

また②は「利益の本質を正味資産の増分とみるか、あるいは当該本質を収益と費用の差額とみるか」に換言される (藤井 1997, p.47)。この相違は、上述①の貸借対照表項目の計上範囲が収益費用アプローチと資産負債アプローチとで異なることから派生して、それが利益測定の相違として現れる。

資産負債アプローチでは、収益費用アプローチのもとでの利益測定の基本的なプロセスである「対応」について、その適切さを求める根拠として個人的な判断や集団的な見解に基づくしかない点に批判が寄せられている (FASB 1976a, para. 61)。また収益費用アプローチでは、収益・費用の対応を通じて「企業業績に対して長期的にのみ作用する事象の財務的影響の平均化」(FASB 1976a, para. 62)が図られるが、資産負債アプローチからしてみれば、それは、計算擬制的項目の計上と相まって「報告利益の人為的な平準化 (artificial smoothing of reported earnings)」(FASB 1976a, para. 67)でしかない。

資産負債アプローチの支持者は「適正な対応」「利益の歪曲」といった基本概念が明確に定義されない限り、収益費用アプローチのもとでの利益は主観的にならざるを得ないと指摘する (FASB 1976a, para. 66)。そのような主観性を排除するため、資産負債

¹⁰⁰ ただし、1976年討議資料では、これら繰延費用、繰延収益、引当金について、そのすべてが資産性・負債性に疑義があるわけではなく、たとえば、前払保険料や前払賃貸料などについては企業の経済的資源を示すものが含まれるとされている (FASB 1976a, para. 52)。

アプローチでは、経済的事象に裏打ちされた概念的なアンカーとして資産・負債を掲げ、その変動をもって利益を定義づけることを主張する（FASB 1976a, para. 67）。

第 2 項 FASB の概念基準書

1976 年討議資料に提示された 2 つの会計観のもと、FASB は概念フレームワークの策定作業を続けた。その結果、1978 年から 1985 年にかけて 6 つの概念基準書が公表されるに至った。前述のように、これらの概念基準書では、いずれかの会計観に純化したものとはなっておらず、両会計観における重大な対立はみられない。

(1) SFAC 第 1 号

1978 年 11 月公表の SFAC 第 1 号「営利企業の財務報告の基本目的」（FASB 1978）では、営利企業の財務報告の目的としてまず以下の目的を掲げている。

財務報告は、現在および将来の投資者、与信者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない（FASB 1978, para. 34）

そして SFAC 第 1 号では、この目的（投資および与信意思決定に有用な情報を提供すること）を達成するための具体的な情報として、「キャッシュフローの見込額をあらかじめ評価するために有用な情報」と「企業の資源、当該資源に対する請求権及びその変動に関する情報」が挙げられている（FASB 1978, paras. 37-40）。SFAC 第 1 号では、財務報告の目的として「企業の資源、当該資源に対する請求権およびその変動に関する情報の提供」を掲げていることから、資産負債アプローチに基づき概念フレームワークが策定されたことが指摘できる（椛田 2004, p.58）。

ただし SFAC 第 1 号では、上記目的に加えて「財務報告は、企業の経営者が出資者（株主）に対して、当該企業に委託された資源の利用について、その受託責任をどのように遂行したのかについての情報を提供しなければならない」（FASB 1978, para. 50）として受託責任目的を掲げている。受託責任の評価には、「企業の業績または収益性（performance or profitability）」、すなわち、純利益（稼得利益）が重視される（FASB 1978, para. 51）。このため椛田（2004, p.58）によれば、SFAC 第 1 号の会計目的観では、資産

負債アプローチを主軸に置きながらも、収益費用アプローチに基づいた会計目的も継承されていると指摘されている。

(2) SFAC 第 2 号

1980 年 5 月に公表された SFAC 第 2 号「会計情報の質的特性」(FASB 1980) では、有用な会計情報と有用でない情報とを識別する情報の質的特性が提示された。SFAC 第 2 号では、会計情報が兼ね備えるべき「基本的な特性 (primary qualities)」として、レリバンス (relevance)¹⁰¹と信頼性 (reliability)¹⁰²を挙げ、両者のトレードオフ関係が論じられている。SFAC 第 2 号では、レリバンスの構成要素として、予測価値¹⁰³、フィードバック価値¹⁰⁴および適時性¹⁰⁵が挙げられている。また、信頼性の構成要素として、検証可能性¹⁰⁶、表現の忠実性¹⁰⁷および中立性¹⁰⁸が挙げられている。この基本的特性に加えて、比較可能性¹⁰⁹が「副次的特性」、重要性¹¹⁰が「識閾 (threshold)」、理解可能性¹¹¹が「情報利用者に固有の特性」、コスト・ベネフィットが「制約条件」として挙げられている。基本的特性であるレリバンスと信頼性は、財務諸表の構成要素の認識規準と

¹⁰¹ レリバンスとは「情報利用者に過去、現在および将来の事象の成果についての予測の形成、または過去の期待を確認もしくは訂正を行わせることによって利用者の意思決定に差異をもたらす情報の能力」(FASB 1980, Glossary of Terms) とされる。

¹⁰² 信頼性とは「情報はほとんど誤謬および偏向が存在せず、表現しようとするものを忠実に表現していることを保証する情報の特性」(FASB 1980, Glossary of Terms) とされる。

¹⁰³ 予測価値とは「過去または現在の事象の成果を情報利用者に正しく予測させる可能性を高めるのに役立つ情報の特性」(FASB 1980, Glossary of Terms) である。

¹⁰⁴ フィードバック価値 (確認価値) とは「情報利用者に事前の期待値を確認または訂正させる情報の特性」(FASB 1980, Glossary of Terms) である。

¹⁰⁵ 適時性とは「情報が意思決定に影響を及ぼす効力を有する間に、意思決定者にその情報を利用可能にさせること」(FASB 1980, Glossary of Terms) である。

¹⁰⁶ 検証可能性とは「測定者間の合意を通じて、情報が表現しようとするものを表現していること、または誤謬もしくは変更もなく測定技法が選択適用されていることを保証する能力」(FASB 1980, Glossary of Terms) とされる。

¹⁰⁷ 表現の忠実性とは「ある測定値または記述と、それらが表現しようとする現象との間の対応または一致」(FASB 1980, Glossary of Terms) とされる。

¹⁰⁸ 中立性とは「あらかじめ定められた結果を達成し、または特定の行動様式を導き出すことを意図した偏向が報告情報に存在しないこと」(FASB 1980, Glossary of Terms) とされる。

¹⁰⁹ 比較可能性とは「情報利用者に 2 組の経済的現象の類似点と相違点を識別させる情報の特性」(FASB 1980, Glossary of Terms) である。

¹¹⁰ 重要性とは「周囲の状況からみて、会計情報が省略されていたり、または誤って表示されているならば、その会計情報に依存する合理的な人間の判断が変更されたり、または影響を受ける恐れがある場合の当該情報の省略または誤表示の大きさ」(FASB 1980, Glossary of Terms) である。

¹¹¹ 理解可能性とは「情報利用者に情報の有意性を認めさせる情報の特性」(FASB 1980, Glossary of Terms) である。

して用いられることとなる。

(3) SFAC 第 6 号

1980 年 12 月に公表された SFAC 第 3 号「営利企業の財務諸表の構成要素」は表題の通り、営利企業を対象にその財務諸表の構成要素を定義していたが、FASB は SFAC 第 3 号の定義が非営利組織にも適用できるとし、SFAC 第 3 号は 1985 年 12 月に SFAC 第 6 号「財務諸表の構成要素」(FASB 1985) に置き換えられた。しかし、営利企業に関しては、SFAC 第 3 号の内容がそのまま SFAC 第 6 号に踏襲されている。

SFAC 第 6 号に示される資産、負債および純資産の定義は以下の通りである。

- (a) 資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の事業体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である (FASB 1985, para. 25)
- (b) 負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の事業体型の事業体に対して、将来、資産を移転しあるいは用役を提供しなければならない現在の義務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の擬制である (FASB 1985, para. 35)
- (c) 持分または純資産 (equity or net assets) とは、負債を控除した後に残るある事業体の資産に対する残余請求権である (FASB 1985, para. 49)

また、収益および費用は、以下のように資産・負債の変動の観点から定義される。なお、SFAC 第 6 号では純利益 (稼得利益) の定義がなされていない¹¹²。

- (d) 収益 (revenues) とは、事業体の進行中の主要な、または中心的な営業活動を構成する、財貨の引渡しもしくは生産、用役の提供、またはその他の活動から生じる、事業体への資産の流入、資産のその他の増価または負債の決済 (またはその両者の組み合わせ) である (FASB 1985, para.

¹¹² Storey and Storey (1998, p.152) では、SFAC 第 6 号が純利益ないし稼得利益を定義していない理由を「定義できないため」と述べている。米山 (2015) は「純利益が (曖昧にしか) 定義できない」という予断について批判的検討を行っている。

78)

- (e) 費用とは、事業体の進行中の主要な、または中心的な営業活動を構成する、財貨の引渡しもしくは生産、用役の提供、またはその他の活動から生じる、事業体への資産の流出、資産のその他の費消または負債の発生（またはその両者の組み合わせ）である（FASB 1985, para. 80）

資産の定義の特徴は、①（発生の可能性の高い）将来の経済的便益、②特定の事業体による支配、③過去の取引である（FASB 1985, para. 26）。このうち①が資産の本質を明らかにしたものであり、将来の経済的便益を有する項目のうち②③を満たさないものを資産から除外するための「制約条件」として機能する（藤井 1993, p.89）。ただし藤井（1993, pp.92-93）で指摘されるように、SFAC 第 6 号の資産（加えて、負債）の定義では、取引に伴う現金授受の有無等がその特性（ないし制約条件）とみなされていない。具体的にいえば、資産・負債の定義には「流入 (inflow)」や「流出 (outflow)」という表現が用いられておらず、そのため、資産・負債の定義自体は、従来の会計実務のもとではオフバランスであった項目の計上範囲を拡張し得るものであった。ただし、収益・費用の定義においては「流入」「流出」という表現が用いられている。また、収益の認識規準には実現基準が引き続き維持されている。

(4) SFAC 第 5 号

1984 年 12 月に公表された SFAC 第 5 号「営利企業の財務諸表における認識と測定」（FASB 1984）では、構成要素の認識・測定方法が規定されている。SFAC 第 5 号では、基本的な認識規準として (a) 定義、(b) 測定可能性、(c) レリバンス、(d) 信頼性、の 4 要件が挙げられている（FASB 1984, para. 63）。(a) 要件によれば、SFAC 第 6 号にある定義を満たすことが求められる（FASB 1984, para. 64）。(b) 要件では、認識対象項目が十分な信頼性をもって測定でき、レリバントな属性を有することが要求され、(c) (d) 要件とともに検討される（FASB 1984, para. 65）。

SFAC 第 5 号では、資産・負債の測定問題を測定属性の選択問題として捉え、(i) 歴史的原価、(ii) 現在原価、(iii) 現在市場価値、(iv) 正味実現可能価額、(v) 将来キャッシュフローの現在価値の 5 つの測定属性が列挙されている（FASB 1984, para. 67）。ただし、これら 5 つの属性は「何ら規範的な議論を経ることなく、ただたんに並列的

に列挙されている」(藤井 1996, p.92)。この点に関して FASB は、資産・負債に対して単一の属性を選択させ、会計実務を急激に変えようとする意図はないと述べている (FASB 1984, para. 70)。また、収益の認識に当たっては、(a) 実現または実現可能性、(b) 稼得の 2 要件を満たす必要がある (FASB 1984, para. 83)。

なお、SFAC 第 5 号では (SFAC 第 6 号と同様、その定義は示されていないものの) 純利益 (稼得利益) について特性に関する記述がいくつか見られる¹¹³。たとえば、純利益は「一会計期間に実質的に完了した (または既に完了済みの) 営業循環過程 (cash-to-cash cycles) に関する資産の流入額 (inflows) が、直接または間接を問わず、当該循環過程に関連する資産の流出額 (outflows) を超過する (または超過しない) 程度と密接な関係にある当該会計期間の業績の測定値」(FASB 1984, para. 36) とされている。

第 3 項 小括

1976 年討議資料に示される収益費用アプローチと資産負債アプローチの特徴をまとめたものが図表 3-1 である。収益費用アプローチでは、収益と費用を企業活動の「成果」と「努力」と捉え、両者の差額である利益を「企業活動の効率性の尺度」として意義づける。したがって、収益と費用の対応こそが利益の基本的な測定プロセスとなり、財務諸表の各構成要素の規定関係も、まず収益・費用の期間帰属を決定し、そこから外れた項目が資産・負債として従属的に決まることとなる。このため、貸借対照表に計上される資産・負債項目には、経済的資源と経済的資源を引き渡す債務を示さないものでも「収益と費用の適切な対応」を達成するために計上が許容されるものが含まれることとなる。

1976 年討議資料は概念フレームワークの策定に当たり収益費用アプローチ、資産負債アプローチのいずれに基づくべきか意見募集を行うための公表物であり、いずれの会計観が相応しいのか FASB の見解を示すものではなかった。しかし FASB は (1976 年討議資料に寄せられた多くのコメントレーターが収益費用アプローチを支持していたにもかかわらず) 資産負債アプローチに依拠したフレームワーク作りを進めた。その理由は、収益費用アプローチのもとで生じる計算擬制的項目の乱用に対する懸念があったためとされる (Storey and Storey 1998)。

¹¹³ 詳細は米山 (2015) を参照。

資産負債アプローチでは、利益を「富の増加の尺度」と捉え、利益測定プロセスは資産・負債の変動から行われる。このため、構成要素の規定関係も資産・負債の変動から収益・費用が従属的に決まることとなる。したがって、計算擬制的項目が貸借対照表に計上される余地はない。この点、SFAC 第 6 号では、資産負債アプローチに基づき財務諸表の構成要素が定義されており、また、SFAC 第 5 号では構成要素の認識規準として、この定義の充足が含まれている。しかしその一方で、SFAC 第 5 号では収益の認識規準には、収益費用アプローチに基づく「実現・稼得」が維持されている。

図表 3-1 1976 年討議資料に示される収益費用アプローチと資産負債アプローチの特徴

	利益の意義	基本的な測定プロセス	構成要素の規定関係	資産項目	負債項目
収益費用アプローチ	企業活動の効率性の測定値	収益(成果)・費用(努力)の対応	利益(収益・費用) → 資産・負債	経済的資源 + 繰延費用	経済的資源を引き渡す責務 + 繰延収益・引当金
資産負債アプローチ	企業の富の増加の尺度	資産と負債の属性とそれらの変動の測定	資産・負債 → 利益(収益・費用)	経済的資源	経済的資源を引き渡す責務

出所：FASB (1976a) の記述をもとに作成

今日的な視点からみた 1976 年討議資料の特徴としては、各会計観が特定の測定基準に結びつくことはないと言われていた点が挙げられる¹¹⁴。資産負債アプローチの支持者の中には時価主義会計を提唱する者が多数いるとしても、それに必然性はなく、資産負債アプローチでも取得原価を測定基準として採用することは排除されない。したがって、資産負債アプローチでも測定基準として原価を採用すれば、「対応」はもとより「実現」も資産・負債の認識手段として維持され得る(堀江 2009)。

加えて、資産・負債の定義は、その認識と測定の必要条件ではあるが、定義自体が資産・負債の測定値を導くものとは解されていない。資産・負債の定義は、計算擬制的項目を貸借対照表に計上するか否かのフィルターとして機能するものと理解するの

¹¹⁴ 堀江 (2010) は、この点を「測定属性中立性」と称している。

が適切である。むしろ資産・負債の測定値は、収益と費用とを適切に対応させていく過程で当期の収益との対応関係から外れた「繰延コスト」「見越コスト」として（認識に先立って）決まっている。しかし、当該項目が資産・負債の定義を満たさないために、貸借対照表に計上することが認められないのである。このため、資産負債アプローチのもとでは、利益測定の精緻化を図るために、将来の収益・費用と対応関係のない計算擬制的な項目を排除することを通じて、収益費用アプローチのもとでの配分計算の精緻化が図られているといえよう。ここで両アプローチが相互補完的関係にあることを再確認しておく。

また SFAC 第 6 号の資産・負債の定義には、「取引に伴う現金授受の有無」がその特性とはみなされていないものの、SFAC 第 5 号にて記述された純利益（稼得利益）の特性には「現金収支の流出入」が挙げられていた。したがって、資産・負債の変動から純利益を導出するといっても、FASB 概念基準書のもとでは、測定のアンカーとして「現金収支」を求める収益費用アプローチの計算構造が維持されているといえよう。

第 4 節 会計観の相剋

1970 年代から 80 年代にかけて進められた FASB の概念フレームワーク策定プロジェクトでは、収益費用アプローチと資産負債アプローチは対立関係にあるものとして捉えられていなかった。すなわち、1976 年討議資料では「計算擬制的項目」を問題視したうえで、資産負債アプローチにはそれを排除する役割が期待され、収益費用アプローチに対して相互補完関係にあるものと理解されていたといえる。

FASB の概念基準書はその後、各国のフレームワークの雛形となったが、1989 年 7 月に IASC より公表された「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」（IASC 1989, 以下 IASC FW）もその 1 つである（Camfferman and Zeff 2015; Zeff 2013 参照）。広瀬（1993）では、IASC FW の体系が FASB の概念フレームワークに酷似していることが指摘されている。たとえば、構成要素について言えば「資産（将来の経済的便益）→負債（将来の資産の犠牲）→持分または正味資産（資産から負債を控除した後の残余権益）→包括的利益（持分の変動）→収益・費用・利得・損失（包括的利益の内訳要素）」（安藤編著. 1996, p.24）の関係から規定されており、この体系は FASB

と IASC のフレームワークにおいて変わらない¹¹⁵。

しかし、資産負債アプローチそれ自体は「その理論構成からして、認識の拡大と公正価値測定の領域拡張を導く会計観として機能する可能性も秘めていた」（藤井 2014, p.161）ことがあり、その後 FASB と IASB による概念フレームワークの改訂プロジェクトにおいて当該機能が顕在化することとなる。本節ではこの点について確認する。

第 1 項 改訂プロジェクトの動機

1970 年代以降脈々で行われてきた実物経済から金融経済への重点移行と 2000 年代初頭に相次いで発覚した会計不正を受け、従来、支配的な会計観であった収益費用アプローチと取得原価主義の限界がたびたび指摘されることとなる。2004 年 10 月より開始された FASB/IASB の概念フレームワークの改訂プロジェクトは当初、この限界を克服すべく、収益費用アプローチ（ないし相互補完的な資産負債アプローチ）から相互排他的な資産負債アプローチへの移行を目指すものであった。

概念フレームワーク改訂プロジェクトの方向性に多大な影響を与えたのが 2003 年 7 月に米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）より公表された SEC 研究報告書（SEC 2003）である¹¹⁶。

SEC 研究報告書は、現行の細則主義の会計基準（rules-based standards）のもとで数値基準（bright-lines）が悪用されてきたことを踏まえ、原則主義（principles-based）ない

¹¹⁵ また、IASC FW では、認識・測定規準についても、SFAC 第 5 号と同様の規定が設けられている。構成要素の認識にあたっては、その定義を満たすことに加え、(i) 将来の経済的便益の蓋然性要件と、(ii) 測定の信頼性要件という、2 つの認識規準を満たす必要がある（IASC 1986, paras. 82, 83）。なお IASC FW では、費用認識にあたり「本フレームワークにおける収益・費用の対応概念の適用は、資産または負債の定義を満たさない貸借対照表項目の認識を許容するものではない」（IASC 1986, para. 95）と述べられている。資産・負債の測定にあたっては、SFAC 第 5 号と同様に、複数の測定基準（測定属性）が列挙されているのみで、その適用指針や特定の測定基準の適用に当たっての留意点などは特段記されていない（IASC 1986, paras. 99-101）。ただし、IASC FW の序文には以下の文言が掲げられている。

財務諸表は、回収可能な取得原価と名目貨幣資本維持概念に基づく会計モデルに準拠して作成されるのが最も一般的である。現時点で変更に関する合意はないが、経済的意思決定を行うために有用な情報を提供するという目的を満たすためには、他のモデルや概念の方が適切である可能性もある。本フレームワークは、さまざまな会計モデル、資本および資本維持の概念に適用可能となるように作成されている
(IASC 1986, Preface)

高田橋（2013, p.19）によれば、これは原価主義からの離脱もしくは原価主義以外の方向性の検討を意味するものであると指摘されている。

¹¹⁶ 概念フレームワーク改訂プロジェクトの経緯は、滝西（2007）、津守（2008）、藤井（2011）に詳しい。

し目的指向 (objectives-oriented) に基づく基準開発、加えて基準開発の基礎となる概念フレームワークの改訂を FASB に要請した (SEC 2003, Executive Summary)。そして、SEC 研究報告書は、基準設定ないし改訂概念フレームワークの開発に当たり、収益費用アプローチの採用は原則主義の基準設定を行う上では不適切であり、収益および費用を決定するための「概念的なアンカー (conceptual anchor)」として「富 (wealth)」を強調する資産負債アプローチに依拠すべきことを推奨した (SEC 2003, III B)¹¹⁷。ただし SEC 研究報告書は、資産負債アプローチに基づく会計基準ないし概念フレームワークの開発を FASB に進言してはいるものの、資産負債アプローチと特定の測定属性を結び付けてはおらず、測定属性の選択は FASB の検討課題とするのみであった。

SEC 研究報告書は、概念フレームワークの改訂にあたり FASB が取り組むべき 3 つの論点 (three-legged stool) を提示した。それは、①財務情報の質的特性のうちレリバンス、信頼性および比較可能性の間のトレードオフを明確化すること、② (SFAC 第 5 号に関連する) 稼得過程に関する議論と (SFAC 第 6 号に関連する) 財務諸表の構成要素の定義との間の矛盾を解消すること、③想定される測定属性の中から、特定のものを選択するためのパラダイムを構築することである (SEC 2003, IV A)。

SEC 研究報告書の勧告を受け、FASB は資産負債アプローチを貫徹した概念フレームワークの改訂作業に取り組むこととなる。SEC 研究報告書では、FASB と IASB とのコンバージェンスの推進に言及されていたこともあり、2004 年 4 月より概念フレームワークの改訂作業は FASB と IASB の共同プロジェクトとなった。

第 2 項 全面公正価値会計への布石

FASB と IASB による共同の概念フレームワーク改訂プロジェクトでは当初、全面的な公正価値会計の採用を志向するとも受け取られかねない方針が示された。FASB/IASB のスタッフ論文である Johnson (2005) では、SEC 研究報告書でも指摘された、SFAC 第 2 号における「レリバンス」と「信頼性」とのトレードオフ問題が取り上げられている。Johnson (2005) は、両者のトレードオフにおいて信頼性がレリバ

¹¹⁷ すなわち、資産・負債の変動から成る「富」の概念は経済の実態 (economic reality) と強く結びついており (SEC 2003, III B)、(実態を直接的に観察のできない) 収益・費用の認識を、資産・負債の実態から捉えることが期待されたのである。ただし、資産・負債の「評価」の問題となれば、その実態を直接観察することが困難となる。

ンスより勝る（優先される）という見解¹¹⁸をまず否定し、また現状、信頼性が「正確性（precision）」や「検証可能性」と混同（あるいは同視）され、それが原因で取得原価主義会計の過度な尊重をもたらしたと指摘する。Johnson（2005, p.4）は、取得原価に基づく情報が経済的実質を忠実に表現せず、公正価値こそが投資家および債権者にとってレリバントな情報を提供するとして、FASB は公正価値評価の適用範囲をこれまで拡張してきたと述べる。

FASB/IASB の概念フレームワーク改訂プロジェクトでは、資産負債アプローチを貫徹したフレームワーク作りがなされるにあたり、収益費用アプローチの期間損益計算構造と結びつくような概念・文言を排除することが提案されることとなる。以下、(1) 財務報告における受託責任の位置づけ、(2) 資産・負債の定義変更、(3) 信頼性の削除について取り上げる。

(1) 財務報告における受託責任の位置づけ

プロジェクトでは、これまで両審議会が掲げてきた「経済的（投資）意思決定」を財務報告の目的として掲げることは維持するものの、「受託責任の解除」についてはその目的として明示しない、との方針が示された（IASB 2005, para. 30）。これは「投資、与信およびこれに類する資源配分に関する意思決定に有用な情報」が「経営者の受託責任ないし会計責任を評価」するにも資するとの立場を採ったためである（IASB 2005, para. 38）。したがって「『有用な情報』の中に『経営者の受託責任を査定するための情報』（information for assessing management's stewardship）が新たに包含されるという極めて議論の余地ある規定」（津守 2008, p.8）が提示された。受託責任目的は、収益費用アプローチに根差す会計目的観と指摘されており、純粋な資産負債アプローチに基づくフレームワークのもとでは、それが軽視されるのは当然の流れといえよう。

(2) 資産・負債の定義の変更

「概念フレームワークは現実世界の現象（real-world phenomena）の観点から資産を定義することに始まる」（Bullen and Crook 2005, p.6）とされるように、純粋な資産負債アプローチに基づく概念フレームワークの策定に当たり、プロジェクトでは資産（こ

¹¹⁸ この見解を採用すれば取得原価主義会計ないし取引主義会計が尊重される傾向にある。

れに呼応する形で負債) の定義について見直しが行われた。

プロジェクトでは、資産の定義を「他社が有していない権利または他の特権アクセス (privileged access) を有する企業の現在の経済的資源 (present economic resources) 」 (IASB 2006a, para. 6) へと、負債は「企業が債務者となっている現在の経済的義務 (present economic burden) 」 (IASB 2006a, para. 51) へと変更することが提案された。この変更の要旨は、SFAC 第 6 号との対比でいえば「過去の取引または事象の結果として」と「将来の経済的便益の蓋然性」の部分を削除した点にある (辻山 2007b, p.35)。この変更は「過去の取引 (事象) 」は資産が存在することのシグナルとはなるものの、それを欠くとしてもそれだけで資産が存在しないことを意味するわけではないとしてなされた (IASB 2006a, paras. 16-17)。また、「将来の経済的便益の蓋然性」の削除については、「蓋然性の有無」は資産・負債の定義の問題ではなく、その認識・測定の問題とされたためである (IASB 2006a, para. 12)。

(3) 信頼性の削除

SEC 研究報告書で言及された「レリバンス」と「信頼性」のトレードオフ問題について、FASB/IASB は「信頼性」を「表現の忠実性」へと置き換えることによって応えた。FASB/IASB は、SFAS 第 2 号および IASC FW における信頼性の意味内容として、当初想定していたものを最もよく示すのが「表現の忠実性」であるとした (Camfferman and Zeff 2015, p.362)。さらに、信頼性の削除に合わせて SFAC 第 2 号では信頼性の下位概念とされていた、検証可能性の位置づけも後退させ¹¹⁹、また慎重性 (prudence) を削除する方向性が示された。なお、慎重性とは「不確実性の状況下で要求される見積もりにあたって必要とされる判断の行使に際して、資産または収益の過大表示、および負債または費用の過小表示とならないように、ある程度の用心深さを要求するもの」 (IASC 1986, para. 37) である。この慎重性は、SFAC 第 2 号において信頼性に関連する概念とされた「保守主義」と同義である (FASB 1980, para.95 参照)¹²⁰。

¹¹⁹ 検証可能性は、SFAC 第 2 号では信頼性の一要素であったが、IASC FW では信頼性の要素として明示的に含まれていなかった (IASB 2010a, para. BC3.35)。

¹²⁰ 詳しくは石川 (2016) を参照。なお、SFAC 第 2 号では保守主義を「事業状況に固有の不確実性およびリスクが十分に考慮されていることを確実にするために、不確実なものに慎重に対処すること」 (FASB1980, para. 95) と定義している。Storey and Storey (1998, pp.115-116) で指摘されるように、SFAC 第 2 号に示される保守主義は、伝統的に理解されてきた保守主義とはかなり異なるものである。

意思決定に有用な情報の識別に当たり質的特性は以下のように適用される。まず、情報利用者にとって有用となり得る経済的事象を識別し、その中で最も「レリバント」な情報を特定する。次に、その情報が「忠実に表現」できるかどうかを判断する。したがって「レリバンス」→「表現の忠実性」という「論理的序列」が形成され(津守 2008, p.11)、この場合、レリバンスと表現の忠実性との間には(レリバンスと信頼性との間にあった)トレードオフ関係はない。

Johnson (2005) で指摘されていたように、従来、信頼性のトレードオフが公正価値拡大の歯止めとなっていた。「表現の忠実性」が「信頼性」にとって代わることで、現実世界と会計的表現との対応が強く要求されるため、「会計上の認識・測定はより実在論的な方向へシフトし、ストック重視、価値測定の重視へと変化」する可能性が指摘されている(徳賀 2008, p.28)。

(4) 小括

FASB/IASB の概念フレームワーク改訂プロジェクトでは、資産負債アプローチに基づくフレームワーク作りが進められてきた。上記(2) でみた資産の定義の見直しに関しては、海老原(2011, p.69) では「『過去の取引または事象の結果』という部分を削除することは、現在の FASB および IASB において、取引価格をもって取得原価とするという考え方が必ずしも絶対的なものではないことを意味していると解される」と指摘されている。また辻山(2007b, p.35) は、資産の定義変更と、上記(3) でみた、質的特性に関する変更に関連して「この提案が通れば、資産負債の認識測定の外延は、『将来の経済的便益』そのものの測定にまで拡張される可能性も否定できないから、やがては、自己創設のれんの認識測定も容認されることになる可能性がある」と指摘している。これは、収益費用アプローチの期間損益計算構造で「測定値のアンカー」の役割を果たしてきた「現金収支」の枠を外したことの帰結である。

また上記(1) の財務報告の目的としての受託責任を投資意思決定目的に包摂させるという提案も、(3) の信頼性の削除と密接に関係するものである。渡邊(2016) では、会計の役割とされる受託責任機能は情報提供機能の一分類であり、その違いは、提供する情報の力点を「有用性」に置くか「信頼性」に置くかの相違であると指摘されている。後者の「信頼性」に力点を置く情報提供機能が受託責任機能であり、前者の「有

用性」に力点を置くのが投資意思決定に資する情報提供機能である¹²¹。経済的意思決定目的と受託責任目的とでは要請される情報の特性が異なる可能性がある（レリバンスと信頼性のトレードオフ関係がある）にもかかわらず、両者の情報ニーズを一括りにした（かつ、信頼性を削除した）FASB/IASB 提案に対して批判が寄せられることとなる。

2006年7月に公表された討議資料「財務報告の改善された概念フレームワークに関する予備的見解」（IASB 2006b）では、①受託責任目的の投資意思決定目的への包摂と、②信頼性の削除が提案された。この方向性は2008年5月に公表された公開草案「財務報告の改善された概念フレームワーク」（IASB 2008a）へと引き継がれ、多くの懸念が寄せられつつも、2010年9月にFASBのSFAC第8号（FASB 2010a）およびIASBの「財務報告の概念フレームワーク」（IASB 2010a, 以下IASB FW）として制度化されることとなった。

改訂プロジェクトにおいて最も混迷を極めたのが、財務諸表の構成要素の認識・測定についてであった。プロジェクトでは、単一の測定属性モデルを採用することが相応しいか、混合測定属性モデルが相応しいか審議が続けられていた¹²²。一時は、資産・負債の変動を捉える単一測定属性モデル（すなわち、現在価値モデル）が志向された時期もあったが¹²³、リーマン・ショックを境として、次第に混合属性モデルに傾くこととなる。

SFAC第8号とIASB FWでなされた、①受託責任に関する記述の削除、②「信頼性」から「表現の忠実性」への変更（加えて、検証可能性の位置づけの後退と慎重性の削除）は、公正価値会計の推進・拡張の布石と捉えることもできる。ただし、FASB/IASBは「そのような解釈は単なる誤解であり、両審議会は公正価値会計の拡張を意図していない」と事あるごとに繰り返し述べている。

¹²¹ 浦崎（2014, p.77）でも「信頼性はコストベースの受託責任会計の枠組みで生まれた概念であり、受託責任解除の目的で作成される会計情報の特性であって、利害調整を目的とするときに最もハードな情報を提供するコストベースの計算体系と密着して展開されてきた」と指摘されている。

¹²² FASB/IASBによる概念フレームワークの測定プロジェクトの変遷については角ヶ谷（2014）を参照。

¹²³ FASB/IASBは、改訂プロジェクトの測定フェーズにおいて2007年1月および2月に香港、ロンドン、ノーウオークにおいて円卓会議を開催した。金子・豊田・辻山（2007, p.157）によれば「トゥイーディー（IASB）議長をはじめ討論会に出席していたIASB-FASBの関係者には、資産負債の全面時価への強い意欲が感じられた」（カッコ内引用者）とされている。

第3項 会計観の潜在的な対立点

2010年に公表されたSFAC第8号およびIASB FWは、財務報告の目的と財務情報の質的特性のみについて定めるものであり、財務諸表の構成要素の定義、認識および測定などについては合意が得られず、改訂プロジェクトは中断されるなどして、最終的にはFASBとIASBの共同作業も解消されることとなった。IASBの単独プロジェクトとして再出発した概念フレームワークの改訂作業では、2013年7月、2015年5月にそれぞれ討議資料「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(IASB 2013a)と公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(IASB 2015)が公開された。これらの草案では、構成要素の定義、認識および測定問題に留まらず、財務報告の目的と質的特性についても改めて俎上に載せられた¹²⁴。これらの草案では、かつてIASBが推進していた全面公正価値会計の採用は否定されているが、収益費用アプローチと資産負債アプローチとの対立点となりかねない提案内容も散見される。以下、これらの草案に関して(1)受託責任の位置づけ、(2)構成要素の定義、(3)質的特性の再整理、(4)認識・測定規準について取り上げる。

(1) 受託責任の位置づけ

本節第2項で確認したように、純粋な資産負債アプローチに基づくフレームワークの特徴の1つとして、「受託責任目的の軽視」が指摘できた。2013年討議資料では、受託責任目的を投資意思決定目的へ包括したIASB FWの基本方針が引き継がれたが、当該方針に対する利害関係者からの反対は根強く、2015年公開草案では方向転換を図らざるを得なくなった。すなわち、2015年公開草案では、財務報告の目的として「受託責任」が明示的に記述されることとなった。

2015年公開草案では「企業の経営者が、企業の資源を使用する責任をどれだけ効果的かつ効果的に果たしたのかに関する情報は、利用者が企業の資源に係る経営者の受

¹²⁴ その理由として、現行のIASB FWが以下の(a)から(c)に示される問題を抱えているからとしている(IASB 2015, p.6)。

- (a) 現行のフレームワークがいくつかの重要な領域を扱っていない。
- (b) 一部の領域でのガイダンスが不明確である。
- (c) 現行のフレームワークのいくつかの側面が時代遅れになっている。

託責任を評価するのに役立つ」(IASB 2015, para. 1.22)とされている¹²⁵。ただし、IASBは「受託責任」を「投資意思決定目的」と同等の重要な目的とすることには否定的である(IASB 2015, para. BC1.10)。

(2) 構成要素の定義

2013年討議資料、2015年公開草案では、資産・負債は以下のように定義されている。

- (a) 資産とは、過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源である (IASB 2013a, para. 2.11; IASB 2015, para. 4.5)
- (b) 負債とは、過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務である (IASB 2013a, para. 2.11; IASB 2015, para. 4.24)

上記定義は、本節第2項(2)でみた、「過去の取引(事象)」要件を削除するものではないが、現行のIASB FWの定義中にある「経済的便益の流出入」は削除されている。これは「資産は資源であり、負債は義務である」ことをより際立たせることを意図したためとされている(IASB 2013a, para. 2.10)。

また、2015年公開草案では、収益・費用は以下のように定義されている

- (a) 収益とは、持分の増加を生じる資産の増加または負債の減少(持分請求権の保有者からの拠出に関するものを除く)である (IASB 2015, para. 4.48)
- (b) 費用とは、持分の減少を生じる資産の減少または負債の増加(持分請求権の保有者への分配を除く)である (IASB 2015, para. 4.49)

¹²⁵ ただし2015年公開草案では、経営者報酬や他の関連当事者取引に関する情報は、受託責任の評価において重視されるとしても、投資意思決定に資する情報(将来キャッシュフローの見通しを評価するために必要な情報)として重視されない可能性があるとされている(IASB 2015, para. BC1.9)。また、「経営者が企業の資源を使用する責任」の例として「企業の資源を価格や技術変化などの経済的要因の不利な影響から保護することや、企業が適用される法律、規則および契約上の定めを遵守することを確保すること」(IASB 2015, para. 1.23)が挙げられている。「他の言語への翻訳が困難」とされてきたように、IASBでは「受託責任」が伝統的なものより広範に(あるいは異質なものとして)捉えられている可能性がある。なお、受託責任概念の変遷についてはO'Connell (2007)、椛田 (2012)を参照。

以上のように、収益・費用は、ストックの変動から捉えられており、資産負債アプローチに基づくフレームワークである。ただし、これまでと異なるのは、(資産・負債の定義では「経済的便益の流出入」が削除されていたように) 収益・費用の定義において、現行の IASB FW にある「資産 (負債) の流入 (流出)」が削除されている点にある。なお、純利益に関する定義は示されていない。

(3) 質的特性の再整理

2013 年討議資料では、「信頼性」から「表現の忠実性」へと変更した IASB FW の基本方針が引き継がれたが、この点に関する利害関係者の反発は大きく、受託責任の問題と同様、2015 年公開草案では方向転換がなされた。すなわち 2015 年公開草案では質的特性の再整理が図られることとなる。その過程の中で、「信頼性」の削除とともにその記述が削除されていた「慎重性」の概念についてフレームワーク内で再び言及されることとなり、また「信頼性」自体も「測定の不確実性」概念として再整理されることとなった。これらの特性は「見積もりの不確実性」に関連する特性である。

2015 年公開草案では、「慎重性」は「不確実性の状況下で判断を行う際に警戒心を実行すること」(IASB 2015, para. 2.18) と定義されている。「不確実な事象への警戒心の行使」という意味での慎重性は「注意深さとしての慎重性 (cautious prudence)」(IASB 2015, para. BC2.9) とされ、これは中立性と二律背反の関係にあるのではなく、むしろ中立性を支えるものと捉えられている。他方、2015 年公開草案では、中立性と対立関係にある慎重性を「非対称な慎重性 (asymmetric prudence)」として区別し、IASB はこれを財務情報の質的特性に含めないこととした¹²⁶。

「非対称的な慎重性」によって、(a) すべての未実現利得の認識の禁止、(b) 観察可能な市場価格の裏付けのない未実現利得の認識の禁止、(c) 資産の過小評価や負債の過大評価がもたらされ得る (IASB 2015, para. BC2.14)。2015 年公開草案では、多くの金融商品において未実現利得の認識は利用者にとってレリバントな情報を提供するため必要であるとされる (IASB 2015, para. BC2.14)。

¹²⁶ 「非対称的な慎重性」とは、収益 (または資産) と費用 (または負債) とで非対称的な処理 (たとえば、認識に当たり後者よりも前者について、認識に足る、より説得力のある証拠を要求すること) を要請するような慎重性である (IASB 2015, para. BC2.11)。すなわち、伝統的に理解されてきた「保守主義」を指す。

また、旧来のフレームワークにおける信頼性が「測定の不確実性」として概念整理された。測定の不確実性は、財務情報のレリバンスに影響を与える要因として位置づけられる。測定の不確実性は、ある資産（負債）の測定値が直接には観察できず、見積もりが必要とされる場合に生じる（IASB 2015, para. 2.12）¹²⁷。2015年公開草案では、「見積もりに高い不確実性があってもレリバントな情報を提供する場合があるものの、不確実性が高い場合は低い場合よりもレリバンスは低くなる」とされ、「測定の不確実性の程度と情報のレリバンスを高める他の要因との間にトレードオフがある」とされる（IASB 2015, para. 2.13）。「測定の不確実性」と「レリバンス」との間のトレードオフは、従前の「レリバンス」と「信頼性」との間のトレードオフと同様のものとされている（IASB 2015, para. BC2.24）¹²⁸。

（4）認識・測定規準

2013年討議資料では、構成要素の認識規準に関しては、従来の蓋然性要件と信頼性要件を削除し、これに代えて質的特性、特にレリバンスと表現の忠実性の基本的特性から判断する方針が示されている。これは、従来の認識規準では、将来の経済的便益が企業に流入ないし流出する可能性が低いと特定項目が認識されず、また現行フレームワークでは、信頼性が質的特性から削除されているためである（IASB 2013a, paras. 2.35, 4.8, 4.16）。

¹²⁷ このような不確実性は、すでに IASB FW でも議論されていた（IASB 2015, para. BC2.24）。すなわち IASB FW では、ある項目の見積もりに関して、報告企業が適切なプロセスを適切に適用し、その見積もりを適切に記述し、その見積もりに大きく影響する不確実性を説明している場合には、忠実な表現となり得るが、そうした見積もりの不確実性が非常に大きい場合には、その見積もりが有用な情報を提供しないとされている（IASB 2010a, para. QC16）。

¹²⁸ ただし、勝尾（2016, pp.75-76）で指摘されているように、この「測定の不確実性」は「レリバンス」のみならず「表現の忠実性」とも結びつけて捉えられている。たとえば、見積もりを必要とする資産・負債の測定に関連して、当該見積もり金額が見積もりであることが正しく記載され、その金額に重要性がある場合、不確実性の性質および程度が財務諸表の注記に開示されていれば、忠実な表現は達成される、とされている（IASB 2015, para. 5.20）。同様の記述として「観察可能でない価格の見積もりは、見積もりであるものとして記述され、見積もりプロセスの性質と限界が説明され、見積もりの作成のためのプロセスの選択および適用において誤りがなければ、忠実に表現される可能性がある」（IASB 2015, para. 6.57）が挙げられる。

このため勝尾（2016）では、2015年公開草案の目的として、財務報告の見積もりに対する考え方を整備することが挙げられているにもかかわらず（IASB 2015, para. 1.11 参照）、「測定の不確実性」と「レリバンス」のトレードオフ関係が「レリバンス」そのものの中にある見方と、「レリバンス」と「表現の忠実性」とのトレードオフ関係とする見方が混在しており、必ずしも公開草案の目的を達成できているとはいえない、と指摘されている。

2015年公開草案では、2013年討議資料の方針が引き継がれ、新たに (a) レリバンス、(b) 表現の忠実性、(c) コスト・ベネフィットの観点から構成要素の認識の可否を判断することが提案されている (IASB 2015, para. 5.9)。従来の (i) 蓋然性要件と (ii) 信頼性要件は、レリバンスと表現の忠実性の有無の検討に含められる。すなわち、「経済的便益の流入の蓋然性の低さ」や「測定の不確実性」の程度がレリバンスに影響を及ぼすかもしれないことが指摘されている (IASB 2015, paras. 5.17-5.21)。

2013年討議資料、2015年公開草案の最大の特徴は、混合属性モデルの採用が明示的に謳われていることである。2013年討議資料では、「財務報告の目的」と「質的特性」の観点から、資産・負債の測定基準の選択問題が検討されている。その結論として、(a) 測定の目的は、財務報告の目的に対してレリバントな情報を忠実に表現することであり、(b) 資産・負債に単一測定属性モデルを提供することは、情報利用者にレリバントな情報を提供しない、とされる。そして資産・負債の測定基準の選択は、その資産がどのように将来キャッシュフローに寄与するかに従って（負債についてはその負債をどのように決済または履行するかに応じて）決めるべきだとされている (IASB 2013a, para. 6.35)。これは「評価基準の画一化・統一化が必ずしも有用な情報提供には結びつかない、という事実認識に基づき基準を開発していくこととした『方向転換』」（米山 2014, p.48）といえる¹²⁹。

2015年の公開草案でも2013年討議資料で示された混合属性モデルを基調とする方向性は堅持されている¹³⁰。2015年公開草案では、資産・負債の測定基礎として (a) 歴史的な原価と、(b) 現在価値 (current value) の2種が提案されている¹³¹ (IASB 2015, para. 6.4)。そして、その選択指針にも基本的特性が用いられることが提案されている (IASB 2015, paras. 6.48-6.63)。たとえば、レリバンスの評価に当たっては、将来キャッシュフローの寄与方法や資産・負債の特徴を考慮することとなる (IASB 2015, para. 6.54)。

¹²⁹ ただし、米山 (2014, pp.48-49) では、2013年討議資料に示された「将来キャッシュフローへの寄与にもとづく評価基準の使い分け」が「事業投資と金融投資との区分にもとづく評価基準の使い分け」と類似する部分も有りながら、異質な部分も含む内容である点が指摘されている。

¹³⁰ ただし、勝尾 (2015) では、2015年の公開草案は（純）利益概念を定めず測定基礎の選択について議論しており、利益の測定方法が決まらなければ測定基礎の選択も決まらなると指摘されている。

¹³¹ 現在価値は、市場参加者の期待を反映させるか、企業固有の期待を反映させるかで、公正価値と使用価値（履行価値）に分かれる (IASB 2015, para.6.20)。

また測定の不確実性の程度も情報のレリバンスに影響を与える可能性が指摘されている（IASB 2015, para. 6.55）。

第4項 小括

FASB/IASB の概念フレームワーク改訂プロジェクトでは当初、収益費用アプローチに拠ることなく純粋な資産負債アプローチを貫徹したフレームワーク策定が進められてきた。純粋な資産負債アプローチとは、収益費用アプローチに対して相互排他的な資産負債アプローチであり、全面公正価値を志向するものである。

プロジェクトでは当初、全面公正価値モデル採用への布石とも捉えられかねない提案がなされていた。取得原価主義に結び付きやすい「信頼性」を排除し、また情報の信頼性に重きを置く「受託責任」目的を財務報告の目的から除外しようとする提案はその最たるものである。ただし、FASB/IASB の共同プロジェクトでは、資産・負債の定義の変更についても審議されたものの、定義を含め、その認識、測定問題について合意を得ることができず、共同作業は終結することとなった。

遂に、IASB の単独プロジェクトとなったフレームワークの改訂作業では、2013 年に公表された討議資料、および 2015 年の公開草案において、全面的な公正価値会計を採用することが明示されることとなる。また、2015 年公開草案では、財務報告の目的として受託責任についての言及が復活し、旧来のフレームワークの信頼性に当たる「測定の不確実性」が示され、構成要素の認識や測定に当たってのレリバンスと測定の不確実性とのトレードオフについて言及されている。これらを踏まえれば、収益費用アプローチの期間損益計算構造に依拠することなく資産負債アプローチを貫徹したフレームワーク作りは放棄されたものと推察できる。

その一方で、IASB 提案には、公正価値会計の推進とも矛盾しないような規定が散見される。たとえば、構成要素の定義では「流入 (inflow)」「流出 (outflow)」といった「現金収支を測定のアンカー」とみなすような表現が削除されている。これは、「構成要素の定義」が（将来の）公正価値モデルの適用の足枷とならないための配慮とも解すことができ、収益費用アプローチと資産負債アプローチとの潜在的な対立点となり得る。「蓋然性の有無」を問わず「現在の経済的資源」「現在の債務」の表示に力点を置けば、リスクの早期開示という観点から現在価値評価の方向へと進むことになる。

「測定の不確実性」は、利害関係者の公正価値会計の適用拡大に対する懸念を払拭

すべく導入された概念といえる (IASB 2015, paras. 1.11, BC2.16)。しかしながら、2015年公開草案には、測定の不確実性が高い情報であったとしても、それがレリバントな情報であれば、現在価値評価の適用を妨げない、と解釈できる文言が散見される¹³²。このため、勝尾 (2016, p.78) では「測定の不確実性という特性の内容を拡充したにもかかわらず、実際には、公正価値測定の拡大さらには全面時価評価の方向性と矛盾しないような規定が含まれている」と指摘されている。また、2015年公開草案では、見積もり情報は、不確実性の性質とその程度が財務諸表の注記に開示されていれば表現の忠実性が達成される、と述べられており (IASB 2015, para. 5.20)、見積もりの不確実性の問題は「開示情報の拡充」によって補完される、との立場も示されている。加えて、「慎重性」の概念も、(伝統的な保守主義とは異なり)「不確実性の伴う事象の測定に当たっての心がけ」に過ぎないように思われる。以上のように、「測定の不確実性」や「慎重性」が測定基準の選択などにどれ程の影響を与えるかは明らかではない。

すなわち、構成要素の認識および測定問題が「レリバンス」ありきの議論となる可能性は捨てきれない。「見積もりの不確実性」が情報のレリバンスに(負の)影響を与える可能性が指摘されながら、「見積もりの不確実性」に対する指針となり得る「慎重性」と「測定の不確実性」の内容は骨抜きで如何様にでも解せるものといえる。Lee (2015, p.117) は、IASB の概念フレームワークには「有用性」「一般目的」「共通のニーズ」等の用語が散見されるが、それらの定義は曖昧にしかなくと批判する。それはフレームワークに示される質的特性全般についても例外ではない¹³³。

第5節 おわりに

資産負債アプローチは「資産・負債の定義をその認識の必要条件とするもの」と捉えるのか、「資産・負債の定義をその認識・測定の必要かつ十分条件とするもの」と捉えるのかによって、収益費用アプローチとの関係性が変わる。前者は収益費用アプロ

¹³² たとえば、「測定の不確実性のレベルが高いことは、最もレリバンスがある高い見積もりの使用を妨げるものではない。しかし、場合によっては、測定の不確実性のレベルが非常に高いため、異なる測定基礎の方がレリバンスの高い情報を提供するかもしれない」(IASB 2015, para. BC6.55)。

¹³³ Brouwer *et al.* (2015) では、質的特性の適用には判断が伴うため、企業が会計処理を選択する局面においても、基準設定の局面においても、首尾一貫性を欠くことになりかねないと指摘されている。

一と相互補完的な関係性となるが、後者は相互排他的な関係性となる。相互補完的な関係性の中では、現金収支をアンカーとしたフロー計算に焦点を当てる収益費用アプローチの期間損益計算構造が維持されたまま、資産負債アプローチは計算擬制的項目を貸借対照表に計上するか否かのフィルターとして機能する。他方、相互排他的な関係性のもとでは、現金収支をアンカーとしたフロー計算から離れて、ストックの(価値)変動に基づく利益測定が行われる。

1976年討議資料ないしFASBの概念基準書では、概念フレームワークの策定にあたり資産負債アプローチが採用されたが、そこでは計算擬制的項目の排除に主眼が置かれており、収益費用アプローチに対して相互補完的な資産負債アプローチに基づいていたといえよう。むしろ、そこでは会計観の対立は生じていない。他方、FASB/IASBの概念フレームワーク改訂プロジェクトでは、資産負債アプローチを貫徹したフレームワーク作りが推進された。純粋な資産負債アプローチに基づくフレームワークの諸特徴(受託責任の軽視、信頼性の削除など)は、多くの利害関係者から支持されず、また全面公正価値会計の採用についても批判が寄せられた。ここでは会計観の対立が露わとなった。

IASBの単独プロジェクトとなったフレームワークの改訂作業のもとでは、両会計観の明示的な対立関係は回避されている。しかしながら、いかなる会計モデルの適用に対しても概念フレームワークの規定がその足枷とならないようにとの配慮からか、「どのようにも解釈できる規定」を設けることで、会計観の潜在的な対立点が残される形となっている。2015年の公開草案は、相互補完的な資産負債アプローチに基づくとも相互排他的な資産負債アプローチに基づくとも断言することはできない。IASBの概念フレームワークでは、会計観の選択は、個別の基準設定での判断に任せる形式となっている。

なお、IASBの保険契約プロジェクトでは、本章で確認した収益費用アプローチと資産負債アプローチの(潜在的な)対立点が顕在化し、その解消に長期を要することとなる。この点については、第5章で考察を加えることとする。

第4章 会計上の対応概念の意義とその変遷

第1節 はじめに

IASB の保険契約プロジェクトでは、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の重点移行のもと、基準策定作業が進められることになる。その中で、プロジェクトでは、収益費用アプローチに基づく利益計算の中核概念である「対応」のあり方が見直されることとなった。IASB 保険契約プロジェクトにおける対応概念の変容問題を検討するに先立ち、本章では、会計上の対応概念の意義を整理することとする。

周知のように、収益・費用の対応概念は、発生主義会計を支える基礎概念のひとつである。1900年代初頭に期間損益計算が会計の中心的課題となるにつれて、企業努力を示す費用とその成果を示す収益とを有機的に関連づける対応手続が台頭した。それ以降、対応概念は期間損益計算を決定する会計理論の中核として位置づけられてきた (Littleton 1953, p.30)。しかし、その一方で対応概念に対して様々な問題が指摘されてきたのも事実である。

たとえば、「対応」についての解釈が論者によって異なることがよく指摘される。AICPA (1970) によれば、対応という用語は利益計算のプロセス全体を指す場合もあれば、より限定的に費用認識プロセスを指す場合もあるという¹³⁴。ただし、たとえ対応についての解釈が様でないにせよ、収益・費用の差額としての利益計算を重視する立場は AICPA (1970) で示されたいずれの見解にも共通している。

¹³⁴ 清水 (1986) は、AICPA (1970) の見解に従いアメリカの対応概念に関する先行研究を①利益決定のプロセス全体を意味するもの、②費用認識プロセスを意味するもの、③一部の費用認識のプロセスを意味するものに分類・考察している。なお、収益と対応させるべき項目についても (i) 売上原価のみを対象とする見解、(ii) 損失を除く全費用を対象とする見解、(iii) 損失まで対象とする見解と様々なものがある (森田 1968)。また、間接的対応 (期間的対応) を収益・費用の対応手続とみなすかについても論者によって見解が異なる (石原 1999)。加えて、中島 (1964) は「収益費用対応の概念は、広・狭二つの意義において近代会計基準の基礎」を成すと指摘する。すなわち、広義の対応概念とは、「近代会計とくにその損益計算の基本的な機構の考え方を示唆する」ものであり、具体的には「収益と費用とを二つの別個の流れとしてとらえたうえでその対決において損益が求められるとする考え」であり、狭義の対応概念とは、「ある期間に実現された収益にたいして負担せしめられるべき費用の決定が、どのような考え方で行われなければならないかを示すもの」であり、「会計期間を設けて、定期的に期間的対応が行われることになったために、この (広義の) 対応概念に収益と費用との期間配分上の基礎概念としての意義が加わった」 (中島 1964, p.67, カッコ内引用者) とされている。

対応概念の見解の不一致がより本質的な問題を引き起こすのは、それが会計観の相違に起因する場合である。すなわち、前章で確認したように、収益費用アプローチと資産負債アプローチとでは対応観が異なると指摘されている。そして両会計観における対応観の違いは特に計算擬制的項目の計上可否に現れる。伝統的な収益・費用の対応手続のもとでは適正な期間利益を算定することが至上命題とされるため、資産は将来の経済的資源の有無という観点からは定義されず、収益および費用を適切に対応させていく過程で当期収益との対応関係から外れた「未決状態の対収益賦課分」(Paton and Littleton 1940, p.25)として捉えられる。

一方、資産負債アプローチの支持者からしてみれば、計算擬制的項目の計上は、損益のボラティリティを低減させるための口実でしかない。計算擬制的項目の出現はフローを重視しストックを副次的情報と捉えたことの帰結ではあるが、計算擬制的項目の計上は収益費用アプローチに基づく対応手続の問題点として指摘されてきた。この計算擬制的項目の排除が資産負債アプローチ推進の一つの原動力となったのである(Storey and Storey 1998)。加えて、収益と費用との間に明確な因果関係が観測できない場合、因果律を推定するために一定の判断(裁量)が必要となることもあり、「配分パターンの当否が容易には決められない場合には、なし崩し的に対応が乱用されてしまう危機感」(大日方 2002, p.192)も相まって、対応概念そのものを捨て去ろうとする動きもあった。

しかし、FASB や IASB の基準書(案)では対応の思考が依然として息づいている(秋葉 2011; 大日方 2002; 米山 2011a 参照)。すべての資産・負債が現在価値測定されることになれば対応手続は不要になると指摘されているが(FASB 1976a, para. 19)、現在、金融商品会計基準でさえも全面公正価値会計には至っていない。また、FASB/IASB の収益認識プロジェクトでは当初、新しい収益認識基準として公正価値モデルの適用を目指していたが、多くの利害関係者からの反対に遭い、結局のところ従来の会計モデルと親和性のある収益認識モデルが基準化された。かつて AAA (1977) が指摘したように、既存の対応概念に満足できなくなった研究者が多数現れながらも、彼らの提唱した代替的手法から対応概念に置き換わるような会計理論の「後継者」は現れなかったといえよう。このことは、これまでに数々の問題が指摘されながらも、対応概念に一定の意義が認められてきた証である。

しかしながら、全面公正価値会計には至っていないものの公正価値測定の適用範囲

は着実に拡大している。収益費用アプローチから資産負債アプローチへと会計観が重点移行するに伴い、対応手続のあり方が変容してきたのも事実である。

本章の目的は、会計上の対応概念の意義を明らかにすることである。また、収益費用アプローチから資産負債アプローチへと会計観が移行するに伴い生じる、対応概念の変容がもたらす帰結を明らかにする。加えて、資産負債アプローチに移行することで、収益費用アプローチにおける対応手続に寄せられた批判を克服することができるのか検討を加える。本章の構成は以下の通りである。第2節では、対応概念の発芽を概観するとともに収益・費用の対応手続の基本的構造について考察する。第3節では、収益費用アプローチの対応観と資産負債アプローチの対応観の比較検討を行う。資産負債アプローチの対応観といっても、前章で取り上げたように、収益費用アプローチに対して相互補完的なものと相互排他的なものがある。第3節ではこれらの相違についても言及する。第4節では、会計観の重点移行に伴う対応観の変容がもたらし得る帰結について論ずる。第5節は総括である。

第2節 収益・費用の対応の基本構造

第1項 対応概念の発芽

対応概念の起源¹³⁵を Paton (1922) の費用観に求める見解がある (AIA 1952; Beams 1968)¹³⁶。すなわち、Paton (1922) では、費用は「特定の期間に生じた収益 (the quantum of revenue) を生み出すためのコスト」 (p.159) と定義されており、また、「費用は常に収益の付属物 (an adjunct of revenue) 」 (p.445) とされるなど、費用を収益に関連

¹³⁵ 対応の起源については諸説ある。Gilman (1939) は、会計期間のコンベンションの採用に対応の起源を求める。また清水 (1983) によれば、Sprague (1908) や Hatfield (1909) にも「受け取ったもの」と「与えたもの」との比較という意味での「対応」思考が見受けられると指摘されている。対応概念の厳密な起源を明らかにするためには (収益・費用の差額として算定される) 利益概念の起源にまで遡り検討する必要があるかもしれない。実際、Littleton (1936) は、16世紀のセントローレンス湾発見時におけるフランス人と現地のインディアンとの交換取引を例に利益概念の起源を説明している。本章の目的は対応概念の厳密な起源を探るものではないため、この点には深く立ち入らない。

¹³⁶ Paton (1922) の費用観は、Paton がそれまで主流であった資本主論 (proprietary theory) に代えて、企業主体論 (entity theory) を採用したことに由来する (Beams 1968)。従来の資本主論のもとでは、費用は「所有権の一時的減少」とされていたが、企業主体論を採用して企業がその資本主から切り離されることで、企業それ自体の観点から収益・費用の概念が規定できることとなった。

づけて論じる記述が多々見られる。

1930年代のアメリカにおける会計原則開発の一環として公表された『会社報告諸表会計原則試案』（AAA 1936）においても、また、日本の「企業会計原則」に多大な影響を与えた『SHM 会計原則』（Sanders *et al.* 1938）においても、期間損益計算の原則として収益と費用を関連づけることは要請されていた。すなわち、AAA（1936, p.189）では、「ある特定期間の損益計算書は正当な会計的認識を経たすべての収益とその期間中に費用とされたすべての原価とを、その期間の営業活動の結果であるか否かに関係なく示すべき」とされている。また、「ある特定会計期間に対する損益計算書は必要に応じて二つの区分に分けられるべき」（AAA 1936, p.189）とされ、損益計算書の営業活動と非営業活動の区分が提唱されていた¹³⁷。

また、Sanders *et al.*（1938, pp.25-26）では、利益決定の一般原則として「すべての収益および費用は、それらが帰属する会計期間に正しく配分されなければならない。この方法において考察される会計期間の純利益は、正しく測定される。多くの企業において、収益および費用の大部分は、それらの配分について何ら問題が生じないものとして、考察される会計期間に非常に明確に関連付けられる（associated with the period under consideration）」とされている。そして、Sanders *et al.*（1938, p.30）では、売上原価および営業費用に関連して「（売上原価ないしは営業費用の）金額は、総売上高または営業収益の決定と整合していなければならない」（カッコ内引用者）、加えて「売上原価および営業費用は、総売上高や営業収益の区分に一致するように再分類されなければならない」とされている¹³⁸。しかしながら、Sanders *et al.*（1938, p. 26）では、「収益・費用の関連づけ」ないし「期間配分」について「最善の手続きを達成するためには、常に何らかの会計的判断を行う必要」があり、「経験的判断に依存する部分の割

¹³⁷ 山下（1958, p.11）によれば、収益・費用の対応原則には、「費用収益は、その発生現象に従って分類し、各収益項目とそれに関連した費用項目とを対応表示しなければならない」というような「形式規律原則」としての側面があるとされるが、AAA（1936）では「対応」との文言はまだ用いられていないものの、実質的には損益計算書における対応表示が要請されているものと解釈できる。なお、対応原則のもう一つの側面として「損益計算書に費用収益が対応表示されるがためには、当然に、費用収益が相対応して計算上把握されなければならない」（山下 1958, p.11）とする「計算原則」としての側面が指摘されるが、「形式規律原則」としての対応表示を満たすためには、必然的に計算原則としての収益・費用の対応を要請していることになる。そう考えれば、AAA（1936）では計算面において対応計算が要求されていたことになる。¹³⁸ 阪本編著（1987, p.57）によれば、これらは「当期の仕入原価や製造原価の中から、当該期間の収益に対応する部分すなわち売上原価を当期の費用として限定することを要求」しているものと解される。

合は多様」であると述べながら、この「会計的判断」ないしは「経験的判断」としていかなる基礎を採用し、収益・費用を関連づけるべきかについては明らかにされていなかった。

Littleton (1937) はこの「収益・費用の関連づけ」の規準に因果律を導入した。Littleton (1937) は「発生主義会計の目的は、関連する費用と収益とを関係づける (related) ことである」 (p.20) とし、費用の期間帰属決定に際して「もしその手がかりとして特定の原価原因 (cost-cause) をそれに呼応する収益源泉 (revenue-source) に関連づけることができればより好ましいであろう」 (p.21) とする。また、Littleton (1938) では「期間的に対応させた費用および収益 (periodic, matched costs and revenues)」という表現が用いられ、Littleton (1939) では「努力および成果の対応 (matching efforts and accomplishments)」という表現が用いられることとなる。Littleton (1939, p.60) では、「一部の努力は現在に効力を有し、収益 (成果) から現在控除可能な費用 (努力) として測定される」とされており、翌年公表された『企業会計基準序説』(Paton and Littleton 1940) にみられる「努力と成果」の因果律において収益・費用を結び付ける「対応概念」の基本構造がここに見出される。

第2項 独立変数と従属変数の決定

Beams (1968, p.12) は、Paton (1922) の費用観 (特に「費用は常に収益の付属物」をいう表現) が対応概念に独立変数と従属変数の観念を導入したと指摘する。Beams (1968, pp.76-83) によれば、対応概念を独立変数による従属変数の決定プロセスとみる見解は他の文献でも確認できるとされている¹³⁹。Paton (1922) をはじめとする多くの文献が収益を独立変数とみなしているが、それに必然性はない。ほとんどの文献がそうみなすのは、当時、収益認識にあたり実現主義が採用されたために、実現収益に (従属的に) 対応づけるように費消原価 (費用) を配分していく会計実務が一般的であったためであろう。

Beams (1968, p. 91) は以上の見解を踏まえ、会計上の対応を以下のように定義した。

対応とは、収益および費用との間の機能的な関係性の存在を認識し、任意

¹³⁹ たとえば、Mackenzie (1946) などが挙げられる。

の客観性のテストの適用を通じて前もって決定された独立変数に照らして、期間利益決定における従属変数の測定を支えるものであり、その意味において利益決定概念の一部をなす。

上記「機能的な関係性」には、伝統的に因果関係が想定されてきた¹⁴⁰。「任意の客観性のテスト」には通常実現テストが想定される。AIA (1952, p.28) は、「収益・費用の対応」がもたらした最も重要な長所として、利益数値を客観的かつ検証可能なものとしたことにあると指摘するが、この対応概念の長所は「実現」の長所と軌を一にしている¹⁴¹。実現主義の採用を前提とすれば、独立変数は収益、従属変数は費用となる。仮に、費用を独立変数とした場合、発生費用に対応させるように収益を認識していくこととなる。この場合、収益認識に実現主義は採用され得ない。そこでは生産基準が適用され、生産の進行に対応させて収益が認識されることとなる。

すなわち、収益・費用のいずれを独立変数とみなすかで、計算される利益の性質は異なってくる。阪本 (1951, p.23) は「費用収益対応の原則は、単に費用と収益とを別個に無関係に認識し把握することを防止して、あくまでも経営活動の成果を正確に且つ確実に把握するために設けられた原則である」とする。

実現主義を適用すれば、(流動性の高い) 対価の受取りを待って収益を認識することとなり、収益額の計算確実性は確保できるものの、「収益は営業過程全体を通じて稼得される」(Paton and Littleton 1940, p.48) との立場を採った場合、収益計上のタイミングの正確性¹⁴²が幾分か犠牲にされ得る。ただし、阪本 (1951, p. 32) は、実現収益(独立変数)に対応させるように費用(従属変数)を配分していく利益決定プロセスを「計算の確実性と正確性との調和を計る上において、最も合理的な手段」としている。計算結果(収益額)の確実性と正確性が担保された経営活動の成果(純利益)は、長期業績指標性ないし安定性はもとより分配可能性が付与されることとなる。

費用を独立変数とした場合、前述のように収益認識に当たって生産基準が適用され、(生産過程に伴って収益が稼得されるとの立場に立てば) 収益計上のタイミングの正

¹⁴⁰ ただし、因果関係といっても「自然科学流の因果関係を指すものではなく、社会的な慣行や通念に支えられたもの」(大日方 2002, p.188) である点注意が必要である。

¹⁴¹ すなわち、取引の完了とそれに伴う対価の受取を要件とする実現主義を採用することで収益計算の確実性を確保したうえで、通常収益に先行して発生している費用を割り当てるため、「少しも見積要素が介入する余地がなく、確実な損益計算」(山下 1958, p.15) が達成できる。

¹⁴² 阪本 (1951, p.22) はこれを「期間的正確性」と称している。

確性は向上するが、計算結果の確実性と正確性が犠牲となる可能性がある。この場合、特に、正味成果（利益）の分配可能性に疑義が生じる。

第3節 収益費用アプローチと資産負債アプローチの対応観

本節では、収益費用アプローチと資産負債アプローチそれぞれの対応観について論じた代表的な見解¹⁴³を取り上げ、その特徴について整理する。まず、収益費用アプローチを志向する代表的な文献として Paton and Littleton (1940)、Edwards and Bell (1961) を取り上げる。Paton and Littleton (1940) は受託責任の観点から、取得原価主義に基づく期間損益計算を重視した。しかし、収益費用アプローチに基づく対応観は、取得原価主義に限られるものではなく、費用計算に時価会計を取り入れた Edwards and Bell (1961) も含まれる。

前章では、資産負債アプローチには収益費用アプローチとの関係性から、相互補完的なものと相互排他的なものがある点を確認した。AAA (1965a) に示された対応観は相互補完的な資産負債アプローチに基づく対応観といえる。他方、Bedford (1965) および Storey (1978) の対応観は、相互排他的な資産負債アプローチに基づくものといえる。特に Storey (1978) の対応観では、収益・費用の対応計算がストック評価に従属する形で行われることになる。その一方で、Nissim and Penman (2008) は、Storey (1978) の対応観の拡張（すなわち、全面的な公正価値会計）が無条件に認められるものでないことを示している。Nissim and Penman (2008) は公正価値会計が意味をなす状況を明らかにする五原則を提示しており、その五原則の一つとして資産・負債の対応原則が規定されている。

これらの先行文献が示す見解を取りまとめたものが図表 4-1 である。図表 4-1 に示される「会計(利益)観」欄には、それぞれの先行文献が依拠する会計観を示した。「対応計算の目的」欄には、対応計算（利益計算）を行うことの目的に加えて、各文献が主に念頭に置いている会計目的を掲載した。「対応関係にある項目」欄には、各文献に示される対応計算において対応づけられる項目を記載した。「関連づけの基準」欄では、

¹⁴³ 本章で取り上げた、収益費用アプローチと資産負債アプローチそれぞれの対応観について論じた代表的な見解の詳細は、補論 1 を参照。対応概念を巡る議論に関する包括的なサーベイは Zimmerman and Bloom (2016) を参照。

対応づけられる項目間の関連性として因果または相関のいずれが想定されているか示した。「対応の媒介基礎」欄では、対応関係にある項目が何を媒介にして対応づけられるか示した。

図表 4-1 対応観に関する代表的見解

代表的見解	会計(利益)観	対応計算の目的 (会計の主たる目的)	対応関係にある項目 (独立変数→従属変数)	関連づけの基準	対応の媒介基礎
Paton=Littleton (1940)	収益費用アプローチ	経営効率性の評価 (受託責任)	収益(実現) → 費用(原価)	因果	製品 (活動) 期間
Edwards=Bell (1961)	収益費用アプローチ	経営効率性の評価 (経営意思決定)	収益(実現) → 費用(購入時価)	因果	製品 (活動) 期間
AAA (1965)	資産負債アプローチ(補完)	経営効率性の評価 (投資・経営意思決定)	収益(実現) → 費用(購入時価)	因果(直接費) 相関(間接費)	製品 (活動) 期間
Bedford (1965)	資産負債 アプローチ(排他)	経営効率性の評価 (経営意思決定)	・アウトプット価値 (購入・売却時価、 売価) ・インプット価値(原 価、購入・売却時価)	相関	活動
Storey (1978)		将来予測資料の提供 (投資意思決定)	費用(発生) → 資産評価 損益(売却時価)	相関	期間
Nissim=Penman (2008) ^{*1}		ボラティリティの 平準化 (投資意思決定)	・資産(売却時価) ・負債(売却時価)	相関	ポート フォリオ

出所：羽根（2015a, p.106）を一部修正

*1 同論文の五原則を満たす場合を掲載

第1項 収益費用アプローチの対応観

Paton and Littleton (1940) は利益数値を経営効率性の指標として重視しており、彼らの対応手続によれば実現収益に対応づけられるように費用が配分されることになる。Paton and Littleton (1940) では、収益獲得が利益創出活動の終点として位置づけられており、そこで収益と費用の因果が確定することになる。伝統的に収益・費用の対応といった場合、収益および費用の関係を因果律で捉えることが試みられてきた。費用は

企業努力をあらわし、収益はその努力に対する成果とみなされ、これらに対比することで経営目標の達成度合を把握することになる。期間損益計算は投下資本の回収計算とみなされ、努力と成果の対応計算が収益費用アプローチの中核となり、Paton and Littleton (1940) の会計観がそれを体現している。また、対応概念が実現収益との対応計算を要請する限りにおいて、利益数値の客観性、確実性、さらには処分可能性が付与されることとなる。

もちろん、損益計算の目的（経営成果のあり方）によって、その計算構造が異なる（阪本 1951, p.21）。たとえば、生産努力とともに投機的努力に対する成果も計算することが目的であれば、費用は取得時の原価で測定されることになり、生産努力に対する成果の計算が目的であれば、（実現収益と対応される）費用はその価値費消時における時価で測定されることとなるのが合理的だと考えられている。

Edwards and Bell (1961) は、Paton and Littleton (1940) の損益計算の基本的な枠組みを引き継ぎ、利益数値を経営効率性の指標と捉えながらも、主たる会計目的として経営意思決定を重視する。Edwards and Bell (1961) は、その目的のために、努力と成果の対応計算の精緻化を図った。事業継続の可否について適切な経営意思決定を行うには、生産活動へ投入されるインプット項目の価格変動を考慮する必要がある。そのため Edwards and Bell (1961) は、企業活動を生産活動と保有活動に区分し、前者については収益認識（成果測定）に当たって収益額に資金的な裏付けが伴う実現主義を維持しつつ、後者において費用計算（犠牲測定）に時価会計を取り入れたのである。

この場合の時価はカレント原価（current cost: 財貨ないし用役を生産するのに使用したインプットを、現在取得するための原価）であり「購入時価（entry value）」の一種である。なお、費用（犠牲）項目を購入時価で每期評価替するという発想には、企業内部者¹⁴⁴にとっての機会費用（opportunity cost）を測定することが意図されている。また、カレント原価は、財貨・サービスの生産に投入した原材料の現在の購入価格を指し、同じく購入時価の一種である現在原価（present cost: 財貨・サービスを現在の形態で外部から調達するための原価）とは区別される。もし現在原価基準を採用すれば、現在原価とカレント原価の差額として表わされる「資源をインプットから現在の形に変換した利益」が販売前に認識されることになる（辻山 2001, p.82）。Edwards and Bell

¹⁴⁴ この場合の内部者には、企業経営者に加えて、経営者に親和的な（あるいは企業経営に関する長期的な視点を経営者と共有する）株主も含まれる。

(1961) は、このような利益の計上を排除するとともに、「外部からの調達」を擬制することなく当該企業の製造活動をトレースするためにカレント原価基準を採用したのである。したがって、Edwards and Bell (1961) では、費用性資産を時価評価するとはいっても、カレント原価（費用）をカレント売価（実現収益）へ対応させる因果追求の計算構造が維持されている。

第 2 項 資産負債アプローチの対応観

(1) 収益費用アプローチに対して相互補完的な資産負債アプローチの対応観

前章で確認したように、資産負債アプローチには、収益費用アプローチとの関係から「相互補完的」なもの、「相互排他的」なものに分けられる。AAA (1965a) では、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの移行期ともいえる対応手続が提案されている。すなわち AAA (1965a) では、総体として収益費用アプローチが支持されながらも、その欠陥を補う形で資産負債アプローチ的な発想が取り入れられている。AAA (1965a) は、費用項目を評価替するという Edwards and Bell (1961) の損益計算構造を引き継ぎ、直接費はこれまでと同様、因果律をもとに実現収益と対応づける。一方、当期収益との因果関係を特定しにくい間接費は、まず、その支出額の繰延可否を判断するために将来収益との相関関係が確かめられることになる。そして、将来収益に貢献しない（相関のない）間接費は当期収益へ対応（配分）されることになる。すなわち、AAA (1965a) の対応観は、将来収益に貢献しない原価を資産として計上させないために、当期収益に対応させる構造¹⁴⁵となっている。そこでは、将来収益との対応（相関）関係の有無が、資産・負債計上可否のフィルターとして機能しているのである。

ただし、そこでは資産計上可否の判断が損益計算に先行して行われ、将来の収益性が確認できないものは当期に費用化されることになるため、当期に配分された費用（間接費）が当期の実現収益にどれだけ貢献したのかは明らかではない。AAA (1965a) は、2 つの会計観を相互補完的に捉えた 1 つのあり方を示すものであるが、この場合、当期の利益数値の意義が経営効率性の尺度として不明瞭なものになりかねない。そのため、AAA (1965a) は、あくまでも間接費に限り、このような対応観を採用したと考えられる。

¹⁴⁵ これは今日の減損会計の発想に通ずる。

(2) 収益費用アプローチに対して相互排他的な資産負債アプローチの対応観

Bedford (1965) は利益数値を経営効率性の指標と捉えて、経営活動の効率性を測るべく Edwards and Bell (1961) の生産活動と保有活動の区分をさらに細分化した。しかし、Edwards and Bell (1961) が経営活動を区分したのは、当期操業利益と保有利得を峻別し、前者を経営効率性の指標としてより重視したためであったのに対して、Bedford (1965) は、細分化した利益創出活動それぞれの効率性を等しく重視している。このために Bedford (1965) の損益計算構造と Edwards and Bell (1961) のそれとは全く異なるものとなっている。

Bedford (1965) の対応手続には、各活動へ投入されるインプットのみならず、産出されるアウトプットの価値評価手続が不可欠である。Bedford (1965) は成果を計るべき企業活動を、経営資源の取得活動、経営資源の保有活動、財貨ないし用役の生産活動、その販売活動に区分する。Bedford (1965) では、取得活動、保有活動については、その成果指標として購入時価が参照されるものの、生産活動の成果指標には売却時価 (exit value) が参照される。Bedford (1965) の対応手続は実現主義からの解放があってこそ可能であったと評されるように (倉地 1966, p.68)、費用会計のみならず収益会計にまで時価評価が導入されている¹⁴⁶。

「関連づけの基準」として「因果」が想定される場合、収益と費用それぞれの認識基準が有機的に結合していることが求められる。すなわち、Paton and Littleton (1940) によれば、収益には実現基準が採用され、発生費用は実現収益に対応させるように配分されていく。これこそが「努力」と「成果」を因果律で捉える計算構造といえる。しかし、Bedford (1965) の対応観は、Paton and Littleton (1940) のように努力と成果が1つの計算構造の中で有機的に結び付いているというよりも、インプットとアウトプットそれぞれの価値を別個の評価基準で測り、活動を媒介として対比させるものである。Bedford (1965) では、購入時価には基本的にカレント原価が用いられており、Edwards and Bell (1961) と同様の損益計算構造であるといえるが、生産活動において売却時価が用いられることで因果追求の構造は断ち切られている。そのため Bedford (1965) の対応手続は区分表示に力点が置かれているようにも思われる。

¹⁴⁶ この点、Edwards and Bell (1961) は実現と未実現の区分が強調されており、投下資本回収計算や分配可能利益の算定に意義が見いだされている (遠藤 1969, p.123)。

さらに、Storey (1978) の対応観には、収益認識と費用認識とで有機性を欠いた損益計算構造が如実に現れている。Storey (1978) では、収益と費用の認識は互いを考慮することなく行われ、それぞれの期間帰属が決定される。具体的には、棚卸資産会計を念頭に、製造原価および期間原価はすべて期間費用とみなされ、まず期間に対して配分される。収益は、棚卸資産を正味実現可能価額で每期評価替し、棚卸資産の価値が付加されるにつれて認識される。Storey (1978, p.106) の収益・費用の対応手続に従えば、収益は、当該期間に発生した費用によって生み出されたものとみなされるため、結果として費用に対して収益を対応 (matching of revenues with costs) させることになる。Storey (1978) は収益と費用を因果律で把握することを意図しておらず、彼の関心は現行の曖昧な実務 (収益認識のタイミングの特定や計算擬制的項目の計上) を排除することに寄せられていた。Storey (1978) は利益情報の有用性を認めつつも、曖昧な現行実務から曖昧な利益数値が算出されることを危惧する。

Bedford (1965) および Storey (1978) はともに実現主義を批判し、両者の収益会計は資産評価にとって代わられている。この意味で、両者の見解は収益費用アプローチに対して相互排他的な資産負債アプローチに基づくものといえよう。なお、購入時価基準の採用は、企業内部者にとっての機会費用の測定に繋がる点は前述の通りだが、一方、売却時価 (公正価値) 基準の採用は企業外部者 (短期投資家など) にとっての機会費用を測定することに繋がる¹⁴⁷。この点からも各先行文献における会計目的観の差異が読み取れる。Storey (1978) の議論は企業の製造部門に限定されていたが、石原 (2005, p.29) が指摘するように、Storey (1978) の対応観を拡張すれば、資産負債アプローチにおける収益・費用の対応は資産・負債の評価プロセスの一部となる。

ただし、Nissim and Penman (2008) によれば、Storey (1978) の対応観の拡張 (すなわち、全面公正価値会計) は無条件で認められるものでない。Nissim and Penman (2008) によれば、それが認められるのは、彼らが示す資産・負債の対応原則を含む五つの原則¹⁴⁸を満たし得る一部の金融資産・負債に限られる。Nissim and Penman (2008) の対応原則は「貸借対照表の対応原則」であり、資産・負債を整合的に会計処理 (つまり、

¹⁴⁷ ここで、企業外部者とは「常に市場の動向をにらんで出口=exitの機会を窺うような投資形態」(辻山 2013, p.181) をとる外部投資家を指す。辻山 (2013) では、近年、外部投資家の視点 (投資形態) が企業経営者に取り込まれるという「外部投資家の視点の内部化」が生じていると指摘されている。

¹⁴⁸ Nissim and Penman (2008) の五原則に関しては補論 1 を参照。

公正価値評価)することが「対応」の意味内容である。資産・負債を「対応」させることの目的は、企業の経済実態を明らかにするためにボラティリティを除去することにある。この対応原則を含む、Nissim and Penman (2008)に示される五原則に違反するものを公正価値評価すれば、たとえボラティリティが低減されたとしても、それが経済実態を反映しての結果であるとは限らない。Nissim and Penman (2008)に示される原則に適合しない項目については、収益費用アプローチに基づく(取得原価主義のもとでの)対応計算が依然として機能することとなる。Nissim and Penman (2008)では、純粋な資産負債アプローチ(公正価値会計)を適用するに相応しい項目を特定化することで、収益費用アプローチとの棲み分けが図られている。

第3項 小括

1976年討議資料で指摘されていたように、資産負債アプローチを採用するからといって即座に「対応」が不要になるわけではないし、また収益費用アプローチにおいても時価会計が採用される余地はある。ただし、その場合、対応計算(利益測定)の基本構造は会計観によって異なることとなる。

収益費用アプローチの対応観の基本構造は、(時価会計を取り入れたとしても)図表4-1で示されるように、実現収益→費用の対応となっており、収益が独立変数、費用が従属変数という関係性になっている。このため、Edwards and Bell (1961)のように収益費用アプローチのもとで時価会計が採用されるといっても、それは費用の時価会計であり、この場合の時価は購入時価に限られる¹⁴⁹。前章で確認したように、収益費用アプローチでは利益を「企業活動の効率性の測定値」とみなしており、前述のように、当該企業の製造活動の効率性を明らかにするために、当該活動をトレースする購入時価(カレント原価)基準を採用する必要がある。その一方、売却時価を採用すれば企業活動の断絶(清算)を仮定することとなる。

AAA (1965a)のように収益費用アプローチに対して相互補完関係にある資産負債アプローチを採用したとしても、期間損益計算構造は収益費用アプローチをベースとしているため、(直接費については)因果追求の計算構造は維持されている。AAA (1965a)では、収益費用アプローチのもとでも厳密な因果関係を特定しにくい間接費について、

¹⁴⁹ 1976年討議資料の中でも収益費用アプローチにおいて時価主義会計が採用される例として述べられていたのは、購入時価(取替原価)と実現収益の対応であった(FASB 1976a, para. 47)。

その繰延可否を判断するに当たり、将来収益との対応関係を相関関係から捉えることが意図されていると解することができる。そこでは、その支出額の繰延可否を正確に行うことを通じて、配分計算の精緻化が図られているといえる。収益費用アプローチを補完する形で資産負債アプローチを取り入れた場合、因果を追求する計算構造（実現収益→費用）が依然として重視されているといえよう。

Bedford (1965) の対応プロセスは、形式上「努力」と「成果」の対応を計ってはいえるものの、インプットとアウトプットそれぞれの価値を別個の評価基準で測り、活動を媒介として対比するため、そのいずれが独立変数か従属変数かという関係性を見出すことができない。その点は、Nissim and Penman (2008) の資産と負債の評価損益の対応手続も同様である。Storey (1978) は自身で述べているように、費用→収益の対応となっており、費用を独立変数、収益を従属変数とみなしている。しかし、Storey (1978) の対応手続は、収益と費用の認識基準が互いを考慮して有機的に結びつくものではなく、結果として、同一期間に生じた収益と費用が対応するものとなっている。これは Bedford (1965) および Storey (1978) はともに、収益が生産過程を通じて稼得されることを念頭に、収益計上のタイミングの正確性を追求するがために、実現主義を放棄（収益へ時価会計を適用）したからに他ならない。

次節では、収益費用アプローチから資産負債アプローチへと会計観が重点移行するに伴い生じる対応概念の変容がもたらす帰結について検討を加える。

第4節 会計観の重点移行に伴う対応観の変容の帰結

第1項 会計観の変化が会計目的に及ぼす影響

収益費用アプローチから資産負債アプローチへと会計観が重点移行することに伴って、収益と費用の対応手続にも機能変化がみられた。ただし、資産負債アプローチへの移行が全面的な公正価値会計への移行を意味するものでない限り、対応概念（ないし対応手続）の必要性は失われない。しかし、対応関係にある項目や、それらをどのように対応させるかについて変化が生じている。顕著な変化は、対応関係にある項目を関連づける基準が「因果」から「相関」関係へと変化する点である。

したがって、対応計算の結果として計算される利益数値の性格も大きく変容することとなる。Paton and Littleton (1940) で想定されていたような「経営者が受託責任を果

たしたかどうかの判断指標」や「分配可能額の算定基礎」として利益情報を活用する場合、利益情報の客観性と確実性（不可逆性）がより強く求められる。利益情報の客観性と確実性を確保するためには、利益創出活動が完了（すなわち、収益が実現）し、費用項目と収益項目の因果律が成立していることが望まれる。

その一方で、会計目的として「投資意思決定に資する情報の提供」（もしくは Bedford（1965）でみられたように各利益創出活動の効率性の伝達）に焦点が当てられる場合、「経営者が受託責任を果たしたかどうかの判断指標」や「分配可能額の算定基礎」に求められるのと同程度の客観性と確実性がそこで要求されるとは限らない。むしろ、Storey（1978）のいう「未来志向の意思決定を形成するための情報」を提供するためには、厳密な因果律の成立を待つことなしに、情報の適時性が追及されることになり得る。そのような情報提供のあり方の一つが、収益会計への時価会計の導入であり、この場合、評価損益の対応計算は因果ではなく相関関係に依拠せざるを得ない。

このため、相互排他的な資産負債アプローチに基づく対応観には「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」という姿勢が希薄である。IASB の概念フレームワークでは、投資意思決定に資する情報と経営者の受託責任を評価する上で有用な情報は重複（ないし前者が後者を包含）するという立場をとっているが（IASB 2010a, para. OB16）¹⁵⁰、相互排他的な資産負債アプローチに基づく対応観においては、両者は重複せず齟齬をきたす可能性が高まる。

公正価値会計の適用範囲が拡張される結果、投資意思決定に資する情報と経営者の受託責任を評価する上で有用な情報との齟齬はますます深まることになる¹⁵¹。前章で確認したように、2015年5月にIASBにより公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（IASB 2015）では、財務報告の目的に投資意思決定に資する情報の提供を含めることはもちろん、経営者の受託責任を評価する上で有用な情報の提供を含めることが提案されている。収益費用アプローチのもとでの計算擬制的な項目の計上に歯止めをかける役割が（1976年討議資料で示された収益費用アプローチに対して補完的な）資産負債アプローチに期待されたように、経営者の受託責任を評価す

¹⁵⁰ このような見解は以前より FASB（1976b, pp.59-60）でも示されていた。しかし、Gjesdal（1981, p.226）は「受託責任情報の理論は、意思決定情報の理論と同様の理論的枠組みに属する。特に、両理論とも情報の同一の定義から端を発するものである。他方、問題構造は同一ではないし、また受託責任に係る情報（informativeness）と意思決定に係る情報の規準も同一ではない」と指摘する。

¹⁵¹ むしろ、いずれの会計目的にも有用な情報が提供されない恐れがある。

る上で有用な情報の提供が財務会計に求められる限り、今後も相互排他的な資産負債アプローチの独り歩きに歯止めをかける役割が収益費用アプローチに期待されることになるだろう。

第2項 収益費用アプローチにおける対応概念の問題点の克服

資産負債アプローチの対応観へ移行したとしても、収益費用アプローチに基づく対応観が抱えていた問題のすべてを解消できるとは限らない。収益費用アプローチに基づく対応観に寄せられていた主な問題点は、本章冒頭で触れたように、概念フレームワーク上の資産と負債の定義を満たさない計算擬制的項目の計上を許容する点と、(そのような計算擬制的な項目の計上を許すがため、また収益と費用の因果律の特定が困難なために) 経営者の恣意性に任せた「なし崩し的な対応」が行われる恐れがあるという点であった。

Thomas (1969; 1974; 1979) では、対応・配分計算が非常に恣意的なものであるとして批判されている。Thomas (1969) によれば、減価償却手続1つをとってみても、数あるうちの償却方法のうちいずれを選択するかは基本的に経営者の恣意的な判断にゆだねられており、適正な配分基礎など存在しないとされている。そこで、Thomas (1979, p.26) は、配分手続から解放される代替的な手法として、(a) 購入価値会計 (current-entry-cost)、(b) 売却価値会計 (current-exit-value)、および (c) 損益計算書に代えてキャッシュ・フロー計算書を用いることを挙げている¹⁵²。

しかし、収益費用アプローチに対して相互排他的な資産負債アプローチを採用したとしても、対応手続に伴う恣意的な判断と同様の問題を完全に排除することはできない。Storey (1978) の問題意識は対応手続に伴う恣意性の排除に向けられていた。ただし、相互排他的な資産負債アプローチは、対応手続を資産負債の評価プロセスの一環として落とし込むことで「対応(ないし配分)手続の不正確さの問題」を「測定の不正確さの問題」に転嫁させるだけである。

Anthony (1984) は、対応・配分手続が恣意的であるとした Thomas (1969) の前述

¹⁵² 入口価値会計を提唱する代表的な文献としては、Edwards and Bell (1961) が挙げられよう。しかしながら Edwards and Bell (1961) は営業利益の計算に当たっては減価償却などの配分手続を否定してはならず、また、収益測定の面でも実現主義という「恣意的な」手段を維持している。また売却価値会計を提唱する代表的な文献として Storey (1978) が挙げられよう。Thomas (1969) と Storey (1978) の対応・配分手続に対する問題意識は同じである。

の主張に反論する。Anthony (1984, p.111) によれば、恣意的という用語には (a) 不正確な (inexact)、および (b) 気まぐれな (capricious) という 2 つのまったく異なる意味があり、このうち「気まぐれな配分だけが無益」と言えるが、Thomas のいう「恣意性」には両者がまったく区別されていないというのである。すなわち、Anthony (1984, p.111) は、「気まぐれで出来心的な配分は擁護の余地がないのは当然」であるが、いかなる測定も正確ではないという状況の中で「不正確な」配分手続については「まったくルールを持たないよりは好ましい」ことに大多数が同意するであろうと弁護する。「原価配分はひとつの定義によれば恣意的であるが、このことは配分が有用でないことを意味するものではない」(Anthony 1984, p.112) のである。

また、たとえ売却価値会計を採用することによって配分手続から解放されても、時価で直接観察することが不可能である資産については時価の見積もりが必要となる。Thomas (1979, p.27) は「これ(時価の見積もり)は科学ではありふれた推定問題の一種であり、対応においてよく現れる根本的な曖昧さを含まない」(カッコ内引用者) としている。しかしながら、時価の見積もりに誤差が生じ得る(測定値の不正確さの)問題は、Anthony (1984) の見解を踏まえれば、配分ないし対応手続の不正確さの問題とさほど変わらない問題となろう。むしろ、フローの配分計算のもとでは、現金収支が測定値のアンカーとされる一方、ストック評価ではそのアンカーが取り外されることとなり、検証の困難さに関して決定的な差異をもたらす。

第 5 節 おわりに

収益・費用の対応概念は期間利益計算を決定する中核概念である。会計観が収益費用アプローチから資産負債アプローチへと重点移行したとしても対応概念(ないし対応計算)の必要性は即座に失われるわけではない。しかし、資産負債アプローチへの移行に伴い、対応関係にある項目や、それらに関連づける根拠について変化がみられる。その結果、資産負債アプローチに基づく対応手続から導出された利益は、収益費用アプローチのもとで導出される利益とは異質なものとなり得る。具体的には、因果追求の計算構造は、収益費用アプローチないし相互補完的な資産負債アプローチのもとでしか期待し得ず、相互排他的な資産負債アプローチのもとでは、対応関係にある項目の関連づけの基準は相関関係によるしかない。

また、資産負債アプローチの対応観へ移行したとしても、収益費用アプローチに基づく対応観が抱えていた問題のすべてを解消できるとは限らない。資産負債アプローチに基づけば計算擬制的項目を排除することはできるが、対応手続に伴う恣意的な判断と同様の問題は資産負債アプローチにおいても解消されることはない。

Bedford (1965) では、資金調達活動は利益創出活動とはみなされていなかった。しかし近年、資金調達・投資活動の重要性が指摘される場所である。現行の会計基準では、会計上のミスマッチを解消させることを目的として公正価値オプションの適用範囲は金融商品のみならず、一部の非金融商品項目の売買契約にまで拡張されている。Bedford (1965) の対応観のように、経営諸活動間の対応関係から経営能率を測ろうとする試みが広がれば、資金調達・投資活動から経営資源の調達活動への資金供給関係を捉えて、そこでのミスマッチを解消させることを目的として、時価評価の適用範囲が拡大されることにもなりかねない。時価評価が適用される場合には、購入時価を採用するか売却時価を採用するかが会計問題となる。少なくとも因果追求の計算構造を維持するためには、購入時価を採用する必要がある。ただし IASB は、将来の基準開発作業において現在原価 (current cost: 測定日現在の同等の資産の原価) を測定基礎として選択する可能性は低いとしている (IASB 2015, para. BC6.23)。

なお、1976 年討議資料において収益費用アプローチに対して寄せられた批判には、「適切な対応」「利益の歪曲」に対する明確な指針を欠くことで「報告利益の人為的な平準化」が行われていることが挙げられていた (FASB 1976a, para. 67)。ただし、Paton and Littleton (1940, p.77) では、利益の平準化 (ボラティリティの低減) は発生主義会計のもと適切な収益・費用の対応が図られた結果として付随的に起こるもので、利益の平準化それ自体が対応計算の目的とはみなされていない。順調に投下資本回収が行われた結果として利益は平準化されるのであって、Paton and Littleton (1940) は、平準化を意図した人為的な修正を加えるような試みを明確に退けていた。

以上のように、伝統的な対応概念 (利益計算の枠組み) においては、利益平準化は一義的な目的とはみなされてこなかった。飯野 (1958, p.167) が指摘するように、発生主義会計は利益を期間的に平準化する作用を無意識のうちにも備えているといえる。減価償却などの配分手続はその一例に過ぎない。しかし、定期的な配当政策や税法などの法制上からの要請によっても、平準化された期間損益の算定そのものが企業にとって重要視されてきたことも否めない (雁本 1954, p.32)。そのことが利益平準化を狙

った計算擬制的項目の氾濫を招くことにつながるとして、適切な「平準化」の範囲についてたびたび議論が行われてきた（佐藤 1966）。公正価値モデルに基づく（相互排他的な）資産負債アプローチのもとでも、Nissim and Penman（2008）で示される資産・負債の対応手続がボラティリティ低減のために求められる。

資産負債管理（ALM）と親和性のあるこのような対応手続のあり方は、保険契約会計でも審議されることとなる。保険契約会計における対応手続の変容は第 6 章にて検討を加える。

補論 1 対応観に関する代表的見解

第 1 節 Paton and Littleton (1940) の対応観

1940 年に公表された Paton and Littleton (1940) は、会計原則開発の一環として 1936 年に公表された AAA (1936) のリライトを意図したものであった (Zeff 2013)。この Paton and Littleton (1940) は、損益計算における会計上の対応概念を体系的に記述した著作として意義づけられる¹⁵³。

Paton and Littleton (1940, p.123) によれば、「会計の主たる目的は、費用および収益を対応させる組織的なプロセスを通じて、期間利益を測定すること」とされている。Paton and Littleton (1940) の対応プロセスでは、まず、取引の完了とそれに伴う対価の受取りを要件とする実現主義に基づき、成果たる収益が認識される。一方、費用の会計は (1) 原価の発生に応じ、正当な配分に基づいて確かめ記録する段階、(2) 原価を営業活動によって跡づけ再分類する段階、(3) 原価を収益に配分する段階の 3 段階から成り (Paton and Littleton 1940, p.69)、この第 3 段階目において「実現」収益と対応づけられるように費消原価 (費用) が配分されることになる。Paton and Littleton (1940) の対応計算¹⁵⁴では、実現収益と費用は、努力と成果の因果律の中で把握されることに

¹⁵³ Beams (1968, p.22) は、Paton and Littleton (1940) をもって「対応概念の成熟 (the matching concept matures)」と評する。

¹⁵⁴ Paton and Littleton (1940) の対応手続にはいくつかのバリエーションがあることが指摘されている。それは、①理想的対応、②長期的対応、③総原価・収益の対応、④合理的関連に基づく対応である (Beams 1968, pp.22-31)。

①は、収益と費用の対応について理想的な状況を述べたものであり、収益・費用の対応の「満足し得る基礎 (satisfactory bases of association)」(Paton and Littleton 1940, p.65) として「理想的にはすべての発生した原価は、いつか最後に特定の売上品目または供与された用役の項目に関係を持つものとみなされるべき」(Paton and Littleton 1940, p.15) であることを指摘する。このような理想的な対応が達成されるケースとして「企業の純成果は期間についてよりもむしろ生産物の単位ごとに測定され得る」(Paton and Littleton 1940, p.15) とされており、個別的対応が想定されているものと考えられる。

②は、利得・損失の会計処理を規定するものとして述べられている。Paton and Littleton (1940) では損失について当期収益との対応関係から明確に除外されているが (森田 1968)、Paton and Littleton (1940) では損益計算書様式として包括主義を採用するがため、利得・損失の取り扱いについて「長期的な対応 (long-term matching)」が適用されることとなる。その含意としては「利得および損失が因果関係の鎖のなかで正規の損益と異なった性格を備えている」(Paton and

なる。

Paton and Littleton (1940) の利益計算は投下資本の回収計算であり、企業努力（費用）と成果（収益）の差額たる利益数値は「経営効率性」の尺度とみなされる。Paton and Littleton (1940) では前述のように取得原価主義が採用されているが、これは取得原価が「検証力のある客観的な証拠」とみなされるためである。すなわち取得原価は、交換の対価として買手と売手とが互いに同意した評価額であり、現金収支に基づく客観的な金額である。彼らが検証力のある情報（取得原価）に重きを置いたのは、会計（利益）情報が株主への説明責任（受託責任）を果たす際に用いられるという事実を反映したからに他ならない¹⁵⁵。

Littleton 1940, p.18) ことから、収益・費用と利得・損失の区分表示を要請するものである。したがって Paton and Littleton (1940) のいう長期的対応は、「収益・費用の対応」外の項目を決定するための表示原則としての意味合いが強い。

③は、理想的状況では「生産物」レベルの個別的対応が想定されていたが、それが達成し得ない際の妥協的な措置として「事業活動 (business activity)」レベルでの収益・費用の対応を目指すものである。すなわち、「特定費用と総収益中の特定の部分との間に、信頼できる因果関係を発展せしめる可能性はほとんどない」場合、「収益は、事業活動なしには取得され得ない。そして事業活動には費用の発生が伴う」(Paton and Littleton 1940, p.121) ことを根拠に活動レベルでの収益・費用の集計がなされる。

④は、「特定期間の収益は、そのような収益によって象徴される収益との合理的な関連性を有する原価に課すべきである」(Paton and Littleton 1940, p.69) とするものである。Paton and Littleton (1940, p.71) は「収益と費用とを正当に対応せしめる場合の問題は主として両者を結びつける適当な基礎—収益よりの差引と収益とが結びつく関係についての手がかり—を見出す点」にあるが、そのような「手がかり」は観察可能な物理的な関係というよりも、「すべて関連する状況を考慮したうえでの合理的関連性」であると述べる。この「合理的関連性」の有無については「営業活動に利用されるいかなる要素といえどもその費用は、その生み出した製品が収益を生じたと認定し得るときにのみ（かかる）収益に賦課し得る」(Paton and Littleton 1940, p.70) として、「努力」「成果」の因果関係が想定されている。

¹⁵⁵ 1930年代における取得原価主義の論拠は、(論者によって重きを置く点が若干異なることはあるものの) 受託責任を拠所としている点は共通すると思われる。なお、アメリカ会計学会およびアメリカ公認会計士協会の公表物を中心とした取得原価主義会計の論拠に関する考察については上野 (2014) を参照。上野 (2014) では、取得原価主義会計の論拠を、①会計慣行、②受託責任、③客観性の3つに大別している。また、醍醐 (1990) では、原価評価を支えてきた根拠として①確定した取引事実の記録という点での原価データの会計責任遂行目的への適合性、②名目主義的契約秩序への原価評価の適合性、③貨幣性資産の裏付けのない利益の計上を排除するという点での原価会計利益の分配適状性を挙げ、それぞれの論拠について検討を加えている。

なお、前述の文献のうち AAA (1936) については取得原価会計を提唱した理由が特に明記されていない。Zeff (2013, p.270) は、AAA (1936) の起草者に受託責任観の支持者であるコーラー (E. L. Kohler) およびトルトン (A. C. Littleton) が名を連ねていたこともあり、AAA (1936) が取得原価会計を採った理由は、会計の受託責任機能を重視したためではないかと推察している。なお、上野 (2014, p.46) は、AAA (1936) が財務諸表の目的として、企業の経済的資源の活用と、その結果生じた債権者および出資者持分の変動と状態を財務的に表現することを基本的に仮定しているため、受託責任を論拠とするものに分類している。

(少なくとも当時の) 株主の関心事は、企業の短期的な返済能力ではなく、企業経営者に委託した資金がいかにか有効活用されたかについてであり、その判断は投下資本を上回るリターンを生み出したか否かに基づくことになる¹⁵⁶。Paton and Littleton (1940) で示される投下資本の回収計算構造においては、投下資本 (原初支出額) を回収し (あるいは、投下資本を維持したうえで)、なおも余剰がある場合、当該余剰額が利益として認識される。ビジネスの成功の当否を判断するために、原初支出額は、当該ビジネスの成果である交換対価を実際に受け取るまでは原価のままに記録される。すなわち、時価基準が採用されれば「投下資本循環の過程が計算的に一貫して把握しえないことになり、アカウントビリティの関係があいまい」(若杉 1989, p.15) となる。

また、取得原価主義のもとでの対応概念では、評価益の計上が排除されるため、収益認識基準としての実現主義と密接に結びつく (辻山 1991, p.116)。実現主義を採用することによってもたらされた期間損益計算の適正性および確実性は、前述のように、算定された利益数値に分配可能性を付与することにも貢献する。FASB (1976a) が実現は対応に包摂されると述べたように、利益計算上、実現と対応は不可分な関係と捉える見解が主流となる。

第 2 節 Edwards and Bell (1961) の対応観

一般物価および個別価格水準の変動が著しい環境下においては、取得原価主義に基づく損益計算構造の妥当性が次第に失われはじめる。そこで、Paton and Littleton (1940) に代表されるような取得原価主義の枠組みの中で論じられていた投下資本回収計算に、時価会計を取り込む議論が活発に行われるようになる。そのような時代背景の中で、価格変動期における収益・費用の対応計算の精緻化を意図した試みとして Edwards and Bell (1961) が登場する。すなわち、Edwards and Bell (1961) は、投下資本回収計算

¹⁵⁶ Littleton (1953) によれば、アメリカ企業において 1920 年代以降、資金の主な源泉として「短期銀行借入金」に代わり「株式および社債のような長期債券」が選好されるようになったことが、貸借対照表から損益計算書への重点移行につながったとされる。「銀行借入金は本来、短期的財務状態 (債務を返済する能力) に関心を持つものであるから、貸借対照表はこの目的のためには全く適切」であったが「長期証券は資産の流動性よりは、収益力に依存」するため「損益計算書の方が、貸借対照表の場合よりも、融資保証の関連においては、より重要な資料項目」(Littleton 1953, pp.90-91) となったのである。このため、企業が焦点を当てるべき情報提供先が、「債権者」から「恒久的な投資家 (株主)」へとシフトするとともに、会計情報の中心も貸借対照表から損益計算書へとシフトすることとなった (Gilman 1939, p.27)。

という伝統的な利益計算の枠組みを維持しつつも、費用計算に時価会計を導入した。

Edwards and Bell (1961, p.3) が最も重視する会計目的は、経営者が過去の意思決定を評価するのに資する情報を提供することである。経営意思決定の評価は、企業が実際に行った当期の活動についての客観的な情報に基づく必要があるが、そのような情報は「企業資産の市場価額 (market value) であり、特に市場価額の変動」(Edwards and Bell 1961, p.44) である。

また、価格変動期において適切な経営意思決定を行うためには、企業の生産活動（生産要素を使用することによって利益獲得を目指す活動）と保有活動（生産要素あるいは生産物を保有することによって利益を生む活動）を分離し、それぞれの活動に関連する利益を明確に区別する必要がある (Edwards and Bell 1961, p.36)。

生産活動の利益である操業利益 (operating profit) は、ある期に、アウトプットのカレント売価 (current value: 販売される財貨ないし用役の対価として、当期中に実現された価値) が、それに関連するインプット (原材料) のカレント原価を超過した分である。一方、保有活動に関する利益 (保有利得) は、企業が、その会計期間にインプット項目を保有している間に、その項目のカレント原価が増した分であり、実現可能原価節約 (realizable cost saving) と呼ばれる。操業利益と実現可能原価節約を足したものが経営利益 (business profit) となる。Edwards and Bell (1961) の提唱する経営利益では、営業利益と保有利得を明確に区分することによって、保有利得についてタイムリーな報告が可能となる。

ただし、Edwards and Bell (1961) は、経営利益があらゆる会計目的に役立つとは限らないことに留意している。たとえば、換金可能性の低い保有利得を含む経営利益そのものを課税の基礎とみなすことには問題がある。彼らは、課税基礎として相応しいのは実現利益であるとして、課税所得計算のために実現利益と未実現利益を区分するように修正を加えることを提唱している (Edwards and Bell 1961, p.122)。

以上のように、Edwards and Bell (1961) では、経営利益の計算にあたり、営業活動ではカレント売価 (収益) とカレント原価 (費用) とが対応されることで当期操業利益が算定される。また、保有活動については当期と前期のカレント原価が対比されることで実現可能原価節約が算定される。カレント売価は、販売 (実現) 収益に他ならない。したがって、Edwards and Bell (1961) の収益・費用の対応では、収益と費用が因果律を有することが要請されるのみならず、同一価格水準での対応が要請されてい

る（吉田 1968, p.286）。

なお、Edwards and Bell（1961）の提案に基づけば、製品原材料が每期カレント原価で再評価されることになるため、貸借対照表で時価情報が提供されることになるが、そのことは彼らにとってあくまでも副次的な利点にすぎないことは付記しておこう（Edwards and Bell 1961, pp.120-121）。

第 3 節 AAA（1965a）の対応観

Edwards and Bell（1961）の操業利益と保有利得を区分するという提案は、AAA（1965a）にも受け継がれた。AAA（1965a, pp.370-371）では、収益を生み出すための努力は①生産物ないしサービスの完遂を効率的に行ったことの努力と、②市場において有利なポジションを占有したことの努力という 2 つの経営上の努力からなり、原初支出項目（original outlay）を再調達価額（replacement value）で再測定することによって、後者の購買努力に関する有効性を識別することができるとされている。AAA（1965a）によれば、このような情報は、経営者の経営意思決定評価のみならず、その他の利害関係者の行う業績評価にも資するとされている。

さらに AAA（1965a）の特筆すべき点は、計算擬制的項目の計上可否を判断すべく、これまで主として因果律の中で捉えられてきた収益・費用の対応に新たな「関連づけの基礎」を導入したことである。AAA（1965a）の提唱する正の相関関係（positive correlation）に基づけば、支出額に将来収益の創出能力があるか否かによってそれを資産として繰り延べるべきかが判断される。AAA（1965a, p.369）は、理想的には因果関係が実現収益へ費用を対応させることの基礎として用いられるべきとしつつも、間接費や損失については特定収益との明確な因果律を特定することが困難であるとして、ある意味「次善の策」としてこのような提案を行った。AAA（1965a, p.70）によれば、間接費はその支出から将来収益の創出能力が明確に認められる場合に正の相関関係を有することとなり、当該支出額が繰り延べられ、次期以降の収益に対応させることとなる。

AAA（1965a）の提案は、資産性を有さない計算擬制的項目の排除に役立つ。しかし、将来収益との相関が確認できない支出は当期に費用化されることになるが、当期配分額が当期収益にどれだけ貢献したのかは明らかではない（森田 1968）。すなわち、AAA

(1965a) では、一部の費用項目については支出額の繰延可否の判断が先行し、それに追隨して損益計算が行われることになる¹⁵⁷。

第4節 Bedford (1965) の対応観

Bedford (1965) は、Edwards and Bell (1961) の生産・保有活動の二区分をさらに細分化して、それぞれの経営活動の効率性を測るべく対応計算を展開させた。Bedford (1965, p.17) は、企業利益を「経営管理プロセスを評価するための手段」と捉えている。

Bedford (1965) の対応手続と切り離して論ずることはできないのが彼独特の利益概念である。Bedford (1965) は、ブリッジマン (P. W. Bridgman) の提唱する操作主義 (operationalism) に依拠して、操作的利益概念 (operational income concept) を提唱した。Bedford (1965) によれば、操作的利益は利益を測定するために行われる特定の「操作」から定義される。そこで Bedford (1965) は「操作」の候補として、(a) 企業の活動と (b) 会計利益を測定する会計担当者による遂行の2つを挙げる。Bedford (1965, p.73) は前者の「企業の活動」から利益を定義することを選択するが、企業活動に焦点を当てては会計担当者による対応手続から利益を規定することとも整合するとしている。

Bedford (1965) は、経営活動を (a) 投資家、債権者からの資金調達活動、(b) 従業員や原材料などの経営資源¹⁵⁸の取得活動、(c) 経営資源の保有活動¹⁵⁹、(d) 財貨ないし用役の生産活動¹⁶⁰、(e) その販売活動、(f) 利害関係者への利益分配活動に細分化する。

¹⁵⁷ 同様の見解は Sorter and Horngren (1962) にもみられる。Sorter and Horngren (1962) は、ある支出項目の繰延可否を判断するにあたり、関連原価 (relevant cost) の概念を財務会計へ援用した。関連原価は「将来の企業がとり得る行動によって異なる原価であり、ある代替的な行動をとらないことによりその発生が避けられるかもしれない原価」(Horngren and Sorter 1961, p.86) と定義される。当該概念に基づけば「将来の期待される費用または将来の収益に有利な経済的効果 (a favorable economic effect) をもたらず場合に限り、原価は資産として繰り延べられる」(Sorter and Horngren 1962, p.393)。Sorter and Horngren (1962) でも繰延可否 (資産評価) が先行しており、原価と将来の収益との関連性が重視されている。

¹⁵⁸ Bedford (1965) は、これらの資源を「サービス資源」と称している。

¹⁵⁹ Bedford (1965) は、これを「サービスの利用活動 (utilization of services)」と称しているが、これには、取得したサービス資源を保有または消費することが含まれる。

¹⁶⁰ Bedford (1965) は、これを「取得したサービスの再結合活動 (recombination of acquired services)」と称している。この活動はさらに (i) 生産活動、(ii) 配給活動 (distribution activity)、(iii) 動機づけ活動 (motivation activity) に分類される。配給活動では、財またはサービスの顧客への

上記の経営活動のうち活動の効率性を評価すべき利益創出活動は(b)～(e)である。

Bedford (1965) は、これらの利益創出活動の能率を評価できるように対応手続を修正する。Bedford (1965) では、収益は経営 (利益創出) 活動の全工程で生じているため、それらの活動を通じて価値が付加されるごとに収益認識すべきと考えられており、保有利得・損失の計上が推奨されている。

図表 4-2 Bedford (1965) の対応プロセス

活動	評価基準	対応	操業的利益
販売活動	成果 — (1) 実際販売価格	(1) — (2)	=販売活動利益
	努力 } — (2) 正味実現可能価額		
生産活動	成果 } — (3) カレント原価	(2) — (3)	=生産活動利益
	努力 }		
保有活動	成果 } — (4) 客観的取得原価	(3) — (4)	=保有活動利益
	努力 }		
取得活動	成果 } — (5) 実際取得原価	(4) — (5)	=取得活動利益
	努力 }		
			<u>総操業的利益</u>

出所：倉地 (1966, p.67) を一部修正

彼の損益計算プロセスによれば、「ある一つの活動の成果は、その次の活動に支払われた努力」(Bedford 1965, p.177) として引き継がれる。図表 4-2 に示されるように、まず取得活動では、当該活動の努力指標として実際の取得原価と、成果指標として他の諸企業によって支払われるような平均的価格 (客観的取得原価) が対比され、その差分として取得活動利益が算定される。続く保有活動では、客観的取得原価がその努力指標 (インプット) として引き継がれ、成果指標 (アウトプット) たるカレント原価¹⁶¹

物理的引渡しが行われ、動機づけ活動では、顧客に財またはサービスを注文させるように勧誘する努力がなされる (Bedford 1965, p.151)。配給活動とそれにつづく (e) 販売活動の差異は明確ではないが、津曲 (1969, p.195) によれば、「販売活動の主たる課題は、主体的に操作できない需要曲線の変化に対して、現実の取引時点において如何に適応するか依存しており、それは、配給活動とは異なって、必ずしも製品に対する用役の追加を意味しない」とされる。

¹⁶¹ Bedford (1965) によれば、保有活動の成果指標は「利用原価 (utilization cost: 既に取得したサービス資源を利用するときに生ずる犠牲)」であり、その候補としてカレント原価のほか、

と対比され、利益が算出される。生産活動では、カレント原価がその努力指標として引き継がれて、成果指標たる正味実現可能価額¹⁶²と対比される。販売活動では、正味実現可能価額がその努力指標として引き継がれて、成果指標たる販売時の実際の販売価格と対比されることになる。そして、取得活動利益、保有活動利益、生産活動利益および販売活動利益の合計は、総操作的利益として表わされる。

以上のように、Bedford (1965) の対応プロセスでは、各利益創出活動のインプットとアウトプットの価値の差額として、それぞれの活動からの利益が算出される。取得および保有活動からの利益（保有利得）は Edwards and Bell (1961) における「原価節約」に該当する。一方、生産活動からの利益は保有利得であっても「未実現売却損益」である。Bedford (1965, p.109) では「利益を創出する過程が終了する前に利得や損失を明確に認識する」ことを意図して、それぞれの活動の効率性を評価するのに資する評価基準が割り当てられている。

第5節 Storey (1978) の対応観¹⁶³

Storey (1978) は、貸借対照表への計算擬制的項目の計上問題を解消すべく、出口時価会計における対応手続を検討している。Storey (1978, p.7) は、収益・費用の不十分な対応こそが、現代会計における不十分な利益計算にきわめて大きな責任があると述べる。加えて、実現などの基礎概念が抱える「限界」についても指摘する。Storey (1978, pp.9-10) は、伝統的な対応手続のもとでは (a) 過去志向的 (backward-looking) な情報が提供されることになり、未来志向の意思決定を形成するために役立てることができず、(b) 実現主義に基づくため、収益の認識時点をどの単一時点とするかは任意であるにもかかわらず、その選択が利益決定を大きく左右し、(c) 貸借対照表では資産価値が報告されないことを批判する¹⁶⁴。

正味実現可能価額 (net realizable value) および取替原価 (replacement cost) が挙げられている。しかし、Bedford (1965) は、それらはともに短期的な概念であり、長期的 (連続的) な事業活動全体の流れを捉えるものではないとして棄却している。

¹⁶² Bedford (1965, p.162) は、正味実現可能価額とともに「長期的平均即時販売価格 (long-run average immediate sales price)」も候補として挙げている。ただし、Bedford (1965) は、長期的平均即時販売価格については測定することが可能であれば用いられるべきだとしている。

¹⁶³ Storey (1978) は、ストーリー (R. K. Storey) の 1958 年の学位論文をもとにしている。

¹⁶⁴ また、Storey (1978) はこれに加えて、会計上の対応概念が経済分析 (economic analysis) で用いられる概念とは異なっている点も問題点としているが、石原 (2005, p.19) が指摘するよう

また、Storey (1978) は、費用計算においても恣意性が介在すると批判する。すなわち、実現収益に費用を適切に対応させるためには (1) 原価を製造原価と期間原価に分けるステップと、(2) 製造原価を現在の収益に関連するグループと将来の収益に関連するグループに分けるステップが必要となるが、それらの分割は非常に恣意的である (Storey 1978, p.74)。

そこで Storey (1978) は、これらの恣意性を排除し、かつ貸借対照表において資産価値を適切に報告するために、正味実現可能価額での每期評価替による収益認識を提案する。Storey (1978, p.107) によれば、棚卸資産を正味実現可能価額で每期評価替することで、収益は、製造プロセスが進行し、棚卸資産の価値が付加されるにつれて認識されることになる。一方、費用は、収益への配分を考慮することなく、まず期間に対して配分される (Storey 1978, p.106)。

ここで、Storey (1978) の収益・費用の対応手続に従えば、収益は、当該期間に発生した費用によって生み出されたものとみなされるため、結果として費用に対して収益を対応 (matching of revenues with costs) することになる。なお、すべての費用は期間費用とみなされるため、上述の製造原価と期間原価の区分問題は解消される (Storey 1978, p.157)。

以上のように、Storey (1978) は、伝統的な対応、実現、配分手続を批判し、収益認識と費用認識は互いを考慮することなく行うことを提案している。Storey (1978) の対応観によれば、それぞれ別個の基準で認識された収益と費用は、会計期間を媒介として同一期間に生じたという相関関係を基礎として対応させることになる。

第 6 節 Nissim and Penman (2008) の対応観

第 5 節までに取り上げた先行文献は、その時代背景から実物経済を念頭に議論が進められていた。しかし近年、製造業中心のオールドエコノミー (old economy) からニューエコノミーへと経済構造の主軸が変化するに伴い (Penman 2003)、取得原価主義の限界が改めて指摘されるようになった。ただし、時価会計の適用範囲は基本的に金融商品会計に留まり、一般事業における収益認識会計では Storey (1978) が提唱するような (出口) 時価会計の対応手続が制度化されることはこれまでなかった。IASB の

に、これは「会計にとっていかなれば外的な問題」であろう。

基準設定作業にも多大な影響を与えたとされる CFA 協会 (CFA Institute) の「包括的ビジネス報告モデル: 投資家のための財務報告」(CFAI 2007)¹⁶⁵では全面公正価値モデルが提唱され、FASB/IASB 収益認識プロジェクトでも、プロジェクト発足当初は公正価値モデルが提案されたが、基準化には至らず早々に否決されてしまった。Nissim and Penman (2008) の対応観が、このような現状を理解するための一助となる。

Nissim and Penman (2008) は「なぜ、どういうケースで公正価値会計が(取得原価主義会計に代わるものとして)意味を持つのか」(米山 2011b, p.73)という視点から、公正価値会計が意味をなす状況を明らかにする五原則を提示している。その五原則の一つとして資産・負債の対応手続が規定されている。五原則に合致する資産・負債は公正価値会計が適用されることになるが、それに合致しない項目に対しては、Paton and Littleton (1940) に代表されるこれまでの対応手続(損益計算構造)が、企業のビジネス・モデルを的確に描写するという意味で、受託責任評価のみならず企業価値評価目的においても依然として有効に機能することになる。本節では、五原則のうち公正価値会計における対応手続と関連する「一対一の原則 (the one-to-one principle)」と「資産・負債対応の原則 (the matching principle)」を取り上げる¹⁶⁶。

一対一の原則は、五原則の最上位原則であり、「公正価値会計が株主への報告に足りるのは、株主価値が市場価格のエクスポージャーによってのみ決定される場合に限る」(Nissim and Penman 2008, p.24)とする原則である¹⁶⁷。公正価値会計は、Edwards and Bell (1961) のいう「客観のれん」を捉えることはできても、客観のれんを超える「自己創設のれん(主観のれん)」を捉えることはできない¹⁶⁸。自己創設のれんをはじめとするほとんどの未認識項目は、市場価格と一対一の関係で価値が推移する保証はなく、

¹⁶⁵ CFA 協会とは、投資専門家(証券アナリスト)の世界的な業界団体である。CFA 協会はアナリストの資格試験を実施するだけでなく、アナリストの行動規範等を設定している。CFAI (2007) については、辻山 (2012a) を参照。

¹⁶⁶ その他の原則については、赤城 (2014)、角ヶ谷 (2012)、米山 (2011b) を参照。

¹⁶⁷ すなわち、一対一の原則は「資産・負債の測定に用いられる市場価格ないし見積もり数値が『株主にとっての価値』を示すものでなければならないという制約を課すことで、貸借対照表の純資産簿価が株主の立場から見た当該企業の価値と等しくなるよう要求するものである」(赤城 2014, p.47)。

¹⁶⁸ Edwards and Bell (1961) によれば、客観のれん (objective goodwill) とは、企業を全体として見た場合の市場価値が、企業の保有する個々の資産の市場価値を超える額であり、主観のれん (subjective goodwill) とは、客観のれんを超える部分であるとされている。市場参加者の平均期待からなる資本市場における資産売却では、客観のれんを実現することはできても、主観のれんは理論上、実現することができない。

そのような項目を公正価値評価することは一対一の原則に抵触することになる¹⁶⁹。

資産・負債対応の原則とは「公正価値会計は、特定の事業計画に沿って共に管理されている一群の諸資産・諸負債に対して厳密に適用される」（Nissim and Penman 2008, p.29）とする原則である。資産・負債対応の原則にもとづき、「ポートフォリオを構成する諸資産・諸負債の公正価値の総計がポートフォリオ全体の公正価値（＝「株主にとっての価値」）となるように、貸借対照表で資産・負債の対応が図られる」（赤城 2014, p.48）ことになる。Nissim and Penman（2008, p.6）によれば、この対応原則に違反すれば、損益計算書上で利得と損失のミスマッチが生じ、「過度のボラティリティ」が生じることになる¹⁷⁰。

過度なボラティリティを除去するためには、ポートフォリオを構成する資産・負債をとともに整合的に会計処理（すなわち、公正価値評価）する必要がある。Nissim and Penman（2008）のいう資産・負債の対応原則は、貸借対照表における対応であり、それに伴って損益計算書上で両者の評価損益の対応が図られることになる。

ただし、ボラティリティを適切に報告するには、資産・負債の対応原則を適用するだけでは不十分であり、最上位原則である一対一の原則を満たす必要がある。対応させる資産・負債のいずれか一方にでも無形資産などの未認識要素が含まれていれば、一対一の原則に抵触することになる。Nissim and Penman（2008）では、銀行業におけるコア預金（core deposits）等がその例として挙げられている¹⁷¹。コア預金には無形資産が組み込まれているため、コア預金の変動と貸出金の利率の変動は一対一の関係にない。そのため、両者を無理やり公正価値評価（対応原則を適用）しても、ボラティリティは見かけ上低減するかもしれないが、その背後にある経済的実質を蔑ろにした財務報告が行われることになる。

¹⁶⁹ 米山（2011b, p.76）は、一対一の原則を「のれんの獲得が期待されていないこと」を条件とするものと言い換えている。

¹⁷⁰ 多くの実証研究が近年、収益・費用のミスマッチが増加したことにより利益の持続性が低下したことを報告している（たとえば、Dichev and Tang 2008）。Wagenhofer（2014）が指摘するように収益・費用の不完全な対応をもたらした要因の特定には未だ至っていないにしても、収益・費用の対応が利益平準化に貢献することが、これらの研究により再確認された。Nissim and Penman（2008）においても対応手続が利益のボラティリティを低減させるための手段として重視されている。なお、近年の実証研究において指摘される収益・費用の不对応を引き起こす要因は、かつて Blocker（1949）で指摘されていた収益・費用のミスマッチをひき起こす項目とほぼ一致している。

¹⁷¹ コア預金とは、銀行の要求払預金のうち、長期間にわたり引き出されることなく銀行に滞留する預金を指す。

以上のように Nissim and Penman (2008) は、公正価値会計の無制限の拡大を推奨するものではなく、全面公正価値モデルを支持する CFAI (2007) の立場と対極に位置するものである。Nissim and Penman (2008, p.1) によれば、彼らの五原則に基づけば非金融会社 (non-financial firms) における公正価値会計の適用対象はおおむね財務活動に関連する資産・負債、すなわち、金融資産と金融負債にほぼ限定されることとなる。

第5章 保険契約会計の会計モデル間対立

第1節 はじめに

本章では、第3章の検討を踏まえて、IASBの保険契約プロジェクトの変遷を辿ることで、保険契約会計における会計モデル間対立について明らかにする。保険契約会計における会計モデル間対立は、会計観の対立として現出した。

現行のIFRS第4号「保険契約」(IASB 2004)は暫定基準であり、保険契約に関する会計処理について、最低限の比較可能性を担保すべく一部の項目について限定的な規定が設けられているに過ぎない。このためIASBおよびFASBは、コンバージェンス・プロジェクトの一項目として「保険契約」を設け、IFRS第4号に置き換わる恒久的な保険契約会計基準を策定すべく審議が行われることとなった。

特にIASBは、その前身であるIASC時代から、資産負債アプローチに基づく保険契約会計基準の策定を目指し、現在に至るまでいくつもの成果物を公表してきた。しかし、公表のたびに批判的なコメントが寄せられたため提案内容の変更を余儀なくされてきた。2010年7月に公表された公開草案(IASB 2010b, 以下2010ED)に対して一定の評価が得られたことを受けて、2013年6月には改訂公開草案(IASB 2013b, 以下2013ED)が公表されることになり、約20年にも及ぶIASB保険契約プロジェクトはいよいよ大詰めを迎えている。ただし、2010EDおよび2013EDにおける提案内容をみると、IASC/IASBが当初理想と掲げていた保険契約の会計モデルとはかけ離れたものとなっている。

IASC/IASBの保険契約プロジェクトの歴史は、収益費用アプローチに根差す現行の保険会計実務からの脱却を試み、保険契約会計に対して公正価値モデルの適用を目指してきた歴史であった。IASC/IASBは、収益費用アプローチに根差す現行実務が、収益(保険料)と費用(保険金・給付金や諸経費)との適切な期間的対応を図るため、概念フレームワーク上の資産・負債の定義を満たさない計算擬制的な見越・繰延項目の計上を許容してきたことに懸念を抱いた。また、生命保険等の長期契約には取得原価主義の適用は相応しくないとして、IASBは、現在の情報を反映させたストックの明示的な(再)測定を重視する方針を固めたのである。

しかし最終基準化に向けて利害関係者の多数意見を取り入れる形で、保険契約への公正価値モデルの適用は棄却され、また従来収益・費用の対応手続を完全に否定しきれずにいるのが保険契約会計基準策定の現状である。また、FASB とのコンバージェンスも暗礁に乗り上げるなど、IASB の保険契約プロジェクトは混迷を極めた。FASB とのコンバージェンス作業の実質的な破綻を含めて、IASB の保険契約プロジェクトが抱える問題の根底には「フローモデルとストックモデルの会計モデル間対立」がある。この会計モデル間対立がプロジェクト長期化を招いたといっても過言ではない。

本章の構成は以下の通りである。第 2 節では、第 3 章でみた資産負債アプローチと収益費用アプローチが、保険契約会計ではいかなる会計観として整理されているのか確認する。第 3 節では、IASB/IASB 保険契約プロジェクトの変遷を、会計観の対立構造から整理する。第 4 節では、前節までの議論を踏まえつつ、保険契約プロジェクト長期化の要因の抽出を試みる。第 5 節は、総括である。

第 2 節 保険契約会計における会計観の選択問題

IASB は保険契約会計の策定に当たって、1999 年 12 月に論点書「保険」(IASB 1999)を公表した。論点書は、保険契約会計基準の策定に向けて関連する諸論点を整理・分析したものであり、論点書で提示された見解の多くは、それ以降の IASB の策定作業にも引き継がれた。

まず論点書では、保険契約の国際会計基準がいかなる会計観に基づき策定されるべきか議論されている。ここで提示された 2 つの会計観は、繰延対応アプローチ (deferral and matching view) および資産負債測定アプローチ (asset and liability measurement view) であった。以下、両会計観の対立問題を論ずるに先立ち、それぞれの会計観の特徴ないし本質を整理する。

第 1 項 繰延対応アプローチの本質

論点書によれば、繰延対応アプローチにおける会計目的は (契約時に比較的容易に測定できる) 保険料収益と (契約時には通常推測が困難である) 保険金費用とを関連づけることを通じて、利益測定に焦点を当てることである (IASB 1999, paras. 154-156)。また論点書によれば、日米で採用されている保険会計実務は繰延対応アプローチに基

づくものとされる。本研究の第1章では、法定会計に基づく日本の保険会計実務を確認したが、法定会計の場合、過度に保守的な会計慣行が採用されることもあり、収益と費用の対応計算が阻害されることがある¹⁷²。このため、繰延対応アプローチの特徴のないし本質をより明らかにするために、米国の一般目的の保険会計基準について取り上げる。

FASBは、新たな保険商品が開発されるごとにピースミールの保険会計基準を策定した¹⁷³。2009年より開始された米国会計基準コード化体系（Accounting Standards Codification: ASC）によって、米国における保険会計はTopic 944「金融サービス—保険」として編纂されることとなった。

米国基準では、主要な保険商品ごとに、保険負債の評価、収益および費用認識について会計処理が定められているものの、その根底にある考え方は一貫していると思われる。すなわち、米国基準では、保険料や手数料の収益認識において、「何が決定的な稼得事象であるか」については保険商品ごとに異なるとしても、基本的に収益と費用を対応させることが念頭に置かれ、その結果として、資産と負債の評価が規定されている。

たとえば、伝統的な長期契約¹⁷⁴については、（日本の保険会計実務と同様）保険料の収入時に一括して収益計上がなされるものの¹⁷⁵、将来サービスに対する部分があれば当該部分は保険負債として積み立てられる¹⁷⁶。なお、保険負債の計算に当たり用いた

¹⁷² 保険法定会計は保険契約者保護を目的とするため、利益の社外流出を抑えるよう意図的に（保守的に）利益の過小報告がなされる傾向にあり、株主および投資家への情報開示目的には適さないと指摘されることがある（Clark *et al.* 2003, p.1010; Klumpes *et al.* 2009, p.201）。

¹⁷³ 1982年6月に公表されたSFAS第60号「保険会社による会計および報告」（FASB 1982）は、伝統的な保険契約の会計処理を対象としたものであった。1987年12月には主としてユニバーサル保険を対象としたSFAS第97号「特定の長期契約、および投資の売却から生じる実現損益に関する保険会社の会計処理および報告」（FASB 1987）が、1995年1月には（伝統的）有配当保険を対象としたSFAS第120号「特定長期有配当保険に対する生命保険相互会社および保険株式会社による会計および報告」（FASB 1995）が公表された。その他にも再保険を対象としたSFAS第113号「短期および長期の再保険のための会計および報告」（FASB 1992）などに加えて、FASBの解釈指針（Interpretations）、AICPAが公表した意見書（Statements of Position）などが保険会社を取り巻く会計問題を規定していた。

¹⁷⁴ 長期契約とは、(a) 契約条項の一時的な変更が原則できず、(b) 長期間にわたり様々な機能やサービス（保険保護を含む）の提供が求められる契約である（ASC Topic 944-20-15-10）。

¹⁷⁵ より正確には、保険料払込期間にわたり、保険料の支払期限が到来した際に、収益として認識される（ASC Topic 944-605-25-3）。

¹⁷⁶ すなわち、保険料が収入された時点での「将来保険給付債務の期待現価—将来純保険料の期待現価」が保険負債として認識される（ASC Topic 944-40-25-8）。

計算基礎率（予定投資利回り、死亡率、疾病率、残存率、費用など）は、（負債十分性テストに抵触しない限り）契約締結時に用いたものを継続して用いることとなる（ASC Topic 944-40-35-5）。また、これらの計算基礎率には、不利な（収益悪化方向への）変動に対する安全割増（provisions for the risk adverse deviation）を持たせる必要がある（ASC Topic 944-40-30-7）。

また、ユニバーサル保険¹⁷⁷では、伝統的保険契約とは異なり、保険料回収時には収益計上が行われず（ASC Topic 944-605-25-5）¹⁷⁸、契約における収益認識は、契約に関連する手数料などの受取によりなされる。しかし、その手数料が1期間を超えて提供されるサービスの対価として支払われている場合、保険会社が将来の期間に提供するサービスの対価部分は、評価日に稼得されたものとはみなされず、前受収益（unearned revenue）として表示される（ASC Topic 944-605-25-5, 6）¹⁷⁹。前受収益は、後述の繰延新契約費の償却に用いられるのと同様の仮定に基づき、給付期間にわたり収益認識される（ASC Topic 944-605-35-2）。

また、有限払込契約（limited payment contract）¹⁸⁰では、保険料回収は収益の稼得過程を示すものではないとして、営業保険料のうち純保険料を上回る部分は繰延収益として繰り延べられる（ASC Topic 944-605-25-4A）。これは、有限払込契約における収益認識は、保険料払込期間ではなく、保険期間全体にわたり行われるべきとの考え方による（FASB 1987, p.5）。したがって、繰延収益は、保険期間にわたり、保有保険契約または期待される将来保険金・給付金の支払いに関連して一定の割合で収益認識される（ASC Topic 944-605-35-1）

新契約費に関する処理においても、収益・費用の対応が図られる¹⁸¹。新契約費は即

¹⁷⁷ ユニバーサル保険とは、保険金・給付金が条項で固定ないし保障されていない、死亡給付または年金給付のいずれかを扱う長期契約である（FASB 1987, para. 10）。

¹⁷⁸ これは、ユニバーサル保険では、契約者が支払う保険料を「預り金」と認識しているためであり、この金額は契約者勘定残高（policyholder balances）として留保・資産運用される。したがって、この残高からの契約者への返金は「預り金」の返済であって、費用計上はなされない。

¹⁷⁹ 加入時手数料（initiation or front-end fees）などが前受収益の例として挙げられている（ASC Topic 944-605-25-7）。

¹⁸⁰ 有限払込契約とは、保険料払込期間が保険期間より短い契約である。

¹⁸¹ SFAS 第60号では、新契約費は「(契約獲得の是非で) 変動するコストであって、新契約の獲得や契約更新に関連するコスト」(FASB 1982, para. 28、カッコ内引用者) と定義されている。なおSFAS 第60号では、新契約獲得ないし契約更新に貢献しないコストは即時費用化されていた。そのようなコストとして、新しい保険料率表の作成コスト、保険会社そのものをPRするための広告費などが挙げられる（Herget *et al.* 2007）。FASB-ASC Topic 944 では、新契約費の繰り延べ（資本化）は以下のものに限定されている（ASC Topic 944-30-25-1A）。

時費用化されず繰り延べられ、伝統的保険契約の繰延新契約費は、保険料収益の認識に伴い費用化される（ASC Topic 944-30-35-1A, 944-30-35-3）。ユニバーサル保険においては、繰延新契約費は、契約群団の保険期間にわたって実現されると期待される推定総利益（estimate gross profit）¹⁸²の現在価値に基づく一定の率で償却される（ASC Topic 944-30-35-4）。

以上のように、繰延対応アプローチは収益費用アプローチの一形態として、収益・費用の対応計算に重きを置いた会計モデルである。したがって、繰延対応アプローチでは、基本的に収益・費用→資産・負債の規定関係が形成される。このため、繰延対応アプローチのもとでは、資産・負債性の疑わしい計算擬制的な項目が貸借対照表に混入するという問題が残る。また、特に伝統的な長期契約に関しては、契約締結時に用いた計算基礎率が改訂されることはなく、保険負債は原価ベースで評価されている¹⁸³。このため、負債十分性テストが課せられているとはいえ、保険負債の経済的な実態を伝達するうえでは不十分と批判されることもある。

第 2 項 資産負債測定アプローチの本質

IASC は、繰延対応アプローチに基づいた基準策定を行う場合、概念フレームワークに示される資産・負債の定義から逸脱した会計処理が許容されることを危惧して、新しい保険契約会計基準の策定にあたっては、資産負債測定アプローチに依拠する方向

- | |
|---|
| <p>(a) 保険契約獲得に直接関連する増分費用（incremental direct costs of contract acquisition）</p> <p>(b) 従業員への総報酬の一部、および以下の契約獲得活動に直接係わる給与関連付加給付（payroll-related fringe benefits）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険引受 2. 保険証券発行および発行過程 3. 診察および検査 4. 営業職員契約販売 <p>(c) (b)の活動に関連する、その他の保険契約獲得に直接関連するコスト</p> <p>(d) ASC Topic 340-20-25-4 で規定されるダイレクト・レスポンス広告の資本化要件を満たした広告費</p> |
|---|

¹⁸² 推定総利益とは、(a) 死亡率に対して課されると期待される金額から契約者勘定残高を超過して支払われる保険金・給付金を控除した額、(b) 予定経営管理コストから実際に生じた契約管理コストを控除した額、(c) 契約者残高の投資から得られると期待される金額から契約者残高に付与される利息を控除した額、(d) 解約控除金、(e) その他の賦課金・付与金から構成される（FASB 1987, para. 23）。上記(a)、(b)、(c) はそれぞれ死差、費差、利差益に当たる。

¹⁸³ ユニバーサル保険については、保険負債の見積もりに際し、安全割増を設けず（ASC Topic 944-40-30-19）、また事後測定に当たり、実績値との差異が認められる場合、従前の見積もりを改訂することが要請されている（ASC Topic 944-40-35-9, 944-40-35-12）。

性を示した (IASC 1999, para. 162)。資産負債測定アプローチのもとでは、概念フレームワークに示される資産・負債の定義に整合する会計処理が要求され (IASC 1999, para. 157)、利益は明確に定義された資産・負債の変動から導出される。繰延対応アプローチのもとでは、収益・費用の適切な対応を図るために、計算擬制的な項目の計上が許容されるのに対して、資産負債測定アプローチのもとでは、将来の経済的便益 (あるいはその流出) を示さない見越繰延項目は、資産・負債の定義を満たさないため認識および測定対象とはならない¹⁸⁴。

IASC が提示した資産負債測定アプローチは、第 3 章で取り上げた、収益費用アプローチに対して相互排他的な資産負債アプローチに他ならない。すなわち、資産負債測定アプローチは、概念フレームワークに規定される資産・負債の定義をその認識の必要十分条件とみなし、その測定基準の選択にまで言及するものであった。IASC は、資産負債測定アプローチのもとでは、保険負債に対して現在価値測定 (present value measurement) の適用が志向されるとしたうえで、現在価値測定は、概念フレームワークが掲げる「意思決定に資するレリバントな情報」提供に資すると結論づけている (IASC 1999, para. 368)。

IASC/IASB の保険契約プロジェクトでは、概念フレームワークとの整合性を図る観点から、資産負債測定アプローチに基づく保険契約会計基準の策定が進められたが、現行実務と親和性の高い繰延対応アプローチを支持する利害関係者との間で、会計モデルの選択を巡る綱引きが行われることとなる。

第 3 節 IASC/IASB 保険契約プロジェクトの変遷

本節では、IASC/IASB の保険契約プロジェクトの変遷を辿ることで、保険契約会計

¹⁸⁴ 論点書によれば、たとえば新契約費は、財やサービスを生産するために使用されるものではなく、また他の資産と交換できるものでもなく、さらには負債の決済にも所有者への分配にもあてることができないために資産の定義を満たさない可能性があるとされる。また、異常危険準備金は、契約期間に発生すると見込まれる損失に対して現時点の債務を負っているとは限らないために、負債の定義を満たさない可能性がある。未経過保険料は、資産負債測定アプローチのもとでは、それが契約の残存するリスク・エクスポージャーの価値を反映していなければ負債として計上できない。なお論点書では、未経過保険料の代わりとして未経過危険引当金 (a provision for unexpired risk) を保険負債として認識することが提案された (IASC 1999, para. 316)。未経過危険引当金とは「既存の保険契約によりカバーされる将来の保険事故から生じる将来の保険金支払見積額の現在価値」 (IASC 1999, para. 316) である。

における会計モデル間対立について整理する。IASC/IASB 保険契約プロジェクトの歴史は、1996年9月にIASCが国際会計基準の策定プロジェクトに「保険」を追加したことから始まる。翌1997年4月、保険プロジェクトが発足し、起草委員会（the Steering Committee on Insurance）がIASCに設置された。図表5-1は、IASC/IASB 保険契約プロジェクトの変遷を時系列でまとめたものである。

図表 5-1 IASC/IASB 保険契約プロジェクトの変遷

	主な出来事／公表物
1996年9月	IAS 策定プロジェクトに保険を追加
1997年4月	IASC 保険プロジェクトを設置
1999年12月	論点書（Issues Paper）の公表
2001年-2002年	原則書草案（Draft Statement of Principles）の公表
2002年5月	保険契約プロジェクトをフェーズ I（暫定基準の策定）とフェーズ II（恒久基準の策定）に分離
2004年3月	フェーズ I の成果物として IFRS 第 4 号の公表
2007年5月	フェーズ II の成果物として討議資料の公表
2010年7月	フェーズ II の成果物として公開草案の公表
2013年6月	フェーズ II の成果物として再公開草案の公表

出所: 羽根（2015b, p.152）を一部修正

第 1 項 公正価値モデルの芽生え—1999 年論点書

1999年12月、起草委員会は保険に関する国際会計基準の開発の足掛かりとして、論点書「保険」（IASC 1999）を公表した。論点書では、保険に関する国際会計基準を新たに策定する理由として、保険業は国際化の進む業界でありながら、当時の国際会計基準の体系では保険会計が取り扱われていない点を挙げている（IASC 1999, para. 2）。論点書では保険会計を策定するにあたり「保険会社」の会計を定めるのではなく、「保険契約」の会計処理を定める方針が示されている（IASC 1999, para. 11）。論点書で示された「保険契約」の暫定的な定義は「一方の当事者（保険会社）が他方の当事者（保険契約者）に対し、特定の、不確実な将来の事象（特定の金利、株価、商品価格、為

替相場、インデックス、格付けなどの変動のみを事象とする場合を除く）が発生した場合に支払いを行うことに同意することによって保険リスクを引き受ける契約」である（IASC 1999, para. 25.1）。

起草委員会によれば、保険契約は「契約で特定された将来事象が生じるかどうか」「特定の将来事象がいつ生じるか」「特定の将来事象が生じた場合、保険会社にいくらの支払いが要求されるか」という不確実性（あるいはリスク）に直面しており、このリスクこそが保険契約の本質であるとされている（IASC 1999, para. 25.2）。論点書では、保険リスクは、主に①オカレンス・リスク（occurrence risk：保険事故の発生件数が期待とどの程度異なるかの不確実性）、②シビリティ・リスク（severity risk：発生損害額がどの程度期待と異なるかの不確実性）から構成されるもので¹⁸⁵、価格変動リスク（price risk）のみを負うものは保険契約の定義を満たさないとされた（IASC 1999, para. 18）¹⁸⁶。

論点書では、前述のとおり、資産負債測定アプローチに基づく会計処理が提案され、保険負債の現在価値評価が推奨された¹⁸⁷。つまり論点書では、資産負債測定アプローチを採用することが、保険負債への公正価値モデルの適用に直結するかは自明でないとの見解が示されていた点は注意が必要であるものの（IASC 1999, para. 164）、公正価

¹⁸⁵ ①②以外のリスク項目として、③デベロップメント・リスク（development risk：保険期間中に発生していた保険事故の発見が遅れた場合、保険金支払額の履行に要する期間や金額が予想と異なる可能性、裁判所が保険会社の債務を予想と異なった形で解釈する可能性、保険会社の当初の保険金支払額の見積もりを変化させる他の要因によって発生する、保険会社の債務が保険期間満了後に変動する可能性）も指摘されている（IASC 1999, para. 25.5）。

¹⁸⁶ ただし、保険リスクに加えて、流動性リスクやデュレーションのミスマッチ・リスクなどの財務リスクが内包されるものは保険契約に該当する（IASC 1999, para. 25.6）。

¹⁸⁷ 論点書では、保険契約期間の長・短に関わらずすべての契約に対して現在価値評価を適用することが提案されたが、契約期間の短い損害保険契約に対して現在価値評価を適用するかについては、議論が分かれるところである（IASC 1999, paras. 358-368）。適用反対派は、短期契約に対する割引計算の適用が実務的に困難であることに加えて、「損害保険契約における保険負債を現在価値で認識することになれば、保険金が支払われるまでの間、時間の経過とともに保険負債の残高が増加していくことになる。その結果、保険会社は保険料を収益認識した後に、コスト（経過利子）を認識することとなる」と指摘し、「適正な収益・費用の対応」の観点から批判している（IASC 1999, para. 362）。しかし一方で、賛成派は「保険会社は、受取保険料を投資し、保険金支払いに充てられるまで、当該投資から利子を稼得する。現在価値を用いて保険負債を測定することによって、保険負債の増加額を投資から稼得された利子収益と対応させることができる」として、現在価値のフレームワークの中でこそ「適切な収益・費用の対応」が計れると指摘している（IASC 1999, para. 364）。最終的に起草委員会は、上記のそれぞれの意見を勘案しながらも、保険負債を現在価値で評価することは、概念フレームワークが強調する「意思決定に資するレリバントな情報」を提供するとして、損害保険契約における保険負債に対しても現在価値評価を適用することを推奨した。

値モデルへの選好が強いことがうかがえる。論点書では、保険契約の測定に当たり考慮されるべき事項について議論されており、議論を踏まえた上での起草委員会の見解をまとめたものが図表 5-2 である。図表 5-2 の代替的な方法のうち、チェックが付いたものが論点書で暫定的に打ち出された見解である。これらを換言すると「現在の市場の期待を反映させた明示的な仮定」に基づき保険負債を評価することが提案されており、保険負債の測定基礎として、公正価値が念頭に置かれているものと思わざるを得ない。

図表 5-2 保険契約の測定に用いる仮定および慣行

測定事項	代替的な方法
用いられる仮定	<input checked="" type="checkbox"/> 明示的な仮定 <input type="checkbox"/> 非明示的な仮定
仮定の基礎となる情報	<input checked="" type="checkbox"/> 現在の情報 <input type="checkbox"/> 長期のトレンド
見積もりに含まれる将来事象	<input checked="" type="checkbox"/> キャッシュフローの金額およびタイミングに影響を与えるすべての将来事象 <input type="checkbox"/> 一部の将来事象 <input type="checkbox"/> 将来事象を考慮しない
キャッシュフローに関連する仮定	<input checked="" type="checkbox"/> 市場の期待 <input type="checkbox"/> 保険会社の期待
リスクおよび不確実性に対する引当 (provisions)	<input checked="" type="checkbox"/> 現在の決済価格を反映する範囲の引当 <input type="checkbox"/> 慎重な測定 (prudent measurement) と整合的な範囲の引当 <input type="checkbox"/> 引当を用いない
従前の見積額と当期の実勢値との差額	<input checked="" type="checkbox"/> 当期に反映 <input type="checkbox"/> 一定の基礎で償却
仮定の変更に対する処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 発生時に認識 <input type="checkbox"/> 一定の基礎で償却 <input type="checkbox"/> 認識しない (ロックイン)

出所: 論点書 表 3 に加筆修正

加えて論点書では、保険契約を金融商品の一種と捉えており¹⁸⁸、そのため、保険契約と金融商品の会計処理についても整合的に行う必要性が指摘されていた (IASC 1999, para. 109)。論点書公表当時、JWG (Joint Working Group of Standard Setters) において、混合属性モデルを採用する IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」を置き換えることを念頭に、金融商品に対する全面公正価値会計の議論が行われていた。そのことを踏まえ、保険契約プロジェクトでは JWG における審議をモニタリングするとともに、プロジェクトの完了以前に IAS 第 39 号が全面公正価値会計に置き換わった場合、保険契約についても全面公正価値会計を適用すべきとされていた (IASC 1999, paras.108, 164)。その一方で IAS 第 39 号に変更がない場合には、保険契約に対しても混合属性モデルを採用することが望ましいとする立場も付記されていた (IASC 1999, para.164)。

論点書に示される暫定的見解では、公正価値を保険契約の唯一の測定属性とするかは結論付けておらず、あくまでも 1 つの候補として扱われているにすぎない。しかし同時に、公正価値評価を保険負債へ適用する場合に生じる問題が 1 つのセクション (IASC 1999, paras. 517-652) を割いて議論されていたことから、公正価値への志向が強いことがうかがえる。

保険負債へ公正価値評価を適用することから生ずる問題としてまず挙げられていたのは「利益と資本のボラティリティ」に関するものであった。論点書では、公正価値の変動から生じるボラティリティは、金融市場の短期的な変動によるものであり、保険業のファンダメンタルな特徴を捉えるものではない点が指摘されていた (IASC 1999, para. 539)。ただし、その一方で、当該ボラティリティは「経済的現実 (economic reality) を表現するもの」として捉える肯定的な見解も示されている (IASC 1999, para. 540)。公正価値モデルを適用した場合のボラティリティを低減させる方法が問題となるが、その対処方法として、金融商品に対して公正価値評価を全面的に用いることが挙げられている (IASC 1999, para. 541)。論点書では、金融資産と保険負債の価値は同一の経済的要因に影響を受ける場合があり、保険会社が金融資産については公正価値評価する一方、保険負債についてはその対象外とすることは情報利用者の誤解を招くと指摘されており (IASC 1999, para. 554)、資産・負債に同一の測定属性を用いることが推奨

¹⁸⁸ 論点書では、保険契約の「キャッシュフローや金融商品のフローの源泉となる契約上の債権または債務を生み出す」という金融商品と共通の特徴を捉えて「ほとんどの保険契約は、金融商品である」との見解を示していた (IASC 1999, para. 13)。

されているように読み取れる。

以上から論点書では、①他の産業で金融商品に公正価値評価が適用される場合、保険会社もそれに従うべきであり、②保険会社の保有する金融商品が公正価値評価されるならば、保険契約についても同様に公正価値評価されるべきである、との暫定的見解に達していた（IASC 1999, para. 556）。

なお論点書では、概念フレームワークの規定との整合性に言及していたこともあり、保険に関する国際会計基準は他の国際会計基準と同様、法定会計としてではなく一般目的会計として策定されるべきだとされていた（IASC 1999, para. 144）。起草委員会は、保険契約者ないし保険監督当局は、保険会社の支払い能力への関心が高いことを認知しながらも、保険法定会計では保険契約者保護に重点が置かれているため、資産・負債の測定において慎重性（保守主義）の概念が取り入れられており、これは概念フレームワークと矛盾する（IASC の概念フレームワークでは保守主義は認められていない）と述べている（IASC 1999, para. 142）¹⁸⁹。

第 2 項 保険負債に対する 2 つの測定属性—2001 年原則書草案

IASC から IASB への組織改編に合わせ、IASC の資産負債測定アプローチを採用する方針は IASB へと受け継がれ、2001 年 11 月、原則書草案（IASB 2001, 以下 DSOP）が公表されるに至った。DSOP は、IASB の Web サイト上で公開され、2001 年から 2002 年にかけて随時更新される予定であったが、2002 年 5 月の保険契約プロジェクトの分離に伴い、更新は中断（事実上、中止）され現在に至っている。DSOP では、論点書に対するコメントを検討したうえで、保険負債の測定に関して、より具体的なアプローチが提言された。

論点書では、当時の IASC 金融商品プロジェクトと JWG プロジェクトの動向を静観する立場をとっており、保険負債の測定属性について明言するものではなかった。DSOP 公表時点においても、IAS 第 39 号が全面公正価値会計に置き換わるかは依然不透明であったため、DSOP では、IAS 第 39 号が依然として有効な基準であり続けるか否かによって異なる測定属性が提案された。すなわち DSOP では、①IAS 第 39 号が有効な基準である間は、保険資産および保険負債を企業固有価値（entity-specific value）

¹⁸⁹ 論点書では、ソルベンシーや適正資本規制を課すために、一般目的会計において保険負債の過大計上を認めるべきではないと指摘されている（IASC 1999, para.147）。

で測定し、②IAS 第 39 号が全面公正価値会計に置き換わる場合、すべての保険資産および保険負債を公正価値で測定することが提案された (IASB 2001, paras. 3.3, 3.4)。

企業固有価値とは「当該資産もしくは負債を保有する企業にとっての価値を表し、市場の他の参加者にとって入手できない（または無関係な）要素を反映している可能性がある価値」であり (IASB 2001, para. 3.3)¹⁹⁰、公正価値は「取引に関する知識があり、取引を行う意思がある当事者で行われる第三者間取引において、資産が交換される、または負債が決済される場合のその金額」である (IASB 2001, para. 3.4)¹⁹¹。したがって、企業固有価値と公正価値は、資産からのキャッシュインフロー (CIF) を最大化、または負債からのキャッシュアウトフロー (COF) を最小化できるような優れた管理能力を保険会社が有している場合、あるいは、保険会社と市場とが（同じ情報を有していたとしても）キャッシュフローやリスクに関して異なる予測をする場合に異なる可能性がある (IASB 2001, para. 3.20)。

DSOP では、公正価値よりも企業固有価値を選好しているような記述がみられる。たとえば DSOP では、保険負債の多くは第三者へ譲渡することにより決済されることが稀で、公正価値を市場で直接観察することは通常困難であるため (IASB 2001, para. 3.22)¹⁹²、金融商品に対して全面公正価値評価が適用されない限りは、契約条項に従った清算に焦点をあてた方が、より有用な情報を提供できると結論づけていた (IASB 2001, para. 3.24[a])。

なお DSOP では、代替的な測定属性として、費用積算法 (cost-accumulation) ないしは費用付加法 (cost-accrual) についても議論されていたが、これらの方法は、公正価値であれば測定に含まれるであろう前提（間接費、プロフィット・マージン、リスク・プレミアムなど）を排除してしまい、また企業固有価値を具体化する試みのひとつと捉えたとしても、その方法だけでは十分に定義づけられた測定方法とはいえないとし

¹⁹⁰ 特に、保険負債の企業固有価値についていえば、「当該企業がその負債のカバー期間に応じて契約条項に従って保険契約者や他の受益者に対して負債を決済していく場合の、それら支払コストの現在価値」である (IASB 2001, para. 3.3)。

¹⁹¹ 特に、負債の公正価値についていえば、「貸借対照表日において企業がその負債を第三者に引き受けてもらうとすれば、その第三者に支払わなければならない金額」である (IASB 2001, para. 3.4)。

¹⁹² 保険会社は再保険を通じて、自己の負担する保険責任（保険負債）を再保険会社へ移転することがある。ただし、再保険では保険責任の全部ではなく一部を移転することもあり、保険会社間の相対取引であるため、再保険市場から公正価値を観察することは困難であるといえよう。

て、費用の積算に焦点をあてた測定方法を棄却していた (IASB 2001, paras. 3.26, 3.27)。

第 3 項 プロジェクトの分離と暫定基準の公表—2004 年 IFRS 第 4 号

2002 年 5 月、IASB は、欧州における IAS の導入年度である 2005 年までに保険契約に関する恒久基準を策定することが不可能であるとして、保険契約プロジェクトを、暫定基準を策定するフェーズ I と、恒久基準を策定するフェーズ II に分けて検討を進めることにした。2004 年 3 月、IASB は、フェーズ I の成果物として IFRS 第 4 号 を公表した。IFRS 第 4 号は、あくまでもフェーズ II における恒久基準が完成するまでの暫定基準であり、のちに恒久基準が公表された際に、IFRS 第 4 号の規定が覆されることで保険会社に対して大幅な変更を求めることがないように、基本的に各国の現状の(すなわち、繰延対応アプローチを採用する)会計実務を追認するものとなっている。ただし、保険負債の測定に関連する規定に関しては、今後のフェーズ II の方向性が窺えるような諸規定が確認できる。

たとえば、IFRS 第 4 号では、繰延対応アプローチのもとでしか計上され得ない、異常危険準備金および平衡準備金 (equalization provision: 保険金支払額の期待値周辺でのランダムな変動をカバーするために積み立てられる準備金) の認識が禁止されている (IASB 2004, para. 14[a])¹⁹³。加えて、「保険負債の測定に現在の市場金利を反映させ、その変動を純利益で認識するために会計方針を変更することを許容するが要求はしない。その際、指定された保険負債について現在の見積もりや仮定を要求する会計方針を導入することになるかもしれない」(IASB 2004, para. 24, 強調部分引用者)としながらも、その逆に、現行実務で保険負債を現在価値に割り引いて測定する処理を採用している場合には、現在価値に割り引かずに測定する実務へと変更することを禁止する規定がある (IASB 2004, para. 25[a])¹⁹⁴。

第 4 項 公正価値モデルの推進—2007 年討議資料

DSOP では、保険負債の測定属性として企業固有価値を選好していたものと解されるが、2003 年 1 月におけるフェーズ II の暫定合意では一転して、測定属性に公正価値

¹⁹³ その他の保険負債の測定に関する規定としては、負債十分性テストの実施を強制していることが挙げられよう (IASB 2004, para. 14[b])。

¹⁹⁴ 現行実務で、保険負債を現在価値に割り引かずに測定する会計方針を選択している場合は、当該方針を引き続き使用することは許容されている (IASB 2004, para. IN5)。

を用いる提案が示された。その理由は、DSOPにおける企業固有価値が、当時IASBの企業結合プロジェクトのフェーズIIにおいて暫定的に採用された測定ガイダンスを用いて決定される公正価値の見積値とほとんど差異がないためであった（IASB 2004, para. BC7）。以降、保険契約プロジェクトでは、保険負債への公正価値モデルの適用可能性が主たる論点となった。

2007年5月、フェーズIIにおける議論の成果物として討議資料「保険契約に関する予備的見解」（IASB 2007, 以下2007DP）が公表され、保険負債に対して公正価値モデルが提案されるに至った。すなわち、公正価値の変動をもって保険契約の収益認識が行われ、変動額を純利益に算入することが提案されたのである。

2007DPの採用した測定属性は「現在出口価値（current exit value）」と称され、「残存する契約上の権利および義務を、直ちに他の企業に移転するための対価として保険会社が報告日時点で支払うことが見込まれる額」と定義される（IASB 2007, para. 93）。今日的な観点からみれば、現在出口価値の定義自体は、現行のIFRS第13号「公正価値測定」（IASB 2011a）における公正価値の定義と同義である¹⁹⁵。

保険契約の収益認識を公正価値（現在出口価値）の変動で捉えるといっても、保険負債には活発な取引市場が存在しないために公正価値を見積もる必要がある。そこでIASBは、保険負債の構成要素（ビルディング・ブロック）を（i）将来キャッシュフロー、（ii）貨幣の時間価値の影響（割引率）、および（iii）マージンの3つに大別してそれぞれ市場整合的な方法で見積もることを提案していた¹⁹⁶。

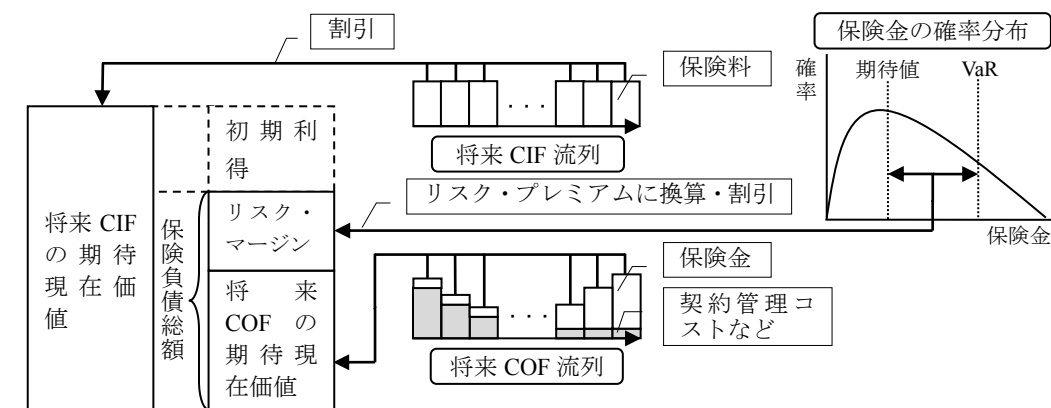
図表5-3が示すように、2007DPの測定モデルに基づけば、既存の保険契約から生じる将来COFの流列（主に保険金）をまず見積もり、現在価値に割り引く。その将来COFの現在価値に、リスク・マージンを附加したものが保険負債を構成する。リスク・マージンは契約から生じるキャッシュフローの不確実性を反映させたものであり、たとえば、その見積もりに際して信頼水準（confidence level）法を用いる場合、まず、一定期間における保険金支払額の確率分布において、期待値を超えた一定の確率水準内で生じると予想される最大損失額（VaR）を捉え、当該損失額を被るというリスク引受に対する経済的負担額としてリスク・マージンが測定される。また仮に、将来CIF

¹⁹⁵ IFRS第13号では、公正価値は「測定日現在において市場参加者の間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義されている（IASB 2011a, para. 9）。

¹⁹⁶ なお、DSOPでも構成要素の分解に関して同様の提案がなされていた。

の流列（主に保険料）の現在価値が保険負債額を上回った場合、契約開始時の初期利得が認識されることになる。

図表 5-3 IASB の提案する保険負債の測定モデル



出所：羽根（2015b, p.161）

なお 2007DP では、リスク・マージンをリスクバッファ（安全割増）として捉える「緩衝装置観（shock absorber view）」が否定され、リスク・マージンをリスク負担の対価とみる「報酬観（compensation view）」が採用された。緩衝装置観では、リスク・マージンを「保険契約者に対する支払いが以前に負債として認識された額を上回る場合に、将来において費用を認識することを避けるために、当該負債の中に含まれているもの」と捉える一方、報酬観では「企業がリスク負担に対して要求する対価に関する明示的かつバイアスのない測定値」と捉える（IASB 2007, para. 73）。

図表 5-4 にあるように、両者の見解の違いは、①キャッシュフローの見積りりの不利な（あるいは有利な）変動（adverse [or favourable] change）が生じた際に利益に影響を与えるか否か、②期末におけるリスク・マージンがいかなる事項を反映したものとなるか、③リスク額の増加またはリスク価格の上昇によって、追加的な費用が認識され、その後の期間において（戻し入れる形で）収益を生じさせるか否か、に関して差異をもたらす（IASB 2007, para. 73）。

すなわち、①に関しては、緩衝装置観では、不利な変動は保険負債の期待現在価値を増加させるが、（マージンが使い果たされるまで）マージンによって吸収されるため、負債総額は変動せず、当期の利益にも影響を与えない。一方、報酬観では、リスク・

マージンには不利な変動を吸収する役割が期待されないため、負債総額が変動し、当期の利益に影響を及ぼす。②に関して、緩衝装置観では、期末のリスク・マージンは、リスク額の減少を反映したものにすぎないが、報酬観では、それに加えてリスクの増加、および期末に残存するリスクまでも反映するものとなる。③に関しては、緩衝装置観では、追加的な費用を認識することがない一方、報酬観では、追加的な費用が認識され、その後の期間に収益が生じる（収益として戻し入れられる）ことになる（IASB 2007, para. 73）。

図表 5-4 緩衝装置観および報酬観からみたリスク・マージンの性格

マージンの目的		緩衝装置観	報酬観
リスク・マージンは、保険者がリスクから解放されるに従い、減少するか?		はい	はい
CF の見積もりの不利な変動 (adverse change) は、発生時に、利益に影響するか?		(マージンが使い果たされるまで) いいえ (*1)	はい
CF の見積もりの有利な変動 (favourable change) は、発生時に、利益に影響するか?		いいえ (*2)	はい
リスク・マージンは、期末において、次の項目を反映するか?	リスク額の増加	いいえ	はい
	リスク額の減少 (リスクからの解放)	はい	はい
	期末に残存するリスク額	いいえ (*3)	はい
	期末のリスク価格	いいえ	場合による
リスクの額の増加またはリスク価格の上昇は、その時に保険者に追加的な費用を認識され、その後の期間において収益を生じさせるか?		いいえ	はい
(*1) リスク・マージンが使い果たされるまで、見積もりの不利な変動は負債の期待現在価値を増加させるが、リスク・マージンによって吸収される。すなわち、負債総額は変動せず、不利な方向への変動は当期の利益ではなく、将来の利益を減少させる。 (*2) 以前の不利な方向への変動を戻し入れる場合には、おそらく、見積もりの有利な報告へ			

の変動は利益に影響することになる。

(*3) 契約開始時 (inception) からリスク量が増加している場合は除く。

出所: IASB (2007, p.44) を一部修正

緩衝装置観のようにマージンを従来通りリスク・バッファとみなせば、報告されるマージン額は「単なる計算結果」となりかねない。そこで IASB は、報酬観を採用することでマージンに「リスク引受の対価」として明確な測定目的を付与することとした。この報酬観のもとでは（将来の保険金・給付金の増加など）将来キャッシュフローに関する不利な変動がリスク・マージンによって吸収されることはない。これは IASB がストック（各ビルディング・ブロック）の明示的な測定を重視したことに起因する。

2007DP は、資産負債測定アプローチを掲げた IASB の集大成と呼べる内容であった。すなわち、現行の実務では未経過保険料アプローチが一般的に採用されている短期の保険契約にまで公正価値モデルの適用が提案されたことに加え、いかなる新契約費の繰延処理も禁じ、（既存契約から発生する将来キャッシュフローの期待現在価値に異常災害の支払額を発生確率で加重平均された現在価値が含まれることはあっても）異常危険準備金の計上を認めないものであった。

第 5 項 公正価値モデルからの転換—2010 年公開草案

2007DP に寄せられた利害関係者のコメントの大多数が、保険負債への公正価値モデルの適用にはまったく支持を示さなかった¹⁹⁷。その主な理由は、履行を前提として保

¹⁹⁷ 詳細は補論 2 を参照。なお、2007DP に対するコメントのみならず、それ以前からも保険契約への公正価値モデルの適用に対して批判が寄せられていた。IASB/IASB が保険契約への公正価値モデルの適用に拘ったその背景には、IASB/IASB が保険契約を金融商品とみなしていたことがあった。保険契約を金融商品とみなす IASB/IASB のこの見解に対して、多くの批判が寄せられた（たとえば、Dickinson 2003, p.171; Forfar and Masters 1999, p.638; Klumpes *et al.* 2009, p.217)。また、Dickinson and Liedtke (2004, p.540) によれば、投資家の意思決定への役立ちを考えた際にも、会計基準は保険会社の内部会計システム（すなわち、保険会社の活動）を反映する必要があるが、公正価値情報はこれと乖離したものである。このため、Dickinson and Liedtke (2004) では、保険契約に公正価値モデルを適用することで、投資戦略を含む企業戦略や商品設計（新商品のデュレーションを資産とマッチさせるように調整するなど）にまで影響を及ぼすことが指摘されている。会計が「経済的事実を描写するもの」であるべきならば、この場合、会計が「経済的事実自体を作り変えるもの」となってしまう。加えて、Häusler (2004, p.67) では、資産と負債の市場価値が、保険会社の実在価値 (intrinsic value) や長期の健全性を示していないと指摘されている。加えて、保険契約への公正価値評価を適用することで生じる経済的影響については上野 (2009) を参照。

有されるべき保険負債に対して「移転価値」である公正価値を適用し、その結果として、保険負債の測定に保険会社の信用リスクの影響が反映される点¹⁹⁸や、保険契約を未だ履行していないにもかかわらず初期利得が計上される点にあった（IASB 2008b, para. 11）。そのため 2010ED では、2007DP で提案されたビルディング・ブロックを用いた測定モデルの大枠を維持しながらも、①保険負債の測定に関して企業固有の視点を反映させることを許容し、②初期利得部分の繰延処理を行うという修正が施された。

2010ED では、2007DP における将来 COF の期待現在価値にリスク調整（risk adjustment）¹⁹⁹を加算した部分を「履行キャッシュフローの現在価値」と称しており、初期利得が生じた場合、当該利得を残余マージン（residual margin）として繰り延べることが提案された。また、2007DP では即時費用処理が提案されていた新契約費について、2010ED では契約獲得に起因したと明確に後付けができるもの（増分新契約費）については履行キャッシュフローの現在価値に含めることが提案されており、したがって、新契約費の一部は保険負債の一部を構成する形で非明示的に繰り延べられることとなった。加えて、2007DP でも批判が多かった信用リスクの取り扱いについては、2010ED では一転して、信用リスクの反映が禁止された（IASB 2010b, para. 38）。

2010ED では、残余マージンを除いた、すべての保険負債のビルディング・ブロック（キャッシュフロー、割引率、リスク調整）を每期再測定し、それらの変動値はすべて純利益に算入することが提案された。加えて、保険契約の業績報告様式として、各ビルディング・ブロックのうちマージンの変動額を主要な業績指標とする「要約マージン・アプローチ（summarised margin approach）」が提案された。

図表 5-5 に示されるように、要約マージン・アプローチによれば、まずリスク調整の変動分と残余マージンの償却分が「引受マージン額（underwriting margin）」として計上される。さらに、キャッシュフローの実績調整（キャッシュフローに関する従前

¹⁹⁸ この点に関しては、第 6 章を参照。

¹⁹⁹ 2010ED で示されるリスク調整は、2007DP におけるリスク引受に対する対価としてのマージンである「リスク・マージン」とほぼ同義である。ただし、2010ED では、リスク調整を「最終的な履行キャッシュフローが予想を超過するリスクから解放されるために保険会社が合理的に支払うであろう最大の金額」（IASB 2010b, para. 35）と定義していた。このため 2010ED に寄せられたコメントレターから、2010ED におけるリスク調整の定義が、保険債務の「履行」よりも「移転」概念により整合したもの（公正価値概念に基づく定義）であるとの指摘を受けたため（IASB 2011b, para. 37）、後述の 2013ED ではリスク調整の目的が「企業が保険契約を履行するにつれて生じるキャッシュフローの金額および時期に関する不確実性の負担に対して企業が要求する対価」へと変更されることとなった（IASB 2013b, Appendix A）。

の見積額と実際の支払あるいは受取額との差額) と、将来キャッシュフローと割引率の見積もりの変更を、引受マージン額に加減したものが「保険引受損益 (underwriting result)」として計上される。そして、保険負債からの利息や投資収益を保険引受損益に加減することで純利益が算定される。以上のように、要約マージン・アプローチのもとでは (多くの現行実務では表示されてきた) 保険料収益と保険金費用が包括利益計算書本体において表示されないことになる。

図表 5-5 要約マージン・アプローチに基づく包括利益計算書

項目	金額
リスク調整の変動	XXX
残余マージンの解放	XXX
引受マージン	XXX
キャッシュフローの実績調整	XXX
見積の変更	XXX
保険引受損益	XXX
投資収益	XXX
保険負債に係る利息	XXX
純投資損益	XXX
純利益	XXX

また 2010ED では、短期契約 (組込オプションを有さない保険カバー期間がおおむね 1 年以下の保険契約) については、上記のビルディング・ブロックアプローチに代わり、保険料配分アプローチの適用が提案された。当該アプローチによれば、保険負債は (a) 当初認識時に受け取った保険料に、将来保険料の期待現在価値を加算したもの、から (b) 増分新契約費を差し引いたものとして当初認識され、以降、規則的な方法で保険期間にわたり償却されていくことになる (IASB 2010b, paras. 57, 58)。ただし 2010ED では、保険料配分アプローチは、上述のビルディング・ブロックアプローチの簡便法とする立場をとっており、別個の会計モデルとはみなされていない。

第6項 最終基準化に向けて—2013年改訂公開草案

2010EDの提案に対して、保険負債へ現在価値評価を適用することによって生じるボラティリティについて懸念が寄せられたことを受けて、IASBは最終基準化を断念し、2013EDが公表されることとなった。

2013EDでは、契約から生じる将来キャッシュフローの現在価値の見積もりの変動を、契約上のサービス・マージン（contractual service margin: CSM）で吸収することが提案されている（IASB 2013b, para. 30）。なおCSMは、2010EDの残余マージンが名称変更されたものである²⁰⁰。このため、CSMには、（リスク・マージンあるいはリスク調整には果たせなかった）将来キャッシュフローの見積もりの変動に対するショック・アブソーバーとしての機能が期待できるようになった。つまり、将来COFが増加したとしても、マージンの値が変動するだけで負債総額に影響はない。ただし、CSMは負債となつてはならないため、CSMを超える下方変動は、即時に損失として認識される。再調整後のCSMについては、「契約に基づき提供されるサービス」の残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、保険期間にわたり償却されることになる（IASB 2013b, para. 32）。

加えて、2013EDでは、純利益へ算入されていた割引率の変動の影響をその他の包括利益（other comprehensive income: OCI）へ計上することが提案されている（IASB 2013b, para. 64）。このため、見積もりの影響をすべて純利益に反映させることが提案されていた2010EDと比べ、2013EDでは純利益のボラティリティを低減させることが期待できるようになった。

また2010EDの要約マージン・アプローチでは保険会社の取引量情報を反映した現行の保険料収益よりも有用な情報を提供できないとして、多くのコメントから不評を買ったことを受けて、2013EDでは「保険契約収益（insurance contract revenue）」が表示されることとなった²⁰¹。保険契約収益は「保険契約から生じたサービスの移転を、

²⁰⁰ CSMの定義は「契約からのサービスを提供するにつれて企業が認識する未稼得利益を表現する保険契約の測定要素」（IASB 2013b, Appendix A）とされている。ただし、その実質は初期利得の繰延項目である残余マージンと変わらない。なお2010DPでは、投資マネジメント・サービスを提供している場合、当該サービスの対価に関する明示的なサービス・マージンの計上および毎期の再測定を提案していた。ただし2007DPでは、サービス・マージンを市場参加者の視点から測定することとしていたのに対して、2013EDでは、企業固有の視点に立ち、企業が請求した保険料に含まれた契約上のマージンとして測定することを提案しているという点で前者と区別されている（IASB 2013b, para. BC34）。

²⁰¹ たとえば、生命保険協会（2010, p.21）は、要約マージン・アプローチでは「残余マージン

企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込まれる対価を反映する金額」を表現するものである（IASB 2013b, para. 56）。また、その内訳は①当期の保険サービスに関する期待保険金および関連費用の最新の見積もり、②リスク・マージンの変動、③残余マージンの解放額、④保険料のうち直課可能な新契約費の回収に関する部分の配分額から構成される（IASB 2013b, para. B90）。保険契約収益から、実際に生じた発生保険金・関連費用を差し引くことで、保険引受損益（営業利益）が算定される（図表 5-6）。

図表 5-6 保険契約収益アプローチに基づく包括利益計算書

項目	金額
保険契約収益	XXX
発生保険金及び関連費用	XXX
保険引受損益	XXX
投資収益	XXX
保険負債に係る利息	XXX
純投資損益	XXX
純利益	XXX
割引率の変更の影響	XXX
包括利益	XXX

第7項 小括

保険契約プロジェクト発足時、IASB が抱いていた問題意識は、現行の保険会計実務で広く採用されている繰延対応アプローチのもとでは概念フレームワークの要請から逸脱する処理が許容されることにあった。繰延対応アプローチでは、収益・費用の対応に立脚した利益計算を行うことで、期間的対応から外れた現金収支項目は、次期以降での対応を待つものとして繰延処理されていくことになる。論点書では、当該繰延

及びリスク調整は評価性の金額であるため、客観的な取引に伴うキャッシュ・フローの裏付がなく、事業全体のプロセスや事業の活動状況（level of activity）が表示されない」と批判する。Genworth Financial (2010, p.13) は、保険料収益および保険金費用を「保険会社間で比較可能で、よく理解され、かつ検証可能であり、選択された仮定に依拠しない財務諸表項目」として重視している。また、GASB (2010, p.25) は、マージン測定には主観が伴うため、単にマージンのみに焦点を当てた要約マージン・アプローチが意思決定に有用な情報を提供できるか疑問を呈している。

項目には概念フレームワークの資産・負債の定義を満たさないものが含まれているとして繰延対応アプローチを棄却した。それに併せて、資産負債測定アプローチを採用することで保険会計に現在価値モデルを導入することを提案した。IASCは、資産負債測定アプローチを採用することが保険負債へ公正価値評価を適用することに直結するかは自明ではないとしながらも、保険負債に対して「市場整合的な測定」を要請しており、事実上、公正価値モデルを志向していたといえる。以降、IASBの保険契約プロジェクトでは、概念フレームワークと整合的な資産負債測定アプローチのもと、公正価値モデルの適用に向けて審議が進められていくことになる。

その後IASBが公表したDSOPでは、公正価値に合わせて企業固有価値が保険負債の測定属性として提案されたが、2007DPでは一転して公正価値に一本化される形となった。また2007DPまでの各公表物では、暫定基準である現行のIFRS第4号を除き、資産負債測定アプローチを忠実に採用することで、概念フレームワークにおける資産・負債の定義に抵触する恐れのある会計処理（たとえば、未経過保険料アプローチ、リスク・マージンにおける緩衝装置観など）が軒並み排除された。

図表5-7は、IASC/IASB保険契約プロジェクトにおける各公表物の提案内容の変遷をまとめたものである。参考として現行の繰延対応アプローチを採用した場合の処理についても掲載している。図表5-7をみると、2007DPは、繰延対応アプローチとは対極にある会計モデル（つまるところの公正価値モデル）を構築しようとしていたことがわかる。

しかし、前述のように、公正価値モデルを適用した結果、保険負債の測定に信用リスクの影響を加味しなければならないことや、初期利得が計上されることに対して多数の批判が寄せられたことを受け、2010EDではIASBの当初方針に大きな修正が施されることとなった。その最たるものは残余マージンないしCSMの計上であったと思われる。2007DPでは、市場参加者が保険会社よりも低い保険料を請求する場合に、初期利得が生じる可能性が指摘されていたが、初期利得の認識を禁じれば債務に相当しない「繰延利益（deferred profits）」を負債として認識してしまうことが問題視されていた（IASB 2007, para. 82）。したがって、もともと「保険契約から生じる資産・負債の公正価値の変動に基づいて収益認識する、資産負債アプローチに根差した会計モデル」の開発を試みてきたIASBにとって、残余マージンの認識は「禁じ手」であったといえる。さらに、残余マージンの収益認識は、資産・負債そのものの現在価値の変動か

図表 5-7 IASC/IASB 保険契約プロジェクトの提案内容の変遷

	論点書	DSOP	2007DP	2010ED	2013ED	繰延対応アプローチ
測定モデル/ 属性	現在価値 (公正価値)	公正価値/企業 固有価値	現在出口価値 (公正価値)	履行キャッシュフ ローの現在価値	履行キャッシュフ ローの現在価値	収益・費用の対応モ デル
継続的な再測定の可否						
キャッシュ フロー	○	○	○	○	○	通常× ^{※1}
割引率	○	○	○	○	○	通常× ^{※1}
リスク調整	○	○	○	○	○	N/A ^{※2}
CSM (残余 マージン)	N/A	N/A	N/A	×	△ (再調整)	N/A ^{※2}
初期利得の計 上	N/A	○	○	×	×	×
信用リスクの 反映	N/A	○ (公正価値)	○	×	×	× ^{※3}
新契約費の繰 延処理	×	×	×	○ (増分新契約費 のみ)	○ (契約に直課可 能なもののみ)	可
短期契約への 代替的測定モ デルの適用	×	×	×	○ (保険料配分アプ ローチ)	○ (保険料配分アプ ローチ)	○ ^{※4}

※1 ただし、契約に基づき数年ごとに見直しを行うものがある。

※2 該当するものを個別に認識していない。非明示的な安全割増としてキャッシュフローや割引率の不利な変動を吸収する。

※3 保険料率の中に非明示的に反映されている可能性はあるが、継続的な再測定は行われない。

※4 短期契約（損害保険）では、割引計算を行わないのが一般的である。

出所: 羽根 (2015b, p.166) を一部修正

ら導かれるわけではなく、保険期間にわたり規則的な方法で償却していくことで、従来と何ら変わらない方法が採られている。

現在、保険契約プロジェクトでは、資産負債測定アプローチから繰延対応アプローチへの揺り戻しがなされている状況にあるが、利害関係者からの要望を受け入れていく中で、収益費用アプローチに対して相互排他的な資産負債アプローチから、相互補完的な資産負債アプローチへの方向転換が図られているといえる²⁰²。2013ED で提案された CSM の再調整処理は、「将来に繰り延べることが認められる未稼得利益額」の算定を意図するものと解される。また、新契約費の取り扱いを見ると、2007DP では即時費用化が提案されていたのに対して、2010ED 以降、そのすべてを即時費用化するのではなく、契約獲得に直接関連したものについて（保険負債の一部として）繰り延べることが提案されている。CSM や新契約費の処理に関しては、将来収益との対応関係の有無から資産・負債の計上（繰延）可否を判断するアプローチが採られている。

以上のように、2010ED 以降、契約から生じる将来キャッシュフローやリスク・マージン（リスク調整）の見積りに際し、企業固有の視点を反映することが認められ、IASB が当初目指していた公正価値モデルの適用は頓挫したといえる。ただし、資産負債測定アプローチから繰延対応アプローチへの揺り戻しが確認できるものの、たとえば、リスク調整の每期再測定が依然として要請されている点では、現行モデルに完全に回帰したわけではない。そして、このリスク調整ないし保険負債を構成するマージンの取扱いは、FASB と IASB のコンバージェンス作業を決裂させた主因でもあった。

次節では、IASB/IASB 保険契約プロジェクトの長期化を招いた要因のひとつとして、マージンの測定をめぐる FASB と IASB の対立について取り上げる。この対立の背景にも、保険契約会計を巡るフローモデルとストックモデルの会計モデル間対立があった。

第 4 節 FASB と IASB の対立点の検討—マージンの測定問題—

IASB の保険契約プロジェクトが長期化した背景には、IASB/IASB が提示した資産負債測定アプローチ、あるいは保険契約への公正価値モデルの適用がそもそも利害関係

²⁰² 収益費用アプローチに対して相互排他的な資産負債アプローチ、および相互補完的な資産負債アプローチについては第 3 章を参照。

者の理解を得られていなかったことがある。長期化をもたらしたいまひとつの要因としては、FASB とのコンバージェンス作業が失敗したことが挙げられよう。FASB と IASB は保険契約会計基準の策定を共同プロジェクトとして進めたが、保険負債を構成するマージンの取り扱いを巡り、意見対立を起しプロジェクトは決裂を迎えた。両審議会のコンバージェンス作業が決裂した背景には、ストックモデルとフローモデルの会計モデル間対立があった。

第 1 項 FASB と IASB の対立点

前節で確認したように、IASB は、保険負債を構成するマージンについてリスク調整と CSM（ないし残余マージン）を区分するアプローチをとっている。リスク調整は每期再測定されることとなる。ただし、IASB の提案するリスク調整の再測定は、繰延対応アプローチの支持者のみならず、ソルベンシー規制においてリスク・マージンの測定を経験している欧州からも、その測定の主観性が懸念されている。また、明示的なリスク測定が一般的でない米国保険業界を中心にリスク調整の測定に懐疑的な意見が多数寄せられている。そこでは、リスク調整を信頼性をもって測定できるという実務的・経験的なサポートの欠如や、リスク調整の客観的な検証やコスト効果の高い方法での監査の困難性が指摘されている（たとえば GNAIE 2010, p.9）。なお、リスク調整の測定可能性および比較可能性に関する懸念は、米国内の情報作成者側のみならず、情報利用者側からも指摘されるところである²⁰³。欧州諸国からも、現時点ではリスク調整の評価技法が国際的に確立していないこともあり、評価技法の早期の確立を望む声がみられる²⁰⁴。

²⁰³ 米国内の情報利用者からの意見聴取の結果は、以下のサイトを参照。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?site=FASB&c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176158582725

²⁰⁴ 2010ED では、リスク調整の評価技法を 3 つに限定していた。当該提案に対するコメントは賛否両論であったが、技法の限定は IASB の掲げる原則主義（principles based）にそぐわず、また将来開発される新技法の適用機会を制限することになるとして、2013ED では一転して使用技法に制限を設けないこととした。その代わりに 2013ED では、保険会社間の比較可能性を高めることを目的として、信頼水準法以外の評価技法を用いる場合は、信頼水準法に基づいた測定値についても開示することが要求される（IASB 2013b, paras. 84）。ただし、一部の保険会社・アクチュアリーからは「一般に合意が得られた信頼水準」が現時点で確定していない中での開示が情報利用者に誤解を与えかねないとのコメントが 2010ED に寄せられていた（たとえば European Insurance CFO Forum and CEA 2010, p.6; SAICA Short-term Insurance Project Group and ASSA Short-term Insurance Committee 2010, p.5）。また基準案には、リスク調整の測定に用いるパラメータ（信頼水準や資本コスト率など）に関する詳細なガイダンスが設けられていない。「パ

FASB は、米国国内の利害関係者からの声をうけて、リスク調整の再測定に有用性を見いだすことはせず、図表 5-8 に示されるように、契約に関連する将来 CIF の現価から将来 COF の現価を控除した額を「単一マージン (single margin)」として認識することとした²⁰⁵。IASB のリスク調整と CSM を区分する方式は 2 マージン・アプローチ (two-margin approach)、FASB の両者を区分しない方式は単一マージン・アプローチと称される。

図表 5-8 2 マージン方式と単一マージン方式 (当初認識時の関係)

		2 マージン	単一マージン
将来 CIF の期待現在価値	CSM		単一マージン
	リスク調整		
	将来 COF の期待現在価値		将来 COF の期待現在価値

IASB 提案と対比すれば、FASB の単一マージンは (リスク調整のように) 再測定は要求されず将来キャッシュフローの変動性が低減するとともに期間配分され、(CSM のように) 将来キャッシュフローの見積もりの変動を吸収するショック・アブソーバーとしての役割も果たさない。

IASB は、リスク調整と CSM を区分することの利点として、①保険会社の視点に基づく契約に内在するリスクの変動に関する情報を情報利用者に伝達できる点、②経営者の恣意性が介入する余地のある配分手続を要する CSM の金額を少なくできる点を挙げている (IASB 2010b, para. BC109)。他方、FASB は、単一マージン・アプローチ

ラメータのわずかな変更でも、リスク・マージン (ゆえに年間の成果) に著しい影響を及ぼす (Nguyen and Molinari 2013, p.385) ため、詳細なガイダンスを設けるべきだとする批判も多い。
²⁰⁵ FASB 提案におけるマージンの名称は公表物によって変化している。2010 年公表の討議資料 (FASB 2010b) では、複合マージン (composite margin) と称されていたが、その後、単一マージンとなり、2013 年の公開草案 (FASB 2013) では、単にマージン (margin) と称されるようになる。本研究では、リスク調整と CSM に区分する IASB 提案との対比をより明確にするため、単一マージンという名称を用いることとする。

の利点として、①リスク調整は事後的に再測定が要求されるため、それを求めない単一マージン・アプローチの方が（2010年当時、審議されていた）収益認識プロジェクトにおける当初取引価格アプローチ（transaction price approach）の配分方式とより整合している点、②主観的な測定とならざるを得ないリスク調整を算定する必要がなくなり、またリスク調整の変動に基づく主観的な利益数値も排除できる点、③単純で理解可能性の高いアプローチである点を挙げている（FASB 2010b, para. 71）。

換言すれば、IASB は、2 マージン・アプローチではリスク調整が明示的に表現されるため、保険会社の抱えるリスクに対する自身の見解を情報利用者に伝達するという点で有用な情報となり得ると主張している。他方、FASB は、リスク調整の測定は主観的であり、情報利用者にとって有用ではない難解な情報を提供することになりかねないと批判している。

さらに両審議会は、2 マージン・アプローチと単一マージン・アプローチのいずれが有用な情報を提供するか、概念フレームワークの財務情報の質的特性の観点から両アプローチの優位性について審議を行った。ただし、両審議会それぞれの主張には食い違いがみられる。以下、それぞれの主張を概観していく。

第2項 IASB の主張

図表 5-9 は、マージン情報の質的特性に関する IASB スタッフの主張をまとめたものである。第3章で触れたように、IASB の概念フレームワーク（また、IASB のフレームワークと収斂された FASB のフレームワーク）のもとでは、財務情報が有用であるためには、レリバンスと表現の忠実性の2つの基本的な質的特性を有する必要がある。財務情報は、予測価値、確認価値またはその両方を有する場合に、情報利用者が下す意思決定に相違を生じさせることができる（IASB 2010a, paras. QC6, QC7）。財務情報が情報利用者の将来予測のインプットとして使用できる場合には、その情報には予測価値がある（IASB 2010a, para. QC8）。また、過去の評価に関するフィードバックを提供する（過去の評価を確認するか、変更する）場合には、その情報は確認価値を有する（IASB 2010a, para. QC9）。

この点に関する IASB の見解は、2 マージン・アプローチは予測価値を有するものの、確認価値を有するものではないとしている。すなわち「保険会社によるリスク管理の重要性に鑑みると、保険契約に内在するリスク情報は、情報利用者が将来の結果を予

測するために用いるプロセスの重要なインプット」となるため、リスク（の変動）に関する情報を明示的に伝達することで、予測価値を伴った情報を提供できるとしている（IASB 2011c, paras. 15, 16）。なお、IASB のスタッフの見解によれば、2 マージンおよび単一マージン・アプローチともに確認価値はないとされるが、その根拠は示されていない（IASB 2011c, para. 13）。

図表 5-9 IASB の主張の要約

		単一マージン・アプローチ	2 マージン・アプローチ
基本的 質的 特性	レリバンス	× リスクおよびその変動に関する間接的な情報しか提供できない	○ リスクおよびその変動に関する直接的な情報を提供できる
	表現の忠実性	× リスクの記述は間接的である × リスク水準の変動に関する情報を直接提供しない	○ 保険負債に内在するリスクに関する、より完全な描写を提供する ○ リスクの変動に関する、より直接的な情報を提供する × 見積もりの不確実性の程度が、レリバンスに疑念を生じさせ得る
補強的 質的 特性	比較可能性	○ 容易に比較可能である × 同程度のマージンが、同程度のリスクを有する、という誤った印象を与えかねない	× 比較可能性は低い ○ 開示情報を通じて、比較可能性を向上できる
	検証可能性	○ 容易に検証できる	× インプット情報は完全に検証できない可能性がある ○ 開示を通じて、検証可能性を向上できる
	適時性	× リスクの変動に関する情報を適時に提供しないおそれがある	○ リスクの変動に関する情報を適時に提供できる
	理解可能性	× 契約に内在するリスクに関する情報を容易に提供しない ○ 簡単に計算できる	○ 保険契約の本質である、リスクに関する情報を提供する ○ 説明不可能な（残余）マージンの計上額を減少でき、保険会社の業績の明確な実態を表す
制約	○ 2 マージン・アプローチよりはコストは低いであろう	× 単一マージン・アプローチよりコストが高くつくであろう	

出所: IASB (2011c, pp.12-13) を一部修正

(表中の「○」は利点、「×」は欠点を示す)

「もしも保険負債に内在しているリスクを忠実に表現できる評価技法が存在するならば、保険負債の測定に明示的なリスク調整を含めることは情報利用者にとってレリバントな情報を提供することになるだろう」(IASB 2011c, para. 12) とあるように、契約に内在するリスク情報に予測価値があるならば「リスクを忠実に表現できる評価技法」の有無が焦点となる。「リスクを忠実に表現できる評価技法」が現時点で確立しているかは1つの論点ではあるが、ここでは2 マージン・アプローチが「表現の忠実性」を満たすかに関する IASB スタッフの見解についてのみ触れておく²⁰⁶。「表現の忠実性」を支える特性としては、①(描写の)完全性、②中立性、③誤謬がないこと、の3つが挙げられる(IASB 2010a, para. QC12)。それらの特性を満たすには、①描写しようとしている現象に関して情報利用者が理解するのに必要な情報を網羅し、②情報の選択または表示方法に偏向(bias)がなく、③すべての点で正確でなくとも、現象の記述または情報の作成に用いられたプロセスの選択に誤謬・脱漏がないこと、が求められている。

リスクに関する情報を「完全に描写」するためには、リスク調整を明示的に描写することが不可欠である(IASB 2011c, para. 18)²⁰⁷。リスク要素を独立して再測定しなければ、リスクの変動に関する情報を伝達できず、完全な情報を提供していないことになる(IASB 2011c, para. 19)。リスク調整を保険負債測定に含めることは、特定のバイアス(慎重性や保守主義)を測定に持ち込むものでなく、中立性を欠くものではない(IASB 2011d, para. 20)。なお、また IASB スタッフの見解では、リスク調整に関する情報が誤謬のないものであるためには、リスクが正確に記述され、誤謬なしにリスクの評価技法が適用される必要があることが指摘されている(IASB 2011d, para. 23)。

次に、2 マージン・アプローチと単一マージン・アプローチに対する補強的質的特性の有無について IASB の見解を確認する。図表 5-9 にもあるように、2 マージン・ア

²⁰⁶ マージンの測定値に客観性を付与できるような評価技法を獲得するためには「同じ立場にいる複数のアクチュアリーが独立に行った負債評価の結果に重大な差異を生じないような状況を設定できるよう、合理的な範囲に狭められたベストプラクティスの確立」(越智 2012, p.91)が急務である。ただし、注 204 にあるように、2010ED に寄せられたコメントレターを見る限りでは、そのような技法が現在確立されているかは疑わしいところである。

²⁰⁷ IASB のスタッフによれば、単一マージン・アプローチは、リスクそのものを明示的に見積もるのではなく、(予測)保険料を基礎にリスクを見積もり、リスクの減少に近似させた配分方式を用いてリスクからの解放を表現しているに過ぎないと解されている(IASB 2011c, para. 18)。

アプローチのもとでは、リスク調整の測定には企業固有の観察不可能なインプットが用いられるため、比較可能性と検証可能性を担保することが困難なことが指摘されている。ただし IASB スタッフの見解としては、単一マージンが（2 マージン・アプローチに比して）検証可能性では勝るにしても、比較可能性を有するかは懐疑的である。すなわち、単一マージンは評価日時点のリスク量についての情報を伝達しないため、「項目間の類似点と相違点」を明らかにすることができないという（IASB 2011c, para.33）。2 マージン・アプローチのもとでは、比較可能性と検証可能性の向上は開示情報を拡充することで補完することとなる（IASB 2011e, paras. 3-5）。

第 3 項 FASB の主張

IASB スタッフの見解では、図表 5-9 に示されるように、単一マージン・アプローチには、検証可能性、情報作成のコスト・ベネフィットでは利点があるとしても、そもそも「リスクおよびその変動に関する、レリバントで、忠実に表現された情報を提供するものではない」という評価であった。

しかしその一方で、FASB スタッフの見解では、単一マージン・アプローチには予測価値のみならず確認価値をも有するとされている。ただし、FASB では、マージンが提供すべき情報として、IASB のように「リスクおよびその変動に関する情報」に焦点が当てられているのではなく、「(未だリスクにさらされている) 保険契約からの潜在的な利益に関する情報」に焦点が当てられている。FASB のスタッフによれば、単一マージン・アプローチは「当初認識時の潜在的な利益のベンチマークと、未だ不確実性にさらされている潜在的な利益の金額に関する現在の評価を同時に提供」でき、「認識された利益は、将来の利益を見積もるための予測プロセスのインプット情報として用いられ得る」と指摘されている（IASB 2011c, para. 60）²⁰⁸。さらに、単一マージンは将来キャッシュフローの変動性が低減するに従って収益認識されるが、その変動性などの見積もりに関する情報は、(契約に内在する) 潜在的な利益の実現についての利用者の過去の評価に対するフィードバックを提供するとされる（IASB 2011c, para. 59）。

また、単一マージン・アプローチでは、将来キャッシュフローの変動性の評価を通

²⁰⁸ なお、FASB (2010b) では、単一マージンの収益認識に当たり用いられる償却率を決定する際に、契約からの将来キャッシュフローの見積もりを行う必要があるが、「これらの見積もりは、情報利用者の潜在的な利益に関する（従前の）期待を確認するか、変更するのに用いられ得る」（カッコ内引用者）としている（IASB 2011c, para. 59）。

じて契約に残存するリスク情報が提供されるため²⁰⁹、契約に内在するリスクに関する完全な情報を提供するものであり、「表現の忠実性」を満たすとされる（IASB 2011c paras. 63, 66）。

以上のように、IASB と FASB のマージンに関する見解の不一致は、「どのような情報にレリバンがあるのか（何を表現したいのか）」の見解の不一致に起因する。IASB は「契約に内在するリスク（そのものの変動）に関する情報」にレリバンを認める一方、FASB は「契約に内在する潜在的な利益（の変動）に関する情報」にレリバンを認める。以上のように、「マージンが表現すべき経済的事象」について見解の一致をみないまま両審議会の議論は平行線をたどり続け（IASB 2011c, para. 3）、最終的には両審議会のコンバージェンス・プロジェクトの決裂へと向かったのである。

第4項 小括

IASB/IASB 保険契約プロジェクトが長期化した要因は、利害関係者の理解が得られないまま、ストックの評価から利益を計算する資産負債測定アプローチを推進したことにあるといえる。IASB によれば、保険契約へ公正価値モデルを適用することによって財務情報の透明性と比較可能性が向上するとされるものの、公正価値の変動から利益計算を行うことは、そもそも「リスク軽減ないし分散」という保険サービスを継続的に提供する保険契約の性質とは相容れないものであった。

IASB/IASB が保険契約会計への公正価値モデルの適用に拘った背景には、IASB/IASB が保険契約を金融商品と同一視していたことがある。第1章で述べたように、保険は「大数の法則」と「中心極限定理」を駆使してリスクをコントロールするものであり、この点は他の金融商品と際立って異なる点である（久保 2004, p.75）。保険の「リスクの分散」という特性からすれば、保険契約会計には、保険サービスの提供に伴うかたちで、安定的かつ平準的な利益計上をもたらす繰延対応アプローチが馴染みやすいことは予てより指摘されていたことである（Meyer 2004, p.71）。

また、IASB 保険契約プロジェクトの長期化は、FASB とのコンバージェンス作業が

²⁰⁹ すなわち、キャッシュ（アウト）フローの変動性（＝リスク）が高い場合、マージンは解放（償却）されない（IASB 2011c, para. 63）。単一マージン・アプローチのもとでは、マージンの解放程度（＝利益認識額）をもって、リスク情報が提供されることとなる。

難航したことも一因にある。FASB と IASB のコンバージェンス作業が決裂したのは、保険負債を構成するマージンの取り扱いについて見解が一致しなかったためである。FASB と IASB は、保険負債を構成するマージンの取り扱いについて異なるアプローチを支持した。FASB は、マージンを契約に内在する潜在的な利益とみなし、その実現に意義を見出している。他方、IASB は、リスク調整マージンのストック値に、契約に内在するリスクを示す役割を期待し、毎期再評価することでリスクに関する経済的実態を明らかにすることに意義を見出している。マージンの取り扱いに関しては、FASB はフローモデルを、IASB はストックモデルを志向している。

以上のように、両審議会では、マージン（の変動）が何を表わすかについて共通理解が形成されていない。単一マージンおよび 2 マージンがもたらす情報について質的特性の観点から評価が行われたものの、FASB と IASB とで「マージンが表現すべき経済的事象」について異なる対象物を想定しているため、いずれがレリバントな情報を提供するかについて議論は平行線をたどったままである。同一の項目（あるいは会計トピックス）であっても、基準設定主体によって「何がレリバントな情報か」というターゲットが異なれば、異なる帰結（会計規定）に達し得る。

この点は、第 3 章で確認したように、IASB 単独の概念フレームワークの改訂プロジェクトの方向性に問題があることを示している。2015 年の公開草案（IASB 2015）では、財務諸表の構成要素の認識・測定規準として財務情報の質的特性が参照されているが、質的特性が、その明確な指針となり得るか疑問の残る部分があった。保険契約プロジェクトにおけるマージンの議論を踏まえると、「基準設定主体が特定の情報（リスク調整マージン）にレリバンスがあると認めれば、それが見積もりに基づく情報で、かつ不確実性が高い情報であったとしても、開示情報を拡充して検証可能性や比較可能性を補うことで有用な情報となり得る」こととなる²¹⁰。

「レリバントな情報」である（と基準設定主体が認める）ことが「金科玉条」としてまず掲げられ、その情報が（測定の不確実性を含む）他の質的特性を十分に満たさないものであったとしても、その有用性は正当化されることになる。そして「何がレ

²¹⁰ なお、検証可能性の程度に関しては、単一マージンに分があることは両審議会共に認める点である。しかしながら、IASB では 2 マージン・アプローチの検証可能性を向上させるにあたり、リスク調整の測定に用いたインプット情報などの開示情報を拡充することで対処する方針が示されている。第 3 章で確認したように、IASB 単独の概念フレームワークの改訂プロジェクトでは、測定の不確実性の問題は、開示情報の拡充で解消されるとの見解が示されている。

リバントな情報か」は各国の基準設定主体（さらには、利害関係者）ごとに異なる可能性がある。FASB と IASB とで異なる会計モデルが志向されつつも、概念フレームワークが基準開発の明確な選択指針として機能しなかったことが、保険契約プロジェクトにおいて両審議会のコンバージェンス作業が破綻した要因でもあるといえよう。

第 5 節 おわりに

第 1 章では保険会社の役割について確認した。保険会社は保険契約者の抱えるリスクを多数集約し、契約者から徴収した保険料を「共通準備」として形成し、「大数の法則」と「中心極限定理」を駆使して「リスクの軽減ないし分散」を図っている。保険の「リスクの分散」という特性からすれば、保険会社のビジネスモデル自体に、リスクないし期間損益の平準化志向がビルト・インされていたといえる。そのビジネスモデルの本質を的確に捉えていたのが、繰延対応アプローチであった。すなわち、本章第 2 節で確認した米国基準からも明らかのように、保険契約期間を通じて、保険料収益と、保険金・給付金や諸経費などの費用との対応関係を調整することで、期間損益を適切に計算することが従来の保険会計に求められていた。

しかしながら IASB は、繰延対応アプローチの問題点として、上記の調整を介して、貸借対照表に計算擬制的項目が計上されることを挙げ、概念フレームワークの規定（特に、構成要素の定義）に準拠した基準策定を重視することとなった。また、従来の保険会計の「ブラック・ボックス」状態を解消させるために、公正価値モデルを適用することでタイムリーな財務報告を通じて、「財務報告の透明性」の向上を図った。透明性の向上には、「市場整合的な保険負債の評価」が不可欠であるとの理解が IASC/IASB にあったと思われる。しかし、そもそも公正価値会計が保険会社のビジネスモデルを捉えるものではないことに加えて、保険契約には活発に取引される市場は存在せず、公正価値の見積もりが不可避であるため、その数値の客観性を担保することが難しく、公正価値情報の有用性に対して疑念がもたれた。

①概念フレームワークとの整合性（収益・費用の対応原則からの脱却）、②公正価値モデルの推進、という二本柱を掲げてきた IASC/IASB 保険契約プロジェクトであったが、保険負債に対する純粋な公正価値モデルを提案した 2007DP が否決されたことで、②に関しては完全に暗礁に乗り上げた。また 2010ED 以降、公正価値モデルが企業固

有価値モデルに形を変え、引き続き①を推進しようとしているが、利害関係者の要望を受け入れる中で、繰延収益である CSM（残余マージン）を計上することでこちらも破綻をきたしつつある。この点において、ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しが端的に確認できる。

IASC/IASB 保険契約プロジェクトがこれほどまでに長期化した要因には、このような「ボタンの掛け違い」が基準設定主体と利害関係者、さらには基準設定主体間にて、プロジェクト初期から生じていたことが挙げられる。また、その「ボタンの掛け違い」に拍車をかけたのが、概念フレームワークの規定であったといえよう。Lee (2015, p.117) が指摘するように、IASB の概念フレームワークには「有用性」「一般目的」「共通のニーズ」等の用語が散見されるが、それらの定義は曖昧にしかなくされていない。それは認識・測定規準となる質的特性、特に「レリバンス」についても同様である。「レリバンス」に解釈の余地が残されていることが「いかなる情報が意思決定に有用であるか」という問いの答えを不明瞭にする²¹¹。保険契約プロジェクトでは、マージン情報がいかなる点においてレリバンスが認められるのかに対して FASB と IASB とで共通理解が形成されていなかった。マージンの取り扱いに関して言えば、FASB はフローモデルに、IASB はストックモデルに意義を認めている。

以上のように、IASC/IASB 保険契約プロジェクトが発足より 20 年を経ても最終基準化に至らなかった背景には、フローモデルとストックモデルの会計モデル間対立があった。FASB は、保険負債を構成するマージンの取り扱いに関してフローモデル寄りの提案を行っているが、それは利害関係者の意向を踏まえての判断であった。以上のように、会計モデル間対立は、ストックモデルを支持する基準設定主体 (IASB) と、ストックモデルのみならずフローモデルにも意義を見出す利害関係者との対立でもある。この対立は、保険契約会計における対応概念の意義、収益認識のあり方へと投影されることとなる。この点に関しては、第 6 章、第 7 章にて検討を加えることとする。

²¹¹ 米山 (2013) は、IASB の概念フレームワーク討議資料 (IASB 2013a) を題材に、レリバンス (目的適合性) に言及している箇所を抽出し、レリバンスにどのような解釈が与えられているか等を分析している。米山 (2013) では、その発見事項として、レリバンスにどのような解釈が与えられているか不明確なケースが多く検出されたとされている。

補論 2 IASC/IASB の公正価値提案に対するコメント分析

第 1 節 問題の所在

補論 2 では、保険契約会計に公正価値モデルを導入するとの IASC/IASB 提案に対して、利害関係者の反応の変化を考察するに当たり、1999 年の論点書と、2007 年の 2007DP に寄せられたコメント分析を行う。

コメント分析を行う目的は、コメントを寄せた利害関係者の関心の所在とその傾向を把握することである。なお、IASB 自身も受け取ったコメント内容の「要約」をスタッフペーパーとして公表しているが、それはあくまでも要約であり、その要約内容が、個々のコメント回答の微妙なニュアンス等を捉え切れていない可能性がある。コメント分析を通じて、コメント内容を精読することでそのニュアンス等を酌み取ることにより、各コメント提出者が保険会計情報に何を期待しているか等に関してより精緻な分析が可能となる。ただし、コメント分析の限界としては、集計件数自体は特に意味を持たない点に加えて、分析結果に普遍性があるわけではない点に注意が必要である。

第 5 章で確認したように、1999 年の論点書では、保険契約会計に公正価値モデルを導入する方向性が示され、2007DP では、実質的に公正価値モデルと変わりのない、現在出口価値モデルが提案されるに至った。論点書および 2007DP では、その方向性ないし提案に対して意見募集が行われた²¹²。

第 5 章では、IASC/IASB が推進した資産負債測定アプローチないし公正価値モデルの問題点を論じたが、IASC/IASB がそのようなモデルを推進した要因として、IASC/IASB 自身がそれを志向していたことに加えて²¹³、利害関係者の意向を酌み取って公正価値モデルを推進し続けた、という可能性もある。すなわち、プロジェクト発足当初には IASC/IASB の基本方針について（一定の、あるいは特定の）利害関係者が

²¹² 2001 年から 2002 年にかけて公表された DSOP においても公正価値モデルが提案されたが、利害関係者への意見募集は行われなかった。

²¹³ 事実、保険契約プロジェクトのスタート・ラインとして公表された論点書には、明らかな公正価値志向がみてとれた。

賛同を寄せていたものの、その後、利害関係者間で「揺らぎ」が生じたことで IASB の提案を翻し、その結果としてプロジェクトの長期化を引き起こした、という可能性も捨てきれない。

本補論では、プロジェクト長期化の原因の責任の所在をより明確にするため、保険契約会計に公正価値モデルを適用する方向性が提示された 1999 年の論点書に対するコメントと、公正価値モデルが完全に否決された 2007DP へのコメントについて意見分布を考察する。

第 2 節 論点書に対するコメント分析

論点書には 138 件のコメントレターが寄せられたとされるが、コメントレター番号（以下、CL）98 が削除されていたため、分析対象となるコメント数は 137 件である²¹⁴。論点書に対する回答結果を集計したものが図表 5-10 である。論点書では、論点書にて提示された保険負債へ公正価値モデルを適用する際の留意点について、個別論点ごと（たとえば、見積もりの問題、信用リスクの取り扱いなど）に回答を寄せる形式となっている。ただし実際に IASC に寄せられたコメントレターの中には、公正価値モデルの適否について端的に回答するものも多い。したがって、回答集計に当たっては、特定の回答項目のみに着目するのではなく、コメントレター全体を確認したうえで回答分類を判断した。

図表 5-10 にあるように、回答タイプは「賛成（条件付賛成）」「反対」「保留」「無回答」の 4 タイプに区分した。賛成の回答には、論点書に示される公正価値モデルの方向性をおおむね支持するものの、全面的に支持したコメントはほぼ皆無であった。特に活発な取引市場のない保険負債に対して公正価値モデルを適用した場合の諸問題について IASC が今後も検討し続けることを要請するなど、実質的には「条件付」での賛成の回答に分類されるものであり、「賛成（条件付賛成）」と表記した。保険負債への公正価値モデルの導入に反対するコメントは「反対」に分類した。公正価値モデルの意義や問題点を指摘しつつも、現時点では明確な意見形成ができていないものは「保留」に分類した。公正価値モデルの適否についてコメントを寄せなかったものは「無

²¹⁴ 論点書に寄せられたコメントレターは、IASB のウェブサイト (<http://www.ifrs.org/Pages/default.aspx>) より入手可能である（2016 年 11 月現在）。

回答」に分類した。

図表 5-10 論点書に対する回答結果

回答者属性		回答タイプ	賛成 (条件付賛成)	反対	保留	無回答	計
作成者 関連	保険会社		5 件	45 件	2 件	4 件	56 件
	保険業界団体		6 件	10 件	1 件	1 件	18 件
	銀行		0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
	銀行業界団体		1 件	0 件	1 件	0 件	2 件
	アクチュアリー		10 件	2 件	0 件	3 件	15 件
	計		22 件	58 件	4 件	8 件	92 件
	百分率		24%	63%	4%	9%	100%
基準設定・ 監督機関関 連	基準設定主体		1 件	2 件	1 件	0 件	4 件
	規制監督機関		2 件	4 件	5 件	1 件	12 件
	計		3 件	6 件	6 件	1 件	16 件
	百分率		19%	38%	38%	6%	100%
会計士 関連	会計専門職団体		6 件	1 件	4 件	2 件	13 件
	監査法人		1 件	1 件	2 件	0 件	4 件
	計		7 件	2 件	6 件	2 件	17 件
	百分率		41%	12%	35%	12%	100%
利用者 関連	金融サービス		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	コンサルティング		0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
	アナリスト		1 件	0 件	0 件	0 件	1 件
	計		1 件	1 件	0 件	0 件	2 件
	百分率		50%	50%	0%	0%	100%
その他	個人		0 件	1 件	0 件	2 件	3 件
	非営利組織		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	学者		1 件	1 件	1 件	0 件	3 件
	その他（連名回答含む）		3 件	1 件	0 件	0 件	4 件
	計		4 件	3 件	1 件	2 件	10 件
	百分率		40%	30%	10%	20%	100%
合計			37 件	70 件	17 件	13 件	137 件
百分率			27%	51%	12%	9%	100%

回答者属性は、「(財務情報) 作成者」「基準設定・規制監督機関」「会計士」「(財務

情報)利用者」「その他」に大別した。「その他」には、保険業とは関連性のない営利企業からのコメント、および保険会社(保険業界団体)・アクチュアリー・会計専門職団体などの異業種での連名によるコメントを含めた。

「(財務情報)作成者」の属性には「保険会社」「保険業界団体」「アクチュアリー」に加えて、「銀行」および「銀行業界団体」が含まれるが、これは銀行業でも保険商品を取り扱うためである。論点書のコメントを寄せた「ドイツ銀行(Deutsche Bank)」(CL46)「オーストラリア銀行協会(Australian Bankers Association)」(CL126)「英国銀行協会(British Bankers' Association)」(CL130)について(協会加盟銀行に)保険商品を取り扱うことが確認できたため、「作成者」に分類した。回答者属性として、「作成者」関連からのコメントが多数寄せられている(全体の約7割)ことがわかる。

図表 5-10 にあるように、全体のコメントの半数が保険契約会計への公正価値モデルの導入を反対している。ただし、「その他」は除外して)会計専門職団体と監査法人から構成される「会計士」関連のみ、賛成の回答が反対の回答を上回る結果となった。また、「アクチュアリー」についても賛成の回答に投じた割合が高い。ただし 1999 年の論点書公表時点では、公正価値を出口価格と規定した SFAS 第 157 号も IFRS 第 13 号も公表されていないため、公正価値について利害関係者間で共通理解が形成されているわけではない点には注意が必要である。たとえば、豪州アクチュアリー協会(Institute of Actuaries of Australia)(CL56)は、公正価値モデルを支持するものの、その実用的なモデルとして(公正価値の代替値として)エンベディッドバリュー(EV)を用いることを提案している²¹⁵。第 2 章で指摘したように、EV そのものは市場価値とはかけ離れた概念であり、公正価値の代替値と見なせるかは概念上の問題がある。このような提案が出てくるのも、保険負債の取引市場が存在せず、公正価値評価には見積もりが不可欠になることに起因しよう。

以下では、IASB/IASB の基準策定作業に深く係わる関係団体の意見について取り上げる。まず、FASB (CL3) は、コメントレターが提出された当時、SFAC 第 7 号「会計測定におけるキャッシュフロー情報および現在価値の使用」を公表していたこともあり、基本的に、保険負債を現在価値評価するという IASB の方針を支持する立場をとっている。ただし、「われわれ(FASB、カッコ内引用者)は市場の仮定(market-based

²¹⁵ 公正価値モデルを支持しつつも、EV モデルを提案する(あるいは念頭に置く)コメントは、EV 発祥の地であり、実務的経験も蓄積されているイギリスに多く見られる。

assumptions) に基づく測定を好むが、市場の仮定が資産負債測定アプローチの必須の要素とは見なしていない」(p.5) と述べるなど、FASB は公正価値モデルに対して明確な支持ないし反対を示してはおらず、回答タイプとしては「保留」に分類される。

IASB の基準諮問会議のメンバーである IAIS (CL112) は、論点書公表時点では各国の保険監督当局の意見一致を形成することができず、どの質問項目に対しても基本的にメンバー間での賛否それぞれの意見が示されている。たとえば、公正価値モデルの適用の是非に関しては、公正価値モデル (または資産負債測定アプローチ) を採用することになれば、ボラティリティが高まることが想定されるが、一部のメンバーによれば、当該ボラティリティは経済的実質を反映するものではなく、投資家や保険契約者の選択行動に悪影響を及ぼすと懸念を示す一方、その他のメンバーは、当該ボラティリティは経済的実質を反映するものであり、保険会社に問題が生じている場合の早期警告 (early warning) となり得るとしている (p.5)。ただし、保険負債の公正価値評価に当たり、自己の信用リスクの影響を反映させることに対して明確に反対するという点については IAIS のメンバーの総意である旨が示されている (p.8)。なお、IAIS と連携し保険負債評価を検討していくことになる IAA (CL103) は公正価値モデル採用の方向性を支持している。

また、欧州会計士連盟 (Federation of European Accountants: FEE) (CL121) および欧州委員会 (European Commission: EC) (CL134) においても、IASB の諮問グループの一員として IASB の基準開発作業に多大な影響を与えてきた証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions: IOSCO) (CL135) も、IAIS と同様、公正価値モデルの適用に関してメンバー間で賛否が分かれている旨が示されている²¹⁶。IAIS、FEE および EC は、メンバー間で統一した意見形成がされていないため、図表 5-10 では「保留」に分類している。

なお、CFA 協会の前身である米国投資管理調査協会 (Association for Investment Management and Research: AIMR) (CL125) は、「公正価値測定は財務諸表利用者が企業の業績および財政状態を評価するに当たり、よりレリバントでタイムリーな情報を提供することになるため、保険契約は、公正価値で測定されなければならない」(p.1)

²¹⁶ たとえば、IOSCO は、コメント提出時点では公正価値モデルの適用の是非についてメンバー間のコンセンサスが得られていないとしている (p.4)。IOSCO の一部のメンバーは、保険負債の活発な取引市場がないことが公正価値モデルの適用に当たって、実務的な問題のみならず概念的な問題をもたらし得るとの懸念を示しているという。

と述べ、全面的に IASC の方針を支持する数少ない賛同者であったことは付記しておく。

以上、IASC（その後の IASB）の基準策定作業に深く係わる関連団体のコメントを取り上げたが、FASB、IAIS、EC、FEE、IOSCO は総じて「保留」であり、公正価値モデルの意義も、それに対する懸念も示していたことになる。また、全面的に賛成する回答はほとんど見当たらず、賛成の回答でさえも公正価値モデルを適用した場合の問題に IASC が今後いかに取り組むのか注視する立場をとっていた。

第 3 節 2007DP に対するコメント分析

2007DP に対する回答結果を集計したものが図表 5-11 である。2007DP では、コメント提出者への回答項目として以下の項目が設けられていた。

【質問 5】

- (a) 保険負債の測定属性として現在出口価値は適当か。そうである場合、またはそうでない場合、その理由を述べよ。そうではない場合、どの測定属性を支持するか、その理由も述べよ。
- (b) 「現在出口価値」はこの測定属性に最もふさわしい名称か。そうである場合、またはそうでない場合、その理由を述べよ。

図表 5-11 は、主として【質問 5】(a)の回答結果を集計したものである。【質問 5】に対する回答を直接述べなかったとしても、現在出口価値（公正価値）に対する意見を他の箇所でも述べていれば、当該回答を【質問 5】に対する回答として集計した。2007DP に対して、162 件のコメントレターが寄せられた²¹⁷。回答タイプおよび回答者属性は、図表 5-10 と同様の方法で集計・分類している。

「銀行」および「銀行業界団体」に関して、Bank of Ireland Life (CL50)、FirstRand Limited (CL72)、BNP Paribas (CL157) は銀行業ないし金融サービスを主軸に置いているものの、それに加えて保険業を行っていることを確認した。欧州銀行連盟

²¹⁷ 2007DP に寄せられたコメントレターは、論点書と同様、IASB のウェブサイト (<http://www.ifrs.org/Pages/default.aspx>) より入手可能である (2016 年 11 月現在)。

(European Banking Federation) (CL152) は「われわれは、保険事業が我々の活動においてますます重要になったため、この議論に参加することを決めた」(p.1) と述べており、「作成者」に分類することは適切であると思われる。ロンドン投資銀行協会 (London Investment Banking Association) (CL25) は自らを「英国の大手銀行や金融サービス業界団体」(p.1) と述べるのみで、また英国銀行協会 (British Bankers' Association) (CL60) については「保険はわれわれの構成員の事業活動の主要な部分ではない (major part of our members' business activities)」(p.1) としている。しかし、ロンドン投資銀行協会についてはその構成員に保険商品を取り扱う銀行業者が (少数ではあるが) 確認できたため、また英国銀行協会については「主要な事業」ではないものの保険商品を取り扱っているため「作成者」に分類した。

図表 5-11 2007DP に対する回答結果

回答者属性		回答タイプ				計
		賛成	反対	保留	無回答	
作成者 関連	保険会社	6 件	25 件	1 件	8 件	40 件
	保険業界団体	4 件	17 件	1 件	8 件	30 件
	銀行	1 件	1 件	0 件	1 件	3 件
	銀行業界団体	0 件	1 件	1 件	1 件	3 件
	アクチュアリー	3 件	7 件	2 件	3 件	15 件
	計	14 件	51 件	5 件	21 件	91 件
	百分率	15%	56%	5%	23%	100%
基準設定・監 督機関関連	基準設定主体	4 件	9 件	2 件	2 件	17 件
	規制監督機関	3 件	3 件	2 件	1 件	9 件
	計	7 件	12 件	4 件	3 件	26 件
	百分率	27%	46%	15%	12%	100%
会計士 関連	会計専門職団体	2 件	15 件	1 件	1 件	19 件
	監査法人	0 件	4 件	0 件	0 件	4 件
	計	2 件	19 件	1 件	1 件	23 件
	百分率	9%	83%	4%	4%	100%
利用者 関連	金融サービス	3 件	2 件	1 件	2 件	8 件
	コンサルティング	0 件	2 件	0 件	0 件	2 件
	アナリスト	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
	計	3 件	5 件	1 件	2 件	11 件

	百分率	27%	45%	9%	18%	100%
その他	個人	0件	2件	0件	3件	5件
	非営利組織	1件	1件	0件	1件	3件
	学者	0件	1件	0件	0件	1件
	その他営利企業	1件	1件	0件	0件	2件
	計	2件	5件	0件	4件	11件
	百分率	18%	45%	0%	36%	100%
合計		28件	92件	11件	31件	162件
百分率		17%	57%	7%	19%	100%

論点書に寄せられたコメントレーターと同様、「作成者」関連からのコメントが多く、全体の半数以上を占めている。また、論点書と同様、全体のコメントの半数が保険契約会計への公正価値モデルの導入を反対している。利害関係者総体の意見としては、一貫して保険負債に公正価値モデルを適用することに対して懸念を有していたことが分かる。回答者属性ごとの意見分布の変遷をみると、「作成者」「基準設定・監督機関」「利用者」についてはほぼ意見形成が変わっていないことが分かる。強いて言えば「基準設定・監督機関」について、論点書に対しては意見「保留」していたものが多かったが、2007DPでは「保留」の割合が減少し、その分「反対」が増えたことが挙げられる。

際だった変化が見られたのは、「会計士」関連の回答結果である。前述の通り、論点書に対しては、公正価値モデルの導入に対する「賛成」の割合が多かったが、2007DPでは一転して「反対」の割合が急激に増したことになる。この結果に対する一つの解釈として、論点書公表時点ではコメント提出者間で「公正価値」の定義に対して合意がなされておらず、EVまでもその射程に入れた見解もみられたが、2007DPでは「公正価値＝出口価値」に限定されたことによって「契約の移転」を擬制した評価モデルの問題が顕在化したためと考えられる。

なお、大手監査法人による IASC/IASB への資金提供額が多額に及び、IASC/IASB の基準策定作業の独立性に影響を及ぼしているとの懸念がしばしば寄せられてきた²¹⁸。しかし、保険契約プロジェクトに限っていえば、図表 5-12 に示されるように、公正価

²¹⁸ IASB (IFRS 財団) への主要な資金提供者と資金提供額は IFRS 財団の年次報告書で開示されている。

値モデルを支持していたのは 2002 年に解散した Arther Andersen のみであり、大手監査法人の意向が IASC/IASB の基準設定作業の方向性に多大な影響を与えたとは言い難い。

図表 5-12 大手監査法人のコメントの変遷

	論点書へのコメント	2007DP へのコメント
Arthur Andersen	賛成	N/A
Deloitte Touche Tohmatsu	N/A	反対
Ernst & Young	保留	反対
KPMG	反対	反対
PricewaterhouseCoopers	保留	反対

最後に、IASB の基準策定作業に密接にかかわる関係団体のコメントについて確認する²¹⁹。2007DP 公表時、FASB は、保険契約プロジェクトを IASB との共同作業として参画するかを諮るため、アメリカにおける利害関係者に向けて別途コメント募集を行っており、2007DP に対しては自身のコメントを寄せていない。

図表 5-13 主だった関係団体のコメントの変遷

	論点書へのコメント	2007DP へのコメント
FASB	保留	N/A
IAIS	保留	賛成
IAA	賛成	賛成
FEE	保留	反対
EC	保留	N/A
IOSCO	保留	保留

論点書では「保留」の立場をとっていた IAIS (CL148) は、2007DP における現在出口価値モデルについて「賛成」を投じた。その理由は、(多くのコメントレターが保険

²¹⁹ なお、欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG) は、2001 年に創設されたため、論点書には回答を寄せていないが、2007DP に対しては、反対の回答を寄せている。その理由は、保険契約への市場整合的な評価規定の適用に対する疑義である。

負債の「移転」を擬制する当該モデルを批判したのに対して) 保険負債を移転する際には、負債を受入れる企業側に受入れ能力(すなわち、負債を決済・履行する能力)があることが要請されるため、保険負債の出口価値は最終的な決済価値(the expected present value of the ultimate settlement cash flows)を反映することとなるためとしている(p.15)。

なお IAIS は、IASB の会計基準策定作業に対する重要なインプットを提供する目的で、コメントレター以外にも様々な意見発信を行っている。2005 年 5 月に公表された「IASB 保険契約プロジェクトフェーズ II の結果として生じる諸問題 (IAIS の初期見解) (IAIS 2005) では、IASB が保険負債へ公正価値評価の適用を目指すにあたって考慮すべき事項が縷々論じられている²²⁰。IAIS の狙いとしては、ソルベンシー規制に会計情報を用いる際の調整コストを削減することが意図されている (IAIS 2005, para. 4)。第 2 章でみたように、国際的なソルベンシー規制に関する議論では、資産・負債の市場整合的な評価が志向されており、IAIS (2005) における IASB への提言もこの点を念頭に置くものである。しかし、IAIS (2005) では、保険負債に公正価値評価を適用する場合でも、負債測定に自己の信用リスクの影響を反映させることに対しては否定的な立場をとっており (para. 34)、純粋な公正価値モデルを支持しているわけではない。

IAA (CL97) は、(メンバーの大多数は) 現在出口価値モデルを支持していると述べており、論点書の回答結果と変わりはない。FEE (CL120) は、2007DP では「反対」を投じたが、その理由は「契約の移転を擬制する」点にあり、これは、論点書に否定的な意見を寄せていた FEE の構成員が提示した理由と変わらない。IOSCO (CL151) は、現在出口価値モデルについて、①保険負債が移転されない点、②信用リスクを反映させる点などの問題点を挙げたうえで、論点書公表時と同様、その是非について構成員間のコンセンサスが得られていないとしている (pp.2-3)。

図表 5-13 にあるように、これらの関係団体における見解に大きな「揺らぎ」は確認できなかった。そもそも論点書において投じられた「保留」は、保険負債に公正価値モデルを適用する場合の懸念事項を指摘して、IASB に対して当該事項について引き続

²²⁰ たとえば、IAIS (2005) では、資産と負債の整合的な評価が要請されており、資産側が公正価値評価されるのを前提に保険負債についても市場整合的な評価を行う必要性が指摘されている (para. 22)。

き検討することを要請することが意図されていた。したがって、これらの関係団体の意向に沿うように IASC/IASB が基準策定作業を行っていたら、むしろ公正価値モデルを採用するという方向性に一定の修正が加えられて然るべきであった。しかしながら、(DSOP では修正の兆しがみられたものの) 2007DP では論点書の方向性からほとんど変更はなされなかった。

第 4 節 まとめ

保険契約プロジェクト長期化の一因には、IASB が保険負債への公正価値モデルの適用に固執した点が挙げられる。補論 2 では、IASB が固執したその要因として、利害関係者の公正価値モデルに対する意思表示に「揺らぎ」がなかったのか、具体的には、論点書では（一定の、あるいは特定の）利害関係者が支持表明したものの、2007DP では心変わりがあり反対に転じたことがあり、IASB が基準設定の方向性を見誤ったという可能性はなかったのか、1999 年の論点書および 2007DP に寄せられたコメントレター分析を通じて検討を行った。

コメント分析の結果、利害関係者の総意としては、一貫して保険負債への公正価値モデルの適用に懸念を示していたことが分かった。IASC/IASB の基準策定作業に深く係わる主だった関係団体からのコメントを見ても、それだけで IASC/IASB の方向性が左右されるようなコメントは確認できなかった。利害関係者の意見形成に「揺らぎ」はなかったものと考えられる。

なお IAIS は、IASB 保険契約プロジェクトに対して保険負債を市場整合的に評価する方向性を支持し、コメントレターとは別に、IASB が公正価値モデルの適用を検討する際の留意事項について意見発信を行うなどしてきた。ただし、CFO Forum も IAIS と同様、保険契約プロジェクトにおいて IASB に対して意見発信を行っており、CFO Forum は IAIS とは異なり、経済価値ベースの評価については支持するものの（市場整合的な評価のみならず）企業固有の情報に基づいた評価を提言している（CFO Forum 2006, p.6）。2007DP での提案内容を見れば、IASB は IAIS の意見を重視したように思われる。しかし、IAIS および CFO Forum はともに保険負債測定に自己の信用リスクを反映させることに反対しており、2007DP ではその点は考慮されず純粋な公正価値モデルが提案されるに至っている。したがって、「IASB は IAIS の意見を偏重した」という

見方は必ずしも正しくない。むしろ、IASB では公正価値モデルの適用が既定路線にあり、公正価値モデルの推進に都合の良い意見（のみ）を取り入れ続けた、という解釈の方が適切であると思われる。

第6章 経済価値ベースの ALM と伝統的な対

応概念の意義

第1節 はじめに

保険契約会計基準の策定に当たり、繰延対応アプローチから資産負債測定アプローチへの転換を図った IASC/IASB は、保険契約プロジェクト当初より保険契約への公正価値モデルの適用を目指して審議を続けていた。しかし、公正価値モデルが保険契約のファンダメンタルを捉えるものではないと多くの批判が寄せられたため、IASB は 2010ED 以降、企業固有価値モデルの一種である「履行キャッシュフローの現在価値モデル」を提示することとなった。このことは IASB が「公正価値を単一の測定属性として用いるという方針」から、「企業固有価値を単一の測定属性として用いるという方針」へとシフトしたことを示していると考えられる。

2010ED に示された測定モデルに一定のコンセンサスが得られた IASB に残された課題のひとつは、保険契約に現在価値モデル（再評価モデル）を適用することで生じるボラティリティへの対処であり、このボラティリティには保険負債と保険負債の裏付資産との関係性から生じるものが含まれる。IASB はこの問題に対処するにあたり、キャッシュフローの配分計算という性格を有していた収益・費用の対応から離れて、経済価値ベースの ALM を念頭に置いた資産・負債のマッチングを図ることに解決の糸口を見出してきた。

保険会社を取り巻く ALM においては、共通のリスク（たとえば、金利リスク）で関連づけられる資産と負債をともに経済価値ベースで評価することによって、一方の（一時的な）変動を他方の変動で相殺することが意図されている²²¹。そこでは（資産と負債に強い結び付きがあることを前提に）資産と負債のいずれか一方が時価評価されるものの、他方が原価評価される場合、純利益ないし純資産の変動性が高まることが問題視される。この変動性を低減させるには、保険負債とその裏付資産との会計上の評価方法を統一することが望まれる。IASB は、ALM の巧拙を会計上反映させるた

²²¹ 詳細は第2章を参照。

め、資産と負債とのミスマッチ（不整合、ないし不対応）を明らかにするよう尽力している²²²。

IASB 保険契約プロジェクトでは、このミスマッチは、①解消させるべきミスマッチと②報告すべきミスマッチに分けて審議されており、解消すべきものを解消し、報告すべきものを報告する測定モデルこそが保険契約会計における理想的モデルとされてきた。しかしながら、この資産と負債のミスマッチを解消ないし報告することの意義に対して、基準設定主体の「ねらい」とは裏腹に、利害関係者の多くが全面的な賛同を寄せず、また IASB は利害関係者の要望を受け入れてきた結果、当初思い描いていた資産・負債のマッチングを基軸とした理想的な測定モデルとはかけ離れたモデルを提示せざるを得ない状況にある。

利害関係者と基準設定主体（特に IASB）とで資産と負債のミスマッチの取り扱いについて見解の不一致が最も顕著に現れたのは、保険負債測定における自己の信用リスクの取り扱いについてであった。IASB は 2007DP において保険契約への公正価値モデルを適用する当然の帰結として保険負債測定に自己の信用リスクの影響を反映させることを提案したが、この自己の信用リスクの取扱いは、IASB が保険契約プロジェクト発足当初より推進した公正価値モデルの導入がついに暗礁に乗り上げた最たる要因であった。

本章では、IASB の掲げる保険契約の理想的な測定モデルの意義とその問題点を明らかにすべく、まず第 2 節において、資産と負債のマッチングを図ることの意義について考察を加える。第 3 節では、保険負債の評価へ自己の信用リスクを反映させる IASB 提案（2007DP）に対して寄せられたコメント分析を行い、つづく第 4 節にて、利害関係者の多くが、保険契約会計では資産・負債の経済価値評価の必要性を認めつつも、実現・対応を基軸に置く従来の期間損益計算の枠組みに意義を見出している点を明らかにする。第 5 節は総括である。

第 2 節 保険契約の理想的な測定モデル

保険負債に限らず、あらゆる資産・負債に対して再測定モデルを適用することで、

²²² 本章以降、伝統的な収益・費用の対応手続については「対応」と表記し、IASB が推進する ALM を念頭に置いた資産・負債の対応手続については「マッチング」と表記する。

純利益ないし純資産にボラティリティがもたらされることは不可避である。IASBをはじめとする基準設定主体では、金融商品会計や保険契約会計基準において、このようなボラティリティをいかに取り扱うかについて、ALM的な発想から資産・負債のマッチングの観点に立って審議が進められている。特に保険契約会計においては、資産と負債との「解消すべきミスマッチ」と「報告すべきミスマッチ」に分けて議論がなされている。すなわちIASBは、保険契約における理想的な測定モデルを「すべての経済的ミスマッチを報告し、いかなる会計上のミスマッチも生み出さない測定モデル」(IASB 2007, para. 179; IASB 2010b, para. BC173)とする。

第1項 経済的ミスマッチの報告

まず、報告すべきミスマッチとされるのが、経済的ミスマッチ (economic mismatch) である。経済的ミスマッチとは「資産および負債の価値、または資産および負債から生じるキャッシュフローが、経済状況の変化に対して異なる反応をするときに発生する不整合」(IASB 2010b, para. BC172[a]) である。現在のところ保険契約会計の文脈でのみ当該ミスマッチを報告することの意義が指摘されている。

保険会社は、ALMを通じて運用資産と負債のリスクを測定し、それを管理することに努めている。保険会社は、資産・負債のデュレーション・ギャップやマチュリティー・ギャップを埋めるために、類似した金利感応度や償還期間の資産と負債をマッチさせることを試みている。しかし、資産・負債の金利感応度や償還期間を完全に一致させることは至難の業である。経済的ミスマッチの報告は「真の経済状況」をありのまま報告せよとの要請であり、その定義上、資産・負債の金利感応度や償還期間を完全に一致させることができないためにALMでは相殺しきれなかった価値(ストック)とキャッシュフロー(フロー)それぞれのミスマッチ(ボラティリティ)の報告が要請されることになる。

経済的ミスマッチを報告するためには、保険負債およびその裏付資産の測定属性に歴史的原価(または歴史的受取額)を採用することを正当化できない(IASB 2004, para. BC173)。すなわち、歴史的原価は過去時制の測定属性であるため、資産・負債の購入時または受入時における経済状況を反映したものであり、現在の資産・負債の経済状況の変化を反映するものではないためである。そのため、経済的ミスマッチを適時に報告するには、資産と負債の現在の経済状況の変化を反映した測定属性(たとえば、

公正価値など)によって、毎期再評価されることが要請される(秋葉 2011)。

周知のように、2010年に改定されたIASB概念フレームワーク(IASB 2010a)では、財務報告が投資意思決定に関して有用なものであるためには、まずレリバントな経済的事象を表現する必要があるが、その場合、表現しようとする事象を忠実に表現することが求められており、財務情報が有用であるために備えるべき基本的な質的特性として「レリバンス」と「表現の忠実性」の2つが挙げられている。「経済的ミスマッチの報告」要請は、資産と負債の経済変化に対する感応度が異なる場合にはその程度をありのままに報告せよとの要請であり、「表現の忠実性」という質的特性を満たすものと解される。

第2項 会計上のミスマッチの解消

資産と負債との間で解消すべきミスマッチは、会計上のミスマッチ(accounting mismatch)と呼ばれる。たとえば、IFRS第9号「金融商品」(IASB 2016)では、会計上のミスマッチは「資産または負債の測定、またはそれらに係る利得および損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう測定もしくは認識の不整合」と定義されており(IASB 2016, para. 4.1.5)、主に金融資産ないし金融負債への公正価値オプション適用の論拠として用いられている。

会計上のミスマッチは、これまでに金融商品、退職給付、保険契約に関するIASBの基準(案)の論拠として用いられてきた。上記のトピックスにおいて会計上のミスマッチの解消を重視するのも、銀行業、保険業、また一般事業では退職給付制度においてALMを活用するためである。たとえば、ALM戦略に沿って同一のポートフォリオで管理されている資産・負債(群)があるとすると、資産が公正価値評価される一方で、負債が原価評価される場合、資産の帳簿価額が変動する一方で負債の帳簿価額は変動しないため、資産側の評価差額を純利益で認識すれば貸借対照表と損益計算書上でミスマッチ(すなわち、ボラティリティ)が生じる²²³。このようなミスマッチを解

²²³ 従来からよく指摘されてきた保険契約において会計上のミスマッチが生じる主要な原因は、利付きの金融資産を公正価値で評価する一方で、保険負債については現在の利子率を反映しない方法で評価することによるものである。そのため、金融資産の帳簿価額が変動する一方、保険負債の帳簿価額は変動しないことになり、純利益を通じて公正価値の評価差額を認識する金融資産に関して貸借対照表および損益計算書上で会計上のミスマッチが生じることが指摘されている(IASB 2007, para. 178)。また、IAS第39号における「売却可能金融資産」またはIFRS第9号における「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分金融商品」など、純利益

消するためには、①資産と負債の測定方法、ないし②評価損益の認識時点をマッチ（統一）させる必要がある。

IFRS 第 9 号では上述のように定義される会計上のミスマッチではあるが、IASB 保険契約プロジェクトでは当初、これとは幾分か異なった定義づけがなされていた。IFRS 第 9 号における会計上のミスマッチは前述のとおり、①資産と負債の測定属性間の不一致に加えて、②損益の認識時点の不一致も挙げられているため、会計上のミスマッチの解消手段として、純利益でマッチさせるために評価差額をその他の包括利益（OCI）に計上する選択肢が残されていた。そのため、IFRS 第 9 号では、資産と負債で異なる測定属性が用いられることが許容される。IFRS 第 9 号では、資産と負債とで異なる測定属性が用いられている場合には、再評価されている一方の項目の評価差額を OCI へ計上することで損益の認識時点を調整することにより、純利益のボラティリティを解消することができる。

その一方で、IASB は、2010ED においては会計上のミスマッチを「異なる測定属性を適用しているため、それらの資産および負債の帳簿価額が経済状況の変化に等しく反応しない場合に発生する不整合」と定義しており（IASB 2010b, para. BC172[b]）、そこでは測定属性のマッチングについてのみ言及されている²²⁴。IFRS 第 9 号では「測定属性間のミスマッチ」に加えて「損益の認識時点のミスマッチ」についても言及されており、ミスマッチの範囲は広く捉えられている。したがって 2010ED では、会計上のミスマッチを解消させる手段として、資産・負債に共通の測定属性を用いること（のみ）が想定されているものと考えられる。

2010ED と IFRS 第 9 号とで会計上のミスマッチに関する定義に差異が生じたのは、2010ED では、保険負債の評価差額をすべて純利益に計上することこそが財務情報の明瞭性や理解可能性を向上させると考えられていたことに起因しよう。OCI を通じて公正価値で測定される持分金融商品によって担保される保険負債については、会計上のミスマッチを解消する手段として、その変動を裏付資産に合わせる形で OCI 計上することも考えられる。しかし 2010ED では、そのような処理を採用すれば保険負債の帳簿価額の変動の一部を OCI で、一部を純利益で報告することになり、その結果生じる

を通じて評価差額を認識しない金融資産については、その他の包括利益（また、その結果として純資産）において会計上のミスマッチが生じることになる（IASB 2010b, para. BC174[b]）。

²²⁴ 2007DP における会計上のミスマッチの定義もこれと同様であった（IASB 2007, para. 177）。

複雑性が財務情報の明瞭性を毀損することになると批判されていた (IASB 2010b, para. BC180)。2010ED に対して IFRS 第 9 号に示される「会計上のミスマッチ」の定義を用いると、保険負債の構成要素のうち一部の変動差額を OCI 計上するような処理も認められ得るため、2010ED ではあえて「損益の認識時点のミスマッチ」について言及しなかったのかもしれない。

図表 6-1 会計上のミスマッチの変遷

	IFRS 第 9 号	2010ED	2013ED
ミスマッチの原因	資産と負債とで①測定属性が異なる、または②損益の認識時点が異なるため	資産と負債とで異なる測定属性を用いるため	資産と負債とで帳簿価額の調整方法が異なるため
ミスマッチの解消方法	①同一の測定属性を用いる、または②評価差額の認識時点を調整する	同一の測定属性を用いる	①同一の測定属性を用いる、または②評価差額の認識時点を調整する

出所: 羽根 (2015b, p.174) を一部修正

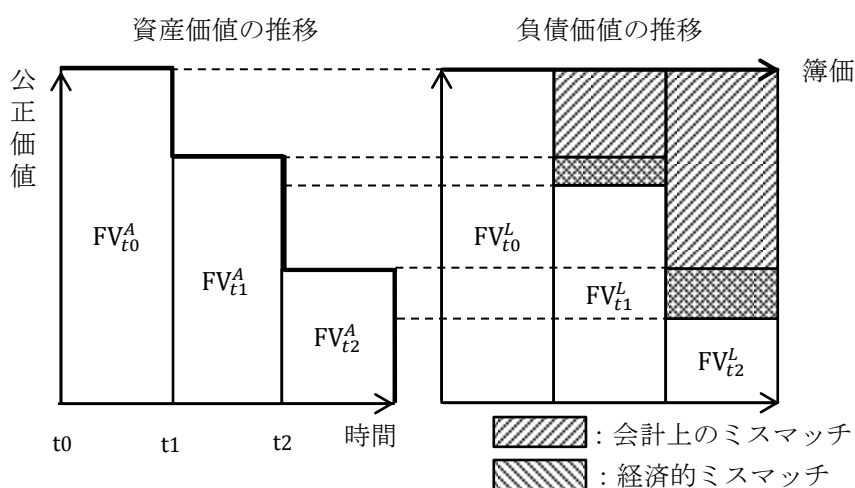
2010ED に寄せられたコメントレターの多くが、保険負債の再評価損益を純利益で認識することに対して拒否反応を示したため、2013ED では、保険負債の評価差額のうち金利変動の影響による部分のみ OCI 計上することが提案されるに至った。それに伴い、会計上のミスマッチの定義も「資産と負債の帳簿価額および表示が、異なる測定または表示の方法が適用されていることにより、経済的変化を同等に反映しない場合に生じるミスマッチ」(IASB 2013b, para. BC45, 強調部分引用者) へと変更された。このため、2013ED における会計上のミスマッチは測定属性のミスマッチに限定されず、実質的に IFRS 第 9 号の内容と同義であると思われる (図表 6-1 参照)。

仮に、会計上のミスマッチの本来あるべき姿 (定義) が IFRS 第 9 号に示されるものであるとすれば、IASB 保険契約プロジェクトにおける会計上のミスマッチの変遷は、その定義の収斂過程と捉えることができる。なお、2010ED のように測定属性のミスマッチと捉えた場合、解消させる属性は原価か時価かいずれかに統一させる必要がある。原価と時価のいずれに合わせるかは、別途、何らかの「価値判断」が必要となろう。

第3項 経済的ミスマッチの報告と会計上のミスマッチの解消の関係性

会計上のミスマッチには、①測定属性間の不一致と、②損益認識時点の不一致が含まれる。①の解消は、資産・負債の測定属性を合わせることで純資産の変動性の低減を通じて、純利益の変動性を低減することになる。②の解消は、再評価項目の評価損益をOCI計上して原価評価項目の損益認識時点まで繰り延べることで、純利益の変動性を低減することはできるものの、純資産の変動性は解消されない。したがって、会計上のミスマッチには、「純資産（→純利益）のミスマッチ」をターゲットにするものと、「純利益のミスマッチのみをターゲット」にするものがある。本研究では、前者を「会計上のミスマッチ（純資産）」とし、後者を「会計上のミスマッチ（純利益）」と称す。

図表 6-2 経済的ミスマッチと会計上のミスマッチ（純資産）の関係



出所: 羽根 (2015b, p.172) を一部修正

経済的ミスマッチと会計上のミスマッチ（純資産）の関係を示したものが図表 6-2 である。図表 6-2 では、資産を公正価値評価する一方で、負債を原価評価する場合に生じる会計上のミスマッチを示している。資産・負債をともに経済価値（公正価値）ベースで評価していれば、一方の変動が他方の変動で相殺され、利益ないし純資産価値の変動性を管理できるにもかかわらず、負債が t_0 時点の公正価値 (FV_{t0}^L) のまま据

え置かれるため²²⁵、資産の評価損益 (t_1 期末でいえば、 $FV_{t_0}^A - FV_{t_1}^A$) は認識される一方、(公正価値評価すれば生じるであろう)負債の評価損益 (t_1 期末でいえば、 $FV_{t_0}^L - FV_{t_1}^L$) は認識されず、純資産 (また、その変動を通じて純利益) において過度のボラティリティが生じてしまう。この場合、会計上のミスマッチが解消されるのは、負債が決済される時である。IASB では、会計上のミスマッチによるボラティリティは、資産と負債とで会計処理方法が異なるために生じる「見かけ上の (あるいは人工的に生じた)」ボラティリティであり、排除すべきものと考えられている。

ただし、資産・負債をともに経済価値評価したとしても、ALM 戦略のもと両者の変動額を完全にマッチさせることは不可能に近い。資産・負債とで会計上の測定方法を統一させたとしても、なおも残る変動額のズレ (t_1 期末でいえば、 $FV_{t_1}^A - FV_{t_1}^L$) が経済的ミスマッチとして報告される。IASB では、ALM の適否を判断するためにも、ALM によって完全に管理しきれないボラティリティは、包み隠さず明らかにすべきと考えられているのである。図表 6-2 では、経済的ミスマッチが会計上のミスマッチにより覆い隠されている。経済的ミスマッチを明らかにするためには、まず会計上のミスマッチを除去 (資産・負債の会計上の測定方法を統一) する必要がある。

第 4 項 資産・負債をマッチさせることの帰結

以下では、経済的ミスマッチを報告するために、また、会計上のミスマッチを解消させるために資産・負債の処理をマッチさせることから、いかなる帰結がもたらされ得るのかを考察する。

(1) 会計上の評価規定の多様化

これまでの考察から、資産と負債をマッチさせることの主たる目的は、①経済状態のありのままの報告と、②ボラティリティの平準化という 2 点に集約できよう。ここで、資産・負債のマッチングが純利益の平準化 (すなわち、損益計算書上の会計上のミスマッチの排除) のみならず純資産の平準化 (すなわち、貸借対照表上の会計上のミスマッチの排除) についても視野に入れている点は、基本的に期間利益の平準化の

²²⁵ なお、負債の公正価値は信用リスクの影響などを調整済のものとする。また、実際には、負債の簿価は各期に償却されるなどして変動し得るが、ここではそのような変動もないものと仮定する。

みを意図している収益・費用の対応原則と異なる点と指摘できよう。これは ALM が企業のサープラス（純資産）の最大化ないし安定化を目的としていることと無関係ではない。

資産・負債に原価評価または公正価値評価を適用した場合に起こり得るミスマッチの状況を示したものが図表 6-3 である²²⁶。なお、図表 6-3 では、経済的ミスマッチについても純利益において資産と負債のミスマッチを報告するか、包括利益においてミスマッチを報告するかで、前者を経済的ミスマッチ（純利益）、後者を経済的ミスマッチ（包括利益）に区分した。純利益または純資産において会計上のミスマッチが生ずるのは、(ii)(iii)(iv)(vi)(vii)(viii)である。たとえば、(ii)(iv)で示されるように、一方の項目が純利益を通じて公正価値評価されるものの、他方が原価評価される場合、会計上のミスマッチが純利益と純資産において生じる。このミスマッチを解消させるための手段が「公正価値オプション」といえる。

なお、現行の IFRS 第 9 号では、公正価値測定区分に分類された金融資産に対して、評価差額を純利益に計上するのではなく OCI 計上を認める「OCI オプション」が設けられているが、会計上のミスマッチを解消するための手段とは認知されていないようである²²⁷。ただし、OCI オプションを活用することによって、(ii)(iv)(vi)(viii)における会計上のミスマッチ（純利益）を解消することができよう。なお、(iii)(vii)の純資産のミスマッチを解消させるための手段は現時点では提案されていない²²⁸。

「会計上のミスマッチを解消させる」という標語のみからいえることは「ミスマッチを解消できるように、様々な会計トピックスにおいて会計処理のオプション化を認めるか、会計処理を画一化すべきである」ということである。たとえば、オプション

²²⁶ なお、公正価値のヒエラルキー間におけるミスマッチはさしあたり考慮外とする。すなわち、保険負債の公正価値は通常観察不可能であるため見積もる必要があるが、その際には、保険負債とその担保資産との、IFRS 第 13 号に示される公正価値のヒエラルキー間のミスマッチも生じる可能性がある（小川 2009）。また Foroughi *et al.* (2011) によれば、2010ED で要求される市場変数の調整が、IFRS 第 13 号における公正価値の定義にある「通常の取引 (orderly transaction)」を反映していない場合に会計上のミスマッチが生じると指摘されている。

²²⁷ OCI オプションが設定された背景として「資本性金融商品を主として投資の価値の増加のためではなく契約に基づかない便益のために保有している場合には、公正価値による評価差額は企業の業績を示さない可能性があるとの主張に留意した」とされている（IASB 2016, para. BC5.22）。

²²⁸ このことは純利益の平準化が純資産の平準化よりも重視されていることを示しているのかもしれない。また多くの利害関係者が、純資産の平準化よりも純利益の平準化をより重視していることは注目に値する（IASB 2012a, para. 25[c]）。

化を行うのであれば、現行の IAS 第 40 号「投資不動産」では、投資不動産に対して原価モデルと公正価値モデルの任意選択が認められており、公正価値モデルを選択した場合、評価差額は純利益へ計上されることになっている。しかし、負債が原価評価される場合、会計上のミスマッチ（純利益）を解消させるためには評価差額を OCI 計上する更なる選択肢を設けることが望ましいのかもしれない²²⁹。

図表 6-3 資産・負債のミスマッチの解消、および報告状況

		資産		
		HC (AC)	FV-NI	FV-OCI
負債	HC (AC)	(i)	(ii)	(iii)
	FV-NI	(iv)	(v)	(vi)
	FV-OCI	(vii)	(viii)	(ix)

HC (AC) : 原価（償却原価）評価

FV-NI : 公正価値評価・評価差額は純利益計上

FV-OCI : 公正価値評価・評価差額は OCI 計上

	会計上のミス マッチ（純利 益）の解消	会計上のミス マッチ（純資 産）の解消	経済的ミスマ ッチ（純利益） の報告	経済的ミスマ ッチ（包括利 益）の報告
(i)	○	○	×	×
(ii)(iv)	×	×	×	×
(iii)(vii)	○	×	×	×
(v)	○	○	○	○
(vi)(viii)	×	○	×	×
(ix)	○	○	×	○

○ : ミスマッチ解消（報告）

× : ミスマッチ解消（報告）せず

ただし、会計処理の選択肢の幅を広げることは、代替的な会計手続の排除を極力図ってきた IASB のこれまでの方針と反するものである。事実、2011 年改正 IAS 第 19

²²⁹ 羽根（2011）では、投資不動産の保有目的（投資の性質）の観点から投資不動産の評価差額の OCI 計上の可能性を検討している。なお、純利益計算において会計上のミスマッチを解消させるためには、すべての OCI 項目のリサイクリングは必須である（赤塚 2012）。

号「従業員給付」(IASB 2011f)では、改正前まで認められていた退職給付債務に関する数理計算上の差異について、純利益計上と OCI 計上の選択が認められていたが、改正後は(基準策定時に多くのコメント提出者から当該選択肢を残すよう要望が寄せられながらも)財務報告の改善につながるとして当該選択肢が削除されることとなった(para. BC 93)。この場合 IASB は、資産側にいかなる評価規定が採用されようが、会計上のミスマッチ(純利益)の解消に対処できるにもかかわらず²³⁰、会計処理のオプション化を認めなかったこととなる²³¹。

また本節第 2 項で述べたように、会計上のミスマッチを測定属性のミスマッチと捉えた場合、測定属性を原価に統一するか時価に統一するかは何らかの「価値判断」が必要となるが、「経済的ミスマッチを明らかにすること」がその判断指標の一つとなり得る。たとえば、(i)と(v)ではともに会計上のミスマッチは生じていないが、経済的ミスマッチを適時に報告し得るのは全面公正価値(v)である。

(2) 資産・負債の変動から生じた収益・費用を対応させることの意義

IASB/IASB は、保険契約への現在価値評価の適用を正当化する論拠の 1 つとして、現在価値評価を適用することが、必ずしも収益・費用の対応を無視したものではない点を挙げている。すなわち、資産・負債の現在価値の変動としての収益と費用は、共通の測定単位(すなわち、同一時点の現在価値)で表現されることになるという(たとえば、IASB 2001, para. 3.48)。

ここで、従来の収益・費用の対応手続ではいかなる目的のもと収益・費用を対応させていたかを確認しよう。第 4 章で検討したように、Paton and Littleton (1940) に代表される伝統的な(収益費用アプローチに基づく)対応手続は「企業における経営努力と成果とを結合させて、企業の純粋な経営成果を把握するために、費用と収益とを対応させ、純粋な経営成果としての純利益を明らかに」(小林 1995, p.64)するものと解されてきた。つまり、収益・費用の対応は、収益・費用を企業活動における「成果」と「努力」の因果律の中で捉えて結合させることで、キャッシュフローの再配分を行

²³⁰ 資産側の会計処理によっては、会計上のミスマッチ(純利益)に加えて、会計上のミスマッチ(純資産)も解消できる。

²³¹ その一方で保険契約プロジェクトでは、会計上のミスマッチ(純利益)を解消させるために、保険負債の金利変動による評価差額について(裏付資産の評価規定と合わせることができるよう)純利益計上と OCI 計上の選択肢を認める方向にある。これはコメント提出者の要望に応える形で認められたものである。

うことを通じて、結果として算定される利益に「企業活動の正味成果」という長期的な業績指標としての積極的な意義を付与していた。収益・費用の対応手続には、利益を「企業活動の効率性の測定尺度」と見なした上で「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」という機能が期待されていたのである。

また、伝統的な対応概念において対応関係にある収益・費用は、実現した（あるいはすでに発生した）確定額であった。その結果、両者の対応からもたらされる利益についても、その性格は確定的なものとなる²³²。第5章で繰延対応アプローチの特徴を確認したように、保険契約会計においても未経過保険料や新契約費のように、収益・費用の一方が未実現（未発生）の場合、それが実現（発生）されるまでは、あるいは両者の因果関係が成立するまでは、もう一方の項目の収益・費用認識は繰り延べられることになる。

現在価値評価の枠組みのもと、資産・負債をマッチさせることに追随して収益と費用を対応させる方法では、対応計算によって導出される利益の意味も変容してくる。現在価値の変動要因は様々であるが、将来キャッシュフローの見積もりの変更がその最たるものである。将来キャッシュフローの見積もりは、企業内外のあらゆる情報を考慮してなされるが、それらはあくまでも期待であり、次期以降にはまた改訂が迫られる可能性は十分にある。資産・負債のマッチングでは、「期待」収益と「期待」費用の対応から「期待」利益が算出され得る。さらにそれらの収益・費用の間には、因果関係は存在せず（ALMを想定しても）金利変動の影響を媒介させた相関関係が認められるに過ぎない。そのような利益に対して、長期的な業績指標を示すもの、あるいは「企業活動の正味成果」という積極的な意義を付与できるかは明らかではない。第4章での考察から明らかのように、資産負債アプローチに基づく対応観には「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」という姿勢が希薄であったが、まさしく保険契約プロジェクトにみるIASB提案にもそのことが当てはまる。

Paton and Littleton (1940) は、製造業を念頭に置いた「対応」について議論しており、金融業に直接当てはめて議論することは適切ではないかもしれない。しかし第1章で確認したように、保険業は保険契約者からの保険料を原資として行われる資産運用業務と保険引受業務から成っており、金融業とサービス業の両方の性格を有している。

²³² 計算確実性を欠いた可変的な利益は、予測価値や確認価値が望めないことに加えて、成果が確定していないことにより処分可能性もないことになる。

金融業の側面からみた場合、リスク管理の観点から経済価値ベースの ALM の必要性が増す中、ストックの評価はこれまで以上に重視されることになろうが、サービス業の観点からフロー（保険サービス提供の流れ）を業績指標としてみたとき、利益指標を単なるストックの変動として捉えることもできない。

第 5 章で確認したように、初期利得の計上が否認されてきたことや市場金利の変動の影響が純利益から除外されてきたことから、保険契約会計はストックの評価のみに焦点を当てるだけでは不十分であろう。紆余曲折を経てきた IASC/IASB 保険契約プロジェクトは、金融業とサービス業の両方の側面を捉えることのできる保険契約会計の「姿」を模索してきたものといえよう。

(3) IASB の「ねらい」—全面公正価値会計の推進—

IASB が経済的ミスマッチの報告を重視するのは、保険契約プロジェクトにおいて長らく公正価値モデルを推進してきたことと無関係ではなかろう。保険契約プロジェクトでは当初、理想的な測定モデルとして「存在するすべての経済的ミスマッチを報告し、いかなる会計上のミスマッチも発生させない」（IASB 2007, para. 179）モデルを掲げてきたものの、保険契約会計への公正価値モデルの適用は多くの利害関係者からの理解が得られずに失敗した。しかしながら IASB では、保険負債の経済価値ベースの測定モデルが依然として提案され続けている。上記 (1) で示したように、経済的ミスマッチの報告を推し進めれば、保険負債とその裏付資産ともに経済価値ベースでの測定が要請されることとなり、その結果、公正価値の適用範囲が拡大されることになりかねない。

第 1 節でも述べたように、IASB は、保険負債に対して単一の測定属性ないし測定モデルとして企業固有価値（再評価モデル）の適用を目指してきた²³³。IASB は、保険会社の保有する資産の会計処理の変更を要請するものではない、と保険契約プロジェクトにおいて度々述べているが（たとえば、IASB 2010b, para. BC176）²³⁴、保険負債に再

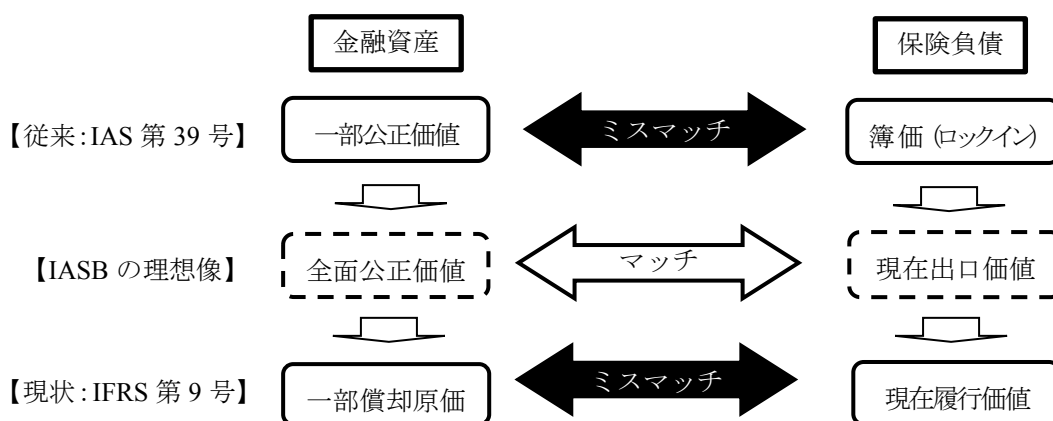
²³³ 第 5 章にあるように、短期契約については保険料配分アプローチが採られるが、IASB によれば、これは履行価値モデルの簡便法という位置づけであり、あくまでも主眼は現在価値モデルにあるものと思われる。

²³⁴ 例外として DSOP では、保険会社が保有する不動産、繰延税金資産および負債の取り扱いについて若干の規定が設けられていた。たとえば、IAS 第 40 号「投資不動産」では、投資不動産に対して公正価値評価（公正価値モデル）と原価評価（原価モデル）の選択適用が認められているが、保険会社には IAS 第 40 号の定める公正価値モデルの強制適用が提案されていた

測定モデルを適用し、「経済的ミスマッチの報告」と「会計上のミスマッチの解消」を掲げることで実質的に資産側の会計処理を規定ないし限定していることになる。保険会社の保有する負債全体のうち保険負債は8~9割を占めるため²³⁵、保険負債に公正価値評価（あるいは企業固有価値評価）を適用することは、それに呼応して保険負債の裏付資産に関しても公正価値評価を要請することになり、保険会社には実質、全面公正価値会計が導入されることになる。

第5章で確認したように、保険契約プロジェクトで公表された論点書（IASC 1999）では、当時行われていたJWGの金融商品への全面公正価値の議論の如何によっては、混合属性アプローチを採用しているIAS第39号が置き換えられるのではないかとの懸念が示されていた²³⁶。しかし、結局、JWGの提案は棄却されることとなった。会計上のミスマッチのみを問題とするのであるならば、JWG提案の棄却時点で保険負債の公正価値評価適用の方向性にも修正が加えられて然るべきであった。ところが近年、金融商品の全面公正価値の議論が再浮上してきたのは周知の通りである。たとえば、IASB（2008c）では、金融商品を測定する手法が複数存在することが今日の会計処理の複雑性を生じさせている主要な要因であるとして、そのような複雑性を軽減させる手段として、金融商品を単一の方法、特に公正価値評価することが提案されていた。

図表 6-4 会計上のミスマッチ解消のためIASBの目指した会計処理と現状



出所：羽根（2012a, p.163）を一部修正

(IASB 2001, para. 10.3)。

²³⁵ 保険会社の資本構造は第1章を参照。

²³⁶ 来住（2004）では、IAS第39号が混合属性アプローチを採用しているため、保険負債を公正価値で評価したとしても会計上のミスマッチが解消されない点が指摘されていた。

図表 6-4 は、会計上のミスマッチ解消のために IASB が目指した会計処理と現状の会計処理を示したものである。図表 6-4 の中段（【IASB の理想像】²³⁷）に示されるように金融資産を全面公正価値評価し、2007DP で提案された現在出口価値により保険負債を評価すれば、図表 6-4 の上段（【従来：IAS 第 39 号】）に示される保険契約会計において従来指摘されていた会計上のミスマッチは解消されることになる。しかし、IAS 第 39 号を置き換えるべく公表された IFRS 第 9 号は（リーマン・ショックを経て公正価値会計に対する非難が殺到したこともあり）もはや全面公正価値測定を推進するものではなく、企業のビジネスモデルに鑑みてそれに適合する測定属性（公正価値または償却原価）を割り当てるものであったため、保険負債のみに公正価値または履行キャッシュフローの現在価値という単一の測定属性を規定することになれば、図表 6-4 の下段に示されるように、新たな会計上のミスマッチが生じる可能性がある²³⁸。

このためか IASB 金融商品プロジェクトでは、保険契約プロジェクトとの関係を踏まえた上で「OCI を通じた公正価値評価」のカテゴリーが金融資産に増設されることとなったが（IASB 2012b, para. IN1[b]）、このことから穿った見方をすれば「IASB は全面公正価値会計への布石を打っている」という可能性も否定できない²³⁹。この点は、契約上のサービス・マージン（CSM）の取り扱いでも確認できる。

²³⁷ 「IASB がかつて描いた理想像」とした方が適切かもしれない。詳しくは注 239 を参照。

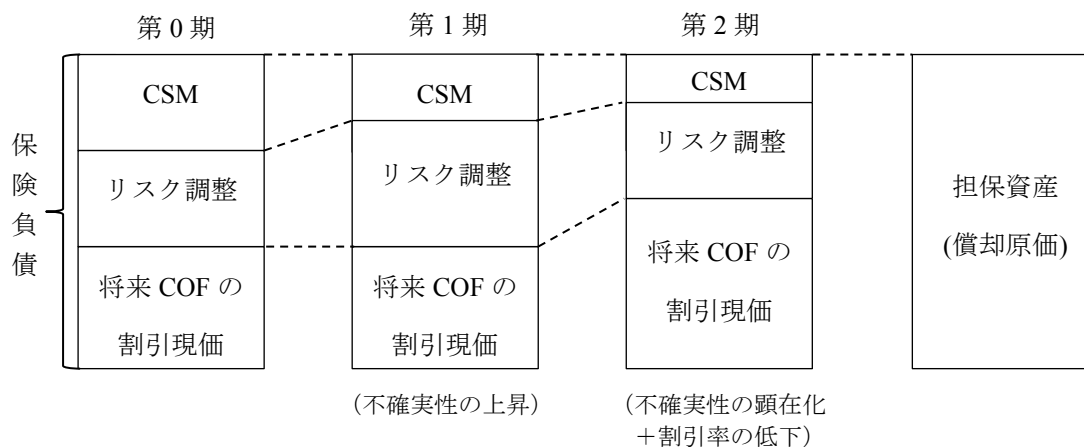
²³⁸ また、小川（2009, p. 83）では、保険負債の現在履行価値は、「負債の移転・譲渡価値の推定から乖離」しているため、資産を公正価値で測定したとしても会計上のミスマッチが解消されないと指摘されている。資産側に公正価値測定を適用し、保険負債に対して公正価値または現在履行価値を測定属性として選択したとしても、会計上のミスマッチが完全に解消されるとは言い切れない。

²³⁹ Nobes（2015）は、IASB が 2015 年までに公表した IFRS について必ずしも公正価値ベースの規定にはなっていないことを指摘している。また、ハンス・フーガーホースト IASB 現議長は、IASB による公正価値の重視は誤解である旨の発言を繰り返し行っている（たとえば、Hoogervorst 2012）。しかし、IASB の現ボードメンバーの方針がそうであるとしても、将来の組織改編に伴い現方針が引き継がれるという保証はどこにもない。また、IASB 収益認識プロジェクトや保険契約プロジェクトの初期提案ではそれぞれ公正価値モデルが提案されていたものの、多くの利害関係者からの反対に遭いそれぞれ断念されたという経緯があって、多くの IFRS が公正価値ベースには至らなかったといえる。

なお、2008 年 9 月に開催された早稲田大学グローバル COE プログラム《企業法制と法創造》総合研究所主催の公開シンポジウム「会計基準のコンバージェンス—EFRAG 議長に聞く「欧州の今—」における、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）のテクニカル・ディレクターである Paul Ebling 氏の発言によれば、IASB のメンバーの中には、現在提案されている保険会計における収益認識モデル（再測定モデル）が成功した暁には、収益認識基準においても保険会計のような再測定モデルの導入に巻き返しを図ろうとする者がいるとされていた（辻山他 2009）。

IASB によれば、CSM は「未稼得利益」とされるが、その具体的中身としては、保険料中に含まれる「安全割増」が含まれる。すなわち、保険負債は将来支出現価から将来収入現価を差し引いて計算することになるが、この将来収入現価を構成する保険料には「安全割増」が含まれているため、契約締結時には通常、将来収入現価が将来支出現価を上回ることが想定される。その超過額が CSM の一部を構成することとなる。この「安全割増」は（生命保険業であれば）予定死亡率、予定事業率、予定利率それぞれの計算基礎率に余力を持たせることで生じるため、CSM には（契約時に想定される）死差・費差・利差益相当額が含まれる²⁴⁰。第 5 章で触れたように、将来キャッシュフロー（加えて、リスク調整）の見積もりの変動に起因する保険負債の変動については CSM によって吸収されるものの、割引率（金利）変動に起因する保険負債の変動は CSM で吸収されず、OCI 計上されることになる。したがって、CSM には利差益相当額が組み込まれているため、CSM がその時点の「未稼得利益」を表象するには、割引率の変動についても CSM で吸収する必要があるが、この処理は認められていない。

図表 6-5 CSM のアンロックと AML 戦略



割引率の変動に起因する保険負債の変動を CSM で調整することを認めなかった理由として「保険引受活動と投資活動の成果を区分する」という理由がまず考えられる。しかしその一方で、経済価値ベースの ALM を推進することの妨げにならないようにとの思惑も垣間見られる。仮に割引率の変動についても CSM で吸収することとなれば、図表 6-5 に示されるように保険負債総額は完全にロックインされるため、ALM 上、資

²⁴⁰ CSM のその他の要素は、超過利益の現在価値であり、まさしく自己創設のれんに相当するものである。CSM の構成要素については第 8 章を参照。

産も同様に（償却）原価評価されるものが選択される可能性が高まる²⁴¹。他方、割引率の変動による評価差額を OCI 計上すれば、当該部分は保険負債総額を変動させることとなるため、保険負債の裏付資産についても時価評価を選択する余地が残されることとなる。

これまでのミスマッチの議論は「負債の返済手段が公正価値評価されている場合は、負債も公正価値評価すべき」というものが多く見られた²⁴²。保険契約会計ではそれが逆転し「保険負債が経済価値評価されているという既成事実が先に作られ、そこから資産側の公正価値評価の適用範囲を拡張していく」という可能性が皆無とは言い難い。

さらに、IASB は「会計上のミスマッチの解消」に比して「経済的ミスマッチの報告」を重視しているようである（IASB 2011g）。IASB では「経済的ミスマッチの報告」の正当性の主張にあたって、保険契約を取り巻く経済事象の「忠実な表現」を提供する点が想定されているようだが、経済状態をありのままに報告するような「保険負債（加えて裏付資産）の変動」情報自体が「レリバント」であることは必ずしも自明ではない。この点を明らかにする格好の素材が、保険負債評価における自己の信用リスクの取り扱いを巡る議論である。

次節では、保険負債評価への自己の信用リスク反映に関する IASB 提案（2007DP）に対して寄せられたコメント分析を通じて、利害関係者が資産・負債のマッチングにどれほどの意義を認めているのか探ることとする。

第 3 節 保険負債評価への信用リスク反映に対するコメント分析

IASB 保険契約プロジェクトでは、理想的な測定モデルとして「存在するすべての経済的ミスマッチを報告し、いかなる会計上のミスマッチも発生させない」モデルが掲げられてきた。そのような測定モデルに従えば、保険負債の評価に自己の信用リスク

²⁴¹ CFO forum は、IASB が提案する CSM の「部分的な」アンロックではなく、割引率の変動も CSM で吸収する「完全な」アンロックを提案している（IASB 2014a）。ただし、CSM が一旦使い果たされてしまえば、保険負債のストック値はアンロック状態となる。このために保険会社は、CSM の消費状況とともに ALM を定期的に見直すことが迫られる可能性がある。

²⁴² ただし醍醐（1999）では、資産と負債の評価損益（特に、購買力損益）との連動性について論じた学説を紹介したのち、特定の資産と負債との間に資金調達関係が認められるとしても、当該資産・負債の損益認識を連動させる根拠となるのか疑問を呈している。大日方（2012a, p.48）は、債権（資産）と債務（負債）とでは、そのリスクやコストが異なるため、資産との類推から負債の会計処理を決めるのは誤りであると指摘する。

の影響を加味することは必然と思われる。保険負債の裏付資産が公正価値評価される（あるいは減損損失が認識される）場合、保険負債の評価に信用リスクの影響を反映しないことは会計上のミスマッチを生じさせることになるからである²⁴³。

また中村（2011）によれば、ヘッジ会計ではヘッジ手段とヘッジ対象の変動差額がほぼ同額で相殺されることが期待されるが、信用リスクに係る評価損益のマッチングではそのようなことはそもそも期待されていないという。つまり、純資産に十分な余裕がある企業とそうでない企業では、資産の毀損が同程度であったとしても信用リスクに与える影響は異なる（前者ではリスクがそれほど高まらず、後者では高まる）ため、（金融）負債の公正価値の減少程度（そのため評価益の大小）も異なる（中村 2011, p.18）。したがって中村（2011）は、信用リスクに係る評価損益のマッチングにおいて、資産の減少と負債の減少に差額が生じたとしても、それ自体は（会計上の）ミスマッチを意味するものではないとしている。ただし、この差額は会計上のミスマッチではないとしても、資産と負債が経済状況の変化に対して異なる反応を示したことに起因する「経済的ミスマッチ」を表象するものであり、保険契約プロジェクトが理想とする測定モデルではその情報価値が認められることになる。

2007DP では、保険負債を公正価値評価するとともに（その当然の帰結として）信用リスクの変化を負債測定に反映させることが提案されていた。しかしながら、保険負債の評価に信用リスクの影響を反映させる提案は多くの利害関係者から支持されず、2010ED では一転して、保険負債の評価に信用リスクの影響を加味しないこととなった。したがって、保険負債の裏付資産の価値下落が保険会社の信用リスクに影響を及ぼす場合、資産と負債との間に会計上のミスマッチが生じ、かつ信用リスクに起因する経済的ミスマッチは報告されないこととなる。2010ED では、ミスマッチの解消ないし報告とは別の要請が働き、「理想的な測定モデル」の確立が断念されたものと考えられる。以下、IASB の基準書案に寄せられたコメント分析を通じて、利害関係者がこのミスマッチ問題をいかに捉えているのかを明らかにしていく。

²⁴³ ただし、減損の場合は、事業用資産の減損損失と負債の評価益の認識時点が一致するとは限らないなど、マッチングに関する理論上・制度上の制約ないし限界が指摘されている（小川 2013, p.96）。

第 1 項 回答者の属性と集計方法

2007DP では、保険負債の測定属性として現在出口価値が提案された。前章で確認したように、現在出口価値の定義は IFRS 第 13 号の公正価値の定義と同義である。2007DP では、保険負債の現在出口価値に信用リスクの影響を加味するかについて以下のような質問項目を設け、コメント募集を行った。

【質問 14】

- (a) 負債の現在出口価値は、その信用特性 (credit characteristics) を改善も悪化もしない場合の移転価格であるか。
- (b) 保険負債の測定は、(i) 契約開始時の信用特性および (ii) その影響のその後の変動を反映すべきか。

2007DP に対して、162 件のコメントレターが寄せられた。【質問 14】では、(a)および(b)の(i)(ii)に対して回答が求められているが、多くのコメントが(a)に回答せず、また(b)については(i)と(ii)について明確に区別せずに（すなわち、当初認識・事後測定を区別することなしに）回答を寄せた。大多数のコメントが【質問 14】(a)に回答を寄せなかったのは、（後述の【質問 14】(b)の回答集計結果を見ても分かるように）そもそも信用リスクの影響を保険負債の評価に反映させることに反対していたためと思われる。このため、本研究では保険契約会計における信用リスクの取り扱いに対する利害関係者の態度を明らかにすべく、【質問 14】(b)についてのみ分析の対象とする。

図表 6-6 は、【質問 14】(b)に対して寄せられたコメントレターの回答結果をまとめたものである²⁴⁴。【質問 14】(b)に対する回答が「賛成」の場合は、（当初認識・事後測定ともに）保険負債の評価に信用リスクの影響を反映させることに全面的に同意することを意味する。一定の条件を満たした場合に限り「賛成」するものは「条件付賛成」に分類した。保険負債の事後測定に信用リスクの影響を反映させることに反対したものは「反対」に分類した²⁴⁵。保険負債の評価に信用リスクの影響を反映させることに理解や懸念を示しつつも、現時点で意見形成ができていないと表明したコメントは「保

²⁴⁴ 回答の集計は、コメント内容をもとに解釈を行い分類した。

²⁴⁵ 「反対」と回答したコメントのうち 4 件は、保険負債の当初認識時には信用リスクの影響を反映させることに同意するが、事後測定に反映させることを反対している。

留」に分類した。【質問 14】にコメントを寄せなかったものは「無回答」に分類した。

図表 6-6 【質問 14】(b) に対する回答結果

回答者属性		回答タイプ						計
		賛成	条件付 賛成	反対	保留	無回答		
作成者 関連	保険会社	2 件	0 件	25 件	1 件	12 件	40 件	
	保険業界団体	0 件	0 件	18 件	0 件	12 件	30 件	
	銀行	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	3 件	
	銀行業界団体	0 件	0 件	2 件	0 件	1 件	3 件	
	アクチュアリー	0 件	2 件	7 件	0 件	6 件	15 件	
	小計	3 件	2 件	53 件	1 件	32 件	91 件	
	百分率	3%	2%	58%	1%	35%	100%	
基準設定・ 監督機関関 連	基準設定主体	1 件	1 件	14 件	1 件	0 件	17 件	
	規制監督機関	2 件	0 件	6 件	0 件	1 件	9 件	
	小計	3 件	1 件	20 件	1 件	1 件	26 件	
	百分率	12%	4%	77%	4%	4%	100%	
会計士 関連	会計専門職団体	3 件	1 件	9 件	1 件	5 件	19 件	
	監査法人	0 件	0 件	4 件	0 件	0 件	4 件	
	小計	3 件	1 件	13 件	1 件	5 件	23 件	
	百分率	13%	4%	57%	4%	22%	100%	
利用者 関連	金融サービス	0 件	0 件	4 件	0 件	4 件	8 件	
	コンサルティング	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件	2 件	
	アナリスト	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件	
	小計	0 件	0 件	7 件	0 件	4 件	11 件	
	百分率	0%	0%	64%	0%	36%	100%	
その他	個人	0 件	0 件	1 件	0 件	4 件	5 件	
	非営利組織	0 件	0 件	1 件	0 件	2 件	3 件	
	学者	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件	
	その他(連名回答含む)	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件	2 件	
	小計	1 件	0 件	3 件	0 件	7 件	11 件	
	百分率	9%	0%	27%	0%	64%	100%	
合計		10 件	4 件	96 件	3 件	49 件	162 件	
百分率		6%	2%	60%	2%	30%	100%	

コメント回答者の属性は「(財務情報) 作成者」「基準設定・規制監督機関」「会計士」「(財務情報) 利用者」「その他」に大別した。「(財務情報) 作成者」の属性には「保険会社」「保険業界団体」「アクチュアリー」に加えて、「銀行」および「銀行業界団体」を含めた。これは銀行業でも保険商品を取り扱う場合があるためである²⁴⁶。

第2項 回答内容の分析

図表 6-6 に示すように、コメント全体の 6 割が【質問 14】(b)に反対の回答を寄せており、賛成の回答は「条件付賛成」を合わせても全体の 1 割にも満たなかった。回答者属性別の回答を見ても、(回答者属性に共通性のない「その他」を除いて) いずれの属性も反対の回答が約 6 割 (基準設定・監督機関については約 7 割) を占めている。以上のように、いずれの属性も信用リスクの取り扱いに同様の意見を形成していることがわかる。

図表 6-7 信用リスクを反映させることに対する賛成理由

賛成理由	回答件数
① 金融負債の測定との整合性を図るため	9 件
② 2007DP が公正価値モデルを提案しているため	8 件
③ 当初認識時の測定との一貫性を保つため	6 件
④ 信用リスクの影響を測定に反映させない場合、特定のキャッシュフローの生起シナリオを無視することになるため	4 件
⑤ 無根拠	1 件

【質問 14】(b)に対して「賛成」「条件付賛成」と回答した理由をまとめたものが図表 6-7 である²⁴⁷。図表 6-7 の賛成理由①は、2007 年当時より、IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」が金融負債への公正価値オプションを認めており、信用リスクの影響を測定に反映させることを要求していたため、保険負債も金融負債と整合的に処理すべきだとするものである。賛成理由②は、2007DP が保険負債に対して公正価値モデルを提案していることを受け、信用リスクの影響を反映することは当該モデルを採用す

²⁴⁶ 詳しくは補論 2 を参照。

²⁴⁷ なお図表 6-7 は、複数回答を単純合計したものであるため、図表 6-6 の回答件数とは一致しない。図表 6-8 も同様である。

る当然の帰結と考えるものである。賛成理由③は、保険負債の当初認識時の測定には信用リスクを反映させているため、事後測定でも整合的に取り扱うべきだとするものである²⁴⁸。賛成理由④は、2007DPでは、保険負債の現在出口価値（公正価値）を、契約上想定され得る全シナリオからのキャッシュフローの確率加重平均値（期待値）として測定することが要求されているため、保険負債の測定に信用リスクの変動を反映させなければ特定のシナリオを無視することになるというものである。賛成理由⑤では、なぜ賛成するのかその理由が明示されていなかった。

図表 6-8 信用リスクを反映させることに対する反対理由

反対理由	回答件数
(A) 保険業のビジネスモデル関連	
① 保険会社が債務を全額履行するという事実と整合的でないため/継続企業的前提に反するため	25 件
② 信用リスクの変動による利得は実現可能性がないため	11 件
③ 保険負債を移転するという非現実的な仮定に基づくため	8 件
④ 保険負債に公正価値モデルを適用することに反対するため	7 件
⑤ 信用リスクの変動による利得は、後の期間に費用として戻入れられるため	2 件
計	53 件
(B) 情報の受け手（利用者）をミスリードする懸念に対する指摘	
⑥ 評価益の計上が直観に反するため/負債のパラドクスが生じるため	19 件
⑦ 経済的にレリバンスな状況が提供できるか明らかではないため	17 件
⑧ 評価益の計上は情報利用者をミスリードするため	11 件
計	47 件
(C) 保険監督規制環境との関連	
⑨ 保険業では規制監督が厳しく、公的なセーフティネットが整備されているため、信用リスクの影響は（ほとんど）ないため	16 件
⑩ 保険会社の財務健全性（支払能力）について適切に報告できないため	4 件

²⁴⁸ 賛成理由②③には「IASB が保険負債に現在出口価値（公正価値）モデルを採用した場合に限る」という条件付賛成が含まれる。

計	20 件
(D) 実務適用の困難性	
⑪ 信用リスクの反映は実務では行われておらず、測定に関する経験的なサポートがないため	5 件
⑫ 信用リスクに関する詳細なガイダンスが提示されていないため	4 件
⑬ 信用リスクの信頼性のある見積もりが困難であるため	2 件
⑭ 情報作成コストが正当化されないため	1 件
計	12 件
(E) その他	
⑮ 未認識の資産との間に会計上のミスマッチが生じるため	4 件
⑯ 代替案を提示	3 件
⑰ 無根拠	5 件
計	12 件

図表 6-8 は、【質問 14】(b)に対して「条件付賛成」としたコメントが指摘した懸念事項と、「反対」と回答した理由をまとめたものである。主たる反対理由は、(A) 保険業のビジネスモデルと関連するもの、(B) 信用リスクの反映が情報の受け手（財務情報利用者）に誤解を与えかねないと懸念するもの、(C) 保険監督規制と関連するもの、(D)信用リスク測定の実務上の困難性に関するものに大別される。

(A) については、保険負債への公正価値モデルの適用が保険会社のビジネスの形態にそぐわないとの意見に集約される（反対理由④）。すなわち、公正価値測定、それに伴う信用リスクの反映は負債の移転を擬制することになるが（反対理由③）、保険会社が保険負債を全額履行することを意図しているという事実（継続企業の前提）にそぐわない（反対理由①）。また、保険負債の全額履行を前提とすれば、信用リスクの変動による利得は移転によって実現される機会はなく（反対理由②）、履行によってその後の期間に費用として戻入れられるだけである（反対理由⑤）。

(B) については、信用リスクの悪化に伴う評価益の計上が直観に反する現象と受け取られ（反対理由⑥）、保険業者の実態について情報利用者をミスリードしかねないと懸念が寄せられている（反対理由⑧）。総じて、信用リスクの反映は、情報利用者

有用な情報を提供できないということになる(反対理由⑦)。

(C) については、まず、保険業は他の産業とは異なり、最低保証積立金 (guarantee fund) の積立や、日本でいえば「保険契約者保護機構制度」などの公的なセーフティネットが整備されているため、信用リスクの懸念はほとんどなく、したがって信用リスクを測定に反映させることに意味がないと指摘されている(反対理由⑨)。加えて、信用リスクを反映させることは多くの国の現行の保険監督慣行では認められておらず、信用リスクを測定に反映させてしまうと適切なソルベンシー評価ができないとの懸念が寄せられた(反対理由⑩)。

また (D) に関して、信用リスクを保険負債の事後測定に反映させることは多くの国の会計実務で一般的でないために適用の困難性が指摘されている(反対理由⑪)。すなわち、多くの国では、負債の再測定は要請されておらず、信頼性のある見積もりには困難が伴い(反対理由⑬)、情報作成コストが便益を上回ることが疑わしいと指摘されている(反対理由⑭)。このため、IASB に測定ガイダンスを求める声もある(反対理由⑫)。

なお、未認識資産(主として自己創設のれん)とのミスマッチが生じるためとした反対の回答は4件にとどまった(反対理由⑮)。ただし、評価益の計上が直観に反するため(反対理由⑥)としたコメントの中には、その「直観に反する」状況を解消させるには自己創設のれんを認識し、かつそれを公正価値評価するしかないと指摘するものがあつた²⁴⁹。直観に反すると感じた理由を突き詰めていけば、その根拠は「未認識資産の計上問題(ミスマッチ問題)」に行き着くことを示唆している。

第4節 自己の信用リスクの取り扱いに関するコメントの含意

第1項 利害関係者の“ミスマッチ”に対する重視度合

保険契約プロジェクトでは、会計上のミスマッチの解消と経済的ミスマッチの報告を目指す「理想的な測定モデル」を掲げながらも、まさに当該モデルの達成には不可欠ともいえる保険負債評価への自己の信用リスクの反映を断念することとなった。そのような結果となったのは、利害関係者からのコメントを踏まえ、その意向を反映さ

²⁴⁹ ドイツ会計基準審議会 (German Accounting Standards Board) のコメントレター (CL 141) を参照。

せてきたからに他ならない。

なお、負債の公正価値評価の議論の中で「信用リスクに係る会計上のミスマッチを解消させる」といっても、対象となる負債と公正価値評価される認識資産とのミスマッチを想定するのか（この場合、ミスマッチは解消される）、それとも未認識資産とのミスマッチを想定するのか（この場合、ミスマッチが生じる）によって、負債評価に自己の信用リスクの影響を反映させるかの賛成・反対いずれの論拠にもなり得る²⁵⁰。しかし前節で確認したように、2007DP に寄せられたコメントレターを見る限り、利害関係者は自己創設のれんとのミスマッチ（の発生）に対して懸念を有しており、会計上のミスマッチは反対の根拠としてしか語られていない²⁵¹。

ただし、一部の利害関係者が信用リスクに係る保険負債と認識資産（金融資産）とのミスマッチに関心を寄せている。信用リスクを反映しないこととした 2010ED に対して、金融資産と保険負債との間に信用リスクに起因するミスマッチ（ボラティリティ）が生じることに懸念を表明したコメントが少数寄せられた（IASB 2011b）。しかし、2013 ED でも保険負債の測定に信用リスクを反映させない提案は引き継がれており、このまま基準化されるものと思われる。

保険契約プロジェクトでは、2013ED において純利益の変動性を軽減させることを目的に、保険負債の金利変動による評価損益を OCI 計上することが提案された。ただし、この場合、資産側が公正価値評価され、かつ評価損益を純利益で認識する場合には純利益で会計上のミスマッチが生じかねない、との批判を受けた。そこで IASB は最終

²⁵⁰ 安井（2015, p.207）は「負債の信用品質が、何に対応して変動するのかあるいは対応しないのかについて、不完全実証的根拠に基づくために、同じ会計上の不一致を根拠としながら、自身の信用リスクを公正価値に含めるか逆の主張が導かれた」と指摘する。公正価値に自己の信用リスクを含めるか否かの対立は今に始まったことではなく、かつて金融商品への全面公正価値測定を提案した討議資料「金融資産及び金融負債の会計処理」（IASB and CICA 1997）や JWG のドラフト案「金融商品及び類似項目」（JWG 2000）でも似たような議論がなされている。たとえば、ドイツとフランス代表団は、金融負債の測定に信用リスクの変動を反映させるとした JWG（2000）に反対したが、その根拠は「自己創設のれんの計上」問題に関連するものであった（paras. A6 and A17）。JWG（2000）は、このような反対意見に対して「無形資産に関する会計処理の欠陥とも考えられる問題を、金融負債に対する適切な会計処理を曲げるために利用すべきではない」との立場をとっていた（para. 4.57）。JWG 提案から 10 年以上の年月へ経た今でも同様の議論が繰り返され続けている。

²⁵¹ IASB は 2009 年 6 月に討議資料「負債の測定における信用リスク」（IASB 2009）を公表し、負債全般の測定に信用リスクの影響を含めることについてコメント募集を行ったが、IASB（2009）に寄せられたコメントレターも 2007DP と同様に、会計上のミスマッチは負債測定に信用リスクの影響を反映することの反対の根拠（つまり、未認識資産とのミスマッチ）として言及されている（伊藤 2013 参照）。

基準化に向けて、裏付資産とのマッチングが達成できるように保険負債の金利変動による評価損益に対して OCI オプションを認める方針である。つまり、保険契約プロジェクトでは、資産と負債のマッチングをまったく無視して議論が進められているわけではない。信用リスクに関する議論においては mismatches の解消・報告とは別の要因が働いたものと考えられる。

それでは、利害関係者はいったい何を重視しているのか。コメントレーター分析からは、保険監督規制ないし法定会計との連携の観点から信用リスクの反映を反対する意見が確認できた。法定会計では「予想最大損失額」を保険負債として計上する考え方があるが、公正価値会計ないし負債測定に信用リスクを反映させることはこの考え方とまったく整合しない（宇野 2000, p.26）。

第 5 章で述べたように、IAIS は IASB の基準諮問会議のメンバーとして、IASB の保険契约会計基準策定に積極的に意見発信を行ってきた。IAIS の一部のメンバーは（保険契約プロジェクト初期より）保険負債への公正価値評価の適用を支持していたものの、2005 年 5 月に公表された「IASB 保険契約プロジェクトフェーズ II の結果として生じる諸問題（IAIS の初期見解）」（IAIS 2005）では、IASB が保険負債評価に自己の信用リスクを反映させることについて懸念をもって注意深く検討することを促し（para. 34）、続く 2006 年 5 月に公表された「IASB 保険契約プロジェクトフェーズ II の結果として生じる諸問題（IAIS の第 2 の見解）」（IAIS 2006c）では、保険負債の評価に自己の信用リスクを織り込むことは継続企業的前提に反するとして、信用リスクを反映させることに反対する立場が示されている（para. 100）²⁵²。経済価値ベースの保険監督規制を推進してきた IAIS などの保険監督機関でさえも、保険会計制度では、保険負債の評価に自己の信用リスクを反映させることに対して明確に反対していた²⁵³。にもかかわらず、IASB は 2007DP の提案を行ったことになる。

IASB 保険契約プロジェクトの方向性に影響を与えた要因として、IFRS と保険監督会計との連携を望む利害関係者の声があったのは間違いない。ただし、それ以上に「ストックの変動差額であるフロー情報はほとんど意思決定に役立つものではない」との理解が多く利害関係者の中にあっただいよう。

²⁵² また、IAIS と同様に、IASB に対して意見発信を行ってきた CFO Forum もこの点について反対していた。

²⁵³ また第 2 章では、IAIS の ICP やソルベンシー II 指令では、保険負債の測定に自己の信用リスクを反映させることが禁止されていたことを示した。

保険負債測定への自己の信用リスク反映に対して 2007DP に最も多く寄せられた反対理由は、保険業のビジネスモデルとの整合性に関するものであった。継続企業を基本前提として、保険会社が債務（保険負債）を契約で定められた（保険事故の程度に応じた）金額全額で履行するのであれば、実現可能性のない、単に次期以降に戻入れられるだけの、自己の信用リスクの変動からもたらされる評価損益の情報価値はないに等しい。保険会社の履行額（保険金・給付金の支払額）は、自社の信用リスクが悪化（好転）したからといって、それだけをもって減額（増額）されるわけではない。保険会社においてそのような評価損益が実現される状況を想定すれば、経営破綻に陥った際の「保険契約の包括移転」がなされるときである²⁵⁴。最終的な決済額に当初の見積もりからの変動（特に悪化）があったとしたら計算基礎率の改訂や保険負債の追加積み立てがなされるものの、保険会社が清算状態になれば、契約は継続的に履行されることとなる。

なお赤塚（2012）では、Upton（2009）で示された負債評価における自己の信用リスクの取り扱いに対する積極論と慎重論を突き合わせ、負債評価に信用リスクを反映するに際して備えるべき要件の一般化が試みられている。赤塚（2012）で提示された要件では、負債の事後測定に関して言えば、①評価損益の実現可能性があること、②関連する資産と負債の評価損益が純利益計算に反映されてマッチすること、が挙げられている。これを保険負債に当てはめた場合、(②を考慮する以前に、まず) ①の実現可能性に抵触することとなる。①は、債権者から株主への富の移転（wealth transfer）の観点からの積極論を要件化したものであるが²⁵⁵、図表 6-7 で示される賛成理由には自己の信用リスクの変動を株主・債権者（契約者）間の持ち分の変動（富の移転）と捉えるような意見は皆無であり、図表 6-8 に示される反対理由として、評価損益の実現可能性に対して懸念が寄せられていた²⁵⁶。

²⁵⁴ すなわち、債務免除益が実現するのは債務不履行時である。

²⁵⁵ 企業価値は株主持分の価値と債権者持分の価値から成ると考えると、債権の利息・元本支払は約定されているため、企業のデフォルトリスクが高まれば債券価格は減少するので、企業価値が一定であるとすれば、債権者損失が株主の利益（分配配当）に振り替えられることとなる。これが債権者から株主への富の移転となる。

²⁵⁶ （保険）負債における自己の信用リスクの変動から生じた評価損益を実現させるには、負債を移転するための資金が必要であり、手元に余資がない場合は追加の資金調達が必要となる。したがって、そのような評価損益は追加の資金調達コストと相殺されるにすぎないと指摘される場所である。加えて、弥永（2000, p.6）では、仮に資金調達が可能であることが評価損益の実現可能性の要件となれば、信用力の低下時に新たな資金調達が可能であるか、また、資金提

また、貸借対照表上でも、保険負債額が「保険会社が返済（履行）すべき金額」を示すのであれば、自己の信用リスクを含む公正価値情報の意義はない。まさに保険業は債務を履行するビジネスモデルであり、第5章でみてきたように、保険契約プロジェクトにおけるIASB提案に対して、利害関係者の多くが保険負債の経済価値ベースの測定については理解を示しつつも、公正価値評価を適用することについてはプロジェクト発足当初より懐疑的であった。

第2項 経済価値ベースのALMと伝統的な対応概念の意義

IASBが掲げた理想的な測定モデルの意義は、近年の保険会社におけるALMの重要性に鑑み、まさに「経済価値ベースでのALMの達成状況の伝達」に関連づけられていた。金利変動をはじめとする様々なリスクが資産・負債の価値に及ぼす影響を明らかにするには、資産・負債をともに整合的に経済価値評価することの必要性が指摘されている。そこで、保険契約会計における会計上のミスマッチおよび経済的ミスマッチでは、資産・負債の経済価値評価を念頭に、純利益（ないし純資産）のボラティリティの取り扱いに焦点が当てられている。

Scott (2015, p. 255) では、公正価値評価によるボラティリティは企業環境のボラティリティを反映するものであり、それを人為的に平準化させるべきでないとする公正価値会計論者の一般的見解が紹介されている。経済的な事象の「忠実な表現」を重視する場合、仮に公正価値評価がもたらすボラティリティに何らかのレリバンスが認められれば、その報告には意義がある。

ただし、実際には企業がそのようなボラティリティに対してなんら対処もせず、放置したまま企業活動を行うとは考え難い。すなわち、企業はヘッジ取引をはじめとするALMを通じた当該ボラティリティの安定化を図るものと考えられる。そこでは、保有資産・負債の公正価値評価による一時的な変動をマッチさせ相殺することを通じて、ボラティリティの平準化（さらには、純利益や純資産価値の最大化）を図ることが目的とされる。

そこで、ALMの活用を前提として、経済的環境の変化が企業の期間損益や純資産にもたらすボラティリティについて「忠実な表現」を行うためには、企業が当該ボラテ

供がなされても、リスク・プレミアムが市場金利に上乗せされるため結局は評価損益を帳消しにすることになると指摘されている。

イリティを削減するために採用した ALM 政策の効果こそが報告対象となる。そのため ALM 上、最適な資産・負債のマッチングがなされているにもかかわらず、会計上、資産・負債の評価基準などの会計処理方法が異なることで、一時的な利得・損失の相殺が達成できない場合に生じるボラティリティこそが「人為的に生じたボラティリティ」とみなされ得る。IASB はこのボラティリティを「会計上のミスマッチ」と称し、当該ミスマッチを除去した後もなおも残るミスマッチ（ボラティリティ）を「経済的ミスマッチ」と称している。経済的ミスマッチには ALM の達成度を適時に報告する役割が期待されていた。

ただし、保険契約プロジェクトに対するコメントレーターを見る限りでは、「保険負債とその裏付資産との評価損益のミスマッチを解消ないし報告すること」それ以上に、「保険契約の履行状況を情報利用者に伝達すること」が期待されていると読み取れる。すなわち、保険業では、契約者からの保険料回収が順調に行われ、確実に保険金の支払を行える（あるいは行った）ことを、情報利用者に伝達することが重視されている。この場合の情報利用者には、概念フレームワークが主眼に置く投資家のみならず、保険契約者も含まれよう。コメントレーターの多くは財務諸表作成者（＝保険会社）から寄せられていたが、彼らは情報利用者として、短期的に株の売り抜けを狙う投資家ではなく、長期的に企業と係わる資金提供者としての保険契約者を想定しているのかもしれない²⁵⁷。

このことは、伝統的に収益・費用の対応が（利益平準化に貢献してきたことに加え）投下資本回収計算を基礎としていたことと整合している。企業の履行状況を伝達するに当たって、自己の信用リスクの変動はレリバントな情報ではなく、かえって履行状況を覆い隠す恐れもある。その結果、裏付資産との会計上のミスマッチが生じる（加えて、経済的ミスマッチを報告しない）としても、価値計算を志向するストックモデルよりもフローモデルによる投資成果の伝達が優先される。すなわち、平準化の手段

²⁵⁷ 第1章で確認したように、保険会社への資金提供者の中には、投資家のみならず保険契約者も含まれており、保険会社の株式会社化が進む昨今においても後者からの拠出が大半を占めるという事実は無視できない。そうであれば、保険会社自身の信用リスクに起因する保険負債の変動による評価益は、保険契約者から株主への富の移転が生じたことを示すことになる。ただし（現実には実際の金銭的な富の移転が生じているのではないにしても）自己の信用リスクに起因する評価損益の計上は「保険不信」を誘発し、保険契約者の取り付け（解約）騒ぎが発生する原因にもなりかねない。保険契約会計における情報利用者については第8章で検討を加える。

が「投資成果（ないし企業の履行状況）を明らかにする損益計算」を阻害するものであれば、損益計算の達成が優先されるものと（少なくとも利害関係者間では）認知されていることが指摘できよう。

ALM の最適化を行うためには「資産と負債のミスマッチ」に対処する必要があるが、ALM の最適化は保険会社が保険契約の履行を確実に行うための土壌を整えるのもであった。自己の信用リスクの取り扱いを巡る保険契約プロジェクトの含意として「資産と負債の対応手続（マッチング）は常に最重要視される」とは限らず、さらに言えば保険契約会計では資産・負債の経済価値評価の必要性は認められつつも、実現・対応を基軸に置く従来の利益計算の枠組みに意義が見出されていることは明らかである

258。

第5節 おわりに

IASB の唱える保険契約会計における「理想的」測定モデルは、経済価値ベースでの ALM を想定したものである。そこでは、資産・負債をともに公正価値評価することで会計上のミスマッチ（すなわち、会計処理方法の不整合）を除去し、会計上のミスマッチを除去した後も、なおも残るボラティリティ（経済的ミスマッチ）を適切に（あるいは適時に）報告することが望まれる。IASB の「理想的な測定モデル」は、ややもすれば全面公正価値会計へと結びつきかねないものであったが、これは、保険契約を「移転」するのではなく「履行」する保険会社のビジネスモデルとは整合性を欠き、多くの利害関係者にとって認めがたいものであった。

²⁵⁸ 2013ED では、有配当保険などについては経済的ミスマッチが起りえない状況があるとして、その場合には、対応する資産の帳簿価格を参照して負債の帳簿価格を決定することが認められている。すなわち、「裏打ちする（資産）項目が公正価値で測定されるときは、保険負債も公正価値による測定を行い、裏打ちする（資産）項目が償却原価法で測定されるときは、保険負債も償却原価法による測定を行う」（猪ノ口 2013, p.133）ことが認められる。

また、2010ED および 2013ED では、基本的に経済価値ベースでの保険負債の評価が提案されているが、保険負債の構成要素の一つに経済価値ベースで測定されない残余マージンないし CSM が含まれている。当該マージンは、保険負債に経済価値評価を適用した際に生ずる初期利得の繰延額（未稼得利益）という性格を有しており、契約の履行に伴い収益認識されていくことになる。そのため、当該マージンについては収益の配分計算がなされることとなる。このようなマージンに関する規定も利害関係者からのコメントを踏まえて設けられたものである。IASB 保険契約プロジェクトにおける保険負債評価への自己の信用リスク反映の禁止規定、および初期利得の計上禁止規定の導入は、保険契約会計においても「契約の履行（収益の実現）」に着目した伝統的な収益認識ないし会計利益計算の枠組みが支持されることを示している。

なお、伝統的な収益・費用の対応手続には代替的な手法がいくつもあり、さらにそれらが恣意的に選択され得る点が Beaver (1998) などによって批判されてきた。しかし、第 2 節で確認した通り、資産と負債の対応手続（ミスマッチを解消させるための手段の選択）にも同様の問題が内在している。ミスマッチを解消させるための選択肢を狭めるためには、何を指して「ミスマッチ」であるのか特定する必要があるが、「ミスマッチ」が特定の帰結（全面公正価値）を導くために都合よく政策的に用いられている節がある。このため、保険負債に（それが公正価値でも企業固有価値でもいずれにせよ）単一の測定属性ないし再測定モデルを採用することこそが、IASB の理想的とする会計モデルの達成を後押しするものである可能性は捨てきれない。

なお、会計上のミスマッチの解消は、第 4 章ないし補論 1 でみた Nissim and Penman (2008) の対応原則と類似した対応手続と考えられるが、Nissim and Penman (2008) に示される諸原則ほど厳格な規律がそれに求められていない。たとえば、IFRS 第 9 号は、ミスマッチ解消の観点から公正価値オプションの適用条件を満たし得る事例として、企業が経済価値ベースで測定される保険負債を有しており、それと紐付きの金融資産（たとえば、公社債）が償却原価で測定される場合を挙げている（IASB 2016, para. B4.1.30[a]）。しかし、保険負債には保険引受業務に関する無形価値が付加されていることもあり、Nissim and Penman (2008) のいう「一対一の原則」を満たすものではない可能性がある。この場合、そもそも保険負債を経済価値評価すること自体に問題があったとも考えられ、資産を公正価値評価したところで、それはボラティリティを人為的に低減させるだけの試みとみなされかねない。

Paton and Littleton (1940, p.77) では、利益の平準化（ボラティリティの低減）は発生主義会計のもと適切な収益・費用の対応が図られた結果として付随的に起こるもので、利益の平準化それ自体が対応計算の目的とはみなされていない。順調に投下資本回収が行われた結果として利益は平準化されるのであって、Paton and Littleton (1940) は、平準化を意図した人為的な修正を加えるような試みを明確に退けていた。上記の IFRS 第 9 号の公正価値オプションの適用事例でみたように、資産・負債の評価を整合的に扱うことが企業の経済状況を明らかにするためなのか、それとも単に利益や純資産のボラティリティを低減させようとする「人為的な試み」なのか、それを峻別できるのかは疑わしい。

また第 3 節、第 4 節でみたように、利害関係者の多くは、ミスマッチを解消ないし

報告すること以上に、保険業のビジネスモデルと整合した会計モデルの採用を求めている。特に、保険契約会計（におけるフロー情報）には、保険契約の履行状況を把握・伝達することが期待されている。そこでは、利益を「企業活動の効率性の測定尺度」とみなした上で「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」という、収益費用アプローチのもとでの伝統的な対応観の意義が依然として失われていないといえよう。

第 7 章 保険契約の収益認識

第 1 節 はじめに

本章では、第 6 章の検討結果を補強するために、保険契約の収益認識問題に着目して、保険契約会計には、実現・対応を基軸に置く期間損益計算の枠組みに依然として意義が見出されている点を明らかにする。IASB の保険契約プロジェクトでは、同時並行して審議が行われていた収益認識プロジェクトとのアナロジーから、保険契約の収益認識について議論が行われている。本章では、IASB がいかなる点において保険契約プロジェクトと収益認識プロジェクトとの整合性を図ろうとしているのか明らかにするとともに、保険契約会計に求められる収益認識規準の特性について検討を行う。

IASB は、2014 年 5 月に IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(IASB 2014b) を公表した。IASB は、経営者の判断に委ねられる余地が多い、曖昧な収益認識規準である「実現・稼得過程アプローチ」を改めるべく、資産・負債の変動に基づく収益認識モデルの開発に取り組んできた。2002 年より始まった収益認識プロジェクトは、当初、収益認識モデルとして公正価値モデルを志向していたが、業界団体はじめ多数の利害関係者からの反対に遭い、顧客対価モデルで基準化に至った。顧客対価モデルでは、契約の履行義務が顧客対価（契約から生じる権利と同額）で測定されることになり、収益は資産・負債そのものの変動から認識されるのではなく、履行義務の充足に従って認識されることとなる。この履行義務の充足は、顧客への約定された財またはサービスの「支配の移転」によって判断されることになり、ストックの変動による収益認識とは言いつつも、実現・稼得過程アプローチからの完全な脱却には至っていない点はよく指摘される場所である。

1997 年より開始された保険契約プロジェクトも収益認識プロジェクトと同様の軌跡を辿っている。第 5 章でみたように、IASB はプロジェクト発足当初より保険契約会計への公正価値モデルの適用を志向していた。2007 年 5 月に公表された討議資料「保険契約に関する予備的見解」(IASB 2007, 以下 2007DP) では公正価値モデルが提案されたものの、多くの利害関係者の反対に遭い断念せざるを得なくなった。発足から約 20 年を経過した保険契約プロジェクトの早期決着を図るために、IASB は利害関

係者の意向に沿うように提案内容を修正した。そのために、保険契約プロジェクトでも現行実務への部分的な揺り戻しが確認できる。

IASB では、保険契約会計への公正価値モデルの適用を断念したあたりから、保険契約の収益認識について、顧客対価モデルが採択された収益認識プロジェクトとの整合性が度々言及されるようになる。すなわち、保険契約会計においても、保険負債を履行義務と捉え、その充足から収益認識を捉える方向に転換した。このような試みは、利害関係者から一定の評価が得られたものの、その一方でそれを上回る懸念がいまだに寄せられているのも事実である。その理由は、(すでに基準化された) 収益認識プロジェクトとの整合性を図りながらも、それは形式的整合性に留まり、多くの利害関係者のニーズとは合致しないものとなっているためといえる。

保険負債を構成するマージンの測定ないし収益認識は、FASB と IASB とで合意が得られなかった(それがもとで事実上コンバージェンス作業が破綻した) 論点でもある。FASB と IASB は、保険契約を構成するマージンの取り扱いについて、単一マージン・アプローチと 2 マージン・アプローチをそれぞれ提案している。単一マージンと 2 マージンは、マージンの構成要素が異なるのみならず、その収益認識の方法にも差異がある。

本章の構成は以下の通りである。第 2 節では、実現概念の変遷を概観することを通じて収益認識の要件を確認し、またその要件を付すことの意義を確認する。第 3 節では、IASB の収益認識プロジェクトの変遷を振り返り、第 4 節では、保険契約プロジェクトで提案される保険負債の測定および収益認識モデルと収益認識プロジェクトとの整合性について検討する。第 5 節では、FASB と IASB の保険契約の収益認識モデルの対比を通じて、保険契約における収益認識モデルに求められる特性について検討を加える。第 6 節は総括である。

第 2 節 実現概念の変遷—収益認識の絶対条件の抽出—

本節では、収益費用アプローチのもとで収益認識の一般原則として用いられてきた「実現」概念の変遷²⁵⁹を追うことで、収益認識において伝統的に求められてきた要件の抽出を試みる。第 4 章で触れたように、会計上の対応概念は利益測定の基本プロセ

²⁵⁹ 本節で取り上げる実現概念の変遷は、辻山 (1991; 1994) を参考にしている。

スであり、当該プロセスには対応関係にある「独立変数」と「従属変数」の決定が含まれていた。そして「実現」は、収益・費用の対応計算における独立変数の決定に当たっての客観的な認識規準として機能してきた。収益・費用の対応計算は、伝統的に「実現」収益に費用を配分する形で行われてきたが、収益・費用の対応から導出される利益数値の特性は「実現」収益の認識要件によって変容し得る。

第1項 実現概念の変遷

伝統的な実現概念の代表的見解として Paton and Littleton (1940) が挙げられる。Paton and Littleton (1940, p.49) では、「稼得 (earning) は実現と混同されてはならない」としたうえで、「収益は現金の受領、受取債権、またはその他の新しい流動資産により立証された際に初めて実現される」とされている。このため Paton and Littleton (1940, p.49) では、収益の「実現」にあたり (i) 法的な販売または同様の過程による転換、(ii) 流動資産の取得による確定 (validation) という2つのテストが要求されている²⁶⁰。

阪本 (1966, p.19) は、上記2要件を「対外取引のテスト」と「流動性のテスト」と評した。この2要件によれば、収益の実現にあたって「独立した企業間の交換取引の完了 (成立)」に加えて、「流動性の高い資産 (対価) の受領」がその絶対条件となる。これは「実現」概念が「未実現評価益の排除」「分配可能利益 (処分可能利益) の算定」に寄与する形で確立してきたことに起因する (AIA 1952, p.27; 福島 1978, p.14)。

分配可能利益の算定にあたっては「客観的にして確定的な期間損益計算」(福島 1978, p.14) が重視される。「対外取引テスト」と「流動性テスト」は、収益認識に「確定性」と「客観性」を付与する。すなわち「独立した企業間の交換取引の完了」を要請する「対外取引テスト」によって、収益の稼得活動は確定する。また「独立した企業間の交換取引の完了」により「客観的価格」が決定され、「流動資産の増加」という具体的な証拠が形成される (武田 1964, p.110)²⁶¹。

²⁶⁰ 辻山 (1991, p.139) では、伝統的 (古典的) 実現概念を提唱する見解として Paton and Littleton (1940) に加えて、Gilman (1939) および Kohler (1970) の見解が取り上げられているが、それらの見解は「『取引』ないしは『受取資産の流動性』を基礎」としていることで共通していると指摘されている。なお AAA (1941, p.136) も同様に「収益は現金または現金同等物を基礎とする企業の生産物の実現し得る価値によって測定される」とし、「会計記録においては通常、財または役務の顧客への引き渡しとそれと同時に生じる現金または現金同等物の獲得とによって裏付けられた場合にのみ認識される」としている。

²⁶¹ 松本 (2003, p.32) によれば、実現の要件として「貨幣的資産の取得」を掲げているのは、資金的裏付けのある収益を計上することに加えて、ストックの変動という資産負債アプローチ

伝統的には、「対外取引の完了」と「(流動性のある)対価の受領」をその内包要件としてきた実現概念ではあったが、これらの要件を絶対条件とみなさない見解が示されるようになる。たとえば、AAA (1957, p.538) では「実現の本質的な意義は、資産または負債の変化が勘定科目における認識を正当化するほど十分に確実性と客観性とを備えるに至ったということ」とされている²⁶²。AAA (1957, p.538) では「(実現による)認識は、独立の当事者間の交換取引、確立された取引慣行、または実質的に確実だと考えられる契約履行条件に依拠する」(カッコ内引用者)とされているように、「対外取引の完了」が実現の絶対条件とはみなされていない(福島 1978, p.22)。

AAA (1957)における実現の内包要件は「確実性」と「客観性」である。ただし、AAA (1957)ではこの「確実性」と「客観性」の2要件についてその詳細が述べられていない²⁶³。そこで「確実性」と「客観性」の2要件の具体的内容を探るにあたり Windal (1961)の見解を参照する。Windal (1961, pp.251-252)は、AAA (1957)の示す「確実性」を「恒久性(permanence)」として解釈し、また、「客観性」を「測定可能性(measurability)」として解釈している。Windal (1961, p.252)は、恒久性について「ある項目が取り消されそうな可能性がないこと」とした。また、Windal (1961, p.251)は、測定可能性について「ある項目がかなりの程度正確に測定されるならば、当該項目は相当程度の客観性を有する」とした。

AAA (1957)における実現の内包要件である「確実性」と「客観性」を、上記のように解した場合、伝統的な実現概念の絶対条件であった「対外取引の完了」は、「確実性」と「客観性」を満たすための相対規準という位置づけとなり、また「対価の受領」はもはや要求すらされないこととなる(福島 1978, p.25)²⁶⁴。

からの収益の認識要件を追加し、それによって収益費用アプローチの収益認識手続(「稼得ないし履行」)に客観性を与えていると解釈できるとされている。

²⁶² 辻山 (1991, pp.139-140)は、前述のように、AAA (1957)の特徴を、実現概念を「与えられた社会経済的環境のもとでの『会計上の認識に耐えうる条件の充足』といった概念装置」としたこととしているが、実現概念にそのような抽象的な概念性が付与された時代背景として、「伝統的会計の枠組みが擁してきた貨幣価値安定という概念が、とりわけ第2次大戦後急速にその現実性を失ったことに伴う、会計における資本利益計算の経済的事実性の喪失に対する克服策を提示しよう」としていたことを挙げている。

²⁶³ このため福島 (1978, p.20)は「著しく抽象的な、かつ分散(divergence)の大きい概念」と評している。

²⁶⁴ なお、AAA (1957, p.540)では、収益は「ある期間に企業が顧客に提供した製品またはサービスの総計を貨幣的に表現したもの」とされ、「受領した対価」ではなく「提供した価額」として認識される(福島 1978, p.26)。このため、AAA (1957)における実現概念は「収益を『認識』する時を決定する一種のフィルターの役割を果たすものを指す名称にすぎない」(辻山 1994,

他方、AAA (1965b) では「実現概念が再び旧来の概念に収束」(辻山 1991, pp.144-145) される。すなわち、AAA (1965b, p.315) では「市場取引の介在が実現のために要求されると考える」とされ、収益の実現において「対外取引の完了」が必須要件とみなされている。ただし、AAA (1965b) では決定的事象アプローチが採用され、「売り手が、収益稼得プロセスにおいて決定的な事象 (crucial event) を果たしたか否か」(AAA 1965b, p.316) が重視される²⁶⁵。このため、ほとんどの商取引では「決定的な事象」は販売時点となろうが、長期請負契約等に関しては、利益が確実となった際に認識されることがあり得る (Myers 1959, p.530)。

また、AAA (1965b) では、「対価の受領」が収益実現の必須要件とみなされている。ただし、受領対価の性質に関して、伝統的な実現のもとでは「流動性の高いもの」が求められていたのに対し、AAA (1965b) では「測定可能性」が要求されている²⁶⁶。なお、AAA (1965b) 以降の公表物における「実現」の定義としては「収益は、一般的に以下の 2 要件のいずれも満たされるときに認識される: (1) 稼得プロセスが完結したか、または事実上完結し、(2) 交換がすでになされたこと」(AICPA 1970, para. 150) が挙げられる。

第 2 項 実現の内包要件の抽出

実現概念は時とともに変化してきたが、基本的にその内包要件としては「確定性」と「客観性」の 2 要件が求められてきたといえる。たとえば、伝統的に実現では、交換取引の完了と (流動性の高い) 対価の受領の 2 要件が求められた。交換取引の完了に伴って対価を受領するため、成果の「確定性」が付与される。また、「独立した企業間の交換取引」のもとで合意された対価額が「流動資産の増加」という具体的な証拠として企業に流入するため、成果の「客観性」も付与される。このため伝統的な実現概念のもとでは、成果の「確定性」要件に「客観性」要件が内包されていたといえる。

しかしその後、実現が再解釈されることに伴い、「客観性」要件が「測定可能性」として理解されるようになる。このため、実際の (流動性の高い) 対価の受領を待つこ

p.81)。

²⁶⁵ この場合、「実現のタイミングを識別する指標は流入する資産の性質ではなく、逆に企業から流出する財やサービスの状態ないしは義務の履行状況に移っていることを意味」(辻山 2012b, p.136) している。

²⁶⁶ このため、「伝統的な実現概念の例外として考えられてきた事象も実現で認識することができ、したがってこの点で実現の適用範囲を拡張している」(草野 2005, p.57)。

となしに、対価が「測定可能な」時点で収益を認識することが是認され得る²⁶⁷。それは「収益の認識時点」の特定問題に留まらず、受取った（受け取るべき）資産の評価を要請するものであるために「収益額の測定」の問題にまで拡張し得る。このため、伝統的な実現概念のもとでは「確定性」要件が「客観性」要件を内包するものであったのに対し、客観性を「測定可能性」と捉える場合、成果の「確定性」と「客観性」を満たすための具体的要件が分離されることとなる。

ここで、会計上の「客観性」に関して、Paton and Littleton（1940, p.19）は、「客観性（objective）とは、事実を個人的な偏見から乱すことなしに表現すること」と述べ、また「客観的な証拠（objective evidence）とは、非個人的でその当事者の根拠なき意見または希望と対照的に、もっとも関係の深い当事者にとって外的な証拠」であるとして、「客観性＝非個人性」との見解を示している²⁶⁸。

上記の見解では「客観性＝非個人性（ないし合意の形成）」とされている。伝統的な実現概念のもとでは、収益の実現に当たって①対外取引の完了と②流動性の高い対価の受領を要件としていた。このために「稼得活動の遂行状況の把握」のみならず「収益の計上額」についても「個人性の排除」ないし「合意の形成」がなされた「確定的かつ客観的な成果計算」が達成できた。受領対価の性質に「流動性」ではなく「測定可能性」を要請することで、「収益の計上額」の客観性の意義は変容し、さらにはその確定性に疑義が生じることとなる²⁶⁹。それは、伝統的な実現概念のもとでは「確定性」

²⁶⁷ 福島（1978, p.21 注8）は、「客観性」と「測定可能性」を同一視する見解に対して、測定可能（かなりの程度正確に測定できる）であっても、その値が測定者によって異なればそれは主観的であるといえ、このため「測定可能性」は「客観性」の必要条件ではあっても十分条件ではないと指摘する。

²⁶⁸ また Stanley（1965）は、客観性を「会計理論の側面からみた客観性」と「会計実務の側面からみた客観性」とに分ける。前者は「演繹的確定性としての客観性」であり、ある演繹的論理の諸法則がよく知られており、正しく適用された場合に同一の結論に達するという意味での客観性である（Stanley 1965, p.3）。後者は「個人的偏向の不在としての客観性」であり、異なる実験者に同一の作業を行わせた際に、その結果において合理的な合意に達することができるか否かに関わるもので、「反復可能性（repeatability）」がこの客観性を判断するためのテストとなるものである（Stanley 1965, p.4）。Stanley（1965, p.3）は、「究極的には、双方の客観性は、特定の個人から独立していることを意味する、個人的偏向の不在の考えに立脚する」としている。

井尻（1968, pp.181-182）は、客観性の定義に関して「知覚する人間から独立した客観的要素の存在ということに依存させないで、観察者または測定者のある集まりの中での合意（consensus）というふう考える方が現実に即している」としている。さらに井尻（1968, pp.182-183）は「測定システムの客観性の程度は、それを用いて測定した結果、測定値にどの程度の合意があるか、逆に言うとどれだけ測定者に依存するかによるものなのである」とも述べている。

²⁶⁹ なお、会計システムがまったくもって客観的である必要はない。なぜならば「経営者の主観

要件が「客観性」要件を内包するものであったのに対し、客観性を「測定可能性」と捉えることで、成果の「確定性」と「客観性」を満たす要件が完全に分離されたことに起因する。

第3節 IASBの収益認識プロジェクトの概要

IASBの保険契約プロジェクトでは、収益認識プロジェクトにおける成果物との整合性について言及されている。IASBの収益認識プロジェクトでは当初、資産負債アプローチに基づく新しい収益認識モデルとして公正価値（現在出口価格）モデルが志向されていた。公正価値モデルでは、契約から生じる権利と義務（履行義務）の正味ポジション（net position）である契約資産および契約負債の評価を通じて収益が規定される。公正価値モデルのもと「明確に定義された資産と負債」の「客観的に観察可能な公正価値の変動」から収益認識を捉えることができれば、経営者の恣意性を介在させる実現・稼得過程アプローチから脱却することができる。しかしながら、多くの資産と負債について「客観的に観察可能な公正価値」が存在しない点と、公正価値モデルを適用することによって契約開始時点で収益（初期利得）が計上される点などが問題視され、2008年12月に公表された討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」（IASB 2008d, 以下2008DP）では、顧客対価モデルに基づく収益認識モデルが提案された。以上のように、IASBの保険契約プロジェクトと収益認識プロジェクトは同様の軌跡を辿っている。

本節では、保険契約プロジェクトと収益認識プロジェクトの整合性について検討するに先立ち、収益認識プロジェクトの成果物の特徴について整理する。

第1項 「支配の移転」に基づく収益認識モデル

2008DPでは、プロジェクト当初に提案された公正価値モデルから一転して、顧客対価モデルが提示された。IASBによれば、顧客対価モデルに対しても公正価値モデルの正味ポジションのアナロジーが適用できるとして、顧客対価モデルは公正価値モデルと同様、資産負債アプローチに基づく収益認識モデルとされている。しかし、顧客対

が会計情報に反映されなくなれば、経営者の私的情報、内部情報が顕示される可能性がなくなってしまう」（大日方 2012b, p.324）ためである。

価モデルのもとでは、履行義務は顧客対価（契約から生じる権利と同額）で測定されることになり、収益は資産と負債そのものの評価から規定されるのではなく、履行義務の充足に従って認識されることとなる。2008DPによれば、この履行義務の充足を何から捉えるかという、企業が顧客に資産を移転したとき、財について言えば、顧客が財に対する支配を獲得したときとされている（paras. S20, S21）。支配の移転に焦点を当てることは法的色彩の強い要請であるものの、資産が移転する時点について、より整合的な判断が下せるとされる（IASB 2008d, para. 4.18）。

このため、FASB と IASB の収益認識プロジェクトは、収益を履行義務と呼び換え、稼得過程を履行義務の充足過程と呼び換えただけで、従来の実現・稼得過程アプローチとなんら異なるところはないと指摘されている（辻山 2010b, p.5）。すなわち、履行義務の充足、ないし顧客への支配の移転には、実現・稼得と同様、判断の余地が残されることになる。ただし、支配の移転から履行義務の充足（稼得）過程を捉えようとする試みは、財に対する支配（権）の移転という観察可能な事象から収益認識を捉えようとするものである（Biondi *et al.* 2014, p.20）。その意味では、「支配の移転」は、稼得過程に関連する判断の余地をある程度狭めることには貢献したといえる²⁷⁰。

しかし、「企業は、約束した資産を顧客に移転したときにのみ、その約束を果たす」（IASB 2008d, para. 3.18）とするように「支配の移転」を「財・サービスの引渡し」と厳格に定義したため、その反作用として、長期請負契約における工事進行基準が認められなくなるという懸念が多く利害関係者から表明された。このため、2010年6月および2011年11月にそれぞれ公表された公開草案（IASB 2010c）と改訂公開草案（IASB 2011h）では、「支配の移転から履行義務の充足過程を捉える」という2008DPに示された収益一般原則の中で、工事進行基準をいかに説明するかが主たる争点となる。

上記の草案では、「連続的な（支配の）移転」という概念を用いて、工事進行基準の説明を試みている。すなわち、履行義務の基礎となる約束した財やサービスが顧客に一定期間にわたり連続的に移転する場合、当該期間にわたり収益を認識することが認められる。この規定はIFRS第15号へと受け継がれ、「一定の期間にわたり充足される履行義務」と「一時点で充足される履行義務」が並存することとなった。

いずれにせよIFRS第15号では「財・サービスの移転」を「顧客がいつその支配を

²⁷⁰ また近田（2014, p.53）は、「支配の移転」要件が「過度な収益の早期計上や不確実な収益の計上が生じたことに対する防御装置」として機能するのではないかと指摘している。

獲得したか」によって判定することとなる。ここで「支配」とは、「顧客が財・サービスの使用を指図して当該財・サービスからの残りの便益のほとんどすべてを得る能力」（IASB 2014b, para. BC120）と定義されている。この定義からわかるように、支配の移転は「顧客の視点」から判断することとなるが、これは「企業が顧客への財・サービスの移転と一致しない活動を行うことで収益を認識するリスクを最小限にする」（IASB 2014b, para. BC121）ためとされる²⁷¹。

第 2 項 収益認識プロジェクトの成果物の特徴

(1) 支配の移転の形骸化

収益認識プロジェクトの当初の問題意識は、実現・稼得過程アプローチのもとでの曖昧な収益認識規準の客観化ないし明確化にあった。その 1 つの試みであった公正価値モデルの適用は早々に棄却され、プロジェクトでは顧客対価モデルのもと「フローに関する実現や稼得といった概念に基づく判断を、より具体的なストック（財・サービス）に対する支配概念に基づく判断に置き換える」（豊田 2012, p.145）ことを通じて、経営者の恣意的判断の余地を狭めることが進められた。

2008DP で示された「支配の移転」から「履行義務の充足（稼得）」を判断するアプローチは、資産に対する支配（権）の移転という観察可能な事象を参照することで、経営者の恣意的判断の余地をある程度狭めることに貢献できるかに思われたが²⁷²、資産に対する厳格な支配（権）の移転を求めれば、工事進行基準の適用が認められなくなる。プロジェクトではその懸念を払拭するために、厳格な支配の移転に加えて、「連続的な（支配の）移転」ないし「一定の期間にわたり充足される履行義務」という概念を導入した。ただし、IFRS 第 15 号で示される「一定の期間にわたり充足される履行義務」の要件には「履行によって創出される資産の顧客による排他的占有・履行に対する対価の強制請求権」があり（IASB 2014b, para. 35）²⁷³、支配の移転そのものを

²⁷¹ 2010 年公開草案および 2011 年改訂公開草案においても同様の記述がある（IASB 2010c, para. BC63; IASB 2011h, para. BC80）。

²⁷² ただし、豊田（2012）では、「支配」概念の導入が会計判断の客観化の試みだとしても、外形に依拠した画一的な判断に基づくことになれば、それが有用な情報提供を犠牲にし得ると指摘されている。

²⁷³ IFRS 第 15 号では、顧客との契約を「一定の期間にわたり充足される履行義務」として会計処理するには、以下の要件のいずれかに該当する必要がある（IASB 2014b, para. 35）。

- | |
|---|
| (a) 顧客が、企業の履行によって提供される便益を、企業が履行するにつれて同時に受け取り消費する。 |
|---|

示す指標とは言えないものが含まれている²⁷⁴。

また、「一定の期間にわたり充足される履行義務」においては、履行義務の充足に向けての進捗度を測定する必要があるが²⁷⁵、その進捗度の測定方法として「アウトプット法」のみならず、顧客への財・サービスの移転ではなく企業の活動プロセスに着目する「インプット法」も認められるなど（IASB 2014b, para. 41）、もはや「支配の移転」と整合的でない規定が散見される。結局、「顧客の視点」から「支配の移転」を捉える収益認識アプローチという枠組みの中で工事進行基準の適用を認めるために「顧客の視点に立って連続的な支配の移転を判断せよというのは無理難題」（濱本 2013, p.32）であったことが基準上の規定にも表れている。

そもそも工事進行基準の収益認識モデルは「顧客の視点」に基づくものではなかった。2007年7月に欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）より公表された討議資料「収益認識—欧州の貢献」（EFRAG 2007）では、IASBの収益認識プロジェクトへのインプットを提供することを目的に、資産負債アプローチにおける収益認識モデルが提示された。EFRAG（2007）において提示された収益認識モデルは、まず供給者が履行義務を遂行した際に収益が生ずるとみる「決定的事象アプローチ」と、契約の進行につれて収益が生ずるとみる「進行（continuous）アプローチ」に大別される。また、決定的事象アプローチは、（A）顧客との約定された履行義務がすべて遂行された時点に一括して収益認識するアプローチ、（B）契約を対価請求権が発生する履行義務ごとに分割し、部分契約を遂行するごとに収益を認識するアプローチ、（C）顧客にとって価値のある部分的なアウトプットに基づき契約を分割し、その部分契約を遂行するごとに収益を認識するアプローチ、に細分される。

決定的事象アプローチは総じて「供給者からもたらされる（顧客にとって価値のある）アウトプット」に焦点が当てられ、供給者が約定された履行義務を果たしたかが

- | |
|--|
| <p>(b) 企業の履行が、資産を創出または増価させ、顧客が当該資産の創出または増価につれてそれを支配する。</p> <p>(c) 企業の履行が、企業が他に転用できる資産を創出せず、かつ、企業が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有する。</p> |
|--|

²⁷⁴ 同様の要件は2011年改訂公開草案にも示されており、万代（2013, pp.6-7）では、当該要件は「義務の履行という企業の活動プロセスのみに焦点を当てたもの」として、「支配の移転」とは無関係であると指摘されている。

²⁷⁵ なお、進捗度を合理的に測定できる場合とは、適切な進捗度に関する信頼性のある情報があることを指す（IASB 2014b, para. 44）。この信頼性要件は、現行の工事契約会計基準による成果の確実性要件（工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度の信頼性）とほぼ違わないと指摘されている（柴谷 2015, p.53）。

「顧客の視点」から判定されることとなる（EFRAG 2007, para. 5.7[c]）。他方、進行アプローチでは、「供給者の活動の進捗」に焦点が当てられ、「顧客の視点」に基づくというより「供給者志向 (supplier-oriented)」的なモデルである（EFRAG 2007, para. 5.7[c]）。

決定的事象アプローチのうち（C）が IFRS 第 15 号の「一時点で充足される履行義務」の会計処理に適用され、進行アプローチは「一定の期間にわたり充足される履行義務」に適用されている。「一時点で充足される履行義務」と「一定の期間にわたり充足される履行義務」とでは、その焦点（視点）がそもそも異なるものであった。

なお「顧客の視点」に基づくということは、履行義務を遂行した当事者である企業はもとより、遂行された当事者である顧客とで、その遂行状況（完了）についての認識が共有されていることを意味する。これは伝統的な実現概念の収益認識要件とされてきた「対外取引の成立」要件が維持されているものと解される。

以上のように 2008DP では、支配の移転から履行義務の充足過程を捉える収益認識モデルであったのに対して、IFRS 第 15 号では、履行義務の充足から支配の移転状況を類推するモデルへと様変わりしている（Biondi *et al.* 2014, p.21）。したがって、2008DP が想定していたような「支配権」の移転という観察可能な事象から収益認識のタイミングを特定するという長所は薄れ、履行義務の充足過程は、伝統的な稼得・実現過程と類似した判断に依拠せざるを得なくなる。

（2）「対価の受領」要件の後退

伝統的な実現概念のもとでは、(a) 対外取引の完了と (b) 流動性の高い対価の受領が収益認識要件とされていた。要件 (a) は、IFRS 第 15 号のもとでは「支配の移転」にその役割が受け継がれているといえる。他方、要件 (b) は、IFRS 第 15 号では「必須要件」とはみなされていない。

すなわち、「一定の期間にわたり充足される履行義務」では「履行に対する対価を受け取る権利」は収益認識のタイミングを決定する際の要件とされていない（IASB 2014b, para. BC148）²⁷⁶。これは、IFRS 第 15 号のコア原則が「財・サービスが顧客に移転されたかどうかの判定」を要請するものであり「企業が支払いを受ける権利を有してい

²⁷⁶ 「一時点で充足される履行義務」では、支配の移転の一指標として「対価請求権を有している」ことが挙げられるのみで、伝統的な実現概念のようにそれが絶対条件とはみなされていない。ただし、IFRS 第 15 号では、契約の存在の判定にあたって「対価の回収可能性が高い」ことが要求されている（IASB 2014b, para. 9[e]）。

るか」を判断するものではないためとされる（IASB 2014b, para. BC148[b]）²⁷⁷。

松本（2009）では、EFRAG（2007）に示された3つの決定的事象アプローチと進行アプローチについて、収益認識の根拠となる「資産の増加」の内容が異なる点が指摘されている。すなわち、決定的事象アプローチ（A）（B）は「対価の請求権の獲得というきわめて明快な事象を資産の増加」とするのに対し、決定的事象アプローチ（C）は「顧客にとって価値のあるものの生産による『対価の獲得の期待』」であり、また進行アプローチは「企業が保有する仕掛品の価値の増加」である（松本 2009, p.54）。前述のように、IFRS 第15号の「一時点で充足される履行義務」は決定的事象アプローチ（C）に該当し、「一定の期間にわたり充足される履行義務」は進行アプローチに該当するため、IFRS 第15号の収益認識モデルは「対価の受領」を絶対条件とせず、収益の認識に当たり「生産活動に伴う保有資産の価値の増加を根拠」（松本 2009, p.54）としている。

このため豊田（2012, p.153）は、「義務の履行に裏付けられた対価請求権」の獲得がこれまで成果とみなされていたのに対し、IASBの収益認識プロジェクトでは「対価請求権の獲得」が「財・サービスの支配の移転」の判断指標とされ、その関係が逆転してしまったと指摘する。伝統的な実現主義のもとでは、「交換取引の完了」ないし「決定的事象の遂行」によって成果が形成（確定化）され、それに併せて、成果たる「対価請求権の獲得」によって成果の形成が確認（客観化）されていた²⁷⁸。

第4節 保険契約プロジェクトと収益認識プロジェクトの整合性

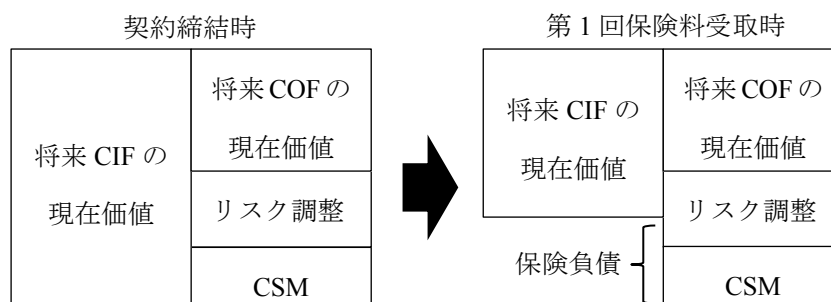
²⁷⁷ また、対価を受ける権利は、（前払金などを前提に）必ずしも財・サービスの移転を示すものでないためでもある（IASB 2014b, para. BC148[c]）。ただし、進捗度の測定に当たり、アウトプット法では原則「顧客にとっての価値」の観点から進捗度を測ることとなるが、「顧客にとっての価値」が「顧客からの対価」と直接対応している場合は、対価請求権の金額で収益認識を行うことが認められている（IASB 2014b, para. B16）。

²⁷⁸ 第4章で確認したように、収益費用アプローチのもとでの利益計算には、「経営者が受託責任を果たしたかどうかの判断指標」や「分配可能額の算定基礎」を提供することが期待されていた。「分配可能額の算定基礎」を提供するためには、利益（成果）には資金的裏付けが求められる。分配可能利益の算定よりも業績指標利益の算定を重視したとされる工事進行基準においても、着手金や中間金が工事期間中に段階的に支払われる場合には、利益に資金的裏付けが伴い、分配可能性が担保され得る（濱本 2013, p.27; 松本 2014, p.248）。IASBの収益認識プロジェクトでは、資産負債アプローチから収益費用アプローチへの揺り戻しが観察できるが、収益費用アプローチのもとでの収益認識モデルに期待されていた従来の役割は軽視されている。

第 1 項 保険契約の測定モデル

IASB が保険契約プロジェクトを立ち上げた動機も、前述の収益認識プロジェクトを立ち上げた動機とほぼ変わらない。第 5 章で確認したように、保険契約プロジェクトでは、国際的に統一された保険契約会計基準が存在していなかったことに加えて、現行の保険会計実務では、概念フレームワークの規定と整合的でない「繰延資産」や「繰延収益」の計算擬制的項目の計上が許容されていたことを問題視し、それらの排除がプロジェクトの課題とされていた。公正価値モデルを提案していた 2007 DP では、保険契約は超長期に及ぶものが稀ではなく、予測コストの変動が著しいなどの点を挙げて、(当時、収益認識プロジェクトにおいて顧客対価モデルの採用は正式に決まっていなかったものの) 顧客対価モデルを保険負債の測定モデルとして採用することはないとしていた (IASB 2007, para. 115)。その後 IASB は、保険契約会計への公正価値モデルの適用を断念したが、経済価値ベースでの測定モデルを提案し続けている。

図表 7-1 保険負債の当初認識



出所: 羽根 (2016, p.174)

IASB 保険契約プロジェクトで提案された測定モデルでは、保険負債は「契約の正味ポジション」として認識される。図表 7-1 にあるように、不利な契約でなければ、契約締結時には正味ポジションは 0 であり、利得も損失も認識されない。第 1 回の保険料受取時に、(CIF の減少を反映して) 将来 CIF の現在価値と履行キャッシュフローの現在価値 (= 将来 COF + リスク調整) + CSM の正味のポジションとして保険負債が認識される²⁷⁹。そして契約の履行とともに、保険負債の減少に伴って収益認識される。

2013 年 6 月に公表された改訂公開草案「保険契約」(IASB 2013b, 以下 2013ED) に

²⁷⁹ すなわち、保険料受取時には、「(借方) 現金××× (貸方) 保険負債×××」という仕訳がなされる。

よれば、保険負債を構成するビルディング・ブロックのうち①キャッシュフロー、②割引率、および③リスク調整をそれぞれ最新の見積もりを反映するように每期評価替えすることになるが、①の変動が将来の保険カバー期間に関連する場合、その変動額はCSMで調整（吸収）される。この提案は、再評価がもたらすボラティリティの影響を軽減するためのものであるが、2013EDに寄せられたコメントレターの多くが、ボラティリティのさらなる軽減策として③の変動をCSMで調整することをIASBに要望した。IASBはこれを受け入れ、リスク調整の変動のうち将来の保険カバーに関連するものをCSMで調整する方針である。調整後のCSMは、サービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で純利益に認識されていく。

第2項 収益認識プロジェクトとの整合性

保険契約プロジェクトは当初、保険契约会計の特異性に鑑みて顧客対価モデルの適用が相応しくないために収益認識プロジェクトとの整合性を重視せず、また収益認識プロジェクトも保険契約をその対象範囲から除外して審議が続けられていた。しかし、保険契約プロジェクトで公正価値モデルが否決されてから、収益認識プロジェクトで示された収益認識規準との整合性が次第に図られるようになる。2013EDでは、（2013ED公表当時は、改訂公開草案段階であった）IFRS第15号と整合的な点として、主に（1）負債総額の変動、（2）初期利得の計上、（3）契約からの収益認識を挙げている。

（1）負債総額の変動

保険負債を契約から生じる権利と義務の正味ポジションとして把握する点は、収益認識プロジェクトの初期提案と似ている²⁸⁰。ただし、顧客対価モデルを採用するIFRS第15号では、契約締結時に、履行義務を契約における権利（対価請求権）と同額で測定し、以後再測定はなされない。一方、保険契约会計では、それぞれのビルディング・ブロックが每期評価替えされるものの、その変動額はCSMにより調整されることで、保険負債の内訳項目間での振替があっても負債総額の変動は生じないという。そのこ

²⁸⁰ 収益認識プロジェクトでは、2008DP以降「正味ポジション」という文言が使われなくなった。それは顧客対価モデルを採用したために、測定の焦点が履行義務（負債）のみに向けられることとなったためであろう。詳細はBiondi *et al.* (2014)を参照。

とをもって 2013ED は、IFRS 第 15 号の定める契約負債の測定と整合的であるとされている (IASB 2013b, para. BC33)。

(2) 初期利得の計上

IFRS 第 15 号では、契約締結時に履行義務を契約における権利と同額で測定するため、契約締結時に初期利得は計上されない。2013ED では、契約に関連する権利と義務を独立して測定してはいるものの、契約締結時に正の差額が生じる際には CSM として繰り延べることで初期利得の計上を排除している。初期利得の計上を認めないとする規定は、保険契約プロジェクトおよび収益認識プロジェクトともに契約履行前に利益計上することへの違和感が指摘されたため設けられた。また、2013ED によれば、CSM には企業が残りのサービスを提供するために請求した価格の一部が反映されるとして、これは IFRS 第 15 号の定める契約ポジションの測定と整合的だとされている (IASB 2013b, para. BC34)。

(3) 契約からの収益認識

IASB は、保険契約からの収益の測定および表示方法を IFRS 第 15 号と整合させるべきと考えている。現行実務で一般的に採用されている期日到来保険料 (premium due) アプローチ²⁸¹ないし引受保険料 (written premium) アプローチ²⁸²では、保険会社に入金された保険料をそのまま収益認識しており、契約履行につれて収益を認識する IFRS 第 15 号とは整合的でない²⁸³。そこで 2013ED では保険契約収益 (insurance contracts revenue) アプローチが提案された。保険契約収益は、(a) 予測保険金・給付金、(b) リスク調整の変動額、(c) CSM の解放額、(d) 保険料のうち直課可能な新契約費の回収に関する部分の配分額、の合計から成る。2013ED によれば、保険契約から生じる履

²⁸¹ 期日到来保険料アプローチとは、保険料払込期日が到来した保険料を一括して収益計上するアプローチである。第 5 章でみた米国の ASC Topic 994 における伝統的な長期保険契約における収益認識方法がこれに該当する。

²⁸² 引受保険料アプローチとは、契約期間にわたって見込まれる保険料が、契約当初に一括して収益計上されるアプローチである。

²⁸³ 基本的な保険契約は、契約者からの保険料受け取りが先行し、その後、保険事故等が発生した際に契約者に対して保険金・給付金を支払う契約である。収益認識に「対外取引の完了」要件と「(流動性のある) 対価の受領」要件を求める実現主義の見地からして、期日到来保険料アプローチないし引受保険料アプローチは、保険料の入金時点では「対価の受領」要件しか満たしておらず、「保険料収入」自体は収益適格性を欠くものと解されている。

行義務を充足するにつれて、各期間に保険契約収益を認識することになり、IFRS 第 15 号と統合的な収益認識がなされるとされる (IASB 2013b, para. BC76)。

第 3 項 両プロジェクトの整合性に関する考察

保険契約プロジェクトでは、その発足から長きに渡るプロジェクトの終結を図るために、多くの利害関係者から賛同を得やすいように (当初はさして重視されていなかった) 収益認識プロジェクトとの整合性が図られることとなった。ただし、すでに基準化された収益認識プロジェクトとの整合性が、利害関係者の望む点で図られているのか疑わしい面がある。まず、上記 (1) の観点について言えば、保険負債が IFRS 第 15 号の契約負債と同様に測定されるかは CSM 次第といえる。CSM が将来キャッシュフローやリスク調整の変動を吸収するかぎり、保険負債額も内訳項目間の振替があるだけで負債総額に影響はないが、CSM が使い果たされると、将来キャッシュフローやリスク調整の変動が負債総額に影響を与えることとなる²⁸⁴。

また、(2) (3) の点で整合性が図られるようになったということは、保険契約プロジェクトでも収益認識プロジェクトと同様、実現・稼得過程アプローチへの回帰がみられたといえる。しかしながら、2013ED の保険契約収益アプローチに関して、コメントレターの反応は賛否両論である (IASB 2014c)²⁸⁵。肯定的意見には、保険契約収益アプローチが IFRS 第 15 号や他の産業で認められている収益一般原則と統合的な点が挙げられている。一方、否定的意見には、保険契約収益が客観的な数値ではなく、企業・産業間の比較可能性が担保できないとの懸念が挙げられている。そのために、(たとえ収益一般原則とは整合的でなくとも) 現行の期日到来保険料アプローチや引受保険料アプローチなどの保険料収入に着目したアプローチを支持する意見も少なくない。

そもそも IFRS 第 15 号と 2013ED の収益認識モデルは、契約の履行義務の「充足」の捉え方が大きく異なる。前述のように、IFRS 第 15 号は、資産・負債の変動に基づく収益認識モデルとはいいつつも、顧客への財・サービスの支配の移転から履行義務の充足を捉え、「履行義務の減少というフローを直接的に測定し、引き算の結果として正味ポジションの残高が間接的に決まる」(万代 2013, p.3) というフローからストッ

²⁸⁴ CSM は負値となってはならないため、負の CSM として変動額を吸収することは認められていない。なお、CSM が使い果たされた際に損失が認識される処理は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の不利な契約に対する処理と同様の処理といえる。

²⁸⁵ コメントの詳細は、補論 3 を参照。

クへの規定関係となっている。

その一方、2013ED では、各期間の契約ポジションを決定する（再測定する）ことに始まり、期首と期末の差額として保険契約収益が算定されることになる（IASB 2013b, para. BC79）。2013ED では、ストックの変動からフローを捉えることになるが、ストックの変動から履行義務の充足と関係ない変動を除外するように調整すれば、企業の履行を忠実に表現することになるとされている（IASB 2013b, para. BC77）。しかし、そのような調整が可能なのは、将来のカバーに関連する見積もりの変動を CSM が吸収するかぎりにおいてである。CSM が使い果たされてしまえば、保険負債総額が見積もりの影響によって変動することに加えて、その変動額が保険契約収益、ひいては純利益に算入されることになる。その結果、保険契約収益が契約の履行状況を反映した指標となるのか疑わしいものになりかねない。また、企業会計基準委員会（2013, p.9）は、IASB の提案する保険契約収益が「保険金支払額の増加に比例して保険契約収益がより多く表示される」ため、履行義務の充足パターンを適切に表示するものではないと指摘している²⁸⁶。

さらに、契約の存続期間にわたり表示される保険契約収益の合計額は、受取保険料の総額に貨幣の時間価値を調整したものとなり（IASB2013b, para. BC77）、収益と収入額は一致しないため、顧客対価モデルとは整合的ではない（秋葉 2013, p.28）。すなわち、IASB 提案では現金収支を測定のアンカーとすることは特に意図されておらず、このため、フロー情報の操作可能性が高まる可能性がある。

結局のところ、2013ED で言われている IFRS 第 15 号との整合性は「形式的な整合性」であり、その整合性を図ることで有用な情報が提供できるのか明らかではない。コメントレーターを見るかぎり、多くの利害関係者が保険契約からの収益額に客観性を求めているといえる。そこで次節では、保険契約会計で求められる収益認識要件について検討を加えたい。

²⁸⁶ FASB（2010b）では、（単一）マージンの解放パターンは以下の計算式に従うことが提案されていた。計算式における分母（保険料と保険金の予想総額）は每期見積もり直すこととなる。

$$\frac{\text{当期に配分された保険料} + \text{当期に支払った保険金}}{\text{予想保険料総額} + \text{予想保険金総額}}$$

上記計算式は、保険料と保険金の予想総額に対する実際の発生額の比率で、契約の進捗度を測ろうとする試みであった。この場合、分母を每期見積もり直さなければ、予想以上に実際に支払われた保険金が多かった際には、マージンの解放額が過大に計上されることとなる。

第5節 保険契約の収益認識

第1項 保険料収入に着目した収益認識アプローチの意義

2013ED に寄せられた一部のコメントレーターは、収益認識プロジェクトとの整合性を図る試みを評価しつつも、提案された保険契約収益アプローチが現行の保険料収入に着目したアプローチを上回る有用な情報を提供するかについては懐疑的であった。すなわち、保険契約収益の内訳項目にはマージンの変動項目が含まれており、その数値の客観性（測定可能性）に疑義が寄せられている²⁸⁷。

第1章で確認した日本の保険法定会計による収益認識方法と、第5章で確認した米国基準による伝統的な長期保険契約における収益認識方法は、期日到来保険料アプローチに基づくものといえる。すなわち、米国基準では保険料の払込期日が到来した保険料を（日本の保険業法に基づく会計実務ではより保守的に入金済みの保険料を）一括して収益計上している。

AICPA（1985, pp.66-67）によれば、保険料収益の認識時点の候補としては、①契約満了時、②契約締結時、③契約期間中があるとされるが、日米基準はこのうち③に着目して保険料収入（回収）時点が採用されたこととなる。AICPA（1985, p.67）では、伝統的な終身保険（長期契約）の場合、契約が提供するサービス・機能を測る尺度がないため、保険会社の業績を比例的に配分するよう、契約期間にわたる保険料収益の平準的な認識方法の採用に至ったとされる。また、保険料収入に着目したアプローチでは「キャッシュフローの裏付けが伴う保険料収入」が収益計上されるため、その数値の客観性が担保されるとともに、収益額が保険会社の取引量情報を提供するとして実務上支持されてきた。

ただし、収入保険料中の貯蓄保険料部分は責任準備金繰入額として費用計上されるため、事実上、当期純収益額として計上されるのは危険保険料部分といえる。また米国基準では、保険負債中に含まれる、不利な（収益悪化方向への）変動に対する安全割増（provisions for the risk adverse deviation）部分について、（死亡率などの）不利な変動に関する従前の予測と実績とを比較して、リスクから解放されるにつれ収益認識さ

²⁸⁷ また、2013ED では保険契約収益の算定に当たって、保険料に含まれる投資要素（investment component）を分離する（すなわち、営業保険料を危険保険料と貯蓄保険料に分解する）ことが要求されているが、多くの契約では保障要素と投資要素が密接に関連している場合が多く、分解に恣意性が介入するとの批判も多く寄せられている。詳細は補論3を参照。

れることとなる (AICPA 1985, p.68)。

なお、Creedon (1979, p.131) は、保険取引の①契約締結、②サービス提供、③リスク、それぞれの側面に焦点を当てた場合、収益認識時点 (方法) が異なると指摘している。すなわち、上記①の側面を強調すれば (あるいは、①を決定的事象とみなせば) 契約締結時点で「契約期間にわたって見込まれる保険料」を収益計上することとなるが、②の側面を強調すれば、収益はサービス提供期間にわたり比例的に認識され、③の側面を強調すれば、リスクからの解放に従って利益認識されることとなる。

また、③に関して「リスクからの解放」の程度は通常、アクチュアリー等の職業専門家の判断に委ねられるものである (Creedon 1979, p.133)。専門家の判断に依拠することは、保険会社の内部情報を提供するという利点があるものの、当該判断の根拠は通常可視化が困難な複雑な要因に基づくため、その客観性が担保できないという難点もある。このためか、Creedon (1979) によれば、現行の処理はこれらの側面を融合させた収益認識アプローチが採られているとされている。

保険カバーの提供という契約の履行に伴い収益認識していくには、サービス提供の進捗に伴って収益を認識していくルールを構築する必要がある。しかし、「保険カバー」という保険サービスそのものの実態は容易に捉えることのできないものであるため、サービス提供の進捗度を示す (代替的な) 指標として、伝統的に、保険料の回収に焦点が当てられてきたといえる。保険料の回収に焦点が当てられた背景には、(たとえば、定期保険でいえば) 保険会社は契約者からの保険料の収入を受けて、保険サービスの提供を開始するのであって、保険料収入がなければ、(保険契約が解約されたとみなされ) 保険サービスを提供する義務がなくなるということも無関係ではなかろう。伝統的な保険会計実務のもとでは、保険料収入が、保険会社の提供する保険サービスの進捗度 (保険サービスの部分的な移転の指標) と関連付けられてきたものと考えられる。

第 2 項 保険負債を構成するマージンの収益認識—FASB と IASB の相違点—

本章第 3 節でみた IASB の収益認識プロジェクトでは、収益認識規準に客観性を付与させようとする試みがいくつか確認できた。その一つが、「履行義務の充足」を「支配の移転」から判断する試みであった。これは、伝統的な実現主義における「対外取引の完了」要件が課せられているものと解することができる。一時点で履行義務が充足されるような契約については、支配の移転から履行義務の充足を判断することが比較

的容易であり、企業の履行状況についての客観的（かつ確定的）な判断材料が提供されることとなる。収益認識プロジェクトの核心は「支配の移転から履行義務の充足を判断すること」であったが、保険契約プロジェクトではこの点に関して収益認識プロジェクトとの整合性を図る試みが見られたのであろうか。FASB と IASB とでは、保険負債を構成するマージンの収益認識を巡り、この点に関して考え方の相違が生じることとなる。それはフローモデルとストックモデルの対立に起因する相違であった。

（1）IASB の保険収益認識モデル

2013ED における保険契約収益アプローチの主要ドライバーとなるマージンの取り扱いを見ると、リスク調整の変動はリスクからの解放（released from risk）に従い、CSM はサービスの移転を反映するように収益認識されることになる。ただし、この場合の「リスクからの解放」はリスク調整の再測定によって決定される²⁸⁸。したがって、2013ED に示される「リスクからの解放」は「リスクのある企業成果の期待が、実際のキャッシュフローとして確定」（斎藤 2013, p.235）することを要するという、日本版概念フレームワークにおける「投資のリスクからの解放」とは異なる概念といえよう。前述のように、マージンの「リスクからの解放」の程度はアクチュアリー判断に依拠する性質のものであるため、その客観性の担保には困難が伴う。

まず、リスク調整における「リスクからの解放」については、その解放程度を毎期の再測定によって把握することからも「対外取引の完了」要件を欠く（あるいは必須要件としない）ものであることが明らかである。また、CSM の「サービスの移転」については、IFRS 第 15 号と同様に保険負債を履行義務とみなし、顧客へのサービスの「支配」の移転から義務の充足過程を捉えるものとみなすことができよう。しかし、（2013ED では「サービス」が何を指すのか明らかではないが²⁸⁹）保険契約から提供されるサービスは基本的に一時点で提供されるものではないため、工事進行基準と同様、一定の期間にわたり充足されることになる。したがって、IFRS 第 15 号の履行義務の充足から支配の移転状況を類推するモデルとならざるを得ず、CSM についても契約の

²⁸⁸ リスク調整は再評価項目であったことを思い起こされたい。

²⁸⁹ 2013ED では、CSM は保険カバーとその他のサービス（例として挙げられているのは、資産管理サービス）に係る未稼得利益と考えられており、負債の決済は企業が提供するサービスとはみなされていない（IASB 2013b, para. BCA111）。

収益認識に對外取引の成立要件を媒介させることには困難が伴う²⁹⁰。なお2014年5月の暫定合意では、無配当保険におけるCSMの「サービスの移転（提供）」について考慮すべきドライバーとして（a）時の経過と（b）有効契約の予想件数が示された（IASB 2014d, para. 6）。

（2）FASBの保険収益認識モデル

ここ数年、IASBの提案からは離れて保険契約の収益認識に對外取引要件を設けようとする代替案が各国から提示されている²⁹¹。FASBがマージンの測定を巡ってIASBと袂を分けた点は既に第5章で触れた。FASBでは、マージンの収益認識においてもIASBとは異なる「リスクからの解放」に基づく償却方法が提案されている。FASB(2013, p.9)では、マージンは未稼得利益を表わすとしており、マージンの収益認識は関連するキャッシュフローがより確定的なものとなった際に収益として認識していくことが提案されている。

すなわちFASB(2013)では、マージンがリスクから解放される程度はキャッシュフローの変動性の低減から判断されるが、それは再測定に拠るのではなく、特定事象の発生時期、発生頻度やその損失額に関する不確実性の低減が考慮される。キャッシュフローの変動性は①保険金発生のタイミングの不確実性と②その頻度と程度（frequency and severity）の不確実性に影響される（FASB 2013, para. 834-10-35-19）。また「リスクからの解放＝キャッシュフローの変動性の低減」度合は、判断の問題ではあるものの、契約に関連する様々な事実や状況を踏まえ決定されなければならない（FASB 2013, para. 834-10-55-137）。具体的には、不確実性の低減に関する判断は過去の経験などに基づき、特定の時点（保険金の発生、請求、決済時期など）で変動性を評価²⁹²する必要がある（FASB 2013, paras. 834-10-55-138, 139）。

FASB(2013)に例示列挙された判断の時点は、長きにわたる契約期間において保険

²⁹⁰ なお、工事進行基準は、収益総額や原価総額の信頼性がある程度望める場合に適用可能である（それが望めない場合は、原価回収基準を適用することになる）。しかし、保険契約会計に工事進行基準と同水準の信頼性要件（成果の確実性要件）が望めるかは明らかではない。いくら「大数の法則」が働くとはいっても原価総額を信頼性をもって見積もることが困難なのが保険契約である。さらに、「大数の法則」が十分に機能しないのが損害保険である。

²⁹¹ 後述のFASB提案に加え、オーストラリアとニュージーランドの基準設定主体からは、（時の経過に加え）発生保険金・給付金に焦点を当てた代替案が示された。

²⁹² 当該評価に当たり、保険事故発生の頻度と程度に関するものであれば、その標準偏差の低減度合などが考慮される（FASB 2013, paras. 834-10-55-149, 150）

会社と保険契約者（顧客）との直接的なやり取りが観察できる時点である。FASB（2013）に例示される判断時点は保険事故発生後に集中している。このことは、保険事故発生によって保険金額がほぼ確定し、キャッシュフローの変動性が大幅に低減する（不可逆的な状態になる）ことを示している。保険金支払は契約者との交換取引の一種であり、契約者への保険サービス提供を直接観察できるような事象である²⁹³。

（3）小括—IASB と FASB の対立点—

IASB の提唱する収益認識モデルの基本構造は、ストックの評価の変動からフローを捉える「ストックモデル」であった。ただし、CSM の収益認識に当たっては、(a) 時の経過、ないし (b) 有効契約の予想件数をドライバーとして定期的に配分していくことが提案されているため、活動や取引に依拠したフローモデルが採用されている。「リスクの時間分散」が保険サービスの根幹であれば、保険群団全体として「時の経過」による収益認識もひとつの方法である。しかし、保険契約では、長期にわたり継続的に提供される「保障」というサービスの移転を直接的に観察できないために、企業の履行状況を客観的に確認することができない。したがって、いつ収益認識するかについては社会的な合意が得られても、いくら収益計上するかについて社会的合意を形成することは困難といえる。たとえ時の経過に伴い每期一定額収益計上するとしても、それが保険会社の履行状況を正確に反映するものとは限らない。

他方 FASB では、関連するキャッシュフローの確定性に焦点を当てた「リスクからの解放」に基づく収益認識モデルが提案されている。「リスクからの解放＝キャッシュフローの変動性の低減」は契約に関連する事実や状況を踏まえて判断し、保険金の発生、請求、決済時期などの保険契約者との直接的なやり取りが観察できる時点で、当該変動性を評価することが求められている。FASB では、マージンの収益認識に当たり、保険会社の活動ないし契約者との取引に係る「フロー（保険サービスの流れ）」に焦点を当てたフローモデルが採用されている。なお FASB（2013）では、マージンは保険負債の構成要素ではなく、契約からの繰延利益（deferred profit）として独立の負債項目として分離される²⁹⁴。このためか、FASB はマージンで将来キャッシュフローの見積も

²⁹³ なお FASB（2013）では、「リスクからの解放＝キャッシュフローの変動性の低減」は、キャッシュアウトフローの変動性のみから判断される。その理由は、キャッシュインフロー（＝保険料）はリスクに関する活動を示すものではないためとされる（FASB2013, paras. BC314-316）。

²⁹⁴ このため川崎（2016）では、マージンは期待利益であり、企業が負う義務を示していないた

りの変動を調整しない方針である²⁹⁵。

IASB と FASB でマージンの処理に対して方向性が異なる背景としては、第 5 章で見たように、IASB は「リスクの明示的な測定」に重きを置く一方、FASB は「契約の潜在的な利益の『実現』」に重きを置いていたことが思い起こされる。このため FASB 提案では、サービスの移転を捉えるにあたり「決定的事象の遂行」を重視しつつ、さらに「顧客の視点」を取り込むことで契約の履行状況の把握について客観化が試みられているといえる。

第 6 節 おわりに

現行の保険会計実務において広く採用されている期日到来保険料アプローチでは、保険料の払込期日到来時（あるいは保険料収入時）に収益計上がなされる。IASB 保険契約プロジェクトでは、保険料収入に着目した収益認識アプローチが契約の履行前に収益認識を行うために問題視された。そこで IASB は、収益認識プロジェクトで提案された「履行義務の充足」に焦点を当てた収益認識モデルと整合的な保険契約の収益認識モデルの開発を試みた。

審議の結果、IASB より提案された保険契約の収益認識モデルは、その期に発生した保険金・給付金と、配分されたマージンの合計を「保険契約収益」として計上するものであった。しかし、そのような保険契約収益は、マージンという評価性項目を含むことに加え、その期の保険金支払が増加すると収益総額もそれに呼応する形で増加するものであり、「保険サービスの提供により稼得される成果」を示すものであるのかという懸念が多く、利害関係者から寄せられることとなった。

また、IASB 提案は現金収支を測定のアンカーとすることは特に意図されておらず、このため、フロー情報の操作可能性が高まる可能性がある。その反動か、利害関係者からは現行の保険料収入に着目したアプローチを支持する意見も IASB に寄せられている。保険料収入に着目したアプローチは、実現主義に基づく他の産業とは異なるものと捉えられてきた。しかし、収入保険料に翌期以降に対応する保険料が含まれる場

め、OCI 計上ないし資本の部に計上するのが適切ではないかと指摘されている。

²⁹⁵ FASB (2013) によれば、見積もりの変動をマージンで吸収させず純利益計上することで、保険負債の変動に関する透明性の高い情報を提供できるとされている。このことから、FASB 提案は保険負債の測定に限っては「ストック志向」であるといえる。

合は、当該部分を責任準備金として積み立てることとなり、保険料収入（収益）から責任準備金繰入額（費用）を差し引くことで発生主義に修正され、かつ収益の「実現」が意図されているものと解される。

財の移転と比べると、その実態を捉えることが困難なサービスの移転は、（継続的に提供されるものであればあるほど）移転の把握に困難が伴う。IASB 提案は、保険契約に係るリスクの低減ないしサービスの移転を的確に捉えるものとしてはいまだに疑問の残るものである。契約の収益認識を「時の経過」に基づき行う方法は、伝統的にもサービス契約などで採用されてきた会計処理ではあるものの、履行状況を的確に伝達するものであるとは限らない。

他方、FASB 提案では、契約の収益認識は「時の経過」や再測定にのみ基づくのではなく、保険金の発生、請求、決済時期などの契約者との取引が観測できる時点において、契約に係るキャッシュフローの変動性を捉えて、リスクからの解放の程度を測るアプローチが採られている。そこでは、実現主義でも重視されていた「決定的な事象」の履行に焦点が当てられている。

IASB の保険契約プロジェクトは「フローの側面から捉えた業績の測定」に苦心しているが、利害関係者からの全面的な賛同が得られていない背景には、IASB が確定的かつ客観的にサービスの移転を捉える成果指標を提示できていないことがあるといえよう。それは、プロジェクトの提案が（部分的であっても）「ストック志向的」であることに起因する。これは、IASB が「客観性」を「測定可能性」と捉えていることとも無関係ではなからう²⁹⁶。

²⁹⁶ 第5章でみたように、リスク調整の測定可能性に疑念がもたれていた。

補論 3 保険契約収益アプローチ提案に対する

コメント分析

第 1 節 問題の所在

2013ED では、2010 年の要約マージン・アプローチに代えて、保険契約収益アプローチが提案された。要約マージン・アプローチのもとでは、収益はマージンの変動に基づいた純額表示されることが提案されてきたが、保険契約収益アプローチでは、グロスアップされた収益表示がなされることとなる。この提案内容の変更は、収益の総額表示を望む多くの利害関係者の意向を踏まえたことに加え、収益認識プロジェクトとの整合性を図ったためでもあった。

IASB の提案する保険契約収益は、保険契約会計の収益認識を他の産業で用いられる収益一般原則と整合させることで、有用な情報を提供できるものと期待される。しかしながら、保険契約収益アプローチに対する利害関係者の意見は一様ではない。補論 3 では、利害関係者が保険契約の収益値に求める特性を明らかにするにあたり、IASB が提案した保険契約収益に対する利害関係者のコメント分析を行う。

第 2 節 回答者の属性と集計方法

2013ED では、保険契約収益を表示するアプローチについて以下の質問項目を設け、コメント募集を行った。

【質問 3】

すべての保険契約について、企業が、純損益において、保険契約の構成要素の変動に関する情報ではなく、保険契約収益および費用を表示するならば、財務諸表が企業の財務業績を忠実に表現するレリバントな情報を提供するものとなるに同意するか。

図表 7-2 【質問 3】に対する回答結果

回答者属性		回答タイプ		賛成	条件付 賛成	反対	保留	無回答	計
		賛成	条件付 賛成						
作成者 関連	保険会社	8 件	9 件	26 件	1 件	11 件	55 件		
	保険業界団体	3 件	4 件	14 件	0 件	10 件	31 件		
	銀行	3 件	1 件	3 件	0 件	2 件	9 件		
	銀行業界団体	1 件	0 件	2 件	0 件	0 件	3 件		
	アクチュアリー	1 件	7 件	5 件	0 件	4 件	17 件		
	小計	16 件	21 件	50 件	1 件	27 件	115 件		
	百分率	14%	18%	43%	1%	23%	100%		
基準設定・ 監督機関 関連	基準設定主体	13 件	4 件	4 件	0 件	2 件	23 件		
	規制監督機関	2 件	5 件	3 件	1 件	3 件	14 件		
	小計	15 件	9 件	7 件	1 件	5 件	37 件		
	百分率	41%	24%	19%	3%	14%	100%		
会計士 関連	会計専門職団体	5 件	7 件	3 件	3 件	2 件	20 件		
	監査法人	0 件	2 件	2 件	1 件	0 件	5 件		
	小計	5 件	9 件	5 件	4 件	2 件	25 件		
	百分率	20%	36%	20%	16%	8%	100%		
利用者 関連	金融サービス	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件	2 件		
	コンサルティング	0 件	1 件	1 件	0 件	1 件	3 件		
	アナリスト	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件		
	小計	1 件	1 件	3 件	0 件	1 件	6 件		
	百分率	17%	17%	50%	0%	17%	100%		
その他	個人	2 件	0 件	0 件	1 件	1 件	4 件		
	学者	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件	2 件		
	その他（連名回答含む）	1 件	0 件	2 件	1 件	1 件	5 件		
	小計	3 件	0 件	2 件	2 件	4 件	11 件		
	百分率	27%	0%	18%	18%	36%	100%		
合計		40 件	40 件	67 件	8 件	39 件	194 件		
百分率		21%	21%	35%	4%	20%	100%		

2013ED に対して 194 件のコメントレターが寄せられた（IASB 2014c）²⁹⁷。図表 7-2

²⁹⁷ IASB に寄せられたコメントレターは、IASB のウェブサイト

は、【質問 3】に対して寄せられたコメントレターの結果をまとめたものである。【質問 3】に対する回答が「賛成」の場合、保険契約収益アプローチに対して全面的に賛同することを意味する。保険契約収益を表示することにおおむね賛同を示しつつも、提案内容のさらなる改善等を求めたコメントは「条件付賛成」に分類した。保険契約収益を表示することに反対したものは「反対」に分類した。保険契約収益を表示することに理解や懸念を示しつつも、明確な賛否を述べなかつたものは「保留」に分類した。【質問 3】にコメントを寄せなかつたものは「無回答」に分類した。

コメント回答者の属性は「(財務情報) 作成者」「基準設定・規制監督機関」「会計士」「(財務情報) 利用者」「その他」に大別した。「(財務情報) 作成者」の属性には「保険会社」「保険業界団体」「アクチュアリー」に加えて、「銀行」および「銀行業界団体」を含めた。これは銀行業でも保険商品を取り扱う場合があるためである。

第 3 節 回答内容の分析

図表 7-2 に示すように、「賛成」「条件付賛成」を合わせると、コメント全体の約 4 割が保険契約収益を表示することに賛成しており、約 3 割が反対していた。ただし、「作成者関連」からの賛成の回答は約 3 割に留まり、反対の回答が約 4 割を占めている。このことから実務界から提案内容に懸念が寄せられていることがわかる。

【質問 3】に対して「賛成」「条件付賛成」と回答した理由をまとめたものが図表 7-3 である²⁹⁸。図表 7-3 の賛成理由①は、保険契約収益アプローチが、収益認識プロジェクトの成果物で示される収益認識モデル、あるいは他の産業で採用されている収益一

(<http://www.ifrs.org/Pages/default.aspx>) より入手可能である (2016 年 11 月現在)。なお、IASB のウェブサイト上で掲示されているコメント一覧表では、コメントレター番号 (CL) が「198」まで付されている。ただし、CL8 および CL56 については該当するコメントはなく、CL96 (コメント提出者は南アフリカ勅許会計士協会) では、IASB 提案に対する詳細なコメントに関しては同会計士協会の小委員会が作成した CL91 ないし CL92 を参照するよう記されており、CL96 は分析の対象から除外する。また、CL144 および CL148 は、Aetna Inc.、Cigna Corporation、Humana、UnitedHealth Group Incorporated および Wellpoint の米国保険会社の連名でのコメントであり、それぞれの会社から個別にコメントが提出されているものの、内容は全く同一であるため、分析にあたってはこれらのコメントを統合する。以上から 2013ED に寄せられたコメントレターの有効回答数は 194 件となる。この件数は IASB (2014c) で記載されている IASB が受け取ったとされるコメント件数と一致する。

²⁹⁸ 図表 7-3 は、複数回答を単純合計したものであり、図表 7-2 の回答件数とは一致しない。図表 7-4 も同様である。

般原則と統合的なアプローチであり、収益数値について他の産業との比較可能性を向上できるとするものである。賛成理由②は、IASB の提案する保険契約収益の表示はレリバントな情報を提供することができるとするものである²⁹⁹。賛成理由③は、2010年公開草案で示された要約マージン・アプローチからの改善を評価したものである。賛成理由④は、保険契約収益アプローチを採用すれば、生保などの長期契約と損保などの短期契約とで統合的な処理・業績報告がなされ、比較可能性が向上する点を評価したものである。賛成理由⑤は、保険契約収益アプローチのもとでは、保険料に含まれる保障要素と投資要素（保険事故が発生しない場合であっても企業が保険契約者に返済することを保険契約が要求している金額）を分離することが要求されており、契約者からの預り金を示す投資要素を保険契約収益から除外することで有用な情報を提供する点を評価したものである。賛成理由⑥は、保険契約収益アプローチが現在採用されている報告様式と類似しているために支持するというものである。賛成理由⑦は、なぜ賛成するかについては示されていない。

図表 7-3 保険契約収益を表示することの賛成理由

賛成理由	回答件数
① 他の産業で採用されている収益一般原則と整合するため/他の産業との比較可能性が向上するため	31 件
② レリバントで表現に忠実な情報を提供できるため	27 件
③ 2010年公開草案の要約マージン表示からの改善がなされたため	21 件
④ 長期契約（生保）と短期契約（損保）とで統合的な処理がなされるため	8 件
⑤ 保険料に含まれる投資要素（investment component）を分離するため	7 件
⑥ 現行の報告様式と類似しているため	1 件
⑦ 無根拠	7 件

図表 7-4 は、【質問 3】に対して「条件付賛成」としたコメントが指摘した懸念事項と、「反対」と回答したコメントのその理由についてまとめたものである。主たる反対理由は、(A) 保険契約収益アプローチを実務に提供する際の困難性を指摘したもの、

²⁹⁹ 保険契約収益情報はレリバントだとしながらも、いかなる根拠をもってレリバンスが向上するかについては言及していないコメントを賛成理由②に集計した。

(B) 保険契約収益情報の有用性に対する懸念を示したものに大別される。ただし、(B) で示された理由（たとえば、情報の客観性への懸念）を原因として、(A) 実務上の適用に困難（たとえば、監査可能性への懸念）が生じることもあり、(A) および (B) の反対理由が相互に関係している場合もある。

図表 7-4 保険契約収益を表示することの反対理由

反対理由	回答件数
(A) 実務適用の困難性	
① 保険料に含まれる保障要素と投資要素を分離することが困難なため	62 件
② 保険契約収益アプローチの複雑性が大きい	14 件
③ 監査が困難なため	5 件
④ 自国の税法との関連から適用が困難なため	2 件
⑤ 詳細なガイダンスを要求	2 件
計	85 件
(B) 保険契約収益情報の有用性に対する疑問	
⑥ 保険料収入アプローチを支持するため/保険料収入アプローチの修正モデルを代替案として提示	38 件
⑦ 2010 年公開草案の要約マージン表示を支持するため	25 件
⑧ 客観性のある情報を提供できないため/保険契約収益が人工的 (artificial) な数値であるため	13 件
⑨ 保険契約収益アプローチの収益認識パターンは契約に係るサービスの移転を適切に示さないため	13 件
⑩ 理解可能性が毀損されるため/情報利用者への教育が必要となるため	13 件
⑪ 比較可能性が毀損されるため	8 件
⑫ 短期契約・再保険契約との整合性が図れないため	4 件
計	114 件

(A) に関して、最も多く寄せられた反対（懸念）理由は、保険料に含まれる保障要素と投資要素を分離することの困難性に対するものであった（反対理由①）。すなわち「保険契約における解約返戻金や満期保険金などは、保障サービスと一体として提供されており、構成要素を分離できないことが多い」（CL80: 日本公認会計士協会）と

の指摘が多数寄せられた。図表 7-3 にあるように、保障要素と投資要素を分離する提案は、保険契約収益アプローチに賛成する理由としても挙げられていたが、コメント数としては「情報作成の煩雑さ、困難さへの懸念（そのために有用な情報を提供できない）」が「投資要素を分離することでの情報の有用性の向上」を上回っている。

また (B) に関して、現行の保険料収入に着目したアプローチを支持する意見が、全体のコメントの約 2 割 (=38 件÷194 件) から寄せられた (反対理由⑥)。また、保険契約収益は、予想保険金・給付金とマージンの変動に基づく数値であり、評価性の高い人工的 (artificial) な数値であるために、客観性のある情報を提供できないとの意見が寄せられたが (反対理由⑧)、この意見の背景には、現行実務のもとでは、キャッシュフローの伴った客観的な数値が提供できているとの認識がある³⁰⁰。したがって、全体のコメントの 1/4 が現行実務で提供される会計情報に意義を認めていることとなる。

加えて、保険契約収益アプローチの収益認識パターンは契約に係るサービスの移転を適切に示していないとのコメントが 13 件寄せられている (反対理由⑨)。第 7 章でも触れたように、企業会計基準委員会 (CL179) は、保険金支払額の増加に比例して保険契約収益を増やすことができるため、履行義務の充足パターンを示すものではないと指摘している³⁰¹。Barclays PLC (CL173) は、保険契約収益アプローチのもとでは、契約を販売していない時点でも収益が生じ得るため直観に反する情報を提供すると指摘している。

図表 7-3 にあるように、保険契約収益アプローチを支持する意見としては、収益認識プロジェクトの成果物で示される収益認識モデル、あるいは他の産業で採用されている収益一般原則との整合性が指摘されていたが、その一方で、保険契約収益の収益認識パターンに疑義が寄せられている。これは、保険契約収益の本質が評価性の高い人工的に算出される数値であることに起因する。また、IASB の意図とは裏腹に、保険契約会計において収益一般原則との整合性を図る (また、整合性を図ることで、他の産業との比較可能性を高める) 必要性に対して疑問を呈するコメントさえあった³⁰²。

なお、保険契約収益アプローチよりも 2010 年公開草案で示された要約マージン・ア

³⁰⁰ オーストリア財務報告監査委員会 (Austrian Financial Reporting and Auditing Committee) のコメントレーター (CL112)、Canadian Bankers Association (CL117)、BNP Paribas (CL174) 等を参照。

³⁰¹ CFO Forum (CL120) も同様のコメントを寄せている。

³⁰² Swedish Bankers' Association (CL14)、CNA Financial Corporation (CL139) を参照。

アプローチを支持するコメントも多く寄せられている。ただし、これらのコメントの大半は、要約マージン情報に加えて、現行の保険料収入・保険金支払についてのボリューム情報を（本体表示あるいは注記開示で）併記することを求めている。これは、要約マージン（マージンの変動値）が評価性の項目であることから、それを補完する形で、客観的なボリューム情報を提供することが求められていると考えられる。

投資要素を分離する実務はこれまでほとんどの国・地域で要請されていなかった。また、保険契約収益アプローチは、現行の保険料収入に着目したアプローチと乖離するアプローチであり、キャッシュフローの配分という性質よりも将来キャッシュフローの評価に重きが置かれ、情報の信頼性に疑義を生じさせるものである。総じて、保険契約収益アプローチは情報作成の費用対効果を正当化できないほどに複雑なアプローチであり（反対理由②）、そのために情報利用者に対しても教育が必要となり得る（反対理由⑩）。加えて収益額に客観性ないしキャッシュフローの裏付けが伴わないために、情報の比較可能性を毀損させる（反対理由⑪）のみならず、保険契約収益の監査の困難性（反対理由③）や自国税法との調整の困難性（反対理由④）が指摘され、利害関係者からは保険契約収益の測定に関する詳細なガイダンスを求める声（反対理由⑤）も寄せられている。

第4節 まとめ

補論3では、2013EDに寄せられたコメント分析を行い、保険契約収益を表示することに対する利害関係者の反応について考察してきた。コメントレターの約4割は、IASBの提示する保険契約収益を表示するアプローチに好意的な意見を寄せている。他方、約3割のコメントは保険契約収益アプローチが、現行の保険料収入に着目した収益認識アプローチを上回るほどの有用な情報を提供できるか疑問を呈している。実務界からのコメントに限ると、反対の回答が賛成の回答を上回る³⁰³。

³⁰³ 図表7-2で示した集計結果からもわかるように、コメントの大半は財務情報作成者から寄せられており、財務情報利用者からのコメントはごく僅かであった。そこでIASBは、利用者への意見聴取を別途行うこととした。意見聴取の結果を示したIASB（2014e）によると、主としてバイ・サイドおよび損害保険を専門とするアナリストからは、IASBの提案内容が収益一般原則との整合性が図られている点で賛同が得られたとされる（para. 22）。他方、セル・サイドまたは長期保険のアナリストは、他の産業との整合を図る必要性に疑問を示した（IASB 2014e, para. 23）。なお、賛成者からも反対者からも、保険契約収益情報の理解可能性に対して疑念を

最も多く寄せられた賛成理由は、保険契約収益アプローチが IASB の収益認識プロジェクトの成果物の提案内容、あるいは他の産業で認められている収益一般原則と整合的であることである。ただしその一方で、反対の回答からは、保険契約収益の認識パターンの観点からその整合性に疑義が寄せられており、さらには、保険契約会計においてそのような整合性を図ることの必要性に対しても疑問が呈されている。これらのコメントの意見形成の背景には、現行の保険料収入に着目したアプローチのもとでは、キャッシュフローの配分計算に基づく客観的なボリューム情報が提供できていたとの認識があるものと考えられる³⁰⁴。

保険契約収益は、要約マージン・アプローチからの改善点として（他の産業と同様に）グロスアップされた収益額を示すとはいっても、予測保険金・給付金およびマージンの変動額などの評価性の項目を積み重ねた数値である。他方、保険料収入に着目したアプローチのもとでは、保険料収入を収益として計上しつつ、保険料収入額から責任準備金繰入額を調整していくトップダウン型のアプローチであった。

以上のように、保険契約収益アプローチの意義に関して、キャッシュフローの配分計算に重きを置くか、将来キャッシュフローの評価に重きを置くかの意見対立が利害関係者の間でも生じている。保険契約収益アプローチの一定の意義は認められているものの、その実務適用上の困難性に加えて、保険契約収益が情報利用者にとって有用な情報を提供するのか懸念が寄せられている。そのような懸念が寄せられている中で、現行の保険料収入に着目したアプローチの意義が依然として認められていることは注目に値する。

示した (IASB 2014e, para. 25)。以上のように、財務情報利用者の見解も一様ではないといえる。

³⁰⁴ 保険料などのボリューム情報を求める意見は、米国内のアナリストに対する意見聴取においても見られた。その詳細は、以下のサイトを参照。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?site=FASB&c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176158582725

第 8 章 保険契約会計の展望

第 1 節 はじめに

前章までの考察から明らかなように、IASB の保険契約プロジェクトが長期化した背景には、保険契約会計におけるフローモデルとストックモデルの会計モデル間対立があった。日米において伝統的に採用されてきた保険会計モデルは「繰延対応アプローチ」と称されるように、収益・費用の対応に基づく利益測定を重視した「適切な対応（計算）」を至上命題としており、そのために「利益（収益・費用）→資産・負債」という、フローがストックを規定する関係にある。したがって、資産には「経済的資源」のみならず資産性の疑わしい「繰延資産」のような項目が、また、負債には「経済的資源を引き渡す責務」のみならず負債性の疑わしい「繰延収益」のような項目が計上される可能性がある。

加えて、このような伝統的な保険会計実務は「ブラック・ボックス」と称されることがあるが、その原因の一端には保守主義の偏重があった。特に、日本の保険会計実務において、保守的な手続が認められてきた背景には、保険業が規制産業であり、保険契約者保護を会計目的とする「法定会計」の側面が重視されてきたことがある。このため、現行の保険会計実務では、保険負債は常に「予想最大損失額」を示すよう（宇野 2000, p.26）、その折々の一時的な時価評価損益を排除できる「原価法+減損」が採用されてきた（猪ノ口 2014, p.46）。また、収益計算においては、保険料収入時に入金額を一括して収益計上するという現金主義的な処理がなされてきた。このような処理は、日本のような法定会計に基づく保険会計実務のみならず、一般目的会計として整備された米国基準でも取り入れられている。ただし、これらの保険会計実務のもとでは、一括して収益計上された収入保険料のうち、将来のサービス提供に対応する部分は保険負債として積立てられ、実質的に収益認識が繰り延べられる。しかしながら、このような処理は他の産業では見られないものであり、産業間での会計情報の比較可能性を毀損させるとして批判されてきた。

IASB の保険契約プロジェクトでは、このような保険会計の「ブラック・ボックス」状態を解消して「会計情報の有用性」を高めるにあたり、概念フレームワークと整合

的な保険契約会計基準の策定が試みられてきた。第3章で確認したように、基準策定の基礎となる概念フレームワークは、「資産・負債→利益（収益・費用）」というストックの評価からフロー配分を規定する資産負債アプローチに基づくものであり、また伝統的な保守主義を排斥しようとするものであった。さらにIASBは、保険契約には契約期間が超長期となるものが稀ではなく、現行の繰延対応アプローチないし「原価法+減損」のもとでは、情報利用者に対してタイムリーな情報提供を行うことができないとして、公正価値モデルの適用を進めることとなる。

IASBによるストックモデルの推進は、IASB自体が公正価値モデルを支持していたことに加えて、保険業を取り巻く周辺制度においても推進ないし導入されていたこともその背景にある。ただし、第2章で確認したように、保険業を取り巻く周辺制度と会計とでは制度目的が異なるため、周辺制度の議論を単純に会計に援用することはできない。たとえば、ソルベンシー規制のもとでは、資産と負債の差額である純資産（ないしはサープラス）をリスク・バッファとみなし、保険会社に適切な自己資本を維持させることによって、保険契約者の利益を保護することが目的とされている。そこで、保険会社が有するサープラスについての経済的な実態を開示させるために、資産・負債を経済価値評価する手続きが不可欠となる。以上のように、ソルベンシー規制のもとでは、契約者保護ないしは利害調整の目的からストックモデルが採用されている。他方、IASBの保険契約プロジェクトでは、情報利用者の経済的意思決定に資する情報提供に主眼が置かれている。

エンベディッドバリュー（EV）は、保険事業のタイムリーな業績報告を適えるために、「株主にとっての価値」そのものを伝達しようとする試みである。この目的のために、資産・負債の経済価値評価が必要とされる。EVとIASBの保険契約プロジェクトとは、企業への資金提供者に向けた情報提供を志向する点においてはその目的は共通するものの、「財務諸表の目的は、企業価値を示すことではない」（IASB 2015, para. 5.7）。また、EVの枠組みのもとで算定される利益は「EVの一期間の変動額」であり、その性質は将来利益を先取りした数値である。

ソルベンシー規制のもとでは、経済価値ベースのストック情報が利害調整目的に活用され、フロー情報には特段の重要性が認められていない。また、EVでは、経済価値ベースのストック情報が「株主にとっての価値」を伝達するものの、フロー情報はストックの変動額として規定されるため、ここではソルベンシー規制と同様、フロー情

報固有の意義が特に認められているわけではない。ストックの変動額として規定されるフロー情報では通常、その変動性は高まることとなる。IASB の保険契約プロジェクトでは、フロー情報にこの変動性を持ち込むことに対して、多くの利害関係者が拒否反応を示したことで、純粋なストックモデルからフローモデルへの揺り戻しが生じた。第2章で提示したように、「財務報告の目的」ないし「会計が果たすべき役割」は、保険業を取り巻く周辺制度の目的とは異なり、この点を見誤ったことに IASB の保険契約プロジェクト長期化の主たる要因があるといえる。

本章では、ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しを生じさせた原動力の所在を明らかにしつつ、「保険契約会計固有の意義」について確認することを目的とする。また本章では、ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しがなされる中での、保険契約会計のあり方について考察を加える。第2節では、保険契約会計における情報利用者について整理する。第3節では、IASB の保険契約プロジェクトの成果物について、利害関係者の情報ニーズの観点から評価を行う。この評価を通じて、IASB の保険契約プロジェクトでは当初、等閑にされていたフロー情報の意義を明らかにする。第4節では、保険契約会計の今後の方向性について展望を述べる。第5節は総括である。

第2節 保険契約会計における情報利用者

保険（契約）会計には二つの側面がある。一つは、保険契約者保護を目的とする保険法定会計であり、いま一つは、投資家をはじめとする企業への資金提供者の経済的意思決定に資する情報提供を主眼に置く一般目的会計としての側面である。

図表 8-1 保険法定会計と一般目的会計の相違点

	保険法定会計	一般目的会計
会計目的	保険契約者保護	経済的意思決定に資する情報提供
主たる情報利用者	保険契約者、監督当局	資金提供者（株主、投資家、融資者）
利用者の関心	保険会社の支払能力、健全性	資源とその請求権に関する情報、業績または収益性に関する情報

法定会計と一般目的会計とでは、会計目的が異なるため、それぞれの会計制度がタ

ターゲットとする主たる情報利用者も、その関心も異なるとされる（図表 8-1）。このため、保険契約会計の制度設計においては、法定会計と一般目的会計の関係性が問われることとなる。上野（2013）によれば、両者の関係性として、①法定会計と一般目的会計とが相互に調整され（あるいは一方が他方に歩み寄り）、単一の財務情報を作成するというあり方と、②法定会計と一般目的会計とで別個に財務情報を作成するというあり方があるとされる。

仮に①の立場を採用すれば、財務情報の作成コストを抑えることができる。しかし、法定会計と一般目的会計とでは本来の会計目的が異なるため、相互に調整しあう中で一方あるいは双方の本来の目的が損なわれる恐れがある（上野 2013, p.309）。ただし、②の立場を採用したとしても、監督上の要請をまったく無視して一般目的の会計基準を作成することは難しく、両者を完全に切り離して議論することは困難とも指摘されている（上野 2013, p.309）³⁰⁵。

以上のように、法定会計と一般目的会計とでは、会計目的が異なる。法定会計のもとでは、保険契約者と保険会社の経営者または株主との利害対立を解消させることに重きが置かれる一方、一般目的会計では保険会社への資金提供者の情報ニーズを満たす点に重きが置かれる。ただし、保険会社への資金提供者といった場合、保険会社の資本構成の 9 割は保険負債に拠っており、保険会社にとっての第一義的な資金提供者は保険契約者ということになる（第 1 章参照）。このため、資金提供者としての「保険契約者」の関心を一般目的会計に引きつけた場合、保険契約会計の構造に変化を生じさせることはないかが問題となる。

保険法定会計のもとでは、保険契約者は債権者に近い立場として位置づけられる³⁰⁶。保険契約者を保険会社の債権者として捉えた場合、契約者保護の観点から、利害調整目的に重きを置いた会計制度が採用され得る。たとえば、法定会計では、保険会社の財務健全性を確保するにあたり、経営者報酬や株主配当（契約者配当）による企業財産の社外流出を抑えるため、保険負債の保守的な評価が行われてきた。

³⁰⁵ このため、法定会計と一般目的会計は別個の会計システムとして規定されるべきと指摘されることもある（須田 2001, p.42）。

³⁰⁶ 保険契約者を保険会社の債権者として位置づける見解として、弥永（2000, p.12）などが挙げられる。古瀬（2000, p.1）では、株式会社における保険契約者は債権者といえるが、相互会社における保険契約者は株主に類似する立場にあるため、情報提供に関して株主と同様の配慮が必要であると指摘されている。ただし、相互会社の最高意思決定機関である社員総代会が、株式会社の株主総会以上に形骸化している点がかねてより指摘されるところである。

たとえ保険契約者を債権者と捉えたとしても、一般目的会計のもとで、保険会社への資金提供者として位置づけた場合、投資家ないし株主の投資意思決定と同様に、保険契約者（正確には契約加入希望者）は保険商品の購入意思決定に資する情報提供を保険契約会計に望むこととなろう（須田 2001, p.37）。江澤（2002, p.206）では、一度契約を締結した保険契約者は契約完了まで契約者の地位に留まるため、新たな選択行動のために会計情報を求める必要性がこれまで乏しかったと指摘されている。しかし、近年の規制緩和・競争促進、保険会社の経営破綻が生じたことを受け、保険契約者の情報ニーズとして、価格・商品情報や財務健全性を判断するための情報が必要とされるようになった（江澤 2002, p.206）。

一般目的会計のもと、投資家ないし株主と保険契約者の情報ニーズを比較した場合、意思決定時点においては、保険契約ないし保険会社の収益性と支払能力（リスク・バッファー）について、両者ともに関心があることは共通すると思われる。保険会社のリスク・バッファーの開示は、保険契約者（加入希望者）による保険商品の購入意思決定の際に有用な情報であるのみならず、契約締結後、正式な契約者となった後においても、適正な水準のバッファーが企業に留保されているかを知るために必要である。

なお IASB の保険契約プロジェクトでは、ソルベンシー規制のストックモデルと同様のモデルを採用しつつ、マージンを（利害調整のための）リスク・バッファーではなく、契約の未稼得利益とみなしている。IASB 自体は利害調整目的の情報提供を意図していないものの、ソルベンシー規制でのストックモデルとフォーマットが類似しているために、結果として、契約者の利害調整目的の情報活用にも資する情報提供を行っている可能性はある。このことはマージン情報を通じて、契約者と投資家ないし株主の視点が部分的にも共有化できる可能性を示している。

ただし注意が必要なのは、契約者と投資家ないし株主の視点が共有化されるとはいっても、契約者を投資家ないし株主とまったく同一のポジションとみなすことはできない点である。両者の際立った相違は「投資の回収手段」に現れる。投資家ないし株主は、株式の売却を通じた「投資の回収」を容易に行うことができる一方、保険契約者は、その持分を手放して他の企業の保険契約に乗り換えることは容易ではない（江

澤 2002, p.205)。保険契約者の多くは、契約の解約は可能であるものの実際の解約率は低く³⁰⁷、契約期間にわたりその立場に留まり続けるものと想定される。

保険会社の株式会社化が進む昨今であっても、保険会社における第一義的な資金提供者は保険契約者であり、一般目的会計としての保険契約会計の中でもその位置づけは無視できないと考えられる。IASB の提示したストックモデルが、このようなポジションにある保険契約者の情報ニーズに適うものであったか、そもそも投資家の情報ニーズ自体にも適合するものであったか。この点に関して問題があったからこそ、フローモデルへの揺り戻しがなされたといえよう。次節では、この観点に着目してプロジェクトの成果物を評価する。

第 3 節 保険契約プロジェクトの評価

IASB 保険契約プロジェクトは、保険会計のブラック・ボックス状態を解消すべく、対応・配分計算から導出される計算擬制的項目を排除することに加えて、タイムリーな情報提供の達成を目的として、当初は純粋な（あるいは、収益費用アプローチに対して相互排他的な）資産負債アプローチに基づき、公正価値モデルを推進してきた。しかし、最終的には、保険負債の履行価値を測定しつつ対応・配分計算を維持するという「ストックモデルとフローモデルの折衷モデル」に帰着したといえる。この帰着点は、利害関係者の要望を受け入れてきた結果としての到達点である。プロジェクト当初は純粋なストックモデルが、意思決定に資する情報を提供するものとして取り上げられていたものの、その有用性に限界があったために、フローモデルへの揺り戻しがなされたと考えられる。

本節ではまず、IASB の提示するストックモデルの意義と問題点について確認したのち、フローモデルないしフロー情報に期待される意義について考察を加える。

第 1 項 スtockモデルの意義と問題点

本項では、IASB の提示するストックモデルの意義と問題点について考察を加える。IASB の当初提案では、保険契約会計に対して公正価値モデルが提示された。当該提案

³⁰⁷ 生命保険協会(2016)によれば、2015年度における個人保険の解約・失効高は50兆2,962億円、解約・失効率は5.9%とされ、前年度比0.2%の低下となっている。

に対して問題があった点は、前章までに確認したとおりである。換言すれば、契約の移転を擬制する公正価値モデルは、保険業のビジネスモデルを捉えるものではなかった。公正価値モデルが否決されてからは、IASB は保険契約の履行価値を示すモデルへと転じた。そこで本項では、IASB の提案する現在履行価値モデルの意義と問題点について評価を行う。

(1) ストックモデルの意義

IASB の提示するストックモデルの意義は、保険会社と利害関係者との情報の非対称性を適時に緩和するためのマージン情報に集約されよう。日本や米国の保険会計実務で採用される「原価法+減損」モデルのもとでは、保険負債は受取保険料を繰り延べたもの（未経過保険料）に過ぎず、契約に残存するリスク・エクスポージャーの価値を反映できていない可能性が残る。保険会社は保険料設定時に安全割増を持たせて責任準備金（保険負債）を積み立てるが、どれほどの安全割増が設定されているのか、といった情報が開示されることはほぼなかった。

なお、日本では、一部の生命保険会社において3利源情報の開示がなされているが、その計算方法は生保各社で統一されておらず、比較可能性に問題がある。IASB のストックモデルは、保険負債を構成するマージンを明示的に測定することを通じて、（評価日時点での）死差・費差・利差相当分を開示することから「保険会計のブラック・ボックス」状態の解消を目指したといえよう。

IASB によれば、保険負債を構成するマージン情報は、保険契約ないし保険会社の抱えるリスクと未稼得利益に関する情報が提供される。FASB と IASB の提案内容を比較した場合、IASB 提案の特徴は、保険負債の測定に当たり、リスク調整（マージン）を每期再評価する点にある。IASB がリスク調整を保険負債の構成要素として独立して、かつ每期再評価することを要請するのは、「契約に内在するリスク（そのものの変動）に関する情報」にレリバンスがあるとみなしたためであった（第5章参照）。

また IASB によれば、契約上のサービス・マージン（CSM）は、契約から生じる未稼得利益を示すとされている。保険業ではそのビジネスモデルの構造上、収益と費用認識とでタイム・ラグが生じることから、長期的には収益性のある契約であっても、短期では損失の計上を誘発することがあり、そのために保険会社の収益構造が不透明・不明瞭であるとの批判がなされることがあった。CSM の開示によって、契約締結

時に（契約期間にわたり稼得されるであろう）未稼得利益を明示することができ、上述の不透明感を払拭することが期待できよう。CSM それ自体は再評価されないものの、将来の見積もりの変更による保険負債の変動に対して調整され、将来にわたり稼得されると見込まれる利益額を伝達する。

以上のように、ストックモデルの意義としては、従来の繰延対応アプローチに基づく会計実務のもとでは、基本的に個別に認識・再測定されなかったマージンを開示することを通じて、保険会社（経営者）と外部情報利用者間との情報の非対称性が緩和され得ることが挙げられる。

第2章で触れたように、Serafeim（2011）では、企業固有の見積もり要素が含まれるEVの開示を通じて、保険会社と投資家との情報の非対称性の緩和が期待できるとの実証結果が示されていた³⁰⁸。企業固有の見積もりに情報価値があるとするれば、現在のIASB提案はこの方向性に沿うものである。保険会社の抱えるリスク・収益性を示すマージン情報が適時に開示されることで、投資家の投資意思決定および契約者の購入意思決定に資する情報が提供されることが期待されることとなろう。

（2）ストックモデルの問題点

理念上、ストックモデル、特にストックモデルから提供されるマージン情報には、上記の意義が認められる。しかし、問題は、マージン情報が基本的に見積もりによるものであり、また、マージン情報に何かしらのレリバンスが期待できるとしても、マージン情報に期待されているレリバントな情報をIASB提案が的確に表現できているか再考の余地がある。

ストックモデルのもとでは、経済価値ベースの評価モデルが採用されるため、マージン情報も漏れなく将来の見積もりによることになり、不確実性の伴う情報といえる。さらに、リスク調整に対しては、その測定可能性に疑義が寄せられていることは既に述べたとおりである。第5章で触れたように、契約に内在するリスク情報がレリバントな情報であったとしても、「リスクを忠実に表現できる評価技法」が確立されていなければ、当該マージンの情報価値は損なわれるか、あるいは全くなくなる。

また、CSMは未稼得利益を表現するものとされるが、CSMの具体的な構成要素を

³⁰⁸ ただし、保険会社に死亡率等の時系列データが蓄積されているなど、企業固有の見積もりにある程度の根拠がある場合に限られる（Serafeim 2011, p.566）。

考えると、未稼得利益とは到底いえないものが含まれる可能性がある。IASB によれば、CSM の構成要素としては (a) 契約の組成・ポートフォリオ構築のコストおよび努力に対する対価、(b) 補助的サービスの提供に対する対価、(c) 商品開発に対する対価、(d) 保険会社が重要な価格決定能力を有する場合の追加的なりターンなどが挙げられている (IASB 2010b, para. BC125)。

しかし猪ノ口 (2013) では、CSM に含まれる具体的な項目の中には上記のものに加えて、「保険会社の保険料計算」と「IASB の要請する責任準備金計算」の差異に起因する項目が含まれると指摘されている³⁰⁹。たとえば、IASB では、契約に直課可能な新契約費については履行キャッシュフローの現在価値に含めることが提案されている

(IASB 2013b, para. B66)³¹⁰。他方、保険料計算では直課不可能な新契約費 (間接費) 充当分も織り込んだうえで保険料が決定される。したがって、履行キャッシュフローの現在価値に含められなかった間接費充当分が CSM に算入される可能性がある (猪ノ口 2013, p.51)³¹¹。また、事業費の回収に充てられる付加保険料は、新契約費のみならず集金費や維持費も含まれるため、これらの部分が間接費とみなされれば、その分だけ CSM は大きくなる。

また、CSM は将来の死差益・費差益・利差益を含むものと考えられるが、IASB 提案に従えば、3 利源のうち利差部分がその他の包括利益 (OCI) で別個に表示されることになるため、CSM が「未稼得利益」という定義自体を満たしていないとの批判もある (来住・佐藤 2014, p.126)。

以上のように、CSM の構成要素には、商品開発の巧拙等に起因する「市場平均を超

³⁰⁹ 法定会計では責任準備金の最低積立要件が定められていることがあり、なおかつ、その金額は「安全割増」を反映したものである (第 1 章参照)。このため、保険会社は当該下限を下回らないよう保険料計算を行う必要がある。他方、一般目的会計では基本的に、保険負債は最良推定値として算定される。このため IASB の初期提案における公正価値モデルのもとでは、将来 COF (保険金・関連費用) 計算は一般目的会計 (IFRS) の規定に従いつつも、将来 CIF (保険料) 計算は法定会計を基調として算定されることとなり、両者の現在価値の差額は「初期利得」として認識され得る。この場合、「初期利得」にはリスク・バッファである安全割増分が含まれるため、一般目的会計上、当該「初期利得」を純利益計上したとしても、法定会計上、当該金額は (将来の保険金支払財源を) 別途積立金として内部留保する規定が設けられるのが望ましい。CSM は基本的にこの「初期利得」の繰延項目である。

³¹⁰ 川崎 (2015) では、IASB は新契約費を生じさせる労働義務の提供を履行義務とみなしていないにもかかわらず、新契約費を、履行義務を表現する保険負債の測定に含めることの不整合性が指摘されている。このため川崎 (2015, p.58) では「保険契約獲得に係る負債」といった勘定を別途設けるという一案が示されている。

³¹¹ 同様の指摘は、企業会計基準委員会 (2015) でもなされている。

える利益（超過利益）」のみならず、保険料計算において考慮される「リスク・バッファ」や「間接費充当分」が含まれることとなる。契約時点のCSMは「自己創設のれん（相当分）+ α 」を表わすものの、「自己創設のれん（相当分）」と「+ α 」は明確に区分されない。また「+ α 」部分として、「リスク・バッファ」は未だしも「間接費充当分」が含まれるため、契約開始時におけるCSMは「それなりのボリュームのものになる」（猪ノ口 2013, p.52）と想定される。

ストック情報としてCSMが多額に計上されることは、保険契約者からしてみれば保険料を過払いしているような印象を受けるかもしれないし、あるいは「保険会社にリスク・バッファが十分に確保されている」として保険会社の財務健全性について実態とは異なる印象を受けるかもしれない。さらには、投資家ないし株主は、保険会社の収益性について過大評価してしまうかもしれない。CSMの内訳は開示されないため、利害関係者の抱く「印象」が正しいのか、それとも誤っているのかはストック情報のみからは判別できない。IASBは、保険会社の収益性ないしリスク・バッファを、ストック情報により伝達する役割をCSMに期待しているのであろうが、CSMがそれを的確に表現できないことで、利害関係者が保険会社に対する不信感をかえって募らせる恐れもある。

第2項 フローモデルへの揺り戻しにおける問題点

IASB 保険契約プロジェクトでは、ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しがなされている現状にあるが、そのことを端的に示すのがCSMの計上であった。純粋なストックモデルに基づけば、契約締結時に初期利得が計上され得る。契約履行前であるにもかかわらず、初期利得が計上されることに対して違和感が指摘されたため、当該利得をマージンとして繰り延べ、契約を履行するにつれて配分することとなった。このことは、「フローの配分が意図されたモデル」への回帰ともいえるが、それはCSMに限ってのことである。

前項にあるように、ストックモデルの意義は、特に日本の保険会計実務ではこれまで開示されてこなかったマージンの内訳を示すことで、保険会社と情報利用者との間の情報の非対称性を解消する点にあるといえる。しかし、これらのマージン情報にたとえリバンスが認められるとしても、マージンが表現しようとしているもの（ないしは、マージンが表現していると情報利用者が期待しているもの）を忠実に表現でき

ているかについては疑問が残る。

また、ストックモデルのもとでは、ストックの評価がフローの配分を規定することとなる。マージンをはじめとするストック（保険負債）は、不確実性を伴う将来の見積もりによる数値であり、その変動性は高い。ストックの変動性は契約に内在するリスク、あるいは保険会社の抱えるリスクの状態を反映しているとして、それ自体に情報価値を認める向きもあろう。しかし、多くの利害関係者はこの変動性をフロー情報へ持ち込むことに対して拒否反応を示した。このことは、マージンの変動から保険会社の業績を捉えようとする要約マージン・アプローチが否決されたことから明らかである。要約マージン・アプローチは、グロスアップされた収益が表示される他の産業との比較可能性が損なわれることに加えて、評価性項目であるマージン数値がフロー情報に含まれるために、その数値の客観性を担保できないことに批判が寄せられた。

このため IASB は、保険会社の業績報告モデルとして、要約マージン・アプローチから保険契約収益アプローチへの転換を行った。保険契約収益アプローチのもとでは、IFRS 第 15 号と整合的に、グロスアップされた収益表示がなされる。しかし、その主要ドライバーにはマージンの変動が依然として含まれる。IASB 提案の基本構造は、保険契約会計の収益認識モデルの基礎がストックの評価からフローの配分を規定するモデルであることに変わりはない。さらに、IASB 提案は、現金収支を測定のアンカーとすることは特に意図されておらず、このため、フロー情報の操作可能性が高まる点は前章で指摘した通りである。このためか、利害関係者からは、たとえ他の産業との整合性が損なわれるとしても、現行の保険料収入に着目した収益認識アプローチを支持する意見も寄せられていた。

これまでの検討から明らかなように、利害関係者が望む、保険契約会計におけるフロー情報の特性としては、変動性が低く、客観性の高い数値であった。このような情報がいかなる局面で有用なものであるのか。この点に、保険契約会計が（他の保険業を取り巻く周辺制度とは異なり）純粋なストックモデルに至らなかった理由がある。次項では、フローモデルに期待される役割について考察を加える。

第 3 項 フローモデルに期待される役割

IASB の保険契約プロジェクトにおいて見られた、ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しは、ストックモデルに基づく情報のみでは、意思決定に有用な情報が提

供され得ないことを端的に示している。

第2章では、保険契約会計が純粋なストックモデルとして基準化に至らなかった背景には、保険契約会計においてもフロー情報が、投資家による企業価値評価の際に用いられるインプット情報として活用されており、ストック情報にはこの役割が期待できないことがある可能性を指摘した。すなわち、不完全・不完備市場を前提として、企業価値の算定には、経済価値ベースのストック情報ではなく、フロー（利益）情報が必要とされると考えた。

FASB や IASB の概念フレームワークでは、意思決定に当たり、将来の予測（期待）形成に資する情報の特性として、予測価値と確認価値が挙げられている。予測価値とは「過去または現在の事象の成果を情報利用者に正しく予測させる可能性を高めるのに役立つ情報の特性」であり、確認価値とは「情報利用者に事前の期待値を確認または訂正させる情報の特性」である（IASB 2010a）。

IASB によれば、ストックモデルにおいては、契約に内在するリスクないし収益性を示すマージン情報が、予測価値のある情報を利害関係者に提供するとされている。そのような情報提供がなせるのは、リスク調整を独立して測定する2マージン・アプローチのみであるとされていた（第5章参照）。ただし、IASB のもとでは、リスク調整は、その時折々のリスク状態を把握し将来の状態を推し量る上では予測価値が認められ有用な情報となり得ても、再評価項目であるがゆえに、確認価値は望めないものとみなされていた。

他方、FASB は、マージン情報に予測価値と確認価値をともに認める。FASB が採用したアプローチは、リスク調整を独立して測定しない単一マージン・アプローチであった。FASB によれば、単一マージンは、ストック情報としては不確実性に晒されている契約に関連する潜在的な利益を示すとされる。また、不確実性が低減するとともに解放された利益額（マージンの償却額）は、企業業績を予測するうえでのインプット情報となる点で予測価値があり、情報利用者が以前行った将来予測の期待の適否を事後的に確認できる点で確認価値があるとされていた。この点に有用性を求める場合、フロー情報には、可変的な将来の見積もりの変動によるものではなく、ある程度は客観的で、不可逆的な実績利益情報としての性格が必要とされよう³¹²。

³¹² Dichev *et al.* (2013) による最高財務責任者（CFO）に対するアンケート調査によれば、回答者の多くが持続可能性のある（sustainable）、一時的な項目（one-time items）から解放された

第6章で確認したように、利害関係者の要望を受け入れる形で、保険負債評価に自己の信用リスクを反映する提案は否決された。その背景には「保険負債とその裏付資産の評価損益のミスマッチを解消ないし報告すること」それ以上に「保険契約の履行状況を情報利用者に伝達すること」が会計情報に求められていたことがあった。ここでは、ボラティリティの程度を適時に正確に把握することよりも「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」ことが会計情報に期待されていたといえる。このような要望は、会計情報に確認価値が求められていることを示唆している。

加えて、「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」情報を会計に求めることで、結果として、このような情報は（投資）意思決定（企業業績ないしのれん価値の推定）のみならず、受託責任を評価するのにも資するものとなる。保険会社に対する資金拠出の割合を考えた場合、保険契約者の存在は、一般目的会計としての保険契約会計においても無視はできない。前節で確認したように、保険契約者の特質としては、保険契約は株式と異なり流動的な市場が存在しないため、投資の回収（退出）が容易ではなく、基本的に契約期間にわたりその立場に留まり続けるものと想定される。この場合、保険契約者は契約満了まで保険会社にかかわる利害関係者として、保険会社の受託責任に関心を持ち得る³¹³。

以上のように、フロー情報で実績利益情報が提供される限りは、保険会社を取り巻く資金提供者（投資家と保険契約者）の情報ニーズを満たすことができよう。IASBの保険契約プロジェクトは、この情報ニーズを軽視したがために長期化の道へと進んだといえる。

利益を高品質の利益と捉えており、また、そのような利益を創出する会計方針として収益・費用の対応手続を挙げている。

³¹³ また、一部の利害関係者が保険料収入に着目したアプローチを支持していたように、フロー情報には変動性が低く客観的であることに加えて、測定値の硬度（hardness）が求められている可能性がある。井尻（1976, p.54）によれば「『硬い』測定値とは、人々がその数字に異論をとなえるのがむずかしいように厳格につくられた測定値」である。したがって、測定値の硬度を確保するためには、(i) 測定過程が検証可能な事実から出発し、(ii) 測定者の恣意性が介入しないような測定過程を厳格に規定し、かつ (iii) 測定規則のうち特定の事実を数量化するのに用いてよい規則の数が限定的であることが要請される（井尻 1976, pp.54-55）。利害調整目的での会計情報を活用する場合、会計情報には、ボラティリティが小さいことと測定値の硬度が求められる（万代 2000; 2002）。なお、井尻（1968, pp.90-91）によれば、利害調整会計（equity accounting）は、利害関係者間における「富の分配」のための資料を提供するものとされている。以上のことから、保険契約会計においても、分配可能額の算定を通じた利害調整機能が重視され続けているのかもしれない。

第4節 保険契約会計の展望

本節では、これまでの検討を踏まえ、保険契約会計の今後の方向性について考察を加える。これまでの検討を通じて、IASBの保険契約プロジェクトの変遷から得られた知見は、ストックモデルの意義は認められつつもそれは限定的なもので、フローモデルの有用性（あるいは優位性）が依然として認められているということであった。保険契約会計にストックモデルを取り入れたことで、保険負債の経済的な実態を示すことを通じて、保険会社と情報利用者間の情報の非対称性を緩和することが期待できる。しかしその一方で、企業価値評価のインプット情報を提供する（加えて、受託責任を評価するための情報を提供する）というフローモデル固有の意義は失われることはなかった。

保険負債の経済的な実態を示すため、あるいは保険契約に内在するリスクの状態をタイムリーに伝達するためには、ストック情報は（情報優位にある）保険会社による最新の見積もりを反映させた数値として每期更新されることが望まれる。他方、フロー情報は、単なるストックの変動として示されることは望まれていない。フロー情報には、意思決定に資するよう予測価値に加えて、契約の履行状況を伝達できるよう、確認価値を有するものであることが期待される。そのために、フロー情報に求められる特性としては、不可逆的で変動性が低く、見積もりから解放された客観的な（検証可能性のある）情報であることが望まれていた。

以上から、保険契約会計のあり方としては、上述の特性を有するフロー情報がまず求められ、それを毀損しない範囲で、ストック情報において保険会社（保険負債）の経済的な実態を示すことが求められると考えられる。このような情報提供のあり方を達成できる会計モデルとしては、(1) 経済価値ベースのストック情報を注記で開示し、（ストックの評価差額を損益に混入させない）原価ベースのフロー情報を提供するモデル（ストック注記型フローモデル）、(2) ストックを経済価値評価するものの、評価差額をマージンで調整し、原価ベースのフロー情報を提供するモデル（評価差額マージン調整型フローモデル）、(3) ストックを経済価値評価するものの、評価差額をOCI計上することで、原価ベースのフロー情報を提供するモデル（評価差額OCI計上型フローモデル）、が考えられる。以下ではそれぞれのモデルの意義とその特徴について述べる。

第1項 スtock注記型フローモデルの意義とその特徴

まず、経済価値ベースのStock情報を注記で開示し、原価ベースのフロー情報を提供するモデルについて考えてみたい。このモデルは、Stockの再評価額は注記開示されるため、フロー計算は原価ベースでなされる。このため、フロー計算にStockの将来の見積もりの変更による一時的な変動が混入することはない。ただし、現行実務と同様、負債十分性テストが課せられることとなろう。通常の予測の範囲内のリスクに対応すべき保険負債に積立不足が判明した場合、その時点で追加積立が計上されるとともに費用（損失）が認識される。負債十分性テストでは（資産の減損処理と同様）契約に係る将来キャッシュフローを見積もることが不可欠となる。したがって、この点においてはフロー情報に見積もりの要素が混入することとなり得るが、恒常的な（また、下方修正のみならず上方修正が加えられる）再評価がなされるわけではなく、追加積立の判断には一定の識閥が設けられることとなる。

「原価+減損」ベースのフロー計算では、現行の保険料収入に着目した収益認識アプローチを採用し続けることが可能である³¹⁴。保険料収入に着目したアプローチは、契約履行前に収益を計上するため、「保険会計の特殊性」として批判を受けることがあった。しかし、第7章で述べたように、伝統的な保険会計実務のもとでは、保険料収入は、保険会社が提供する保険サービスの進捗度（保険サービスの部分的な移転の指標）と関連付けられてきたと考えられる。また、収入保険料のうち、翌期以降の保険サービスに対応する部分は、責任準備金繰入額（費用）として保険料収益から差し引かれる。このため、正味純収益額としてみた場合、保険料収益は発生主義へと修正され、かつ収益の実現が意図されているものと解すことができよう。このため、実質的に保険群団レベルでの因果に基づく収益・費用の対応計算が図られていると考えられる。

また、繰り延べられた保険負債の収益認識については、IFRS 第15号とより整合的に処理するために、保険負債を顧客対価（取引価格）で測定し³¹⁵、履行義務の充足に

³¹⁴ 第1章で指摘したように、現行の保険会計実務は原価ベースで行われるとは言っても、責任準備金は各決算日時点で必要積立額が計算され、責任準備金繰入額（戻入額）として洗い替えられるため、キャッシュフローが全く改定されないわけではない。割引率が変更されない点ではロックインされているといえる。

³¹⁵ 一時払い保険料でない場合は、将来キャッシュインフローの現在価値で測定する。

従って収益認識していくアプローチが考えられる。履行義務の充足をいかに捉えるかに関しては、リスク分散を中核に置く保険サービスの特徴を踏まえ、リスクの低減を捉える（不可逆的な）決定的事象の発生から判断していくことが考えられる。

保険負債は（追加積立の必要がない限り）再評価されることはないため、貸借対照表上のストック自体は必ずしも現在の経済的状态を示すわけではない。このため、経済価値ベースのストック情報は注記で開示される。したがって、保険会社の ALM においても、基本的に原価ベースで会計上管理されることが望ましく、日本の現行実務で用いられる「責任準備金対応債券」の保有区分が引き続き必要とされる。

以上のように、ストック注記型フローモデルは、経済価値ベースのストック情報が注記開示される以外、現行の保険会計実務とほぼ変わらないモデルとなり得る。現行の実務から大きな変更を行う必要がなく、有用なフロー情報が提供できる点は、このモデルの長所である。

ただし、経済価値ベースのストック情報は注記開示で事足りるかが問われる。セミストロング・フォーム（semi-strong form）の市場効率性を前提とすれば、会計情報を財務諸表本体で認識しようが、注記情報で開示しようが、報告様式が異なることで情報価値に差異が生ずることはない。しかし、多くの先行研究では、財務諸表本体で認識された会計情報と注記で開示されたそれとで、情報価値に差異が生ずることが指摘されている（たとえば、Schipper 2007）。Ahmed *et al.* (2006) では、デリバティブの公正価値情報について本体表示と注記開示との価値関連性を検証した結果、前者では価値関連性が確認できたものの、後者では確認できなかったとされている。また、Müller *et al.* (2015) では、投資不動産の公正価値情報を対象として同様の検証を行い、本体表示のみに関連性を確認したとされている。

同一の会計情報でも報告様式によって情報価値が異なるのであれば、また保険負債およびその裏付資産の経済的状态を把握することが有用な情報となり得るのであれば、経済価値ベースのストック情報は注記開示ではなく、本体表示されることが望まれる。

なお、Schipper (2007) によれば、本体表示と注記開示でこのような差異が生じるのは、

(a) 注記開示される情報は本体表示される情報に比べて信頼性が低いか、(b) 注記開示される情報は本体表示される情報に比べて情報処理が複雑であることが影響していると指摘されている。このため、保険負債の経済価値が、(情報価値がないほどに) 信

頼性の低い情報であるのならば、注記開示という選択肢が採られることとなろう³¹⁶。

第2項 評価差額マージン調整型フローモデルの意義とその特徴

本項では、ストックを経済価値評価しつつ、評価差額をマージンで調整し、原価ベースのフロー情報を提供するモデルについて考察する。当該モデルでは、FASB/IASBやソルベンシー規制で見られるストックモデルと同様、保険負債を現在推定部分とマージン部分に区分する場合、前者（現在推定に係る将来キャッシュフローおよび割引率）は再評価する一方、後者をリスク・バッファーとみなしそれ自体は再評価せず、評価差額を吸収することとなる。マージンは、評価差額に対して調整されつつ、決定的事象の発生（加えて、時の経過による規則的償却³¹⁷）にしたがって収益認識される。このため、マージンがある限り、ストックの変動性はフロー情報に混入することはない。

したがって、このモデルのもとでは、保険負債の総額は変動しないものの、保険負債の内訳が変動（内訳を確認する）することで、経済的実態を把握することができる。ただし、IASBのように、マージンを細分化するか、FASBのように細分化しないかはひとつの論点である。リスク調整のような再評価項目を設ける場合は、その評価差額は、リスク・バッファーとなるマージンで調整される必要がある。

マージンは、リスク・バッファーであるとともに、契約に係る未稼得利益を示す。FASBの単一マージン・アプローチは、リスク調整および未稼得利益を区分する煩雑性や恣意性を避けたものであり、その区分の煩雑性が実務に与える影響を考慮すれば、現実的な選択肢であるとの見方がある（上野 2013）。しかし、実務の煩雑性を低減させるためという「消極的な」理由づけではなく、フロー計算の精緻化を図るという「積極的な」観点からFASBの単一マージン・アプローチを正当化できる。すなわち、(FASB提案では単一マージンの調整は認められていないものの) 単一マージンを将来の見積

³¹⁶ なお、IASBでは、収入保険料額を注記開示することが提案されている。これは、収入保険料の数値の信頼性が低いわけではなく、収入保険料額をIFRS第15号の収益認識パターンに組み替えるのに情報処理コストがかかるとの判断があったためと思われる。

³¹⁷ 保険負債を構成するマージン部分には、営業保険料中の付加保険料に該当する部分も含まれるものと考えられる。営業保険料中の純保険料と事業費に対応すべき付加保険料とでは、(契約によっては)異なる収益認識パターンが認められるものと考えられるが、前者には決定的事象を捉える収益認識手続が、(事業費が平準的に発生するのであれば) 後者には時の経過による収益認識手続が適合するかもしれない。

もりの変動に対して調整することで、情報価値の乏しいストックの変動性をフロー情報から排除することに加えて、配分基礎（未稼得利益）の繰延可否を適宜判断することを通じて、マージンの配分計算の精緻化を図ることができる。

リスク・バッファのない未稼得利益となるマージンは、将来の死差益・費差益・利差益を含むものと考えられる。近年、日本の生命保険会社は、逆ザヤ（利差損）を死差益ないし費差益で補填する状態が続いていたが、評価差額マージン調整型フローモデルはこのような管理状況と整合するモデルといえる。情報利用者の情報ニーズが、（たとえ利差損が生じていたとしても）保険会社全体としてバッファが確保できており、かつ収益性があるか否かについて向けられているとすれば、当該モデルはそのニーズに沿った有用な情報を提供することができる。

前述のように、このモデルのもとでは、マージンが将来の見積もりによるストックの変動を吸収する限り、保険負債の総額は変動しない。このため、保険会社の ALM も原価ベースで管理されることとなる。将来キャッシュフローの予期せぬ不利な変動が生じたことでマージンが使い果たされた場合、保険負債はロックフリー方式で評価されることとなる。これは、保険会社を取り巻く（不利な）経済的実態を反映させたことの結果である。このことを受け、ALM の方針も経済価値ベースでの管理へと変更する必要が生じる。

なお、このモデルは、CSM を見積もりの変動に対して完全にアンロックするとした点では CFO forum より提案された有配当保険に対するモデルとほぼ同様のものである（IASB 2014a）。

第 3 項 評価差額 OCI 計上型フローモデルの意義とその特徴

本項では、ストックを経済価値評価し、評価差額を OCI 計上することで、原価ベースのフロー情報を提供するモデルについて考察する。当該モデルでは、評価差額マージン調整型フローモデルと同様、保険負債を現在推定部分とマージン部分に区分し、現在推定（および、IASB のようにマージンをリスク調整とバッファに区分する場合はリスク調整部分）について每期再評価することとなるが、評価差額はすべて OCI 計上される。

マージンがリスク・バッファのない未稼得利益を示すものであるとすれば、当該マージンを負債として計上してしまうと、評価差額は OCI 計上されるため、マージン

が（評価差額を調整するという）クッションとしての役割を果たさず、また未稼得利益を適切に示さないこととなる。そこで契約締結時にマージンが生じる場合には、当該マージンは負債とするのではなく、評価差額と整合的に OCI 計上する必要がある。マージンはその他の包括利益累計額（accumulated other comprehensive income: AOCI）として繰り延べられ、保険負債の評価差額に対して調整されることとなる。OCI 計上されたマージンは、評価差額に対して調整されつつ、（契約の終了など）決定的事象の発生（+時の経過による規則的償却）にしたがって収益認識（純利益にリサイクリング）される。

なお、CSM を OCI 計上する案は、企業会計基準委員会（2015）からも提案されている。企業会計基準委員会（2015）は、CSM を割引率の変動を含めた保険負債の評価差額に対して完全にアンロックさせる点、OCI は「財務状態を表わす観点からレリバントな測定値」と「財務業績を報告する観点からレリバントな測定値」とで差額が生じる際に使用される点、CSM が負債の定義を示さない可能性がある点から検討を行っている³¹⁸。

第 4 項 小括

以上のように、保険契約会計の方向性として (1) スtock 注記型フローモデル、(2) 評価差額マージン調整型フローモデル、(3) 評価差額 OCI 計上型フローモデルについてそれぞれの意義と特徴について確認してきた（図表 8-2）。いずれのモデルにおいても、不可逆的で変動性が低く、見積もりから解放された客観的な（検証可能性のある）フロー情報の提供が第一義的な目的となる。そして、そのようなフロー情報の提供を阻害しない範囲で、Stock の経済的実態を示すことが意図される。

Stock 注記型フローモデルは、現行の保険会計実務により近いモデルである。経済価値ベースの Stock 情報は、注記開示される。ただし、財務諸表本体での表示（認識・測定）と注記開示とでは、意思決定の観点から情報利用者に与える影響が異なることが指摘されている。このため、Stock 情報の意義が認められるのであれば、Stock 情報は注記開示というよりも本体表示した方が情報提供の観点から望ましいと

³¹⁸ 企業会計基準委員会（2015）によれば、保険会社は未稼得利益を移転する債務を負っておらず、CSM は、財務状態を表わす観点からレリバントな測定と財務業績を報告する観点からレリバントな測定が異なることから生じた差額であるとされている。

いえる。

図表 8-2 採択可能な代替案の比較

	ストック注記型フローモデル	評価差額マージン調整型フローモデル	評価差額 OCI 計上型フローモデル
内容	経済価値ベースのストック情報を注記開示し、原価ベースのフロー情報を提供	ストックを経済価値評価し、評価差額をマージンで調整することで、原価ベースのフロー情報を提供	ストックを経済価値評価し、評価差額を OCI 計上することで、原価ベースのフロー情報を提供
留意点	(ストックに情報価値があるとすれば) 本体表示と注記開示では情報価値が異なる可能性がある	マージンが費消し尽くされた場合、なおも不利な状態が続けば、保険負債はロックフリー方式で評価される	マージンのクッションとしての役割を示すためには、マージン部分を AOCI 計上する必要がある
備考	現行実務から大きな変更を行う必要が無い	CFO Forum が提案する有配当契約の処理に類似	企業会計基準委員会 (2015) の提案に類似

評価差額マージン調整型フローモデルおよび評価差額 OCI 計上型フローモデルでは、ストックを経済価値評価したうえで、評価差額をフロー（純利益）情報に含めないよう、マージンでの調整ないし OCI 計上がなされる。ただし、評価差額 OCI 計上型フローモデルのもとでは、マージンのクッションとしての役割を示すためには、マージンは負債ではなく AOCI として計上する必要がある。この意味では、評価差額 OCI 計上型フローモデルのもとでも評価差額をマージンで調整していることには変わらない。

なお、評価差額マージン調整型フローモデルでは、マージンがリスク・バッファとして使い果たされた場合、（経済価値ベースの ALM に移行するとともに）ストックの変動性がフローに混入することとなる。これは、「契約の収益性が不確実性に晒されている状況にある」という経済的実態をフロー情報に反映させることを意味する。ストック注記型フローモデルにおいても、不利な環境変化などにより、従前の保険負債の積立額では義務を履行できない際には、負債の追加積立が要求されるが、評価差額マージン調整型フローモデルでは、この追加積立の識閾値が「マージンの（完全）費

消」に求められることとなる³¹⁹。

このため、評価差額 OCI 計上型フローモデルでも、上記 2 つのモデルと同様の損益計算を行うのであれば、AOCI として計上されたマージンで吸収しきれないほどの損失が発生した時点で、(マイナスの AOCI として処理するのではなく) 純利益に反映させる (損失にリサイクリングする) ことになる。

最後に、IASB と FASB の提案内容と上記 3 つのモデルとの異同について確認する。IASB は、無配当契約の会計処理として、評価差額マージン調整型フローモデルと同様、マージン (CSM) にリスク・バッファとしての役割を付与しているが、将来キャッシュフローの見積もりの変動のうち割引率の変動に起因する評価差額については OCI 計上することを提案している。このため、割引率の変動に関する処理に限っては、評価差額 OCI 計上型フローモデルを採用している³²⁰。

このような提案は、経済価値ベースの ALM の採用を念頭に置いたものであると考えられる (第 5 章参照)。IASB 提案のように、保険負債の変動のうち割引率の影響のみを抽出し、OCI 計上することとなれば、裏付資産も公正価値評価したうえで評価差額を OCI 計上する処理が選択される。原価ベースの成果計算の枠組みを維持し、(特に金利リスクに関する) ALM の巧拙を適時に伝達するためには、(割引率の変動に起因する) 評価差額の OCI 計上が必要である³²¹。そして ALM の巧拙は、AOCI の変動性から判断されることとなる。ただし、マージン部分は AOCI として計上されないため、マージンが評価日時点の未稼得利益を適切に示さないこととなる。IASB 提案に基づけば、逆ザヤ発生時には、AOCI がマイナスとなり、保険会社の純資産を圧縮する。このため、逆ザヤに対するクッションが用意されているにもかかわらず、その効果が表現されていないこととなる³²²。なお、IASB が提案している有配当保険契約の会計処理

³¹⁹ ストック注記型フローモデルにおいても、マージン額が明示的に示されていないだけで、マージンを使い果たしたことが追加積立の識閾値となり得る。

³²⁰ より正確には、IASB は、割引率の変動による評価差額を OCI 計上するオプションを設けることを提案している。

³²¹ 第 6 章の図表 6-3 の(ix)のように、資産・負債をともに FV-OCI 評価した際は、会計上の mismatches (純利益・純資産) は解消され、かつ経済的な mismatches (包括利益) も明らかとなる。ただし、保険契約会計においては、保険負債は公正価値評価されず、「投資成果を明らかにする損益計算」が優先されるため、自己の信用リスクの影響を反映しないこととなる。このため、資産・負債の mismatches の解消ないし報告は、金利リスクに関するものに限定される。

³²² 逆ザヤ発生時には、その分 CSM の償却額を増やすことで期間損益を平準化させることは可能である。しかし、このような手続は、利益平準化のための償却手続の恣意的な変更とみなされ得る。また、CSM の償却額がどのような要因で決定されたのかを示すためには、逆ザヤ対応

³²³は、評価差額マージン調整型フローモデルに近いモデルと言える。

また、FASB が示した単一マージン・アプローチでは、単一マージンは、将来キャッシュフローの見積もりの変動に対して調整されない。したがって、FASB 提案では、将来の見積もりの変動が純利益に反映されることとなる。このため、単一マージン・アプローチを支持する米国国内の利害関係者の中からも、(CSM と同様) 単一マージンのアンロックを求める声が寄せられている (FASB 2014)。

以上のように、両審議会の提案内容は、ストックの変動性をフロー情報から排除するものでなく、また、マージンが未稼得利益を示さないために問題が残るものである。

第5節 おわりに

IASB の保険契約プロジェクトでみられた「ストックモデルからフローモデルへの回帰」は、多くの利害関係者が、保険業を取り巻く周辺制度と整合性を図る観点からストックモデルの意義を認めつつも、フローモデル固有の意義を強く認めていたためであった。保険契約会計にストックモデルを取り入れたことで、保険会社と情報利用者間の情報の非対称性を緩和することが望めるものの、企業価値評価のインプット情報を提供するというフローモデル固有の意義が失われてしまうこととなる。

企業価値評価のインプット情報となり得るフロー情報の特徴は、不可逆的で変動性が低く、見積もりから解放された客観的なものである。このような情報は意思決定の観点から有用性があるだけでなく、受託責任を評価する点においても有用である。保険会社への第一義的な資金提供者である保険契約者は、投資の回収（退出）が容易ではないため、基本的に契約期間にわたりその立場に留まり続けるものと考えられる。このため、受託責任の評価は会計目的として無視できない。

以上の点から、本研究では、保険契約会計のあり方を考察するに当たり、そのようなフロー情報の提供を阻害しない範囲で、ストックの経済的実態を示すことが求められると考えた。ストックの経済的実態を財務諸表本体で表示すべきとの立場をとった

分の償却額（クッション相当額）を別途開示する必要がある。

³²³ IASB では、有配当保険に対して変動手数料アプローチが提案されている。変動手数料アプローチでは、裏付資産のリターンから変動手数料を控除した金額が保険契約者に支払う義務とみなされる。変動手数料アプローチのもとでは、割引率を含む見積もりの変更に対して CSM がフルアンロックされることとなる。

場合、マージンにはストックの評価差額の変動性を吸収するクッションの役割が期待される。また、マージンはリスク・バッファーであるとともに未稼得利益でもあり、評価差額に対して調整されていく過程で、未稼得利益としての配分基礎の繰延可否が判断されつつ、配分計算の精緻化が図られることとなる。ここでは、収益費用アプローチに対して相互補完的な資産負債アプローチのもと、基準策定がなされているといえる。このようなアプローチこそが、今後の保険契約会計基準の開発のあり方といえよう。

終章 総括と課題

第 1 節 要約と結論

本研究では、IASB の保険契約会計基準の策定プロジェクトの変遷を辿りつつ、保険契約会計におけるストックモデルとフローモデルとの会計モデル間対立から引き起こされる問題について検討を行ってきた。IASB の保険契約プロジェクトでは当初、ストックモデルに基づく保険契約会計基準の策定作業が進められてきたが、利害関係者からの要望を受け入れていくうちに、フローモデルへの部分的な回帰がなされている状況にある。本研究を通じて、保険契約会計ではストックの価値評価に焦点を当てるだけでは情報利用者のニーズに適うことはできず、そのニーズを満たすに当たり、フローモデルないしそれを支える基礎概念の意義が依然として認められることが明らかとなった。

IASB による保険契約会計へのストックモデルの推進は、現行の保険会計実務に係る問題点を解消するためになされてきた。現行の保険会計実務は「ブラック・ボックス」と評されることがある。第 1 章で見たように、その背景には、近年規制緩和が進むものの、保険業は規制産業としての性格が強く、保険契約者保護の観点から保守的な会計慣行が認められてきたことがある。

保守的な会計慣行は、保険法定会計のみならず、一般目的の保険会計においても取り入れられることがある。米国では、一般目的会計においても多くの保険負債の会計処理にはロックイン方式が採用されてきた。超長期に及ぶことも希ではない保険契約において、保険負債が原価ベースで評価されるために、また保守的な処理が採用されるために、契約ないし負債の経済的な実態が不明瞭となることが保険会計のブラック・ボックス化を招いた主因といえよう。このような認識が IASB の基準策定作業のモチベーションとなった。

経済価値ベースでの資産・負債評価は、ソルベンシー規制など保険業を取り巻く周辺制度において既に導入されている。IASB/IASB では保険契約プロジェクト初期より、保険契約ないし保険負債を経済価値ベースで評価する方針が打ち出され、審議が続けられてきたが、最終的な基準化に向けて純粋なストックモデルとしての基準化には至

らない方向にある。この事実は、従来のブラック・ボックスの解消が望まれつつも、経済価値ベースでの資産・負債評価がなされる周辺制度とは異なる、それ固有の意義が保険契約会計にはあるものと推察される。

IASB の保険契約プロジェクトの歴史は、ストックモデルとフローモデルの会計モデル間対立を解消することに注力してきた歴史であった。この対立は（純粋な）ストックモデルを支持してきた基準設定主体と、ストックモデルの意義を認めつつもフローモデルに意義を見出す利害関係者との対立でもあった。この対立の解消のために実に 20 年近くの歳月が流れている。

プロジェクトの長期化を招いた要因のひとつは、まず IASB の掲げた資産負債測定アプローチが利害関係者の理解を得られていなかったことが挙げられる。いまひとつの要因としては、FASB とのコンバージェンス作業が失敗したことが挙げられる。そして、このコンバージェンス作業が失敗した背景にもストックモデルとフローモデルの会計モデル間対立があった。

FASB と IASB の対立点は、保険負債を構成するマージンの取り扱いについてであった。IASB はリスク調整と CSM を区分するアプローチを支持する一方、FASB は両者を区別せず単一のマージンとして認識するアプローチを支持した。IASB は、リスク調整の測定を通じて、契約に内在するリスクの変動に関する情報を情報利用者に伝達でき、また経営者の恣意性が介入する余地のある配分手続を要する CSM の金額を少なくできる点に優位性を認める。他方、FASB は、リスク調整の評価技法が確立されていない現状を踏まえ、その測定が主観的なものとなると批判する。FASB がそのような認識に至った背景には、米国保険業界およびアナリストをはじめとする情報利用者がリスク調整の再測定に対して懸念を示したことに配慮したことがあった。

IASB は、保険契約会計における「理想的な測定モデル」として、経済価値ベースの ALM を念頭に置いた、資産・負債のマッチングを達成できる会計モデルの構築を目指してきた。IASB の理想的な測定モデルでは、ALM の巧拙を評価するために、ALM によって完全に管理しきれなかったボラティリティを明らかにすることが求められている。

しかし、多くの利害関係者は、保険契約ないし保険負債の経済的実態を報告する情報それ自体に有用性を認めているわけではなかった。IASB は、上述の再測定モデルについて、保険契約を取り巻く経済事象についてレリバントで忠実な表現を提供する点

に意義を認めていた。しかし、経済状態をありのままに報告するような「保険負債（加えて裏付資産）の変動」情報自体が「レリバント」であることは必ずしも自明ではない。この点を明らかにする格好の素材が、保険負債測定における自己の信用リスクの取り扱いを巡る議論であった。

資産・負債のマッチングを図る理想的な測定モデルに従えば、保険負債の評価に自己の信用リスクの影響を加味することは必然と思われる。しかしながら、多くの利害関係者は「保険負債とその裏付資産との評価損益のミスマッチを解消ないし報告すること」それ以上に「保険契約の履行状況を情報利用者に伝達すること」を保険契約会計に期待していた。保険契約は、保険会社が債務を全額履行することが求められており、保険負債の履行を前提とすれば、信用リスクの変動による利得を実現する機会はない。そのような利得の計上が情報利用者に誤解を与えかねないとの懸念の方が、資産と負債とのミスマッチに対する懸念を優に上回った。すなわち、ストック評価額の変動に基づくフロー情報には有用性がないと判断されたのである。

ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しがなされている保険契約プロジェクトではあるが、IASB が提案する保険契約の収益認識モデルは、利害関係者の懸念を完全に払拭するに至っていない。IASB は、従来の収益認識モデルである配分モデルを恣意性の高いアプローチとして嫌厭していた。他方、利害関係者が懸念を示していたのは、ストックの評価差額が収益に混入するなど、サービスの移転と整合しない処理がなされることであった。利害関係者の中には、たとえ他の産業との整合性が図れないとしても、現行の保険料収入に着目した収益認識アプローチを支持する意見さえあった。保険料収入は、現金収入の伴う客観的な数値であるのみならず、保険会社が提供する保険サービスの進捗度（保険サービスの部分的な移転の指標）と関連付けられ得る。また、現行実務では、収入した保険料中に翌期以降に対応する保険料が含まれる場合、当該部分は責任準備金として積み立てられる。このため、伝統的な保険会計実務のもとでは、保険料収入（収益）から責任準備金繰入額（費用）を差し引くことによって発生主義へと修正されることとなる。このような実務のもとでは、「対価の受領」が契約の履行に先立ってなされるため、成果の形成について「事前」確認がなされた後に、契約の遂行に従って成果が形成されることとなる。

フロー情報については、これまでの検討から明らかなように、多くの利害関係者は、ストックの変動性をフロー情報に持ち込むことに対して拒否反応を示していた。IASB

の保険契約プロジェクトにおいて見られた、ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しは、ストックモデルに基づく情報のみでは、意思決定に有用な情報が提供され得ないことを端的に示している。

IASB の提示するストックモデルの意義としては、保険会社と利害関係者との情報の非対称性を適時に緩和するためのマージン情報に集約される。保険負債を構成するマージン情報は、保険契約ないし保険会社の抱えるリスクと未稼得利益に関する情報が提供される。しかし、マージンをはじめとするストック情報は、基本的に見積もりで扱われるものであり、不確実性の伴う情報である。ストックの変動性についても情報価値があるとの見方があるが、前述のように、保険契約会計には、フロー情報を通じて、ボラティリティの程度を適時に正確に報告することよりも、「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」ことが期待されていた。このような要望は、会計情報に確認価値が求められていることを示している。

なお、「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」情報を保険契約会計に求めることで、結果として、このような情報は（投資）意思決定（企業業績ないしのれん価値の推定）のみならず、受託責任を評価するのにも資するものとなる。保険契約者は、保険契約は株式と異なり流動的な市場が存在しないため、投資の回収（退出）が容易ではなく、基本的に契約期間にわたりその立場に留まり続けるものと想定される。この場合、保険契約者は契約満了まで保険会社に係わる利害関係者として、保険会社の受託責任に関心を持ち得る。以上のように、フロー情報で実績利益情報が提供される限りは、保険会社への資金提供者（投資家と保険契約者）の情報ニーズを満たすことができよう。IASB の保険契約プロジェクトは、これらの情報ニーズを軽視したがために長期化の道へと進んだといえる。

以上のように、保険契約会計のあり方としては、実績利益情報としてのフロー情報がまず求められ、それを毀損しない範囲で、ストック情報において保険会社（保険負債）の経済的実態を示すことが求められると考えられる。本研究では、このような情報提供のあり方を達成できる会計モデルとして、（1）経済価値ベースのストック情報を注記で開示し、原価ベースのフロー情報を提供するモデル（ストック注記型フローモデル）、（2）ストックを経済価値評価するものの、評価差額について保険負債を構成するマージンで調整し、原価ベースのフロー情報を提供するモデル（評価差額マージン調整型フローモデル）、（3）ストックを経済価値評価するものの、評価差額を

OCI 計上することで、原価ベースのフロー情報を提供するモデル（評価差額 OCI 計上型フローモデル）を提示した。

保険業を取り巻く周辺制度では、ストックモデルに基づくソルベンシー規制などが導入される一方、IASB が主導する保険契約プロジェクトでは、純粋なストックモデルでの基準化には至らない理由は何か。それは、保険契約会計では、ストックモデルの意義が認められたとしても、ストックの変動からフローを規定するモデルに有用性がないと認知されているためであった。保険契約会計では、フロー情報に会計固有の意義が認められている。それは、保険契約ないし保険会社そのものが短期的に売り買いされるような投資物とはみなされていないためである。

保険契約プロジェクトが長期化した背景、あるいは FASB と IASB のコンバージェンス作業が破綻した背景には、ストックモデルとフローモデルの対立が横たわっていた。保険契約プロジェクトではフローモデルへの揺り戻しがなされているものの、その回帰の程度が利害関係者の望むレベルまでなされているかは明らかではない。保険契約会計では、ストック情報では見積もりに基づく数値が提供され得るからこそ、フロー情報には見積もりに拠らない実績利益情報が求められるといえよう。現行の保険料収入に着目したアプローチは、収入保険料を収益計上するという「分かり易さ」もさることながら、客観的で不可逆的な数値からフロー情報を規定するという利点があったからこそ、今日まで支持されてきたといえる。保険契約会計において、サービスの移転と整合的な収益認識方法を定めるにしても、現行実務の利点を踏まえつつ、保険契約会計基準の策定を進めるアプローチこそが、現実的で、かつ意義のある解決策となろう。

本研究を通じて、長い間迷走を続けてきた保険契約会計基準の策定作業に対して解決の糸口を示すことができたと考える。

第 2 節 今後の課題

ただし、本研究には以下の残された課題がある。

本研究では、会計ないし財務報告の主たる目的として意思決定目的および受託責任目的を念頭に検討を進めてきた。これは、IASB が一般目的会計として保険契約会計基準の策定を進めていることを踏まえたためである。IASB の概念フレームワークのもと

では、企業への資金提供者の経済的意思決定に資する情報提供が重視される。保険会社への資金提供者は、株式会社を想定すれば、投資家ないし株主に加えて、保険契約者が含まれる。本研究では、投資家の投資意思決定ないし契約者の保険商品の購入意思決定に際して、有用な会計情報を提供できる保険契約会計のあり方について検討を行った。

しかし、昨今、保険会社の株式会社化が進む現状にはあるものの、日本においては、日本生命や住友生命などの大手生命保険会社は相互会社形態を採用している。相互会社においては、保険契約者が保険会社の社員となる。このため、株式会社と相互会社とでは、その資本構造ないし所有構造に差異が生じる。本研究では、株式会社と相互会社とで利害関係者の情報ニーズが異なるのか詳細な検討を行っていない。このため、会計主体論の観点を踏まえて、相互会社における保険契約会計について、株式会社を念頭に置いた保険契約会計との差異を明らかにすることが、本研究の残された課題のひとつである。

また、本研究では、保険契約会計におけるフローモデルとストックモデルの対立から生ずる問題を明らかにし、その解消に向けた帰着点を検討することに焦点を当てていた。このため、多種にわたる保険商品に対する個別論点は主たる検討対象としていない。たとえば、FASB と IASB の審議では、裏付資産からのリターンと保険契約者へ支払うキャッシュフローが直接連動する有配当契約と、それ以外の保険契約とに分けて処理を規定することが提案されているが、本研究ではこの有配当契約の処理については別途検討を行っていない。なお、IASB では、有配当保険は、第 8 章で示した「評価差額マージン調整型フローモデル」に類似した処理方法が提案されている。保険契約の内容・性質にかかわらず、本研究で指摘したフロー情報の意義は遜色ないものと考えられる。ただし、その点をより明確に示すためには、多種にわたる保険商品に対するさらなる検討が必要である。この点が、本研究に残されたいまひとつの課題である。

最後に、本研究では、保険契約会計におけるフローモデルの意義を明らかにし、(サービスの移転を示さない) ストックの評価差額をフロー計算から排除して「原価ベースのフロー情報」を提供する採択可能な 3 つの代替案を示した。しかし、原価ベースのフロー計算とは具体的にいかなるものを指すのか、保険契約会計における最適なフロー配分モデルの体系化には至っていない。

第7章で触れたように、「リスクの時間分散」が保険サービスの根幹であれば、保険集団全体として「時の経過」に基づいて収益認識を行うのもひとつの方法と考えられる。すなわち、時の経過に基づいて、契約に内在するリスクの低減を捉えることとなる。なお、このリスクの低減を予測と実績の観点から捉えるのは、通常アクチュアリーの一の作業である。ただし、リスクの低減の判断をアクチュアリーなどの職業専門家の判断に委ねれば、企業の内部情報を提供するという利点はあるものの、企業外部者にとっては観察可能なものではなく「ブラック・ボックス」とならざるを得ない³²⁴。観察可能という点では、時の経過に基づく収益認識も、保険サービスの移転と整合するようなフロー計算が達成できているのか、企業外部者にとっては「ブラック・ボックス」となり得る。

他方、現行の保険料収入に着目したアプローチは、保険サービス移転の進捗度を、観察可能な保険料の受け取りによって推し量るものであるといえよう。定期保険のような、貯蓄性の低い「掛け捨て」の保険では、保険料の受け取り自体を、サービス移転（契約の履行）を示す代替的な指標とみなすことができよう。しかし、すべての種類の保険契約でこのアプローチが適合するかは明らかではない。

これらに加えて、FASB 提案で示されるような「決定的な事象」を捉えて、契約履行の進捗度を推し量るアプローチがある。このアプローチのもとでは、「決定的な事象」について契約者との取引に焦点を当てることで、サービスの移転を不可逆的に、かつ客観的に把握することができる³²⁵。ただし、契約者との取引に焦点を当てるのであれば、保険事故の発生にはじまり、保険金の発生、請求、決済時期などの時点が「決定的な事象」の候補として挙がるが、いかなる契約においてもそれらが「決定的な事象」となるとは限らない³²⁶。

また、営業保険料中の純保険料と事業費に対応すべき付加保険料とでは、（契約によっては）異なる収益認識パターンが認められるものと考えられる。保険契約会計におけるフローモデルの詳細については、さらに検討の余地がある。以上が本研究に残さ

³²⁴ IASB は、リスク調整の収益認識に当たり、このようなアプローチを採用しているといえる。IASB は、ストック（リスク調整）の減少をリスクの減少の指標と捉えているのである。

³²⁵ 前述の保険料収入に着目したアプローチも、保険料の受領を、契約履行の決定的な事象とみなしたものとして説明できる。

³²⁶ また、これらの時点でキャッシュフローの変動性が低減するために、リスクから解放されて収益が認識されるのであって、発生保険金の金額に連動して進捗度（あるいは収益額）が計られるわけではない点は注意が必要である。

れた課題である。

資料 1 論点書「保険」(IASB 1999) に対するコメント回答内容

【回答内容】
 保険契約会計への公正価値モデルを適用の是非について。

CL No.	回答者名	国/地域	回答者属性	回答タイプ
1	Institute of Actuaries	イギリス	アクチュアリー	無回答
2	John Gilchrist	アメリカ	個人	無回答
3	FASB	アメリカ	基準設定主体	保留
4	Joseph D. Marsden	アメリカ	アクチュアリー	無回答
5	Institute of Chartered Accountants of New Zealand	ニュージーランド	会計専門職団体	賛成
6	Bahrain National Holding Co.	バーレーン	保険会社	無回答
7	Robert Buchanan Consulting PTY. LTD	オーストラリア	コンサルティング	反対
8	Inter Partner Assistance S.A.	ベルギー	保険会社	反対
9	Dutch Association of Insurers	オランダ	保険業界団体	反対
10	Munchener Ruckversicherungs-Gesellschaft	ドイツ	保険会社	反対
11	ASR Verzekeringsgroep N.V.	オランダ	保険会社	反対
12	ZwitserLeven	オランダ	保険会社	反対
13	ZwitserLeven	オランダ	保険会社	反対
14	ZwitserLeven	オランダ	保険会社	反対
15	N.V. Levensverzekering-Maatschappij	オランダ	保険会社	反対
16	Joanne Horton, Richard Maeve	イギリス	学者	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
17	AEGON	オランダ	保険会社	反対
18	Onderlinge Waarborgmaatschappij OVZ verzekeringen	オランダ	保険会社	反対
19	Drs.Ir. P.J.A.T. Loyson	オランダ	保険会社	反対
20	N.V. Interpolis	オランダ	保険会社	反対
21	Raad voor de Jaarverslaggeing	オランダ	規制監督機 関	反対
22	Univé Insurance	オランダ	保険会社	反対
23	Levensverzekering Maatschappij Erasmus N.V.	オランダ	保険会社	無回答
24	Schadeverzekering Maatschappij Erasmus N.V.	オランダ	保険会社	無回答
25	D.O. Forfar	イギリス	アクチュア リー	賛成
26	RVS Insurance	オランダ	保険会社	反対
27	Conservatrix	オランダ	保険会社	反対
28	Reaal Verzekering N.V.	オランダ	保険会社	反対
29	Fortis AG	ベルギー	保険会社	反対
30	De Nederlandse LuchtvaartPool N.V.	オランダ	保険会社	反対
31	Levob Verzekeringen B.V. (bank and insurance)	オランダ	保険会社	反対
32	Proteq Verzekeringen Beheer N.V.	オランダ	保険会社	反対
33	Nationale-Nederlanden	オランダ	保険会社	反対
34	Tiel Utrecht Verzekeringen	オランダ	保険会社	反対
35	Fédération française des sociétés d'assurances	フランス	保険業界団 体	反対
36	German Federal Insurance Supervisory Office	ドイツ	規制監督機 関	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
37	Nowm Verzekeringen N.V.	オランダ	保険会社	無回答
38	Movir N.V.	オランダ	保険会社	反対
39	Generali Insurance	イタリア	保険会社	反対
40	Mag. Rudolf Diewald	オースト リア	個人	無回答
41	Delta Lloyd Nuts Ohra N.V.	オランダ	保険会社	反対
42	University of Regensburg	ドイツ	学者	保留
43	ARAG Rechtsbijstand	オランダ	保険会社	反対
44	Jan N.C. Kuijper, Lex A. Steenbergen	オランダ	保険会社	反対
45	Swiss Insurance Association	スイス	保険業界団 体	賛成
46	Deutsche Bank	ドイツ	銀行	反対
47	The Austrian Insurance Association, the Austrian Institute of Auditors and Austrian Association of Actuaries analysed in a joint working group	オースト リア	その他（連 名票）	反対
48	German Association of Actuaries	ドイツ	アクチュア リー	賛成
49	Patriotique	ベルギー	保険会社	反対
50	Achmea	オランダ	保険会社	反対
51	National Association of Insurance Commissioners	アメリカ	規制監督機 関	反対
52	Reaal	オランダ	保険会社	反対
53	Swiss Reinsurance Company	スイス	保険会社	賛成
54	Insurance Working Group of the German Accounting Standards Board (GASB)	ドイツ	基準設定主 体	反対
55	New Zealand Society of Actuaries	ニュージ ーランド	アクチュア リー	賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
56	Institute of Actuaries of Australia	オーストラリア	アクチュアリー	賛成
57	日本アクチュアリー協会	日本	アクチュアリー	無回答
58	日本損害保険協会	日本	保険業界団体	反対
59	生命保険協会	日本	保険業界団体	反対
60	Federation of Finnish Financial Services	フィンランド	保険業界団体	反対
61	The Institute of State Authorized Public Accountants in Denmark	デンマーク	会計専門職団体	賛成
62	Fédération Française des Sociétés d'Assurances	フランス	保険業界団体	賛成
63	OECD Insurance Committee	フランス	保険業界団体	反対
64	Northwestern Mutual Life Insurance Company	アメリカ	保険会社	反対
65	The Insurance Bureau of Canada	カナダ	保険業界団体	反対
66	PricewaterhouseCoopers	イギリス	監査法人	保留
67	Insurance Accounting Task Force of the Canadian Institute of Chartered Accountants, Canadian Institute of Actuaries, Canadian Life and Health Insurance Association, Insurance Bureau of Canada, Office of the Superintendent of Financial Institutions of Canada, CompCorp	カナダ	その他（連名票）	賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
	(Canadian Life and Health Insurance Compensation Corporation)			
68	Insurance Accounting Task Force of The Canadian Institute of Chartered Accountants (CICA)	カナダ	会計専門職団体	賛成
69	Canadian Institute of Actuaries	カナダ	アクチュアリー	賛成
70	The Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada (OSFI)	カナダ	規制監督機関	賛成
71	The Canadian Life and Health Insurance Association	カナダ	保険業界団体	反対
72	Faculty Actuaries	イギリス	アクチュアリー	賛成
73	American International Group, Inc. (AIG)	アメリカ	保険会社	反対
74	Insurance Council of Australia	オーストラリア	保険業界団体	無回答
75	The Accountants and Actuaries Liaison Committee	オーストラリア	その他（連名票）	賛成
76	Insurance Working Group of the German Accounting Standards Board (GASB)	ドイツ	基準設定主体	反対
77	Skandia Life	イギリス	保険会社	賛成
78	Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft Aktiengesellschaft	ドイツ	保険会社	賛成
79	Aegon, Allianz, Assicurazioni Generali, AXA, Fortis, ING Groep, Munich Reinsurance, Swiss Life, Swiss Re	ドイツ	保険業界団体	賛成
80	Institute of Chartered Accountants in England and Wales, the Institute of	イギリス	その他（連名票）	賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
	Chartered Accountants of Scotland, the Institute and Faculty of Actuaries, and the Association of British Insurers.			
81	Institute of Chartered Accountants in England and Wales	イギリス	会計専門職 団体	無回答
82	Fortis	ベルギー	保険会社	反対
83	Fortis Holding	オランダ	保険会社	賛成
84	American Academy of Actuaries	アメリカ	アクチュアリー	賛成
85	Comité Européen Des Assurances	フランス	保険業界団体	賛成
86	FAR	スウェーデン	会計専門職 団体	保留
87	KPMG	イギリス	監査法人	反対
88	Allianz	ドイツ	保険会社	反対
89	Association of British Insurers	イギリス	保険業界団体	反対
90	The Generally Accepted Accounting Principles Committee (the Committee) of the American Council of Life Insurers (ACLI)	アメリカ	保険業界団体	反対
91	Allianz Elementar Versicherungs-AG	オーストリア	保険会社	反対
92	Group for Economic and Market Value Based Studies	イギリス	学者	賛成
93	CFO Allianz Group Switzerland	スイス	保険会社	反対
94	Riunione Adriatica di Sicurtà	イタリア	保険会社	反対
95	ACCA	イギリス	会計専門職	賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
			団体	
96	Association of British Insurers	イギリス	保険業界団体	保留
97	RSA Group plc	イギリス	保険会社	賛成
98	削除			
99	DELA Verzekeringen N.V.	オランダ	保険会社	反対
100	Domestic Monetary and Financial Affairs Directorate	オランダ	規制監督機関	保留
101	Danish Insurance Association	デンマーク	保険業界団体	賛成
102	Aetna	アメリカ	保険会社	保留
103	IAA	スイス	アクチュアリー	賛成
104	ACME	ベルギー	保険業界団体	賛成
105	Allianz Insurance Management Asia Pacific Pte Ltd	シンガポール	保険会社	反対
106	Actuarieel Genootschap	オランダ	アクチュアリー	賛成
107	Allianz Lebensversicherungs-AG	ドイツ	保険会社	反対
108	Allianz Compañía de Seguros y Reaseguros S.A.	スペイン	保険会社	反対
109	Canterbury Insurance Assistance Service	ニュージーランド	保険会社	保留
110	Allianz Group	フランス	保険会社	反対
111	Arthur Andersen	アメリカ	監査法人	賛成
112	IAIS	スイス	規制監督機関	保留

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
113	Bacon & Woodrow	イギリス	アクチュアリー	賛成
114	Mannheimer Versicherung AG	ドイツ	保険会社	反対
115	Dirk Schoon	オランダ	個人	反対
116	Swiss Institute of Certified Accountants	スイス	会計専門職 団体	無回答
117	DMVC Danish Financial Supervisory Authority	デンマーク	規制監督機 関	賛成
118	Fireman's Fund	アメリカ	保険会社	反対
119	Conseil Supérieur de l'Ordre des Experts-Comptables	フランス	会計専門職 団体	賛成
120	Cornhill Insurance Plc	イギリス	保険会社	反対
121	FEE (Fédération des Experts-comptables Européens)	ベルギー	会計専門職 団体	保留
122	Association pour la participation des entreprises françaises à l'harmonisation comptable internationale	フランス	会計専門職 団体	賛成
123	ISVAP	イタリア	規制監督機 関	保留
124	Australian Accounting Standards Board	オーストラリア	基準設定主 体	賛成
125	Association for Investment Management and Research (AIMR)	アメリカ	アナリスト	賛成
126	Australian Bankers Association	オーストラリア	銀行業界団 体	賛成
127	Accountants and Actuaries Liaison Committee	オーストラリア	アクチュアリー	反対
128	Travelers Insurance,	アメリカ	保険会社	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
129	Ernst & Young International	イギリス	監査法人	保留
130	British Bankers' Association	イギリス	銀行業界団体	保留
131	Hong Kong Society of Accountants	中国	会計専門職団体	保留
132	The Committee Life of the Association of German Actuaries	ドイツ	アクチュアリー	反対
133	Ministère de l'Economie et des Finances	フランス	規制監督機関	反対
134	European Commission	ベルギー	規制監督機関	保留
135	International Organization of Securities Commissions	スペイン	規制監督機関	保留
136	Dirección General de Seguros y Fondos de Pensiones	スペイン	規制監督機関	無回答
137	IDW	ドイツ	会計専門職団体	保留
138	日本公認会計士協会	日本	会計専門職団体	反対

資料2 討議資料「保険契約に関する予備的見解」(IASB 2007)に対するコメント回答内容

【質問5】

- (a) 保険負債の測定属性として現在出口価値は適当か。そうである場合、またはそうでない場合、その理由を述べよ。そうではない場合、どの測定属性を支持するか、その理由も述べよ。
- (b) 「現在出口価値」はこの測定属性に最もふさわしい名称か。そうである

場合、またはそうでない場合、その理由を述べよ。

【質問 14】

- (a) 負債の現在出口価値は、その信用特性（credit characteristics）を改善も悪化もしない場合の移転価格であるか。
- (b) 保険負債の測定は、(i) 契約開始時の信用特性および (ii) その影響のその後の変動を反映すべきか。

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
1	Manufacturers Life Insurance Company	カナダ	保険会社	反対	現在価値、 現在決済価値	反対
2	Towers Perrin	アメリカ	保険会社	反対	無回答	反対
3	Assuris	カナダ	非営利法人	賛成	賛成	反対
4	QBE Insurance Group	オーストラリア	保険会社	賛成	賛成	反対
5	IAG	オーストラリア	保険会社	無回答	無回答	無回答
6	The Institute of Chartered Accountants in Australia (ICAA)	オーストラリア	会計専門職団体	反対	無回答	無回答
7	Financial Services Accountants Association (FSAA)	オーストラリア	金融サービス	賛成	無回答	反対
8	Private Health Insurance Administration Council (PHIAC) and the Australian Health Insurance Association (AHIA)	オーストラリア	保険業界団体	反対	無回答	無回答
9	William M Wilt	アメリカ	個人	反対	経済価値	無回答

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
10	Grant Thornton International	イギリス	コンサルティング	反対	無回答	反対
11	London School of Economics	イギリス	学者	反対	無回答	反対
12	日本公認会計士協会	日本	会計専門 職団体	賛成	賛成	反対
13	Accountants and Actuaries Liason Committee (AALC)	オースト ラリア	アクチュ アリー	保留	現在入口価 値	反対
14	Canadian Institute of Actuaries	カナダ	アクチュ アリー	賛成	賛成	反対
15	Malaysian Accounting Standards Board (MASB)	マレーシ ア	基準設定 主体	賛成	公正価値	賛成
16	CIPFA	イギリス	会計専門 職団体	反対	無回答	無回答
17	Canadian Life & Health Insurance Association	カナダ	保険業界 団体	賛成	無回答	反対
18	CIGNA Corporation	アメリカ	保険会社	反対	決済価値	反対
19	[Joint Response] Royal Automobile Club of Victoria, Royal Automobile Club of Queensland, Royal Automobile Club of Tasmania, Royal Automobile Association of South Australia, Royal Automobile Club of W.A., National Roads and Motorists Association	オースト ラリア	保険会社	反対	無回答	無回答
20	損害保険協会	日本	保険業界 団体	保留	無回答	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
21	Investment and Life Assurance Group	イギリス	保険業界 団体	反対	現在決済価値	反対
22	Accounting Standards Board	イギリス	基準設定 主体	反対	企業固有価値	保留
23	CPA Australia Ltd	オーストラリア	会計専門 職団体	無回答	無回答	無回答
24	Catlin Group Limited	バミューダ	保険会社	反対	決済価値	反対
25	London Investment Banking Association	イギリス	銀行業界 団体	無回答	無回答	無回答
26	Fairfax Financial Holdings Limited	カナダ	保険会社	反対	無回答	反対
27	Fitch Ratings	イギリス	金融サービス	賛成	賛成	反対
28	South African Institute of Chartered Accountants (SAICA) Short-term Insurance Project Group	南アフリカ	会計専門 職団体	保留	決済価値	条件付賛成
29	South African Institute of Chartered Accountants (SAICA) Medical Schemes Project Group	南アフリカ	会計専門 職団体	反対	無回答	反対
30	[Joint Response] Actuarial Society of South Africa (ASSA) Life Assurance Committee and South African Institute of Chartered Accountants (SAICA) Long-term Insurance Project Group	南アフリカ	その他(連 名票)	賛成	現在ポート フォリオ出 口価値	賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
31	South African Institute of Chartered Accountants (SAICA) Accounting Practices Committee	南アフリカ	会計専門職団体	反対	決済価値	賛成
32	Reinsurance Group of America	アメリカ	保険業界団体	無回答	無回答	無回答
33	Basel Committee on Banking Supervision	スイス	規制監督機関	保留	無回答	反対
34	Northwestern Mutual Life Insurance Company	アメリカ	保険会社	反対	「出口 (exit)」の使用に反対	反対
35	Talbot Underwriting Ltd	イギリス	保険会社	無回答	無回答	無回答
36	Principal Financial Group	アメリカ	金融サービス	無回答	無回答	無回答
37	Mrs Shamita Dutta Gupta, PhD	アメリカ	個人	無回答	無回答	無回答
38	Daniel F. Case	アメリカ	個人	無回答	無回答	無回答
39	Czech Society of Actuaries	チェコ	アクチュアリー	無回答	無回答	反対
40	生命保険協会	日本	保険業界団体	反対	賛成	反対
41	European Federation of Financial Analysts Societies (EFFAS)	ドイツ	アナリスト	反対	無回答	反対
42	Jeremy Percy	イギリス	保険会社	反対	無回答	反対
43	Johan van Zyl Smit	不明	個人	無回答	無回答	無回答
44	AMP Ltd	オーストラリア	保険会社	反対	無回答	保留
45	Santam Ltd	南アフリカ	保険会社	賛成	決済価値	賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
46	ABSA Life Ltd	南アフリカ	保険会社	賛成	公正価値	反対
47	Norwegian Accounting Standards Board	ノルウェー	基準設定主体	賛成	公正価値	反対
48	Institute of Chartered Accountants in Ireland (ICAI)	アイルランド	会計専門職団体	反対	決済価値	反対
49	Chesnara PLC	イギリス	保険会社	賛成	無回答	反対
50	Bank of Ireland Life	アイルランド	銀行	無回答	無回答	無回答
51	Sanlam Group	南アフリカ	保険会社	賛成	無回答	賛成
52	SwissHoldings	スイス	保険業界団体	反対	無回答	無回答
53	KPMG	イギリス	監査法人	反対	無回答	反対
54	German Actuarial Association	ドイツ	アクチュアリー	反対	無回答	無回答
55	Committee of European Banking Supervisors (CEBS)	イギリス	規制監督機関	反対	無回答	反対
56	Sun Life Financial	カナダ	保険会社	賛成	現在決済価値	反対
57	Merrill Lynch	アメリカ	金融サービス	無回答	無回答	無回答
58	The Chartered Institute of Management Accountants (CIMA)	イギリス	会計専門職団体	反対	無回答	無回答
59	American Council of Life Insurers (ACLI)	アメリカ	保険業界団体	反対	無回答	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
60	British Bankers' Association (BBA)	イギリス	銀行業界 団体	反対	賛成	反対
61	American Insurance Association	アメリカ	保険業界 団体	反対	仮想移転価値	反対
62	American International Group (AIG)	アメリカ	保険会社	反対	無回答	反対
63	National Association of Mutual Insurance Companies (NAMIC)	アメリカ	保険業界 団体	反対	無回答	無回答
64	ACE Limited	バミューダ	保険会社	反対	無回答	無回答
65	Alan Zimmermann	アメリカ	個人	反対	無回答	反対
66	The Travelers Companies Inc.	アメリカ	保険会社	反対	反対	反対
67	The Association of Financial Guaranty Insurers (AFGI)	アメリカ	保険業界 団体	反対	無回答	無回答
68	Standard & Poor's	アメリカ	金融サー ビス	反対	現在市場整合価値	無回答
69	明治安田生命	日本	保険会社	反対	無回答	反対
70	日本アクチュアリー会	日本	アクチュ アリー	反対	無回答	無回答
71	企業会計基準委員会	日本	基準設定 主体	反対	無回答	反対
72	FirstRand Group	南アフリ カ	銀行	反対	無回答	賛成
73	CPC - Brazilian Accounting Pronouncements Committee	ブラジル	規制監督 機関	反対	無回答	反対
74	Austrian Actuarial Association	オースト ラリア	アクチュ アリー	反対	保険数理的 価値	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
75	Association of Certified Chartered Accountants	イギリス	会計専門 職団体	反対	現在価値	反対
76	The Hartford	アメリカ	保険会社	反対	仮想移転価格	反対
77	American Academy of Actuaries	アメリカ	アクチュアリー	反対	無回答	反対
78	The Institute of Actuaries of Korea	韓国	アクチュアリー	賛成	公正価値	条件付賛成
79	Reinsurance Association of America	アメリカ	保険業界 団体	反対	無回答	反対
80	International Swaps and Derivatives Association, Inc.	イギリス	金融サー ビス	賛成	無回答	反対
81	Godfrey Wanyoike, ARCOSA	アメリカ	非営利法 人	反対	無回答	無回答
82	The Property Casualty Insurers Association of America (PCI)	アメリカ	保険業界 団体	反対	無回答	反対
83	Insurance Council of Australia	オースト ラリア	保険業界 団体	反対	反対	反対
84	Institut des actuaires	フランス	アクチュ アリー	保留	無回答	無回答
85	Austrian Financial Reporting and Auditing Committee (AFRAC)	オースト ラリア	基準設定 主体	保留	無回答	反対
86	Swedish Society of Actuaries (Svenska Aktuarieföreningen)	スイス	アクチュ アリー	無回答	無回答	無回答
87	Chaucer Holdings PLC	イギリス	保険会社	反対	無回答	反対
88	UNESPA (Association of Spanish Insurers)	スペイン	保険業界 団体	無回答	無回答	無回答

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
89	UK Actuarial Profession	イギリス	アクチュアリー	反対	無回答	反対
90	Canadian Accounting Standards Board Insurance Accounting Task Force	カナダ	基準設定主体	賛成	反対	反対
91	Joint response: Association pour la participation des entreprises françaises l'harmonisation comptable internationale (ACTEO) Association françaises des Entreprises Privees (AFEP) and Mouvement des Entreprises de France (MEDEF)	フランス	保険会社	反対	反対	反対
92	PricewaterhouseCoopers	イギリス	監査法人	反対	反対	反対
93	Insurance Bureau of Canada	カナダ	保険業界団体	賛成	賛成	反対
94	Institute of Chartered Accountants of Scotland	スコットランド	会計専門職団体	反対	反対	反対
95	Endurance Specialty Holdings Ltd	バミューダ	保険会社	反対	無回答	反対
96	Matthew Rodhouse (Wesleyan Assurance Society)	イギリス	保険会社	無回答	無回答	無回答
97	International Actuarial Association (IAA)	カナダ	アクチュアリー	賛成	無回答	条件付賛成
98	Group of 100	オーストラリア	保険業界団体	反対	無回答	反対
99	Lucida PLC	イギリス	保険会社	反対	無回答	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
100	Financial Security Assurance Holdings Ltd (FSA)	アメリカ	保険会社	反対	無回答	反対
101	Assuralia	ベルギー	保険業界団体	無回答	無回答	無回答
102	Group of North American Insurance Enterprises (GNAIE)	アメリカ	保険業界団体	反対	無回答	反対
103	Quoted Companies Alliance	イギリス	非営利法人	無回答	無回答	無回答
104	Deloitte Touche Tohmatsu	イギリス	監査法人	反対	現在最終決済価値、現在消滅価値、現在履行価値	反対
105	International Underwriting Association	イギリス	保険業界団体	反対	無回答	反対
106	Foreningen af Statsautoriserede Revisorer (FSR)	デンマーク	会計専門職団体	反対	無回答	無回答
107	British American Tobacco	イギリス	その他(営利企業)	反対	無回答	無回答
108	Aviva PLC	イギリス	保険会社	無回答	無回答	無回答
109	Australian Accounting Standards Board	オーストラリア	基準設定主体	反対	賛成	条件付賛成
110	HSBC Holdings PLC	イギリス	金融サービス	反対	概念上強制可能なキャッシュフローに基づく現在出口価	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
					値	
111	Institute of Actuaries of Australia	オーストラリア	アクチュアリー	無回答	無回答	反対
112	Fédération Française des Sociétés d'Assurances (FFSA)	フランス	保険業界団体	無回答	無回答	無回答
113	Hong Kong Institute of Certified Public Accountants	中国	会計専門職団体	反対	現在価値	賛成
114	American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) Accounting Standards Executive Committee and Insurance Expert Panel	アメリカ	会計専門職団体	賛成	無回答	保留
115	Korea Accounting Standards Board (KASB) International Financial Reporting Standards Review Committee	韓国	基準設定主体	保留	無回答	反対
116	Mazars	フランス	コンサルティング	反対	無回答	反対
117	AISAM (Association Internationale des Sociétés d'Assurance Mutuelle)	ベルギー	保険業界団体	無回答	無回答	反対
118	Danish Insurance Association	デンマーク	保険業界団体	賛成	反対	無回答
119	Dutch Accounting Standards Board (DASB)	オランダ	基準設定主体	無回答	無回答	反対
120	Fédération des Experts Comptables Européens (FEE)	ベルギー	会計専門職団体	反対	無回答	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
121	The Swedish Financial Reporting Board (Rådet för Finansiell Rapportering)	スウェーデン	基準設定主体	反対	反対	反対
122	Ernst & Young	イギリス	監査法人	反対	反対	反対
123	Legal and General Group Plc	イギリス	金融サービス	保留	無回答	無回答
124	Lloyd's	イギリス	保険会社	保留	反対	反対
125	BDO International	ベルギー	会計専門職団体	反対	無回答	賛成
126	European Insurance CFO Forum, GNAIE, Nippon Life, Dai-ichi Life, Sumitomo Life, Meiji Yasuda Life	国際	保険業界団体	無回答	無回答	反対
127	European Insurance CFO Forum and CEA	国際	保険業界団体	賛成	反対	反対
128	Prudential	イギリス	保険会社	無回答	無回答	無回答
129	Association of British Insurers (ABI)	イギリス	保険業界団体	無回答	無回答	無回答
130	Swiss Life / Rentenanstalt	スイス	保険会社	無回答	無回答	反対
131	The Swedish Enterprise Accounting Group (SEAG)	スウェーデン	保険業界団体	反対	無回答	無回答
132	Conseil National de la Comptabilité (CNC)	フランス	基準設定主体	賛成	無回答	反対
133	Föreningen Auktoriserade Revisorer (FAR)	スウェーデン	会計専門職団体	反対	無回答	反対
134	The Financial Reporting Standards Board (FRSB) of the	ニュージーランド	基準設定主体	無回答	無回答	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
	New Zealand Institute of Chartered Accountants					
135	New Zealand Society of Actuaries (NZSA)	ニュージーランド	アクチュアリー	反対	無回答	無回答
136	AMI Insurance Ltd	ニュージーランド	保険会社	反対	無回答	反対
137	Earthquake Commission (EQC)	ニュージーランド	保険会社	反対	無回答	無回答
138	Insurance Council of New Zealand (ICNZ)	ニュージーランド	保険業界団体	反対	無回答	反対
139	The Chubb Corporation	アメリカ	保険会社	反対	無回答	無回答
140	International Credit Insurance & Surety Association (ICISA)	オランダ	保険業界団体	無回答	無回答	無回答
141	German Accounting Standards Board	ドイツ	基準設定主体	反対	最終履行価値	反対
142	Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW)	ドイツ	会計専門職団体	反対	無回答	反対
143	Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisors (CEIOPS)	ドイツ	規制監督機関	賛成	反対	反対
144	Royal & Sun Alliance	イギリス	保険会社	反対	無回答	反対
145	Institute of Chartered Accountants in England & Wales (ICAEW)	イギリス	会計専門職団体	反対	無回答	反対
146	Robert Hiscox	イギリス	保険会社	反対	無回答	無回答
147	Board for Actuarial Standards	イギリス	アクチュアリー	反対	決済価値	無回答
148	International Association of	スイス	規制監督	賛成	無回答	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
	Insurance Supervisors (IAIS)		機関			
149	The Hiscox Group	バミューダ	保険会社	無回答	無回答	無回答
150	London Market (Specialty Business) Interest Group	イギリス	保険会社	反対	反対	反対
151	IOSCO SC 1	スペイン	規制監督機関	保留	無回答	賛成
152	European Banking Federation	ベルギー	銀行業界団体	保留	反対	反対
153	Allianz	ドイツ	保険会社	無回答	無回答	無回答
154	Australian Prudential Regulation Authority (APRA)	オーストラリア	規制監督機関	無回答	無回答	無回答
155	Hundred Group of Finance Directors	イギリス	保険業界団体	反対	無回答	反対
156	Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada	カナダ	規制監督機関	賛成	無回答	反対
157	BNP Paribas	フランス	銀行	賛成	反対	反対
158	Organismo Italiano di Contabilità (OIC)	イタリア	基準設定主体	反対	反対	反対
159	The IFRS Monitoring Panel in Thailand	タイ	規制監督機関	反対	反対	賛成
160	Mexican Accounting Standards Board (CINIF - Consejo Mexicano para la Investigación y Desarrollo de Normas de Información Financiera) Comisión Representativa ante Instituciones	メキシコ	基準設定主体	反対	反対	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ		
				質問 5 (a)	質問 5 (b)	質問 14 (b)
	del Sector Financiero (CRISEF) and Asociación Mexicana de Instituciones de Seguros					
161	EFRAG	ベルギー	基準設定 主体	反対	無回答	反対
162	Accounting Standards Council (ASC)	シンガポ ール	基準設定 主体	反対	無回答	反対

資料 3 改訂公開草案「保険契約」(IASB 2013b) に対するコメント回答内容

【質問 3】

すべての保険契約について、企業が、純損益において、保険契約の構成要素の変動に関する情報ではなく、保険契約収益および費用を表示するならば、財務諸表が企業の財務業績を忠実に表現するレリバントな情報を提供するものとなるに同意するか。

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
1	Sandler O'Neill + Partners, L.P.	アメリカ	銀行	無回答
2	CPA Australia	オースト ラリア	会計専門職 団体	無回答
3	Fédération des Experts Comptables Européens (FEE)	ベルギー	会計専門職 団体	保留
4	Gordon Sharp	キプロス	個人	賛成
5	The Heads of Treasuries Accounting and Reporting Advisory Committee	オースト ラリア	規制監督機 関	賛成
6	Confederation of Swedish Enterprise	スウェー	保険業界団	無回答

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
		デン	体	
7	Smiths Group Plc	イギリス	その他営利 企業	無回答
8	該当なし			
9	ABAC	インドネ シア	その他	反対
10	London School of Economics (LSE)	イギリス	学者	無回答
11	The Institute of Chartered Accountants (Ghana)	ガーナ	会計専門職 団体	賛成
12	International Association of Insurance Supervisors (IAIS)	スイス	規制監督機 関	反対
13	Swiss Insurance Association	スイス	保険業界団 体	反対
14	Swedish Bankers' Association	スウェー デン	銀行業界団 体	反対
15	Federation of Accounting Professions of Thailand	タイ	会計専門職 団体	条件付賛成
16	FAR	スウェー デン	会計専門職 団体	賛成
17	Raad voor de Jaarverslaggeving	オランダ	基準設定主 体	反対
18	Suncorp Group Limited	オースト ラリア	保険会社	賛成
19	ASCG	ドイツ	基準設定主 体	無回答
20	Israel Accounting Standards Board	イスラエ ル	基準設定主 体	賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
21	International Credit Insurance & Surety Association (ICISA)	オランダ	保険業界団体	無回答
22	Swiss Association of Actuaries	スイス	アクチュアリー	無回答
23	Commonwealth Bank of Australia (CBA)	オーストラリア	銀行	賛成
24	Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft e. V. (GDV)	ドイツ	保険業界団体	反対
25	The Hong Kong Association of Banks (HKAB)	中国	銀行業界団体	賛成
26	Old Mutual Group	イギリス	保険会社	反対
27	IDW	ドイツ	会計専門職団体	条件付賛成
28	Assuralia	ベルギー	保険業界団体	反対
29	Alan Zimmermann	アメリカ	個人	賛成
30	Zambia Institute of Chartered Accountants (ZICA)	ザンビア	会計専門職団体	無回答
31	IAASB	アメリカ	基準設定主体	無回答
32	Macquarie University	オーストラリア	学者	無回答
33	Insurance Australia Group (IAG)	オーストラリア	保険会社	条件付賛成
34	Fubon Life Insurance Company	中国	保険会社	反対
35	International Actuarial Association (IAA)	カナダ	アクチュアリー	条件付賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
36	Institut Canadien des Actuaire	カナダ	アクチュアリー	条件付賛成
37	Life Insurance Association of the Republic of China (LIAROC)	中国	保険業界団体	反対
38	全労済	日本	保険業界団体	反対
39	Ping An Insurance (Group) Company of China, Ltd.	中国	保険会社	条件付賛成
40	Deutsche Aktuarvereinigung eV (DAV)	ドイツ	アクチュアリー	反対
41	SCOR	フランス	保険会社	反対
42	Institute of Chartered Accountants of Pakistan	パキスタン	会計専門職団体	保留
43	Lloyd's	イギリス	保険会社	賛成
44	Folksam	スウェーデン	保険会社	無回答
45	European Insurance and Occupational Pensions Authority (EIOPA)	ドイツ	規制監督機関	反対
46	Amlin plc	イギリス	保険会社	賛成
47	Insurance Bureau of Canada	カナダ	保険業界団体	条件付賛成
48	Grant Thornton International Ltd	イギリス	監査法人	条件付賛成
49	IAK (Institute of Actuaries of Korea)	韓国	アクチュアリー	賛成
50	Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada (OSFI)	カナダ	規制監督機関	無回答
51	Association of Bermuda Insurers &	バミュー	保険業界団体	無回答

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
	Reinsurers (ABIR)	ダ	体	
52	Unum Group	アメリカ	保険会社	賛成
53	Sun Life Financial	カナダ	保険会社	反対
54	American Academy of Actuaries	アメリカ	アクチュアリー	無回答
55	National Association of Mutual Insurance Companies	アメリカ	保険業界団体	反対
56	該当なし			
57	External Reporting Board (XRB) [New Zealand]	ニュージーランド	基準設定主体	賛成
58	PCI	アメリカ	保険業界団体	無回答
59	China Accounting Standards Committee (CASC)	中国	基準設定主体	反対
60	Australia and New Zealand Banking Group Limited	オーストラリア	銀行	賛成
61	Institute of Chartered Accountants Australia	オーストラリア	会計専門職団体	条件付賛成
62	QBE Insurance Group	オーストラリア	保険会社	条件付賛成
63	生命保険協会	日本	保険業界団体	反対
64	Financial Supervisory Service (FSS) [Korea]	韓国	規制監督機関	条件付賛成
65	AMP	オーストラリア	保険会社	賛成
66	Institute of Actuaries of Australia	オースト	アクチュアリー	条件付賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
		ラリア	リー	
67	NAB	オーストラリア	銀行	賛成
68	Towers Watson	アメリカ	コンサルティング	条件付賛成
69	Insurance Council of Australia	オーストラリア	保険業界団体	無回答
70	AG Insurance	ベルギー	保険会社	反対
71	China Life Insurance Company	中国	保険会社	反対
72	日本アクチュアリー会	日本	アクチュアリー	条件付賛成
73	Actuarial Society of Hong Kong	中国	アクチュアリー	反対
74	Shin Kong Life Insurance Co, Ltd.	中国	保険会社	反対
75	AIRC	中国	アクチュアリー	反対
76	South African Institute of Chartered Accountants (SAICA)	南アフリカ	会計専門職団体	CL91, 92 へ統合
77	Korea Accounting Standards Board (KASB)	韓国	基準設定主体	条件付賛成
78	Association of Financial Mutuals (AFM)	イギリス	保険業界団体	無回答
79	Credit Suisse Group	スイス	銀行	無回答
80	日本公認会計士協会	日本	会計専門職団体	反対
81	China Life Insurance (Group) Company	中国	保険会社	無回答
82	PricewaterhouseCoopers	イギリス	監査法人	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
83	Korean Institute of Certified Public Accountants (KICPA)	韓国	会計専門職 団体	条件付賛成
84	Association of Chartered Certified Accountants	イギリス	会計専門職 団体	保留
85	Financial Reporting Council (FRC) [UK]	イギリス	基準設定主 体	賛成
86	Nan Shan Life Insurance Co, Ltd	中国	保険会社	反対
87	Lloyds Banking Group	イギリス	銀行	反対
88	Crédit Agricole SA Group	フランス	銀行	反対
89	日本損害保険協会	日本	保険業界団 体	条件付賛成
90	SAICA Medical Schemes Project Group	南アフリ カ	会計専門職 団体	賛成
91	SAICA Short-term Insurance Project Group & Actuarial Society of South Africa Short-term Insurance Committee (joint submission)	南アフリ カ	その他（連 名票）	賛成
92	SAICA Insurance Project Group & Actuarial Society of South Africa Life Assurance Committee (Long-term joint submission)	南アフリ カ	その他（連 名票）	保留
93	AIA Group Ltd	中国	保険会社	反対
94	Actuarial Association of Austria	オースト リア	アクチュア リー	無回答
95	Hub Global Insurance Group	アメリカ	保険会社	反対
96	Insurance Regulatory & Development Authority	インド	規制監督機 関	反対
97	Malaysian Accounting Standards Board	マレーシ	基準設定主	賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
	(MASB)	ア	体	
98	MassMutual Financial Group Inc	アメリカ	保険会社	反対
99	American International Group, Inc.	アメリカ	保険会社	条件付賛成
100	China Life Insurance Co. Ltd (Taiwan)	中国	保険会社	反対
101	Mercuries Life Insurance Co, Ltd	中国	保険会社	反対
102	Cathay Life Insurance Company	中国	保険会社	反対
103	Danish Insurance Association (Forsikring & Pension)	デンマーク	保険業界団体	条件付賛成
104	Institute of Certified Public Accountants of Kenya (ICPAK)	ケニア	会計専門職団体	賛成
105	Dirección General de Seguros y Fondos de Pensiones	スペイン	規制監督機関	無回答
106	Legal & General Group Plc	イギリス	保険会社	反対
107	LV=	イギリス	保険会社	反対
108	Allianz	ドイツ	保険会社	反対
109	Discovery Limited	南アフリカ	保険会社	無回答
110	Institute of Chartered Accountants of India	インド	会計専門職団体	条件付賛成
111	Association of British Insurers	イギリス	保険業界団体	反対
112	Austrian Financial Reporting and Auditing Committee (AFRAC)	オーストラリア	基準設定主体	反対
113	Danish FSA	デンマーク	規制監督機関	条件付賛成
114	International Underwriting Association	イギリス	保険業界団体	無回答

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
115	Chartered Accountants Ireland	アイルランド	会計専門職団体	賛成
116	Sun Life Assurance Company of Canada (U.K.) Limited	イギリス	保険会社	無回答
117	Canadian Bankers Association (CBA)	カナダ	銀行業界団体	反対
118	The Federation of Finnish Financial Services	フィンランド	保険業界団体	賛成
119	HSBC Holdings plc	イギリス	銀行	条件付賛成
120	European Insurance CFO Forum	国際	保険業界団体	反対
121	European Banking Authority	イギリス	規制監督機関	保留
122	Great-West Lifeco Inc	アメリカ	保険会社	無回答
123	London Market General Insurance Forum	イギリス	保険業界団体	賛成
124	KPMG IFRG Limited	イギリス	監査法人	保留
125	Institute & Faculty of Actuaries (IFoA)	イギリス	アクチュアリー	条件付賛成
126	Insurance Sweden	スウェーデン	保険業界団体	無回答
127	Investment and Life Assurance Group (ILAG)	イギリス	保険業界団体	条件付賛成
128	Principal Financial Group	アメリカ	保険会社	反対
129	Dewan Standar Akuntansi Keuangan (DSAK)	インドネシア	基準設定主体	賛成
130	Liberty Holdings Limited	南アフリ	保険会社	条件付賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
		カ		
131	Svenska Aktuarieföreningens	スウェーデン	アクチュアリー	無回答
132	Santam Hoofkantoor	南アフリカ	保険会社	条件付賛成
133	Canadian Life & Health Insurance Assoc Inc (CLHIA)	カナダ	保険業界団体	反対
134	CNP Assurances	フランス	保険会社	反対
135	Deloitte Touche Tohmatsu	イギリス	監査法人	反対
136	Prudential plc [UK]	イギリス	保険会社	保留
137	Standard & Poor's	アメリカ	金融サービス	反対
138	Genworth Financial	アメリカ	保険会社	無回答
139	CNA Financial Corporation	アメリカ	保険会社	反対
140	American Council of Life Insurers	アメリカ	保険業界団体	反対
141	CNseg - Brazilian Insurance Confederation	ブラジル	保険業界団体	反対
142	CPC	ブラジル	基準設定主体	賛成
143	SUSEP	ブラジル	規制監督機関	賛成
144	Aetna Inc., Humana, UnitedHealth Group Incorporated, and Wellpoint	アメリカ	保険会社	反対
145	Fermat Capital Management, LLC	アメリカ	コンサルティング	無回答
146	Liberty Mutual Holding Company Inc.	アメリカ	保険会社	無回答

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
147	ACE Limited	スイス	保険会社	無回答
148	Cigna Corporation	アメリカ	保険会社	CL144 へ統合
149	PartnerRe Ltd.	バミュー ダ	保険会社	反対
150	Autorité des marchés financiers	フランス	規制監督機 関	無回答
151	European Federation of Financial Analysts Societies (EFFAS)	ドイツ	アナリスト	賛成
152	Allstate Insurance Company	アメリカ	保険会社	反対
153	Manulife Financial	カナダ	保険会社	反対
154	Grupo Latinoamericano de Emisores de Normas de Información Financiera	アルゼン チン	基準設定主 体	賛成
155	MetLife	アメリカ	保険会社	条件付賛成
156	State Farm	アメリカ	保険会社	反対
157	Intact Financial Corporation	カナダ	保険会社	条件付賛成
158	Ford Motor Company	アメリカ	その他営利 企業	反対
159	New Zealand Society of Actuaries	ニュージ ーランド	アクチュア リー	反対
160	Insurance Corporation of British Columbia	イギリス	保険会社	賛成
161	Optimum Reassurance Inc.	カナダ	保険会社	無回答
162	The Travelers Companies, Inc.	アメリカ	保険会社	条件付賛成
163	Institute of Actuaries of India	インド	アクチュア リー	条件付賛成
164	AOSSG	アジア・オ セアニア	基準設定主 体	条件付賛成
165	Norsk RegnskapsStiftelse (NASB)	ノルウェ	基準設定主	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
		ー	体	
166	Talbot Underwriting Ltd	イギリス	保険会社	無回答
167	Ernst & Young Global Limited	イギリス	監査法人	条件付賛成
168	International Cooperative & Mutual Insurance Federation (ICMIF)	イギリス	保険業界団体	無回答
169	Protective Life Corporation	アメリカ	保険会社	賛成
170	EFRAG	ベルギー	基準設定主体	条件付賛成
171	Taiwan Life	中国	保険会社	反対
172	American Institute of Certified Public Accountants	アメリカ	会計専門職団体	反対
173	Barclays PLC	イギリス	金融サービス	反対
174	BNP Paribas	フランス	銀行	反対
175	Australian Accounting Standards Board	オーストラリア	基準設定主体	賛成
176	The Polish Accounting Standards Committee (PASC)	ポーランド	基準設定主体	賛成
177	European Securities and Markets Authority (ESMA)	フランス	規制監督機関	条件付賛成
178	Singapore Accounting Standards Council (ASC)	シンガポール	基準設定主体	賛成
179	企業会計基準委員会	日本	基準設定主体	条件付賛成
180	Accounting Standards Board (AcSB) [Canada]	カナダ	基準設定主体	賛成
181	Australian Prudential Regulation Authority	オースト	規制監督機	条件付賛成

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
	(APRA)	ラリア	関	
182	Munich Re	ドイツ	保険会社	無回答
183	The Swedish Financial Reporting Board	スウェーデン	基準設定主体	賛成
184	Association française des entreprises privées (AFEP)	フランス	保険業界団体	反対
185	Group of 100 Inc. [Australia]	オーストラリア	保険業界団体	賛成
186	RSA	イギリス	保険会社	賛成
187	IOSCO	スペイン	規制監督機関	条件付賛成
188	Institut des Actuaaires	フランス	アクチュアリー	反対
189	Frédéric Sart	不明	個人	無回答
190	Mazars [Global]	フランス	コンサルティング	反対
191	Mexican Board for Research and Development of Financial Reporting Standards	メキシコ	基準設定主体	賛成
192	Autorité des Normes Comptables	フランス	基準設定主体	反対
193	The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW)	イギリス	会計専門職団体	条件付賛成
194	Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (HKICPA)	中国	会計専門職団体	条件付賛成
195	The Fédération Française des Sociétés dAssurances (FFSA)	フランス	保険業界団体	反対

CL No.	回答者名	国／地域	回答者属性	回答タイプ
196	Accountants and Actuaries Liaison Committee (of Australia)	オースト ラリア	アクチュア リー	条件付賛成
197	US Property Casualty Coalition	アメリカ	保険業界団 体	無回答
198	Denise Juvenal	ブラジル	個人	保留

【参考文献】

1. 洋文献

- Ahmed, A. S., E. Kilic., and G. J. Lobo. 2006. Does recognition versus disclosure matter? Evidence from value-relevance of banks' recognized and disclosed derivative financial instruments. *The Accounting Review* 81(3): 567-588.
- Aigrain, J. 2009. How do we square the circle between accounting and solvency? *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 34 (1): 42-46.
- Almezweg, M., and G. Liu. 2012. The value relevance of voluntary European embedded value disclosures: Evidence from UK life insurance companies. *International Journal of Accounting and Finance* 3(4): 343-366.
- American Accounting Association (AAA). 1936. A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports. *The Accounting Review* 11 (2): 187-191. (中島省吾訳. 1964. 『増訂 A.A.A.会計原則』中央経済社.)
- . 1941. Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements. *The Accounting Review* 16 (2): 133-139.
- . 1957. Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements 1957 Revision. *The Accounting Review* 37 (4): 536-546.
- . 1965a. 1964 Concepts and Standards Research Study Committee - The matching concept. *The Accounting Review* 40 (2): 368-372.
- . 1965b. The realization concept (1964 Concepts and Standards Research Study Committee-The Realization Concept). *The Accounting Review* 40 (2): 312-322.
- . 1977. *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*. Evanston, Ill.: AAA. (染谷恭次郎訳. 1980. 『会計理論及び理論承認』国元書房.)
- American Institute of Accountants (AIA). 1952. *Changing Concepts of Business Income (Report of Study Group on Business Income)*. New York, NY: AIA. (渡邊進・上村久雄訳. 1956. 『企業所得の研究: 変貌する企業所得概念』中央経済社.)
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). 1970. *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*. Statement of the Accounting Principles Board No.4. New York, NY: AICPA. (川口順一訳. 1973. 『アメリカ公認会計士協会企業会計原則』同文館.)

- . 1985. *Audits of Stock Life Insurance Companies*, 4th ed. Audit and Accounting Guide: Stock Life Insurance Companies. New York, NY: AICPA.
- Anthony, R.N. 1984. *Future Directions for Financial Accounting*. Homewood, Ill: Dow Jones-Irwin. (佐藤倫正. 1989. 『アンソニー財務会計論 将来の方向』 白桃書房.)
- Babbel, D.F. 2001. Asset/liability management for insurers in the new era: Focus on value. *The Journal of Risk Finance* 3(1): 9-17.
- Beams, F. A. 1968. *A Critical Examination of the Matching Concept in Accountancy*. Urbana, IL: University of Illinois.
- Beaver, W. H. 1998. *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, 3rd ed. Upper Saddle River, NJ: Prentice-Hall, Inc. (伊藤邦雄訳. 2010. 『財務報告革命【第3版】』 白桃書房.)
- Bedford, N. M. 1965. *Income Determination Theory: An Accounting Framework*. Boston, MA: Addison-Wesley. (大藪俊哉・藤田幸男共訳. 1984. 『利益決定論: 会計理論的フレームワーク』 中央経済社.)
- Biondi, Y., E. Tsujiyama., J. Glover., N. T. Jenkins., B. Jorgensen., J. Lacey., and R. Macve. 2014. ‘Old hens make the best soup’: Accounting for the earning process and the IASB/FASB attempts to reform revenue recognition accounting standards. *Accounting in Europe* 11(1): 13-33.
- Blocker, J. G. 1949. Mismatching of costs and revenues. *The Accounting Review* 24 (1): 33-43.
- Bloomer, J. 2004. Impact of insurance accounting on business reality and financial stability. *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 29 (1): 56-62.
- Bromwich, M., R. Macve., and S. Sunder. 2010. Hicksian income in the conceptual framework. *Abacus* 46 (3): 348–376.
- Brouwer, A., M. Hoogendoorn., and E. Naarding. 2015. Will the changes proposed to the conceptual framework's definitions and recognition criteria provide a better basis for IASB standard setting?. *Accounting and Business Research* 45(5): 547-571.
- Bullen, H.G., and K. Crook. 2005. *Revisiting the Concept: A New Conceptual Framework Project*. Norwalk, CT: FASB.
- Camfferman, K., and S. A. Zeff. 2015. *Aiming for Global Accounting Standards: The International Accounting Standards Board, 2001-2011*. Oxford, U.K.: Oxford University Press.
- CFA Institute. 2007. *A Comprehensive Business Reporting Model: Financial Reporting for Investors*. Charlottesville, VA: CFAI.

- CFO Forum. 2004a. European Embedded Value Principles. Available at: http://www.cfoforum.nl/letters/eev_principles.pdf (Accessed 6 Jul 2016)
- . 2004b. Basis for Conclusion European Embedded Value Principles. Available at: http://www.cfoforum.nl/letters/basis_for_conclusions.pdf (Accessed 6 Jul 2016)
- . 2006. Elaborated Principles for an IFRS Phase II Insurance Accounting Model. Available at: http://www.cfoforum.nl/letters/elaborated_principles.pdf (Accessed 6 Jul 2016)
- . 2009a. Market Consistent Embedded Value Principles. Available at: http://www.cfoforum.eu/downloads/MCEV_Principles_and_Guidance_October_2009.pdf (Accessed 6 Jul 2016)
- . 2009b. Market Consistent Embedded Value Principles. Basis for conclusions. Available at: http://www.cfoforum.nl/downloads/MCEV_Basis_for_Conclusions_October_2009.pdf (Accessed 6 Jul 2016)
- . 2016a. Market consistent embedded value principles. Basis for conclusions. Available at: http://www.cfoforum.nl/downloads/CFO-Forum_MCEV_Basis_for_Conclusions_April_2016.pdf (Accessed 6 Jul 2016)
- . 2016b. European Embedded Value. Basis for Conclusion. Available at: http://www.cfoforum.nl/downloads/CFO-Forum_EEV-Basis-for-conclusions_April-2016.pdf (Accessed 6 Jul 2016)
- Clark P. K., P. H. Hinton., E. J. Nicholson., L. Storey., G. G. Wells., and M. G. White. 2003. The implication of fair value accounting for general insurance companies. *British Actuarial Journal* 9 (5): 1007-1044.
- Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisor (CEIOPS). 2007. *Draft Advice to the European Commission in the Framework of the Solvency II project on Pillar I issues – further advice*. Consultation Paper 20. Frankfurt am Main, Germany: CEIOPS.
- . 2010. *QIS5 Technical Specifications*. Frankfurt am Main, Germany: CEIOPS
- Creedon, S. 1979. U.S. GAAP—A U.K. actuary's perspective. *Journal of the Staple Inn Actuarial Society* 23: 125-180.
- Crouhy, M., D. Galai., and R. Mark. 2014. *The Essentials of Risk Management*, 2nd ed. New York, NY: McGraw-Hill Education. (三浦良造訳者代表. 2015.『リスクマネジメントの本質』共立出版.)
- Dickinson, G. 2003. The search for an international accounting standard for insurance : Report to the accountancy task force of the Geneva Association. *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 28 (2): 151-175.
- ., and P. M. Liedtke. 2004. Impact of a fair value financial reporting system on insurance companies: A survey. *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 29 (3):

540-581.

Dichev, I. D. 2008. On the balance sheet-based model of financial reporting. *Accounting Horizons* 22 (4): 453-470.

———, and V. W. Tang. 2008. Matching and the changing properties of accounting earnings over the last 40 years. *The Accounting Review* 83 (6): 1425-1460.

———, J. R. Graham., C. R. Harvey., and S. Rajgopal. 2013. Earnings quality: Evidence from the field. *Journal of Accounting and Economics* 56 (2): 1-33.

Doffou, A. 2005. New perspectives in asset-liability management for insurers. *Journal of Business and Behavioral Sciences* 12(2): 1-9.

Edwards, E. O., and P. W. Bell. 1961. *The Theory and Measurement of Business Income*. Berkeley: University of California Press. (伏見多美雄・藤森三男訳. 1964. 『意思決定と利潤計算』日本生産性本部.)

Esson, R., and P. Cooke. 2007. Accounting and solvency convergence - Dream or reality? *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 32 (3): 332-344.

European Commission (EC). 2009. *DIRECTIVE 2009/138/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2009 on the taking-up and pursuit of the business of Insurance and Reinsurance (Solvency II)*. Brussels, Belgium: EC.

———. 2014. *Directive 2014/51/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 amending Directives 2003/71/EC and 2009/138/EC and Regulations (EC) No 1060/2009, (EU) No 1094/2010 and (EU) No 1095/2010 in respect of the powers of the European Supervisory Authority (European Insurance and Occupational Pensions Authority) and the European Supervisory Authority (European Securities and Markets Authority)*. Brussels, Belgium: EC.

European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG). 2007. Revenue Recognition - A European Contribution. The PAAinE Discussion Paper 3. Brussels, Belgium: EFRAG.

European Insurance CFO Forum., and Comité Européen des Assurances (CEA). 2010. Exposure Draft: Insurance Contracts. Available at: <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Exposure-draft-2010/Comment-letters/Documents/CFOFCEAFinalResponsetoIASBEDInsuranceContracts291110.pdf> (Accessed 7 Apr 2014)

Financial Accounting Standards Board (FASB). 1976a. *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their*

- Measurement*. Discussion Memorandum. Stamford, CT: FASB. (津守常弘監訳. 1997. 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社.)
- . 1976b. *Tentative Conclusions on Objectives of Financial Statements of Business Enterprises*. Discussion Memorandum. Stamford, CT: FASB.
- . 1978. *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 1. Stamford, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州訳. 2002. 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社.)
- . 1980. *Qualitative Characteristics of Accounting Information*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 2. Stamford, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州訳. 2002. 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社.)
- . 1982. *Accounting and Reporting by Insurance Enterprises for Certain Long-Duration Contracts and for Realized Gains and Losses from the Sale of Investments* Statement of financial Accounting Standards No. 97. Stamford, CT: FASB.
- . 1984. *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 5. Stamford, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州訳. 2002. 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社.)
- . 1985. *Elements of Financial Statements*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 6. Stamford, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州訳. 2002. 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社.)
- . 1987. *Accounting and Reporting by Insurance Enterprises*. Statement of financial Accounting Standards No. 60. Stamford, CT: FASB.
- . 1992. *Accounting and Reporting for Reinsurance of Short-Duration and Long-Duration Contracts*. Statement of financial Accounting Standards No. 113. Stamford, CT: FASB.
- . 1995. *Accounting and Reporting by Mutual Life Insurance Enterprises and by Insurance Enterprises for Certain Long-Duration Participating Contracts*. Statement of financial Accounting Standards No. 120. Stamford, CT: FASB.
- . 2010a. *Conceptual Framework for Financial Reporting—Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information (a replacement of FASB Concepts Statements No. 1 and No. 2)*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 8. Norwalk, CT: FASB.

- . 2010b. *Preliminary Views on Insurance Contracts*. Discussion Paper. Norwalk, CT: FASB.
- . 2013. *Insurance Contracts (Topic 834)*. Proposed Accounting Standards Update. Norwalk, CT: FASB.
- . 2014. *Comment Letter and Other Feedback Summary*. FASB Staff paper. Norwalk, CT: FASB.
- . 2016. *Accounting Standards Codification*. Norwalk, CT: FASB.
- Flamée, M. 2008. IFRS and Solvency II: Global exposure and interaction - The work of the IAIS. *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 33 (1): 54-59
- Forfar, D.O. and N. B. Masters. 1999. Developing an international accounting standard for life insurance business. *British Actuarial Journal* 5 (4): 621-698.
- Foroughi, K., C. R. Barnard., R. W. Bennett., D. K. Clay., E. L. Conway., S. R. Corfield., A. J. Coughlan., J. S. Harrison., G. J. Hibbett., I. V. Kendix., M. Lanari-Boisclair., C. D. O' Brien and J. S. K. Straker. 2012. Insurance accounting: a new era? *British Actuarial Journal* 17 (3): 562-615.
- Genworth Financial. 2010. *Comment letter on Exposure Draft - Insurance Contracts*. Available at: http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Exposure-draft-2010/Comment-letters/Documents/GNWCommentLetter_IASBInsuranceContractsED_29Nov2010.pdf (Accessed 7 Apr 2014)
- German Accounting Standards Board (GASB). 2010. *Comment letter on Exposure Draft ED/2010/8 Insurance Contracts*. Available at: http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Exposure-draft-2010/Comment-letters/Documents/101203_CL_GASB_ED_Insurance.pdf (Accessed 7 Apr 2014)
- Gilman, S. 1939. *Accounting Concepts of Profit*. New York, NY: The Ronald Press. (片野一郎監閲・久野光朗訳. 1965. 『ギルマン会計学』同文館.)
- Gjesdal, F. 1981. Accounting for stewardship. *Journal of Accounting Research* 19(1): 208-231.
- Graham, L., and Xie, X. 2007. The united states insurance market: Characteristics and trends. In: David, C. J., and B. Venard (eds). *Handbook of International Insurance: Between Global Dynamics and Local Contingencies*, 25-145. New York, NY: Springer.
- Group of North American Insurance Enterprises (GNAIE). 2010. *Re: File Reference No. 1870-100: Preliminary Views on Insurance Contracts Discussion Paper*. Available at: <http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobkey=id&blobwhere=1175821814941&blobheader=application%2Fpdf&blobcol=u>

rldata&blobtable=MungoBlobs (Accessed 7 Apr 2014)

- Harrington, S., and G. Niehaus. 2007. *Risk Management and Insurance*, 2nd ed. New York, NY: McGraw-Hill. (米山高生・箸方幹逸監訳. 2005. 『保険とリスクマネジメント』東洋経済新報社.)
- Hatfield, H. R. 1909. *Modern Accounting: Its Principles and Some of Its Problems*. New York, NY: D. Appleton and Company.
- Häusler, G. 2004. The impact of insurance accounting on business reality and financial stability. *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 29 (1): 63-70.
- Herget, R. T (ed.), F. Buck., M.J. Freedman., T.R. Kochis., D.J. Kunesh., S.M. McLaughlin., E.L. Robbins., D.Y. Rogers., E.R. Schuering., B.M. Smith and J.T Zellner. 2006. *US GAAP for Life Insurers*, 2nd ed. Schaumburg, Illinois: Society of Actuaries. (日本アクチュアリー会 国際関係委員会訳. 2012. 『生命保険会社の米国会計基準 第2版』丸善プラネット株式会社.)
- Hicks, J.R. 1946. *Value and Capital: An Inquiry into Some Fundamental Principles of Economic Theory*, 2nd ed. Oxford: Clarendon Press. (安井琢磨・熊谷尚夫訳. 1995. 『価値と資本: 経済理論の若干の基本原則に関する研究 (上・下)』岩波書店.)
- Hoogervorst, H. 2012. Dispelling myths about IFRS: Introductory remarks by Hans Hoogervorst, Chairman of the IASB. Available at: <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/2012/Dispelling-myths-about-IFRS-Hans-Hoogervorst-2012.pdf> (Accessed 20 Feb 2016)
- Horngren, C. T., and G. H. Sorter. 1961. "Direct" costing for external reporting. *The Accounting Review* 36 (1): 84-93.
- Horton, J. 2007. The value relevance of 'realistic reporting': Evidence from UK life insurers. *Accounting and Business Research* 37 (3): 175-197.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2001. *Insurance*. Draft Statement of Principles. London, U.K.: IASCF.
- . 2004. *Insurance Contracts*. International Financial Reporting Standard (IFRS) 4. London, U.K.: IASCF.
- . 2005. *Project: Conceptual Framework Objectives of Financial Reporting: Stewardship and Accountability*. Agenda Paper 7 (20 July). London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2006a. *Project: Conceptual Framework, Subject: Phase B: Elements: Definition of an Asset*. Agenda Paper 3 (16 November). London, U.K.: IFRS Foundation.

- . 2006b. *Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information*. Discussion Paper. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2007. *Preliminary Views on Insurance Contracts*. Discussion Paper. London, U.K.: IASCF.
- . 2008a. *An improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting Chapter 2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-useful Financial Reporting Information*. Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2008b. *Overview of comments*. IASB Agenda Paper 2A (February 2008). London, U.K.: IASCF.
- . 2008c. *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*. Discussion Paper. London, U.K.: IASCF.
- . 2008d. *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*. Discussion Paper. London, U.K.: IASCF.
- . 2009. *Credit Risk in Liability Measurement*. Discussion Paper. London, U.K.: IASCF.
- . 2010a. *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2010b. *Insurance Contracts*. Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2010c. *Revenue from Contracts with Customers*. Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2011a. *Fair Value Measurement*. International Financial Reporting Standard (IFRS) 13. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2011b. *Summary of comment letters on the IASB ED Insurance Contracts*. IASB Agenda Paper 3E (January 2011). London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2011c. *Risk adjustment or composite margin?* IASB Agenda Paper 3H (May 2011). London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2011d. *Risk adjustment: useful financial information*. IASB Agenda Paper 3B (May 2011). London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2011e. *Risk adjustment: comparability and verifiability through disclosure*. IASB Agenda Paper 3D (May 2011). London, U.K.: IFRS Foundation.

- . 2011f. *Employee Benefits*. International Accounting Standard 19. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2011g. *Reducing accounting mismatches in profit or loss through presentation*. IASB Agenda Paper 6B (12 May 2011). London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2011h. *Revenue from Contracts with Customers*. Revised Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2012a. *The use of other comprehensive income (OCI) for presenting the effect on the insurance contract liability arising from changes in specified assumptions*. IASB Agenda Paper 2I (May 2012). London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2012b. *Classification and Measurement: Limited Amendments to IFRS 9*. Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2013a. *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. Discussion Paper. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2013b. *Insurance Contracts*. Revised Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2014a. *Cover note*. IASB Agenda Paper 2 (November 2014). London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2014b. *Revenue from Contracts with Customers*. International Financial Reporting Standard (IFRS) 15. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2014c. *Outreach and comment letter analysis*. IASB Agenda Paper 2A (January 2014). London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2014d. *Non-targeted issues - Recognising the contractual service margin in profit or loss*. IASB Agenda Paper 3E (May 2014). London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2014e. *Feedback from users of financial statements*. IASB Agenda Paper 2B (January 2014). London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2015. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2016. *Financial Instruments*. International Financial Reporting Standard 9. London, U.K.: IFRS Foundation.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.

- . 1999. *Insurance*. Issues Paper. London, U.K.: IASCF.
- , and Canadian Institute of Chartered Accountants (CICA). 1997. *Accounting for financial assets and financial liabilities*. Discussion Paper. London, U.K.: IASCF.
- International Actuarial Association (IAA). 2004. *A Global Framework for Insurer Solvency Assessment*. Ontario, Canada: IAA.
- . 2010. *Comprehensive Actuarial Risk Evaluation*. Ontario, Canada: IAA.
- International Association of Insurance Supervisors (IAIS). 2005. *Issues arising as a result of the IASB's Insurance Contracts Project-Phase II: Initial IAIS Observations*. Basel, Switzerland: IAIS.
- . 2006a. *Standard on Asset-Liability Management*. Standard No. 13. Basel, Switzerland: IAIS.
- . 2006b. *Issues Paper on Asset-Liability Management*. Issues Paper. Basel, Switzerland: IAIS.
- . 2006c. *Issues arising as a result of the IASB's Insurance Contracts Project-Phase II: Second Set of IAIS Observations*. Basel, Switzerland: IAIS.
- . 2007. *The IAIS Common Structure for the Assessment of Insurer Solvency*. Basel, Switzerland: IAIS.
- . 2008. *Guidance paper on enterprise risk management for capital adequacy and solvency purposes*. Basel, Switzerland: IAIS.
- . 2015. *Insurance Core Principles*. Basel, Switzerland: IAIS.
- Johnson, L. T. 2005. Relevance and Reliability. *The FASB Report* (February 28, 2005). Norwalk, CT: FASB.
- Joint Working Group of standard setters (JWG). 2000. *Financial Instruments and Similar Items*. Draft Standard & Basis for Conclusions. London, U.K.: IASCF.
- Klumpes, P. J. M., C. D. O'Brien and A. Reibel. 2009. International diversity in measuring the fair value of life insurance contracts. *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 34 (2): 197-227.
- Kohler, E. L. 1970. *A Dictionary for Accountants, 4th edition*. Upper Saddle River, NJ: Prentice-Hall, Inc. (染谷恭次郎訳. 1973. 「コーラー会計学辞典」丸善株式会社.)
- Lee, T. A. 2015. Accounting and the decision usefulness framework. In: S. Jones (ed). *The Routledge Companion to Financial Accounting Theory*, 110-128. New York, NY: Routledge.
- Littleton, A. C. 1936. Contrasting theories of profit. *The Accounting Review* 11 (1): 10-18.
- . 1937. Concepts of income underlying accounting. *The Accounting Review* 12 (1): 13-22.

- . 1938. Tests for principles. *The Accounting Review* 13 (1): 16-24.
- . 1939. Suggestions for the revision of the tentative statement of accounting principles. *The Accounting Review* 14 (1): 57-64.
- . 1953. *Structure of Accounting Theory*. American Accounting Association Monograph No. 5. Urbana, IL: AAA. (大塚俊郎訳. 1955. 『会計理論の構造』 東洋経済新報社)
- Luckner, W. R., M. C. Abbott., J. E. Backus., S. Benedetti., D. Bergman., S. H. Cox., S. Feldblum., C. L. Gilbert., X. L. Liu., V. Y. Lui, ASA., J. A. Mohrenweiser., W. H. Overgard., H. W. Pedersen., M. J. Rudolph., E. S. Shiu., and P. L. Smith, Jr. 2003. *SOA Professional Actuarial Specialty Guide: Asset-Liability Management*. New York, NY: Society of Actuaries.
- Macaulay, F. R. 1938. *Some Theoretical Problems Suggested by the Movements of Interest Rates, Bond Yields, and Stock Prices in the United States since 1856*. New York, NY: National bureau of economic research.
- Mackenzie, D.H. 1946. *The Fundamentals of Accounting: A Cost and Revenue Approach*. New York, NY: Macmillan.
- May, G. O. 1943. *Financial Accounting: A Distillation of Experience*. New York, NY: The Macmillan Company. (木村重義訳. 1957. 『財務会計: 経験の蒸溜』 ダイヤモンド社.)
- Meyer, L. 2004. The impact of insurance accounting on business reality and financial stability. *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 29 (1): 71-74.
- Myers, J. H. 1959. The critical event and recognition of net profit. *The Accounting Review* 34(4): 528-532.
- Müller, M. A., E. J. Riedl., and T. Sellhorn. 2015. Recognition versus disclosure of fair values. *The Accounting Review* 90(6): 2411-2447.
- Nguyena, T., and P. Molinaria. 2013. Accounting for “Insurance Contracts” according to IASB exposure draft-Is the information useful? *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 38(2): 376-398.
- Nissim, D. and S. H. Penman. 2008. Principles for the applications of fair value accounting. *CEASA Occasional Paper*. Columbia Business School. (角ヶ谷典幸・赤城諭士訳. 2012. 『公正価値会計のフレームワーク』 中央経済社.)
- Nobes, C. 2015. IFRS ten years on: Has the IASB imposed extensive use of fair value? Has the EU learnt to love IFRS? And does the use of fair value make IFRS illegal in the EU? *Accounting in*

- Europe* 12 (2): 153-170.
- O'Connell, V. 2007. Reflections on stewardship reporting. *Accounting Horizons* 21(2): 215-227.
- O'Keefe, P. J. L., A. J. Desai., K. Foroughi., G. J. Hibbett., A. F. Maxwell., A. C. Sharp., N. H. Taverner., M. B. Ward., and F. J. P. Willis. 2005. Current developments in embedded value reporting. *British Actuarial Journal* 11(3): 407-479.
- Paton, W. A. 1922. *Accounting Theory, with Special Reference to the Corporate enterprise*. New York, NY: Ronald Press.
- , and A. C. Littleton. 1940. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*. American Accounting Association Monograph No. 3. Urbana, IL: AAA. (中島省吾訳. 1962. 『会社会計基準序説 (改訳版)』 森山書店.)
- Penman, S. H. 2003. The quality of financial statement: Perspectives from the recent stock market bubble. *Accounting Horizons* 17 (2003 Supplement): 77-96.
- Préfontaine, J., J. Desrochers., and L. Godbout. 2009. The informational content of voluntary embedded value (EV) financial disclosures by canadian life insurance companies. *International Business & Economics Research Journal* 8(12): 1-14.
- Redington, F.M. 1952. Review of the principles of life-office valuations. *Journal of the Institute of Actuaries* 78(3): 286-340.
- Ryan, R.J. 2013. The evolution of asset/liability management. *Research Foundation Literature Reviews* 8(2): 1-25.
- Saito, S, and Y Fukui. 2016. Whither the concept of income? *Accounting, Economics and Law: A Convivium*, DOI:10.1515/acl-2016-0013, Jul 20, 2016.
- Sanders, T. H., H. R. Hatfield and U. Moore. 1938. *A Statement of Accounting Principle*. New York, NY: AIA. (山本繁・勝山進・小関勇訳. 1979. 『SHM 会計原則』 同文館.)
- Schipper, K. 2007. Required disclosures in financial reports. *The Accounting Review* 82(2): 301-326.
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2003. *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*. Available at: <https://www.sec.gov/news/studies/principlesbasedstand.htm> (Accessed 8 May 2015)
- Serafeim, G. 2011. Consequences and institutional determinants of unregulated corporate financial statements: Evidence from embedded value reporting. *Journal of Accounting Research* 49 (2):

529-571.

- Scott, W. R. 2015. *Financial Accounting Theory*, 7th ed. Toronto, Canada: Pearson Canada, Inc.
- Short-Term Insurance Committee of the Actuarial Society of South Africa (ASSA), and Short-term Insurance Project Group of the South African Institute of Chartered Accountants (SAICA). 2010. *Short-Term Insurance Project Group SUBMISSION on Exposure Draft ED/2010/8 Insurance Contracts*. Available at: <http://www.ifs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Exposure-draft-2010/Comment-letters/Documents/ED286STIPGsubmission2010.pdf> (Accessed 7 Apr 2014)
- Sorter, G. H., and C. T. Horngren. 1962. Asset recognition and economic attributes - The relevant costing approach. *The Accounting Review* 36 (3): 391-399.
- Sprague, C. E. 1908. *The Philosophy of Accounts*. New York, NY: Ronald Press.
- Stanley, C.H. 1965. *Objectivity in Accounting*. Michigan Business Studies Vol. 16, No. 5. Ann Arbor, MI: Bureau of Business Research, Graduate School of Business Administration, University of Michigan.
- Storey, R. K. 1978. *Matching Revenues with Costs*. New York, NY: Arno Press.
- , and S. Storey. 1998. *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*. Special Report. Norwalk, CT: FASB. (企業財務制度研究会訳. 2001. 『COFRI 実務研究叢書 財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社.)
- Thomas, A, L. 1969. *The Allocation Problem in Financial Accounting Theory*. Studies in Accounting Research No. 3. Sarasota, Florida: AAA.
- . 1974. *The Allocation Problem: Part Two*. Studies in Accounting Research No. 9. Sarasota, Florida: AAA.
- . 1979. Matching: Up from our black hole. In: R. R. Sterling and A. L. Thomas (eds). *Accounting for a Simplified Firm Owning Depreciable Assets*, 11-33. Texas, Houston: Scholars Book Co.
- Upton, Jr., Wayne S. 2009. *Credit Risk in Liability Measurement - A paper prepared for the IASB by its staff*. Staff paper accompanying Discussion Paper DP/2009/2. London, U.K.: IASCF.
- Wagenhofer, A. 2014. The role of revenue recognition in performance reporting. *Accounting and Business Research* 44 (4): 349-379.
- Willenborg, M. 1994. Regulating and monitoring insurer solvency: An assessment of statutory

- accounting principles. *Journal of Insurance Regulation* 12(4): 515-529.
- Windal, F. W. 1961. The accounting concept of realization. *The Accounting Review* 32 (6): 249-258.
- Wu, R. C., and A. W. Hsu. 2011. Value relevance of embedded value and IFRS 4 Insurance Contracts. *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 36 (2): 283-303.
- Zeff, S. A. 2013. The objectives of financial reporting: A historical survey and analysis. *Accounting and Business Research* 43(4): 262-327.
- Zimmerman, A. B., and R. Bloom. 2016. The matching principle revisited. *Accounting Historians Journal* 43 (1): 79-120.

2. 和文献

- 赤城論士. 2014. 「公正価値会計の適用可能性: Nissim=Penman(2008)の所説を中心として」『商経論叢』 54(3): 41-60.
- 赤塚尚之. 2012. 「非金融負債の公正価値測定と自己の信用リスク」『滋賀大学経済学部研究年報』 19: 93-104.
- 秋葉賢一. 2011. 「IFRS とマッチング—対応概念はなくなったのか—」『週刊経営財務』 3039: 44-47.
- . 2013. 「IASB の保険契約の再公開草案—総額表示と純額表示—」 3126: 28-31.
- . 2015. 『エッセンシャル IFRS (第4版)』 中央経済社.
- 安藤英義編著. 1996. 『会計フレームワークと会計基準』 中央経済社.
- 飯野利夫. 1958. 「収益費用会計」黒沢清著者代表. 『現代会計学一般理論』 春秋社: 103-169.
- 石川純治. 2010. 『変わる会計、変わる日本経済』 日本評論社.
- 石川鉄郎. 2016. 「慎重性の概念について—IASB の公開草案 (2015) の議論に注目して—」『産業経理』 76(1): 14-23.
- 石坂元一. 2009. 「エンベディッド・バリュー (EV) 開示の現状—TEV から MCEV への移行」『生命保険論集』 166: 77-98.
- 石田満. 2015. 『保険業法 2015』 文眞堂.
- 石原裕也. 1999. 「「費用収益対応の原則」の種々相」『高崎商科短期大学紀要』 12: 179-191.
- . 2005. 「資産負債アプローチにおける収益と費用の対応-R.K.ストーリーの諸説より学ぶ」新田忠誓監修. 『会計数値の形成と財務情報』 白桃書房: 15-32.
- 井尻雄士. 1968. 『会計測定の基礎—数学的・経済学的・行動学的探究—』 東洋経済新報社.

- . 1976.『会計測定 of 理論』東洋経済新報社.
- 市川紀子. 2010.『財務会計の現代的基盤—FASB『討議資料』・概念的フレームワークの中心観を基軸に—』森山書店.
- 伊藤眞. 2013.『公正価値測定とオフバランス化』中央経済社.
- 猪ノ口勝徳. 2007.「現下の保険計理上の諸課題について—保険負債の時価評価問題について」『ニッセイ基礎研所報』47: 56-80.
- . 2012.「保険会社の会社形態の違いとリスク管理、会計、保険計理の関係について」『共済総合研究』64: 67-77.
- . 2013.「IASBにおける保険会計の検討状況について—再公開草案公表前の段階で—」『共済総合研究』66: 40-58.
- . 2014.「IFRS 保険契約の再公開草案について—主として生命保険領域—」『保険研究』66: 41-63.
- 印南博吉. 1961.「総説」印南博吉・二瓶嘉三・鈴木讓一共著.『保険経営論』東洋経済新報社.
- 上野清貴. 2014.『会計測定 of 思想史と論理—現在まで息づいている論理の解明』中央経済社.
- 上野雄史. 2009.「保険契約の会計基準による経済的影響の予測」『保険学雑誌』604: 165-184.
- . 2010.「規制緩和後の保険業における企業会計と情報開示」『保険学雑誌』611: 41-60.
- . 2013.「企業会計上における保険負債のマージンに関する考察」『保険学雑誌』620: 301-320.
- . 2015.「EV の適用拡大とその有用性」『生命保険論集』191: 127-147.
- 植村信保. 2006.「3 利源開示で見た「死差益」依存の収益構造」『エコノミスト』84(33): 25-26.
- 宇野典明. 1997.「改正保険業法における生命保険会社の法定会計について—一般勘定の貸借対照表を中心として—」生命保険文化研究所著.『生命保険会社の法定会計のあり方』生命保険文化研究所: 5-27.
- . 1999.「生命保険監督会計における貸借対照表のあり方—責任準備金等を中心にして—」生保財務会計研究所著.『生命保険会社と時価会計—生保財務会計研究会報告書—』生命保険文化研究所: 11-26.
- . 2000.「生命保険監督会計における負債公正価値評価のパラドックス」生保財務会計研究所著.『生命保険会社と時価会計 2—その影響と課題—生命保険財務会計研究会報告書』生命保険文化研究所: 14-33.
- 浦崎直浩. 2014.「財務報告の目的」藤井秀樹編著.『国際財務報告の基礎概念』中央経済社: 65-86.

- 江澤雅彦. 2002. 『生命保険会社による情報開示』 成文堂.
- 海老原諭. 2011. 「公正価値測定の2つの目的—取得原価を測定する手段としての公正価値測定と将来キャッシュフローの発生可能性を表示する手段としての公正価値測定—」『経営論集』 21(1): 59-78.
- 遠藤久夫. 1969. 「エドワーズ=ベル提案の位置—その構造的特質の考察」江村稔編著. 『変動期の現代会計』 中央経済社: 121-160.
- 大塚忠義. 2015. 「経済価値に基づくソルベンシーマージン規制の必要性」『早稲田商学』 443: 61-86.
- 岡田豊基. 1995. 「保険本質論の法的再検討: 保険契約と他の契約との区別を目的として」『神戸学院法学』 25(1): 109-167.
- 小川淳平. 2008. 「保険契約に関する会計上の測定—保険契約・収益認識の改訂プロジェクトにおける測定属性の整合性」『生命保険論集』 164: 67-100.
- . 2009. 「保険業における公正価値の開示」『生命保険論集』 168: 63-87.
- . 2013. 「金融負債の公正価値評価の影響—Citigroupの事例—」『オイコノミカ』 49(2): 89-119.
- 小川浩昭. 2008. 『現代保険学—伝統的保険学の再評価—』 九州大学出版会.
- 荻原邦男. 2000. 「生命保険会社のALM」森平爽一郎編著. 『ファイナンシャル・リスクマネジメント』 朝倉書店: 75-111.
- 越智信仁. 2012. 『IFRS 公正価値情報の測定と監査—見積もり・予測・リスク情報拡大への対応』 国元書房.
- 大日方隆. 2002. 「キャッシュフローの配分と評価」斎藤静樹編著. 『会計基準の基礎概念』 中央経済社: 185-248.
- . 2012a. 「公正価値情報の有用性」大日方隆編著. 『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』 中央経済社: 1-54.
- . 2012b. 「金融危機と金融商品会計」大日方隆編著. 『金融危機と会計規制』 中央経済社: 317-359.
- 加藤修. 1998. 『現代保険概論—損害保険と生命保険—』 中央経済社.
- 勝尾裕子. 2015. 「IASB 概念フレームワークにおける利益概念」『企業会計』 67(9): 51-60.
- . 2016. 「測定の不確実性と目的適合性—IASB 概念フレームワークにおける質的特性—」『産業経理』 75(4): 71-80.

- 勝野健太郎. 2009. 「Embedded Value 計算の理論的側面からの整理」『社団法人日本アクチュアリー会会報』 62: 29-128.
- 金子誠一・豊田俊一・辻山栄子. 2007. 「IASB・FASB の概念フレームワークに関する共同プロジェクト・測定フェーズに関する円卓会議（関係者からの意見聴取）について」『季刊会計基準』 16: 153-163.
- 梶田龍三. 2004. 「概念フレームワークと会計基準—FASB を中心に—」『産業経理』 64(3): 56-64.
- . 2012. 「IFRS 時代における受託責任概念（目的）の普遍妥当性」『会計理論学会年報』 26: 14-24.
- 上山道生. 1999. 『保険経済論』 中央経済社.
- 雁本弘. 1954. 「費用収益対応の原則について」『税経通信』 9 (6): 32-40.
- 川崎英有. 2015. 「保険会計をめぐる議論の変遷—保険負債と新契約費の関係に注目して—」『慶応商学論集』 28(1): 41-62.
- . 2016. 「保険会計をめぐる議論の変遷—「資産負債アプローチからハイブリッドアプローチへ」に代わる考え方による検討—」『三田商学研究』 58(6): 59-92.
- 川村義則. 2010. 「企業会計上の資本概念の再考」『金融研究』 29 (3): 175-192.
- 企業会計基準委員会. 2013. 「改訂公開草案「保険契約」に対するコメント」 Available at: https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20131101.pdf (Accessed 9 Aug 2016)
- . 2015. 「保険契約：未稼得利益の表示に関する OCI の使用」 Available at: https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/discussion_meeting/20150226.pdf (Accessed 9 Aug 2016)
- 北本駒治. 1974. 「保険会計の一考察：その超保守性について」『商學論究』 22 (1/2) : 73-87.
- . 1978. 「保険会計の特異性について」『生命保険文化研究所所報』 44 : 77-96.
- 京都大学工学部アクチュアリーサイエンス部門編. 2014. 『アクチュアリーのための生命保険数学入門』 岩波書店.
- 草野真樹. 2005. 『利益会計論—公正価値評価と業績報告』 森山書店.
- 久保英也. 2004. 「生命保険会計の今後の方向—公正価値会計と現行会計の乖離を埋める—」『生命保険論集』 147: 63-111.
- 倉地幹三. 1966. 「企業会計における統一的概念の形成への志向—ベッドホード及びエドワーズ=ベルの企業利益論を中心として」『企業会計』 18(10): 61-70.

- 来住慎一. 2004. 「保険の国際会計基準の動向と課題」『生命保険経営』 75 (5): 3-27.
- . 佐藤哲彦. 2014. 「国際財務報告基準(IFRS)「保険契約」改訂公開草案について」『生命保険経営』 82(3): 100-131.
- 小林秀行. 1995. 「費用収益の対応概念と費用の認識」『産業経理』 55 (1): 63-71.
- 斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究 (増補改訂版)』 中央経済社.
- 佐藤孝一. 1966. 「期間利益の平準化問題」『企業会計』 18 (2): 24-32.
- 佐藤司. 2007. 『企業 ALM の理論と実務—金利・為替リスクのヘッジとデリバティブの活用』 金融財政事情研究会.
- 阪本安一. 1951. 「費用収益対応の原則」『會計』 59 (5): 18-40.
- . 1966. 「実現概念に関する一考察」『會計』 89(6): 15-31.
- 阪本安一編著. 1987. 『SHM 会計原則解説』 税務経理協会.
- 重原正明. 2015. 「EU ソルベンシー II 指令の修正」『生命保険経営』 83(1): 86-107.
- 柴谷哲朗. 2015. 「工事契約」『企業会計』 67(5): 49-55.
- 清水茂良. 1983. 「会計上の「対応」概念について」『松山商大論集』 34 (4): 43-57.
- . 1986. 「アメリカにおける対応概念の一考察」『松山商大論集』 37(4): 53-68.
- 鈴木敏彦. 1996. 「新保険業法における重要項目等の会計的課題」 谷口勝巳編著. 『生命保険会計の研究—課題と展望—』 生命保険文化研究所: 145-187.
- 須田一幸. 2001. 「生命保険会計制度の行方」『JICPA ジャーナル』 13(8): 36-43.
- 生命保険協会. 2010. 「IASB 公開草案「保険契約」に対するコメント」 Available at: http://www.seiho.or.jp/info/opinion/2010/PDF/20101130_1.pdf (Accessed 7 Apr 2014)
- . 2016. 「生命保険の動向 (2016 年版)」 Available at: <http://www.seiho.or.jp/data/statistics/trend/pdf/all.pdf> (Accessed 20 Nov 2016)
- 醍醐聰. 1990. 『日本の企業会計』 東京大学出版.
- . 1999. 「企業会計の基本問題」 醍醐聰編著. 『国際会計基準と日本の企業会計』 中央経済社: 1-13.
- 高田橋範充. 2013. 「IFRS と資産負債アプローチ」『會計』 184(4): 16-30.
- 滝西敦子. 2007. 「米国における「原則に基づくアプローチ」の展開—会計基準設定におけるアプローチの変化—」『経済論叢』 179(4): 306-326.
- 武田隆二. 1964. 「損益法における実現原則」『国民経済雑誌』 109(3): 104-114.
- 田中淳三. 1999. 「法定会計(SAP)と財務会計(GAAP)について」『文研論集』 127: 125-139.

- 谷口勝巳. 1996. 「生命保険相互会社における財務会計上の基礎概念」 谷口勝巳編著. 『生命保険会計の研究—課題と展望—』 生命保険文化研究所: 1-28.
- 近田典行. 2014. 「IASB/FASB 収益認識共同プロジェクト」に対する一考察 倉田幸路編著. 『財務会計の現状と展望』 白桃書房: 46-56.
- 辻山栄子. 1991. 『所得概念と会計測定』 森山書店.
- . 1994. 「実現基準と利益測定」 斎藤静樹編著. 『企業会計における資産評価基準』 第一法規: 75-95.
- . 2001. 「会計測定と時価の諸概念」 『COFRI ジャーナル』 42: 80-96.
- . 2007a. 「収益認識をめぐる欧州モデル」 『会計』 172(5): 1-22.
- . 2007b. 「2つの包括利益」 『会計・監査ジャーナル』 628: 30-39.
- . 2007c. 「財務諸表の構成要素と認識・測定を巡る諸問題」 斎藤静樹編著. 『詳解「討議資料」■財務報告の概念フレームワーク (第2版)』 中央経済社: 135-153.
- . 2010a. 「会計におけるパラダイムシフトの再検討—資産・負債・収益・費用の認識と測定を中心に—」 『証券アナリストジャーナル』 48(5): 6-16.
- . 2010b. 「収益認識をめぐる実現・稼得過程の現代的意義」 『会計』 177(4): 1-20.
- . 2011. 「資本と利益」 斎藤静樹・徳賀芳弘編著 『企業会計の基礎概念』 中央経済社: 25-69.
- . 2012a. 「包括的ビジネス報告モデルの批判的検討」 『早稲田商学』 431: 243-268.
- . 2012b. 「財務会計における認識と測定」 大日方隆編著. 『会計基準研究の原点』 中央経済社: 121-140.
- . 2013. 「現代会計のアポリア—対立する2つのパラダイム—」 『早稲田商学』 434: 163-194.
- . Stig Enevoldsen・Paul Ebling・徳賀芳弘・豊田俊一. 2009. 「パネルディスカッション 欧州におけるIFRSの適用状況, 業績報告, 収益認識」 『企業と法創造』 6(2): 22-39.
- 角ヶ谷典幸. 2012. 「公正価値会計のフレームワーク: Nissim と Penman の所説を手がかりにして」 『産業経理』 72(3): 54-63.
- . 2014. 「認識と測定」 平松一夫・辻山栄子編著. 『会計基準のコンバージェンス』 中央経済社: 177-211.
- 津曲直躬. 1969. 「操作主義会計学の展開—N.M.ベッドフォードの諸説をめぐって—」 江村稔編著. 『変動期の現代会計』 中央経済社: 180-206.
- 津守常弘. 2008. 「財務会計概念フレームワーク」の新局面と会計研究の課題 『企業会計』 60(3):

324-334.

- 徳賀芳弘. 2008. 「「信頼性」から「忠実な表現」へ変化の意味」友杉芳正・田中弘・佐藤倫正『財務情報の信頼性—会計と監査の挑戦—』税務経理協会: 22-30.
- 豊田俊一. 2012. 「会計における認識規準の客観化—IASB・FASB 収益認識プロジェクトの再検討—」大日方隆編著. 『会計基準研究の原点』中央経済社: 141-166.
- 中島省吾. 1964. 「収益・費用対応の基礎概念—その回顧と展望—」『企業会計』16(11): 1958-1962.
- 中村英敏. 2011. 「金融負債の公正価値測定に関する—考察—」『会計プロGRESS』12: 13-27.
- 中村博光. 2009. 「保険負債の経済価値評価と ALM の諸論点」『生命保険論集』169: 133-185.
- 西村寿夫・枇々木 規雄. 2011. 「多期間最適化モデルを用いた保険 ALM 戦略」『日本保険・年金リスク学会誌』5(1): 1-27.
- ニッセイ基礎研究所編. 2011. 『概説 日本の生命保険』日本経済新聞出版者.
- 日本アクチュアリー会. 2012. 「MCEV の実務」『社団法人日本アクチュアリー会会報別冊』257: 1-110
- 日本公認会計士協会. 2000. 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」『業種別監査委員会報告第 21 号』日本公認会計士協会.
- 羽根佳祐. 2011. 「投資不動産に関する会計処理—公正価値評価適用の是非—」『商学研究科紀要』73: 231-247.
- . 2012a. 「保険負債の測定属性に関する考察—会計上のミスマッチの観点から—」『商学研究科紀要』74: 155-173
- . 2012b. 「保険契約会計における経済的ミスマッチ報告の意義」『商学研究科紀要』75: 201-225.
- . 2015a. 「対応概念の変遷」『早稲田商学』444: 91-119.
- . 2015b. 「保険契約プロジェクト—プロジェクト長期化の原因に関する検討—」辻山栄子編著. 『IFRS の会計思考—過去・現在そして未来への展望』中央経済社: 151-184.
- . 2016. 「保険契約の収益認識」『産業経理』76(1): 172-181.
- 濱本道正. 2013. 「工事契約からみた IFRS 収益認識モデルについて」『青山経営論集』48(2): 23-36.
- 肥塚肇雄. 2009. 「生命保険契約における解約返戻金規整」『保険学雑誌』607: 119-137.
- 広瀬義州. 1993. 「FASB 「概念フレームワーク」とその影響」『JICPA ジャーナル』457: 17-23.
- 福井義高. 2011. 「公正価値会計の経済的帰結」『金融研究』30(3): 19-71.
- 福島孝夫. 1978. 『会計収益認識論』大阪府立大学経済学部.

- 藤井秀樹. 1993. 「会計原則設定史からみた FASB 概念フレームワークの諸特徴」『産業経理』53(1): 82-96.
- . 1996. 「アメリカ会計原則における測定問題と FASB 概念フレームワーク (1)」『産業経理』56(2): 90-98.
- . 1997. 『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店.
- . 2011. 「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』204(1) : :17-40.
- . 2014. 「資産負債アプローチ」平松一夫・辻山栄子編著. 『会計基準のコンバージェンス』中央経済社: 153-176.
- 藤井保紀. 2005. 「保険会計の展開と展望」『環境と経営：静岡産業大学論集』11 (2) : 37-63.
- 古瀬政敏. 2000. 「生命保険会社の財務状態と経営成績の開示—いわゆる SAP と GAAP のあり方を考察するための基礎作業—」『文研論集』131: 1-47.
- . 2006. 「保険業法上の保険業と保険デリバティブ」『生命保険論集』156: 1-53.
- 堀江優子. 2009. 「当初想定されていた資産負債アプローチ—FASB1976 年討議資料の再検討—」『産業経理』69(1): 180-189.
- . 2010. 「FASB 概念フレームワーク・プロジェクトにおける資産負債アプローチの概念の変遷」『会計』177(2): 129-140.
- 松平直之. 2011. 「保険 ALM に関連する動向」森本祐司編著. 『【全体最適】の保険 ALM』金融財政事情研究会: 91-145.
- 松本敏史. 2003. 「収益費用中心観における収益認識」『企業会計』55(11): 26-33.
- . 2009. 「収益の認識と負債の認識」『企業会計』61(2): 53-57.
- . 2014. 「収益認識」平松一夫・辻山栄子編著. 『会計基準のコンバージェンス』中央経済社: 237-273.
- 真屋尚生. 2004. 「保険原理と保険経営」『商学集志』74(2-4): 89-105.
- 万代勝信. 2000. 『現代会計の本質と職能—歴史のおよび計算構造的的研究—』森山書店.
- . 2002. 「会計目的と会計制度—開示制度と周辺の諸制度—」斎藤静樹編著. 『会計基準の基礎概念』中央経済社: 41-68.
- . 2013. 「収益認識プロジェクトの展開」『會計』184(3): 1-14.
- 水島一也. 2006. 『現代保険経済 (第 8 版)』千倉書房.
- 目黒謙一・栗原俊典. 2014. 『金融規制・監督と経営管理』日本経済新聞出版社.

- 森田哲彌. 1968. 「費用収益対応の原則」 山下勝治責任編集. 『近代会計学大系Ⅱ 損益計算論』 中央経済社: 39-66.
- 森本祐司. 2011. 「保険 ALM の概要」 森本祐司編著. 『【全体最適】の保険 ALM』 金融財政事情研究会: 1-14.
- . 2015. 「ERM と経済価値評価」 米山高生・酒井重人編著. 『保険 ERM 戦略—リスク分散への挑戦』 保険毎日新聞社: 219-242.
- 安井一浩. 2015 『国際財務報告基準規定の探究—金融負債をめぐる議論に基づく考察』 中央経済社.
- 安井敏晃. 2010. 「保険概念における不可欠な条件について」 『保険学雑誌』 609: 21-36.
- 弥永真生. 2000. 「負債の時価評価と保険会社・保険債務」 生保財務会計研究所著. 『生命保険会社と時価会計 2—その影響と課題—生命保険財務会計研究会報告書』 生命保険文化研究所: 1-13.
- 山下勝治. 1958. 「費用収益対応原則の吟味」 『企業会計』 10(11): 11-19.
- 吉澤卓哉. 2006. 『保険の仕組み—保険を機能的に捉える—』 千倉書房.
- . 2007. 「保険の仕組みと保険契約法」 『損害保険研究』 69(1): 119-149.
- . 2008. 「保険の仕組み」. 田村祐一郎・高尾厚・岡田太志編著. 『保険制度の新潮流』 千倉書房: 37-56.
- 吉田弥雄. 1968. 「損益の対応」 田島四郎責任編集. 『現代会計学体系Ⅰ』 同文館出版: 267-299.
- 吉野智市. 1996. 「自己資本概念の導入」 谷口勝巳編著. 『生命保険会計の研究—課題と展望』 生命保険文化研究所: 91-126.
- . 2004. 『生命保険会計 2004』 生命保険文化センター.
- 米山高生. 2007. 「ソルベンシー規制の転換点—その根拠と規制の対応—」 『生命保険論集』 161: 1-32.
- . 2008. 「保険の仕組みと保険の定義—保険集団の存在を前提とした所説の再検討をとおして」 石川重森. 『保険学のフロンティア』 慶應義塾大学出版会: 57-73.
- . 2012. 『リスクと保険の基礎理論』 同文館出版.
- . 山本信一・山本進. 2010. 『国際保険監督および国際会計基準等の最近の動向に関する研究』 全国勤労者福祉・共済振興協会.
- 米山正樹. 2011a. 「配分と評価」 斎藤静樹・徳賀芳弘編著. 『企業会計の基礎概念』 中央経済社: 285-334.

- . 2011b. 「公正価値測定の理論的基礎—Nissim and Penman 「2008」 を中心として」『産業経理』 70(4): 73-82.
- . 2013. 「質的な特性に根ざした会計基準の開発—IASB による概念フレームワークの討議資料—」『経済学論集』 79(2): 27-94.
- . 2014. 「IFRS 概念フレームワークをめぐる論点」『企業会計』 66(1): 43-51.
- . 2015. 「概念フレームワークプロジェクト—純利益と「その他の包括利益」の分類基準をめぐる通念の検証—」辻山栄子編著. 『IFRS の会計思考—過去・現在そして未来への展望』中央経済社: 35-74.
- 若杉明. 1989. 「期間損益計算原則としての原価評価・実現基準の再検討」『企業会計』41(6): 12-20.
- 渡邊泉. 2016. 『帳簿が語る歴史の真実—通説という名の誤り—』同文館出版.